（４分冊の１）

秋田市公報

あきた

第１０５２号
平成25年１月10日
毎月10日発行

発行所　秋田市山王一丁目１番１号
秋田市総務部文書法制課
電話　018－866－2008

印刷所　秋田市旭北錦町３番50号
株式会社　三戸印刷所
電話　018－823－5351

目　次

条　例

○秋田市公文書管理条例（第58号）……3
○秋田市職員定数条例の一部を改正する条例（第59号）……9
○秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（第60号）……9
○公立大学法人秋田公立美術大学に係る重要な財産を定める条例（第61号）……9
○公立大学法人秋田公立美術大学への職員の引継ぎに関する条例（第62号）……9
○秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（第63号）……10
○秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（第64号）……39
○秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（第65号）……49
○秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例（第66号）……60
○秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（第67号）……62
○秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（第68号）……64
○秋田市指定障害福祉サービス事業者および指定障害者支援施設の指定の申請者等に関する基準を定める条例（第69号）……71
○秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例（第70号）……71
○秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（第71号）……75
○秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（第72号）……119
○秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（第73号）……166
○秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（第74号）……176
○秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（第75号）……186
○秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（第76号）……223
○秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（第77号）……239
○秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（第78号）……252
○秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（第79号）……256
○秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例（第80号）……263
○秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第81号）……264
○秋田市医療法施行条例（第82号）……265
○秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（第83号）……265
○秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（第84号）……265
○秋田市理容師法施行条例（第85号）……266
○秋田市美容師法施行条例（第86号）……267
○秋田市興行場法施行条例（第87号）……267
○秋田市公衆浴場法施行条例（第88号）……268
○秋田市クリーニング業法施行条例（第89号）……269
○秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（第90号）……270
○秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例（第91号）…275
○秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例（第92号）……275
○秋田市営住宅条例の一部を改正する条例（第93号）……278
○秋田市営住宅等の整備基準を定める条例（第94号）……279
○秋田公立美術工芸短期大学条例を廃止する条例（第95号）……280
○秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院設置条例の一部を改正する条例（第96号）……280

規　則

○秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則（第57号）…281
○秋田市旅館業法施行細則の一部を改正する規則（第58号）……281
○秋田市理容師法施行細則の一部を改正する規則（第59号）……281
○秋田市美容師法施行細則の一部を改正する規則（第60号）……281
○秋田市興行場法施行細則の一部を改正する規則（第61号）……281
○秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（第62号）……281
○秋田市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（第63号）……282
○秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（第64号）……282
○秋田公立美術工芸短期大学条例施行規則および秋田公立美術工

芸短期大学大学開放センター管理運営規則を廃止する規則（第65号）……301
○秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則（第66号）……301
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第67号）……302

告　　示

○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第281号）……302
○秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第282号）……302
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第283号）……302
○粗大ごみ証紙売りさばき人の指定について（第284号）……302
○介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第285号）……302
○生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について（第286号）……303
○生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第287号）……303
○生活保護法による施術者の指定について（第288号）……303
○市道路線の区域変更および供用開始について（第289号）…303
○身体障害者福祉法による医師の指定について（第290号）…304
○平成22年度、平成23年度および平成24年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第291号）……304
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第292号）……304
○放置自転車等の撤去および保管について（第293号）……305
○平成24年度市税督促状の公示送達について（第294号）……305
○平成24年度第４期国民健康保険税督促状の公示送達について（第295号）……305
○平成24年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第296号）……305
○平成24年11月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第297号）……305
○専決処分した予算およびその要領について（第298号）……323
○平成24年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第299号）……324
○市道路線の認定について（第300号）……331
○市道路線の区域決定および供用開始について（第301号）…331
○平成24年度介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第302号）……331
○保存樹の指定の解除について（第303号）……331

教　委　告　示

○教育委員会定例会の招集について（第16号）……332

選　管　告　示

○選挙権を有する者の総数の50分の１および３分の１の数について（第36号）……332
○平成24年12月16日執行予定の衆議院議員総選挙における在外投票の期日前投票所について（第37号）……332
○選挙権を有する者の総数の50分の１および３分の１の数について（第38号）……332
○平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第39号）……332
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第40号）……332
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所について（第41号）…336
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第42号）……336
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第43号）……336
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所について（第44号）……341
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を閉じる時刻について（第45号）……343
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所および日時について（第46号）……343
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者およびその職務を代理すべき者について（第47号）……343
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第48号）……343
○平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、裁判官の氏名等の掲示場所を各投票所の入口又はその付近１箇所とすることについて（第49号）……343
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の変更選任について（第50号）……343

農　委　告　示

○農業委員会総会の招集について（第15号）……343

上下水道局告示

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第40号）……344

公　　告

○平成22年度および平成23年度に地籍調査を行った区域の土地の地図および簿冊の閲覧について……344
○入札参加資格の申請の受付について……344
○インフルエンザ定期予防接種について……345
○土地区画整理事業の事業計画の変更について……346
○都市計画の変更について……346
○都市計画の変更について……346
○都市計画の変更について……346
○放置自転車等の撤去および保管について……346
○都市公園の区域の変更について……347
○差押財産の公売について……347

○差押財産の公売について ……348
○建築基準法による道路の指定について ……348
○農用地利用集積計画の策定について ……348
○土地区画整理法による仮換地の使用収益開始日の通知書の掲示について ……348
○土地区画整理法による仮換地の使用収益開始日の通知書の掲示について ……349
○農業振興地域整備計画の案の縦覧について ……349

上下水道局公告

○入札参加希望者の公募について ……349

条　　例

秋田市公文書管理条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第58号

秋田市公文書管理条例

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　公文書の管理
第１節　文書の作成（第４条）
第２節　公文書の整理等（第５条―第10条）
第３章　法人文書の管理（第11条―第13条）
第４章　歴史公文書等の保存、利用等（第14条―第27条）
第５章　秋田市公文書管理委員会（第28条―第30条）
第６章　雑則（第31条―第35条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、市の公文書等が健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、住民自治の担い手である市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存および利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市民の知る権利を尊重し、市の有するその諸活動を現在および将来の市民に説明する責務を全うすることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長および議会をいう。

⑵　地方独立行政法人　市が設立した地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。

⑶　公的団体　秋田市情報公開条例（平成９年秋田市条例第39号。以下「情報公開条例」という。）第33条第１項に規定する出資法人、同条第２項に規定する指定管理者その他の規則で定める団体をいう。

⑷　公文書　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は配布することを目的として発行されるもの

イ　特定歴史公文書等

ウ　市の図書館、美術館その他の施設において、歴史的もしくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

⑸　法人文書　地方独立行政法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該地方独立行政法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該地方独立行政法人が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は配布することを目的として発行されるもの

イ　地方独立行政法人の図書館その他の施設において、歴史的もしくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

⑹　歴史公文書等　歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

⑺　特定歴史公文書等　歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

ア　第８条第１項の規定により市長が保存するもの

イ　第８条第２項、第11条第４項又は第34条第３項の規定により市長に移管されたもの

ウ　法人その他の団体（市および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）又は個人から市長に寄贈され、又は寄託されたもの

⑻　公文書等　公文書、法人文書および特定歴史公文書等をいう。

（法令等との関係）

第３条　公文書等の管理については、法律もしくはこれに基づく命令又は他の条例およびこれに基づく規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第２項に規定する規則その他の規程および地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第２章　公文書の管理

第１節　文書の作成

第４条　実施機関の職員は、第１条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程ならびに当該実施機関の事務および事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

⑴　条例および規則等の設定又は改廃およびその経緯

⑵　前号に規定するもののほか、実施機関又はその長で構成される会議又は実施機関における管理職員を含む職員で構成される重要な会議その他これらに準ずる会議の決定又は了解およびその経緯

⑶　複数の実施機関による申合せ又は他の実施機関、市民もしくは事業者に対して示す基準の設定およびその経緯

⑷　個人又は法人の権利義務の得喪およびその経緯

⑸　職員の人事に関する事項

第２節　公文書の整理等

（整理）

第５条　実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、規則で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間および保存期間の満了する日を設定しなければならない。

２　実施機関は、能率的な事務又は事業の処理および公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める場合を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を１の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

３　前項の場合において、実施機関は、規則で定めるところにより、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間および保存期間の満了する日を設定しなければならない。

４　実施機関は、第１項および前項の規定により設定した保存期間および保存期間の満了する日を、規則で定めるところにより、延長することができる。

５　実施機関は、公文書ファイルおよび単独で管理している公文書（以下「公文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては引き続き保存（市長以外の実施機関にあっては、規則で定めるところにより市長への移管の措置）を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（保存）

第６条　実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存および利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

２　前項の場合において、実施機関は、当該公文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

３　市長は、第１項の規定による保存および前項の規定による集中管理の推進に資するため、他の実施機関からの依頼を受けて、公文書（前条第５項の規定により市長への移管の措置をとるべきことが定められているものに限る。）の保存を行うことができる。

４　市長は、必要があると認める場合は、他の実施機関からの依頼を受けて、公文書（前条第５項の規定により市長への移管の措置をとるべきことが定められているものを除く。）の保存を行うことができる。

（公文書ファイル管理簿の記載事項等）

第７条　実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、次に掲げる事項（情報公開条例第７条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、規則で定める期間未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。

⑴　分類

⑵　名称

⑶　保存期間

⑷　保存期間の満了する日

⑸　保存期間が満了したときの措置

⑹　保存場所

⑺　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

２　実施機関は、公文書ファイル管理簿について、規則で定めるところにより、当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（移管又は廃棄）

第８条　市長は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第５条第５項の規定により引き続き適切に保存し、又は廃棄しなければならない。

２　実施機関（市長を除く。以下この条および次条において同じ。）は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第５条第５項の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。

３　実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該協議が整わないときは、市長は、公文書管理委員会（第28条第１項に規定する公文書管理委員会をいう。以下この章から第４章までにおいて同じ。）に諮問し、その答申を受けるものとする。

４　前項の場合において、公文書管理委員会からの答申を受けて、当該公文書ファイル等を廃棄しないこととしたときは、当該実施機関は、当該公文書ファイル等について、新たに保存期間および保存期間の満了する日を設定しなければならない。

５　実施機関は、第２項の規定により市長に移管する公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等が第15条第１項第１号に掲げる場合に該当するものとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認める場合は、その旨の意見を付さなければならない。

６　市長は、公文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合は、当該公文書ファイル等を保有する実施機関に対し、当該公文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないよう求めることができる。

（管理状況の報告等）

第９条　実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

２　市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、市の公文書の管理の状況についての概要を公表しなければならない。

３　市長は、第１項に定めるもののほか、公文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合は、実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告もしくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

（公文書管理規程）

第10条　実施機関は、公文書の管理が第４条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定め（以下「公文書管理規程」という。）を設けなければならない。

２　公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を規定しなければならない。

⑴　作成に関する事項

⑵　整理に関する事項

⑶　保存に関する事項
⑷　公文書ファイル管理簿に関する事項
⑸　移管又は廃棄に関する事項
⑹　管理状況の報告に関する事項
⑺　前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要と認められる規則で定める事項

3　実施機関は、公文書管理規程を設けようとするときは、あらかじめ公文書管理委員会に諮問し、その答申を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4　実施機関は、公文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第３章　法人文書の管理

（法人文書の管理に関する原則）

第11条　地方独立行政法人は、第４条から第６条までの規定に準じ、法人文書を適正に管理しなければならない。

2　地方独立行政法人は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理および法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を１の集合物にまとめたものならびに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の管理を適切に行うため、次に掲げる事項（情報公開条例第７条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「法人文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、規則で定める期間未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りでない。

⑴　分類
⑵　名称
⑶　保存期間
⑷　保存期間の満了する日
⑸　保存期間が満了したときの措置
⑹　保存場所
⑺　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3　地方独立行政法人は、法人文書ファイル管理簿について、規則で定めるところにより、当該地方独立行政法人の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4　地方独立行政法人は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあっては規則で定めるところにより市長に移管し、それ以外のものにあっては廃棄しなければならない。

5　地方独立行政法人は、前項の規定により市長に移管する法人文書ファイル等について、第15条第１項第２号に掲げる場合に該当するものとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認められる場合は、その旨の意見を付さなければならない。

（管理状況の報告等）

第12条　地方独立行政法人は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

2　市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

（法人文書管理規程）

第13条　地方独立行政法人は、法人文書の管理が前２条の規定に基づき適正に行われることを確保するため、第10条第２項の規定を参酌し、法人文書の管理に関する定め（以下「法人文書管理規程」という。）を設けなければならない。

2　地方独立行政法人は、法人文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第４章　歴史公文書等の保存、利用等

（特定歴史公文書等の保存等）

第14条　市長は、特定歴史公文書等について、第24条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2　市長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存および利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3　市長は、特定歴史公文書等に個人情報（秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第２条第２号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）が記録されている場合は、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4　市長は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の適切な保存を行い、および適切な利用に資するために必要な事項を記載した特定歴史公文書等の目録を作成し、公表しなければならない。

（特定歴史公文書等の利用請求およびその取扱い）

第15条　市長は、その保存する特定歴史公文書等について前条第４項の目録の記載に従い利用の請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

⑴　当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
　ア　情報公開条例第７条第１号に掲げる情報
　イ　情報公開条例第７条第２号に掲げる情報
　ウ　情報公開条例第７条第３号又は第６号アもしくはオに掲げる情報
　エ　情報公開条例第７条第４号に掲げる情報
⑵　当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合
⑶　当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損もしくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は市長において当該原本が現に使用されている場合

2　市長は、前項の利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が第１項第１号に該当するか否かについての判断に当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書又は法人文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第８条第５項又は第11条第５項の規定による意見が付されている場合は、当該意見を参酌しなければならない。

3　市長は、第１項第１号又は第２号に掲げる場合であっても、同項第１号アからエまでに掲げる情報又は同項第２号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報等の取扱い）

第16条　市長は、前条第１項第１号イの規定にかかわらず、当該

規定に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につきこの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

2　次に掲げる者は、この条例の定めるところにより、市長に対し、市長の保有する死者を本人とする個人情報で当該各号に定める情報が記載された特定歴史公文書等の利用請求をすることができる。

⑴　死者の相続人　財産、不法行為による損害賠償請求権その他の当該死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報が記載された特定歴史公文書等

⑵　死者の死亡当時における配偶者、子および父母　慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報が記載された特定歴史公文書等

⑶　死亡当時未成年者であった死者の親権者　当該死者に関する情報が記載された特定歴史公文書等

⑷　次に掲げる者　当該死者の診療録等である特定歴史公文書等

ア　死者の死亡当時における配偶者および子

イ　アに掲げる者がない場合にあっては、死者の血族である父母

ウ　アおよびイに掲げる者がない場合にあっては、死者の血族である孫、祖父母および兄弟姉妹

⑸　市長が公文書管理委員会の意見を聴いた上で認める者　当該死者に関する情報が記載された特定歴史公文書等で市長が公文書管理委員会の意見を聴いた上で認める範囲のもの

3　前２項の場合において、利用請求をする者は、市長に対し、自己が当該利用請求に係る個人情報の本人又は前項の規定により利用請求をすることができる者であることを示す書類で規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第17条　利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第２条第２項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体、地方独立行政法人（市以外の地方公共団体が設立したものを含む。）および利用請求をした者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、市長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2　市長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第７条第２号イ又は第３号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3　市長は、特定歴史公文書等であって第15条第１項第１号エに該当するものとして第８条第５項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合は、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4　市長は、第１項又は第２項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、市長は、その決定後直ちに、当該意見書（第20条第２項第２号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨およびその理由ならびに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第18条　市長が特定歴史公文書等を利用させる場合は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（費用負担）

第19条　この条例の規定による特定歴史公文書等の利用に係る手数料は、無料とする。

2　写しの交付により特定歴史公文書等を利用する者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（異議申立ておよび公文書管理委員会への諮問）

第20条　利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、市長に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

2　市長は、前項の異議申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

⑴　異議申立てが不適法であり、却下するとき。

⑵　決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

（情報公開条例の準用）

第21条　情報公開条例第18条、第19条および第21条から第27条までの規定は、前条の規定による異議申立てについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる情報公開条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条	前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）	市長は、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号。以下「公文書管理条例」という。）第20条第２項の規定により諮問をしたとき
第18条第１号	不服申立人	異議申立人
第18条第２号	開示請求者（開示請求者が	利用請求をした者（利用請求をした者が
	不服申立人	異議申立人
第18条第３号	不服申立て	異議申立て
	開示決定等について反対意見書	利用請求に対する処分（以下「利用決定等」という。）について公文書管理条例第17条第４項に規定する反対意見書
	第三者（	第三者（同条第１項に規定する第三者をいう。以下同じ。）（
	不服申立人	異議申立人
第19条の見出し	不服申立て	異議申立て
第19条	第14条第３項	公文書管理条例第17条第４項
	決定又は裁決	決定
第19条第１号	開示決定	利用させる旨の決定
	不服申立て	異議申立て
	決定又は裁決	決定
第19条第２号	不服申立て	異議申立て
	開示決定等	利用決定等（公文書管理条例第15条第２項に規定する利用請求に係る特定歴史公文書等（公文書管理条例第２条第７号に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の全部を利用させる旨の決定を除く。以下この号において同じ。）
	公文書を開示する	特定歴史公文書等を利用させる
	決定又は裁決	決定
	公文書の開示	特定歴史公文書等の利用
第21条の見出し	審査会	公文書管理委員会
第21条第１項	審査会は	公文書管理条例第28条第１項に規定する秋田市公文書管理委員会（以下「公文書管理委員会」という。）は
	諮問実施機関	市長
	開示決定等に係る公文書	利用決定等に係る特定歴史公文書等
	審査会に	公文書管理委員会に
	公文書の開示	特定歴史公文書等の利用
第21条第２項	諮問実施機関	市長
	審査会	公文書管理委員会
	前項	公文書管理条例第21条の規定により読み替えられた前項
第21条第３項	審査会	公文書管理委員会
	諮問実施機関	市長
	開示決定等に係る公文書	利用決定等に係る特定歴史公文書等
第21条第４項	第１項	公文書管理条例第21条の規定により読み替えられた第１項
	審査会	公文書管理委員会
	不服申立て	異議申立て
	不服申立人	異議申立人
	諮問実施機関	市長
	不服申立人等	異議申立人等
第22条第１項	審査会	公文書管理委員会
	不服申立人等	異議申立人等
第22条第２項	前項本文	公文書管理条例第21条の規定により読み替えられた前項本文
	不服申立人	異議申立人
	審査会	公文書管理委員会
第23条	不服申立人等	異議申立人等
	審査会	公文書管理委員会
第24条	審査会	公文書管理委員会
	第21条第１項	公文書管理条例第21条の規定により読み替えられた第21条第１項
	公文書	特定歴史公文書等
	第22条第１項本文	公文書管理条例第21条の規定により読み替えられた第22条第１項本文
	不服申立人等	異議申立人等
第25条第１項	不服申立人等	異議申立人等
	審査会	公文書管理委員会
第25条第２項	審査会	公文書管理委員会
	前項	公文書管理条例第21条の規定により読み替えられた前項
第26条	審査会	公文書管理委員会
	第17条	公文書管理条例第20

		条第２項
	不服申立て	異議申立て
第27条	審査会	公文書管理委員会
	第17条	公文書管理条例第20条第２項
	不服申立人	異議申立人

（利用の促進）

第22条　市長は、特定歴史公文書等（第15条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示（インターネットを利用する方法によるものを含む。）、教育現場での活用、資料集の刊行その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（移管元実施機関等による利用の特例）

第23条　特定歴史公文書等を移管した実施機関又は地方独立行政法人が市長に対しそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合は、第15条第１項第１号又は第２号の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書等の廃棄）

第24条　市長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合（時の経過による劣化、損傷等により、判読および修復が不可能と認める場合をいう。）は、公文書管理委員会に諮問し、その答申を受けた上で、当該文書を廃棄することができる。

（保存および利用の状況の公表）

第25条　市長は、特定歴史公文書等の保存および利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

（利用等規則）

第26条　市長は、特定歴史公文書等の保存、利用および廃棄が第14条から第19条までおよび第22条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書等の保存、利用および廃棄に関する定め（以下「利用等規則」という。）を設けなければならない。

２　利用等規則には、特定歴史公文書等に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

⑴　保存に関する事項

⑵　第19条に規定する費用その他一般の利用に関する事項

⑶　特定歴史公文書等を移管した実施機関又は地方独立行政法人による当該特定歴史公文書等の利用に関する事項

⑷　廃棄に関する事項

⑸　保存および利用の状況の公表に関する事項

３　市長は、利用等規則を設けようとするときは、あらかじめ公文書管理委員会に諮問し、その答申を受けなければならない。これを変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）も、同様とする。

４　市長は、利用等規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（利用方法等の周知）

第27条　市長は、この条例の趣旨にのっとり、適正かつ有効に特定歴史公文書等を利用できるようにするため、随時、この条例の規定による制度の目的、利用方法等について、市の広報紙、新聞、インターネットの利用その他の方法により、広く周知を図るものとする。

第５章　秋田市公文書管理委員会

（秋田市公文書管理委員会の設置）

第28条　この条例の規定によりその権限に属させられた事項について、諮問に応じ調査審議を行うため、秋田市公文書管理委員会（以下「公文書管理委員会」という。）を置く。

２　公文書管理委員会は、前項に規定する調査審議のほか、公文書等の管理に関する重要な事項について、市長又は実施機関に意見を述べることができる。

３　公文書管理委員会は、委員５人以内をもって組織する。

４　委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

５　委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

６　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

７　この条例に規定するもののほか、公文書管理委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（公文書管理委員会への諮問）

第29条　市長は、次に掲げる場合は、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

⑴　第５条第１項もしくは第３項から第５項まで、第７条、第10条第２項第７号、第11条第２項から第４項まで、第14条第４項、第16条第１項、第17条第１項から第３項まで、第18条、第19条又は第35条の規定により規則等の設定又は改廃の立案をしようとするとき。

⑵　第８条第３項後段、第10条第３項、第24条又は第26条第３項の規定による答申を受けようとするとき。

２　市長は、前項第１号の規定により諮問し規則等の設定もしくは改廃の立案をしようとするとき、又は同項第２号の規定により諮問し当該諮問に対する答申を受けて必要な事務を処理しようとするときは、当該諮問に対する公文書管理委員会の意見又は答申を尊重しなければならない。

（資料の提出等の求め）

第30条　公文書管理委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合は、市長、実施機関又は地方独立行政法人に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第６章　雑則

（意識の高揚を図るための措置）

第31条　実施機関は、この条例の趣旨にのっとり、適正かつ永続的な公文書等の管理を行うため、特定の期間および事項を定め、実施機関の職員の公文書等の管理に関する意識の高揚を図るための措置を講ずるものとする。

（研修）

第32条　実施機関および地方独立行政法人は、それぞれ、当該実施機関又は当該地方独立行政法人の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識および技能を習得させ、および向上させるために必要な研修を行うものとする。

２　市長は、実施機関および地方独立行政法人の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存および移管を確保するために必要な知識および技能を習得させ、および向上させるために必要な研修を行うものとする。

（組織の見直しに伴う公文書等の適正な管理のための措置）

第33条　実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合は、その管理する公文書について、統合、廃止等の組織の見直し後においてこの条例の規定に準じた

適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

2　地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人について民営化等の組織の見直しが行われる場合は、その管理する法人文書について、民営化等の組織の見直し後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

（公的団体の文書管理）

第34条　公的団体は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　公的団体は、市長と協議して定めるところにより、自らが保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

3　市長は、前項に規定する協議による定めに基づき、歴史公文書等について、市長が保存する必要があると認める場合は、当該歴史公文書等を保有する公的団体との合意により、その移管を受けることができる。

4　前項の場合において、特に必要があると認めるときは、市長は、あらかじめ、公文書管理委員会の意見を聴くことができる。

（委任）

第35条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成26年４月１日から施行する。ただし、第５章の規定は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において保存されている文書の施行日以後の公文書ファイル管理簿および法人文書ファイル管理簿の作成等については、当該作成等に係る規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日の前日において現に保存されている文書のうちその保存期間が永年とされているもの（以下「永年保存文書」という。）であって、当該永年保存文書の保存されてきた期間が既に市長が別に定める期間を経過しているものについては、施行日をもって特定歴史公文書等とみなす。

4　施行日の前日において現に保存されている永年保存文書であって、施行日以後においてその保存されてきた期間が市長が別に定める期間を経過するものについては、当該期間を経過する日をもって当該永年保存文書を特定歴史公文書等とみなす。

5　施行日において歴史資料として重要であると認めて保存している文書については、特定歴史公文書等とみなす。

（目録の作成の特例）

6　前３項の規定により特定歴史公文書等とみなされるものについては、当分の間、第14条第４項に規定する目録の作成を行わないこととし、施行日前に作成された目録等により、これらを管理することができるものとする。

秋田市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第59号

秋田市職員定数条例の一部を改正する条例

秋田市職員定数条例（昭和24年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中イを削り、ウをイとする。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第60号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項第３号を削る。

附則第17項の表中

医療職給料表(3)	６級
教育職給料表(1)	４級

を

医療職給料表(3)	６級

に改める。

別表第３を削る。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

公立大学法人秋田公立美術大学に係る重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第61号

公立大学法人秋田公立美術大学に係る重要な財産を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第44条第１項の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学に係る重要な財産を定めるものとする。

（重要な財産）

第２条　法第44条第１項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産（土地については、その面積が１件5,000平方メートル以上のものに限る。）もしくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

公立大学法人秋田公立美術大学への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第62号

公立大学法人秋田公立美術大学への職員の引継ぎに関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第２項の規定に基づき、公立

大学法人秋田公立美術大学への職員の引継ぎに係る市の内部組織を定めるものとする。

（職員の引継ぎに係る内部組織）

第２条　法第59条第２項に規定する条例で定める市の内部組織は、秋田公立美術工芸短期大学条例を廃止する条例（平成24年秋田市条例第95号）による廃止前の秋田公立美術工芸短期大学条例（平成６年秋田市条例第25号）第１条に規定する秋田公立美術工芸短期大学（事務局および附属図書館を除く。）とする。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第63号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護
第１節　基本方針（第４条）
第２節　人員に関する基準（第５条―第７条）
第３節　設備に関する基準（第８条）
第４節　運営に関する基準（第９条―第43条）
第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第44条―第48条）
第３章　療養介護
第１節　基本方針（第49条）
第２節　人員に関する基準（第50条・第51条）
第３節　設備に関する基準（第52条）
第４節　運営に関する基準（第53条―第77条）
第４章　生活介護
第１節　基本方針（第78条）
第２節　人員に関する基準（第79条―第81条）
第３節　設備に関する基準（第82条）
第４節　運営に関する基準（第83条―第94条）
第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第95条―第97条）
第５章　短期入所
第１節　基本方針（第98条）
第２節　人員に関する基準（第99条・第100条）
第３節　設備に関する基準（第101条）
第４節　運営に関する基準（第102条―第109条）
第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第110条・第111条）
第６章　重度障害者等包括支援
第１節　基本方針（第112条）
第２節　人員に関する基準（第113条・第114条）
第３節　設備に関する基準（第115条）
第４節　運営に関する基準（第116条―第122条）
第７章　共同生活介護
第１節　基本方針（第123条）
第２節　人員に関する基準（第124条・第125条）
第３節　設備に関する基準（第126条）
第４節　運営に関する基準（第127条―第140条）
第８章　自立訓練（機能訓練）
第１節　基本方針（第141条）
第２節　人員に関する基準（第142条・第143条）
第３節　設備に関する基準（第144条）
第４節　運営に関する基準（第145条―第148条）
第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第149条・第150条）
第９章　自立訓練（生活訓練）
第１節　基本方針（第151条）
第２節　人員に関する基準（第152条・第153条）
第３節　設備に関する基準（第154条）
第４節　運営に関する基準（第155条―第158条）
第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第159条・第160条）
第10章　就労移行支援
第１節　基本方針（第161条）
第２節　人員に関する基準（第162条―第164条）
第３節　設備に関する基準（第165条・第166条）
第４節　運営に関する基準（第167条―第171条）
第11章　就労継続支援Ａ型
第１節　基本方針（第172条）
第２節　人員に関する基準（第173条・第174条）
第３節　設備に関する基準（第175条）
第４節　運営に関する基準（第176条―第184条）
第12章　就労継続支援Ｂ型
第１節　基本方針（第185条）
第２節　人員に関する基準（第186条）
第３節　設備に関する基準（第187条）
第４節　運営に関する基準（第188条・第189条）
第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第190条―第193条）
第13章　共同生活援助
第１節　基本方針（第194条）
第２節　人員に関する基準（第195条・第196条）
第３節　設備に関する基準（第197条）
第４節　運営に関する基準（第198条―第200条）
第14章　多機能型に関する特例（第201条・第202条）
第15章　一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第203条・第204条）
第16章　離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第205条―第209条）
第17章　雑則（第210条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第１項第２号イならびに第43条第１項および第２項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　利用者　障害福祉サービスを利用する障害者および障害児

をいう。
⑵　支給決定　法第19条第１項に規定する支給決定をいう。
⑶　支給決定障害者等　法第５条第22項に規定する支給決定障害者等をいう。
⑷　支給量　法第22条第７項に規定する支給量をいう。
⑸　受給者証　法第22条第８項に規定する受給者証をいう。
⑹　支給決定の有効期間　法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。
⑺　指定障害福祉サービス事業者　法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
⑻　指定障害福祉サービス事業者等　法第29条第２項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
⑼　指定障害福祉サービス　法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
⑽　指定障害福祉サービス等　法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
⑾　指定障害福祉サービス等費用基準額　指定障害福祉サービス等につき法第29条第３項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第１項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
⑿　利用者負担額　指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額および障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第42条の２によって読み替えられた法第58条第３項第１号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第２項において準用する法第58条第４項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。
⒀　法定代理受領　法第29条第４項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第２項において準用する法第58条第５項の規定により支給決定障害者（法第19条第１項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。
⒁　基準該当障害福祉サービス　法第30条第１項第２号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。
⒂　常勤換算方法　事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
⒃　多機能型　第78条に規定する指定生活介護の事業、第141条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第151条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第161条に規定する指定就労移行支援の事業、第172条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業および第185条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業ならびに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第４条に規定する指定児童発達支援の事業、同令第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同令第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業および同令第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（同令に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）
第３条　指定障害福祉サービス事業者（第３章、第４章および第７章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対し指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより利用者に対し適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
２　指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
３　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章　居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護

第１節　基本方針

第４条　居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
２　重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
３　同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者および障害児（以下「障害者等」という。）が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
４　行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができる

よう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第５条　指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節および第４節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

２　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護および重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

３　前項の事業の規模は、前３月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、同項の事業の規模は、推定数によるものとする。

（管理者）

第６条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（準用）

第７条　前２条の規定は、重度訪問介護、同行援護および行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

第８条　指定居宅介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

２　前項の規定は、重度訪問介護、同行援護および行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第４節　運営に関する基準

（内容および手続の説明および同意）

第９条　指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った者（以下「利用申込者」という。）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしながら、当該利用申込者に対し、第31条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第10条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

２　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

３　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市に対し遅滞なく報告しなければならない。

４　前３項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第11条　指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第12条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市又は一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第13条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第14条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

（介護給付費の支給の申請に係る援助）

第15条　指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

２　指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第16条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携等）

第17条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第18条　指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時および利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第19条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供したときは、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2　指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

（金銭の支払の範囲等）

第20条　指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対し支払を求めることができる金銭は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2　前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第１項から第３項までに掲げる支払については、この限りでない。

（利用者負担額等の受領）

第21条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2　指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3　指定居宅介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供したときは、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4　指定居宅介護事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5　指定居宅介護事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第22条　指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護および他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護および他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第３項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費の額に係る通知等）

第23条　指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2　指定居宅介護事業者は、第21条第２項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

（指定居宅介護の基本取扱方針）

第24条　指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2　指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第25条　指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定居宅介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

⑵　指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うこと。

⑶　指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

⑷　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談および助言を行うこと。

（居宅介護計画の作成）

第26条　サービス提供責任者（第５条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。）は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況、希望等を踏まえ、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画（以下「居宅介護計画」という。）を作成しなければならない。

2　サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成したときは、利用者およびその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3　サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4　第１項および第２項の規定は、居宅介護計画の変更について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第27条　指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第28条　従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者等に関する市への通知）

第29条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（管理者およびサービス提供責任者の責務）

第30条　指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者および業務の管理を一元的に行わなければならない。

2　指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3　サービス提供責任者は、第26条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導その他のサービスの内容の管理等を行うものとする。

（運営規程）

第31条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定居宅介護の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合にあっては、当該障害の種類

⑻　虐待の防止のための措置に関する事項

⑼　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第32条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第33条　指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供することができるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3　指定居宅介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第34条　指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

第35条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第36条　指定居宅介護事業所の従業者および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　指定居宅介護事業者は、従業者又は管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3　指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第37条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2　指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第38条　指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービスの事業等を行う者又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2　指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービスの事業等を行う者又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第39条　指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2　指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3　指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第１項の規定により市が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該職員からの質問もしくは指定居宅介護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4　指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第２項の規定により市長が行う報告もしくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、および利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従っ

て必要な改善を行わなければならない。

5　指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該職員からの質問もしくは指定居宅介護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6　指定居宅介護事業者は、市又は市長から求めがあった場合は、前3項の改善の内容を市又は市長に報告しなければならない。

7　指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第40条　指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族その他の関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2　指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3　指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第41条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第42条　指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

（準用）

第43条　第9条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第43条第1項において準用する第31条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第43条第1項において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第7条において準用する第5条第2項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条第1項において準用する第26条」と、第31条中「第35条」とあるのは「第43条第1項において準用する第35条」と、第32条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2　第9条から第31条までおよび第33条から前条までの規定は、同行援護および行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第43条第2項において準用する第31条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第43条第2項において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第43条第2項において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条第2項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第7条において準用する第5条第2項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条第2項において準用する第26条」と、第31条中「第35条」とあるのは「第43条第2項において準用する第35条」と読み替えるものとする。

第5節　基準該当障害福祉サービスに関する基準

（従業者の員数）

第44条　居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。

2　厚生労働大臣が定める離島その他の地域において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあっては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

3　基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

（管理者）

第45条　基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（設備等）

第46条　基準該当居宅介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第47条　基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1)　当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市が認めるものに住所を有する場合

(2)　当該居宅介護が第44条第3項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

(3)　当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

2　基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条第1項において準用する第26条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導その他の必要な措置を講じなければならない。

（運営に関する基準）

第48条　第４条第１項および前節（第21条第１項、第22条、第23条第１項、第27条、第32条および第43条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条」とあるのは「第48条第１項において準用する第31条」と、第20条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第48条第１項において準用する次条第２項および第３項」と、第23条第２項中「第21条第２項」とあるのは「第48条第１項において準用する第21条第２項」と、第25条第１号中「次条第１項」とあるのは「第48条第１項において準用する次条第１項」と、第26条第１項中「第５条第２項」とあるのは「第44条第３項」と、第30条第３項中「第26条」とあるのは「第48条第１項において準用する第26条」と、第31条中「第35条」とあるのは「第48条第１項において準用する第35条」と読み替えるものとする。

２　第４条第２項から第４項までならびに前節（第21条第１項、第22条、第23条第１項、第27条、第32条および第43条を除く。）および第44条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条」とあるのは「第48条第２項において準用する第31条」と、第20条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第48条第２項において準用する次条第２項および第３項」と、第23条第２項中「第21条第２項」とあるのは「第48条第２項において準用する第21条第２項」と、第25条第１号中「次条第１項」とあるのは「第48条第２項において準用する次条第１項」と、第26条第１項中「第５条第２項」とあるのは「第44条第３項」と、第30条第３項中「第26条」とあるのは「第48条第２項において準用する第26条」と、第31条中「第35条」とあるのは「第48条第２項において準用する第35条」と、第47条第１項第２号中「第44条第３項」とあるのは「第48条第２項において準用する第44条第３項」と、第47条第２項中「次条第１項」とあるのは「次条第２項」と読み替えるものとする。

第３章　療養介護

第１節　基本方針

第49条　療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第２条の２に規定する者に対し、当該者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第50条　指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

⑴　医師　健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第４項第１号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

⑵　看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。）　指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を２で除した数以上

⑶　生活支援員　指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を４で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を２で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を２で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

⑷　サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）　指定療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

３　第１項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であって、その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

４　第１項に規定する指定療養介護事業所の従業者（第１号および第２号に掲げる者を除く。）は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

５　第１項第３号の生活支援員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

６　第１項第４号のサービス管理責任者のうち１人以上は、常勤でなければならない。

７　指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第２号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項および第52条第３項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の２第１項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項および第52条第３項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。第52条第３項において「指定入所施設基準」という。）第52条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

８　指定療養介護事業者が、指定医療機関（児童福祉法第６条の２第３項に規定する指定医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第１項から第６項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第51条　指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第３節　設備に関する基準

第52条　指定療養介護事業所は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備および多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

2　前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3　指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準第53条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（契約支給量の報告等）

第53条　指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2　指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市に対し遅滞なく報告しなければならない。

3　前２項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（サービスの提供の記録）

第54条　指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2　指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第55条　指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2　指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額および指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第２項において準用する法第58条第４項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3　指定療養介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

⑴　日用品費

⑵　前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4　指定療養介護事業者は、前３項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5　指定療養介護事業者は、第３項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第56条　指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額および指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第２項において準用する法第58条第４項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費の額に係る通知等）

第57条　指定療養介護事業者は、法定代理受領により市から指定療養介護に係る介護給付費および療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費および療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2　指定療養介護事業者は、第55条第２項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（指定療養介護の取扱方針）

第58条　指定療養介護事業者は、次条第１項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2　指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。

3　指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（療養介護計画の作成等）

第59条　指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4　サービス管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討

結果に基づき、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標およびその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者その他の関係者を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6　サービス管理責任者は、第４項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7　サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

9　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者およびその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

⑴　定期的に利用者に面接すること。

⑵　定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10　第２項から第７項までの規定は、第８項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の業務）

第60条　サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

⑵　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

⑶　他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。

（相談および援助）

第61条　指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第62条　指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護および医学的管理の下における介護）

第63条　看護および医学的管理の下における介護は、利用者の病状および心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2　指定療養介護事業者は、利用者の病状および心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3　指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4　指定療養介護事業者は、前３項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5　指定療養介護事業者は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護および介護を受けさせてはならない。

（その他のサービスの提供）

第64条　指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2　指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第65条　従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに他の専門医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者に関する市への通知）

第66条　指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

⑵　偽りその他不正な行為によって介護給付費もしくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第67条　指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者および業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2　指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第68条　指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第73条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　利用定員

⑷　指定療養介護の内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額

⑸　サービスの利用に当たっての留意事項

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　非常災害対策

⑻　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合にあっては、当該障害の種類

⑼　虐待の防止のための措置に関する事項

⑽　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第69条　指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供することができるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　指定療養介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第70条　指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第71条　指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

２　指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第72条　指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適正に行わなければならない。

２　指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（掲示）

第73条　指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第74条　指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

２　指定療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（地域との連携等）

第75条　指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

（記録の整備）

第76条　指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から５年間保存しなければならない。

⑴　第59条第１項に規定する療養介護計画

⑵　第54条第１項に規定するサービスの提供の記録

⑶　第66条に規定する市への通知に係る記録

⑷　第74条第２項に規定する身体的拘束等の記録

⑸　次条において準用する第39条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第40条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第77条　第９条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第36条、第37条第１項および第38条から第40条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条」とあるのは「第68条」と、第20条第２項中「次条第１項」とあるのは「第55条第１項」と読み替えるものとする。

第４章　生活介護

第１節　基本方針

第78条　生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則第２条の４に規定する者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第79条　指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

⑴　医師　利用者に対し日常生活上の健康管理および療養上の指導を行うために必要な数

⑵　看護職員（保健師又は看護師もしくは准看護師をいう。以下この章、第８章、第９章および第16章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士および生活支援員

ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士および生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の㋐から㋒までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ㋐から㋒までに定める数とする。

㋐　平均障害程度区分が４未満　利用者の数を６で除した数以上

㋑　平均障害程度区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数以上

㋒　平均障害程度区分が５以上　利用者の数を３で除した数以上

イ　看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、１以上とする。

ウ　理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ　生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、１以上とする。

⑶　サービス管理責任者　指定生活介護事業所ごとに、次のア

又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

2　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3　第１項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4　第１項第２号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5　第１項および前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6　第１項第２号の生活支援員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

7　第１項第３号のサービス管理責任者のうち１人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第80条　指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2　従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所および従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第81条　第51条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

第82条　指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所および多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2　前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　訓練・作業室

ア　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

⑵　相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

⑶　洗面所　利用者の特性に応じたものであること。

⑷　便所　利用者の特性に応じたものであること。

3　第１項に規定する相談室および多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4　第１項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第４節　運営に関する基準

（利用者負担額等の受領）

第83条　指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2　指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3　指定生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用

⑵　創作的活動に係る材料費

⑶　日用品費

⑷　前３号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4　前項第１号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5　指定生活介護事業者は、第１項から第３項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6　指定生活介護事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（介護）

第84条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2　指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3　指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4　指定生活介護事業者は、前３項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5　指定生活介護事業者は、常時１人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

6　指定生活介護事業者は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（生産活動）

第85条　指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品およびサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2　指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

3　指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4　指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵（じん）設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払）

第86条　指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

（食事）

第87条　指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合は、その内容および費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

２　指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況および嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢および障害の特性に応じた、適切な栄養量および内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

３　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

４　指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定および調理の方法について保健所その他の関係機関の指導を受けるよう努めなければならない。

（健康管理）

第88条　指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者に関する市への通知）

第89条　指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

⑵　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

（運営規程）

第90条　指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第93条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　利用定員

⑸　指定生活介護の内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額

⑹　通常の事業の実施地域

⑺　サービスの利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合にあっては、当該障害の種類

⑾　虐待の防止のための措置に関する事項

⑿　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（衛生管理等）

第91条　指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

２　指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（協力医療機関）

第92条　指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

（掲示）

第93条　指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（準用）

第94条　第９条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条までおよび第74条から第76条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条」とあるのは「第90条」と、第20条第２項中「次条第１項」とあるのは「第83条第１項」と、第23条第２項中「第21条第２項」とあるのは「第83条第２項」と、第58条第１項中「次条第１項」とあるのは「第94条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第94条において準用する前条」と、第76条第２項第１号中「第59条第１項」とあるのは「第94条において準用する第59条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第２号中「第54条第１項」とあるのは「第94条において準用する第19条第１項」と、同項第３号中「第66条」とあるのは「第89条」と、同項第４号中「第74条第２項」とあるのは「第94条において準用する第74条第２項」と、同項第５号および第６号中「次条」とあるのは「第94条」と読み替えるものとする。

第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当生活介護の基準）

第95条　生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第205条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定通所介護事業者（秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第99条第１項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。

⑵　指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第99条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂および機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第101条第２項第１号に規定する食堂および機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が３

平方メートル以上であること。

⑶　指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者および基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

⑷　基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第96条　次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第83条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第１項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

⑴　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第１項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第４条第１項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人以下とすること。

⑵　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第４条第１項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の１日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の２分の１から15人までの範囲内とすること。

⑶　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間および食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第２項第１号に規定する居間および食堂をいう。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

⑷　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数およびこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第４条第１項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する基準を満たしていること。

⑸　この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第97条　第83条第２項から第６項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第５章　短期入所

第１節　基本方針

第98条　短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第99条　法第５条第８項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設および併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

⑴　指定障害者支援施設（法第29条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）その他の法第５条第８項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合　当該施設の利用者の数および併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

⑵　第124条第１項に規定する指定共同生活介護事業者、第152条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（障害者自立支援法施行規則第25条第７号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は第195条第１項に規定する指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合　次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ次のア又はイに定める数

ア　指定短期入所と同時に第123条に規定する指定共同生活介護、第151条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（障害者自立支援法施行規則第25条第７号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は第194条に規定する指定共同生活援助（以下この章において「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯　指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第124条第１項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（第152条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（第195条第１項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数および併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利

用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ　指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）　次の㋐又は㋑に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ㋐又は㋑に定める数

㋐　当該日の指定短期入所の利用者の数が６以下　１以上

㋑　当該日の指定短期入所の利用者の数が７以上　１に、当該日の指定短期入所の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　法第５条第８項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

⑴　入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合　当該施設の利用者の数および空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

⑵　指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合　次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯　当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数および空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ　指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）　次の㋐又は㋑に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ㋐又は㋑に定める数

㋐　当該日の指定短期入所の利用者の数が６以下　１以上

㋑　当該日の指定短期入所の利用者の数が７以上　１に、当該日の指定短期入所の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

３　併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

⑴　指定生活介護事業所、第124条第１項に規定する指定共同生活介護事業所、第142条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第152条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第162条第１項に規定する指定就労移行支援事業所、第173条第１項に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所、指定就労継続支援Ｂ型事業所（第185条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、第195条第１項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の５の３第１項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合　次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　指定生活介護、第123条に規定する指定共同生活介護、第141条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第151条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第172条に規定する指定就労継続支援Ａ型、第185条に規定する指定就労継続支援Ｂ型、第194条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の５の３第１項に規定する指定通所支援のサービス提供時間　当該指定生活介護事業所等の利用者の数および当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ　指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間　次の㋐又は㋑に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ㋐又は㋑に定める数

㋐　当該日の利用者の数が６以下　１以上

㋑　当該日の利用者の数が７以上　１に、当該日の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

⑵　指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合　前号イの㋐又は㋑に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同号イの㋐又は㋑に定める数

（準用）

第100条　第６条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

第101条　指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第５条第８項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

２　併設事業所にあっては、当該併設事業所および当該併設事業所と同一敷地内にある法第５条第８項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

３　空床利用型事業所にあっては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

４　単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所および便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

５　前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室

ア　１の居室の定員は、４人以下とすること。

イ　地階に設けてはならないこと。

ウ　利用者１人当たりの床面積は、収納設備等を除き８平方メートル以上とすること。

エ　寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

⑵　食堂

ア　食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ　必要な備品を備えること。

⑶　浴室　利用者の特性に応じたものであること。

⑷　洗面所

ア　居室のある階ごとに設けること。

イ　利用者の特性に応じたものであること。
⑸　便所
ア　居室のある階ごとに設けること。
イ　利用者の特性に応じたものであること。

第４節　運営に関する基準

（指定短期入所の開始および終了）
第102条　指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。
２　指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。
（入退所の記録の記載等）
第103条　指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。
２　指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市に提出しなければならない。
（利用者負担額等の受領）
第104条　指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
２　指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
３　指定短期入所事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。
⑴　食事の提供に要する費用
⑵　光熱水費
⑶　日用品費
⑷　前３号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供された便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの
４　前項第１号および第２号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
５　指定短期入所事業者は、第１項から第３項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
６　指定短期入所事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。
（指定短期入所の取扱方針）
第105条　指定短期入所は、利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。
２　指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。
３　指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
（サービスの提供）
第106条　指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
２　指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
３　指定短期入所事業者は、その利用者に対し、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
４　指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合は、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。
５　利用者の食事は、栄養ならびに利用者の身体の状況および嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。
（運営規程）
第107条　指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。ただし、第99条第２項の規定の適用を受ける施設にあっては、第３号に掲げる事項を除く。
⑴　事業の目的および運営の方針
⑵　従業者の職種、員数および職務の内容
⑶　利用定員
⑷　指定短期入所の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額
⑸　サービスの利用に当たっての留意事項
⑹　緊急時等における対応方法
⑺　非常災害対策
⑻　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合にあっては、当該障害の種類
⑼　虐待の防止のための措置に関する事項
⑽　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
（定員の遵守）
第108条　指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
⑴　併設事業所にあっては、利用定員および居室の定員を超えることとなる利用者の数
⑵　空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員（第124条第１項に規定する指定共同生活介護事業所又は第195条第１項に規定する指定共同生活援助事業所にあっては、共同生活住居（法第34条第１項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）およびユニット（居室および居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）および居室の定員を超えることとなる利用者の数
⑶　単独型事業所にあっては、利用定員および居室の定員を超えることとなる利用者の数
（準用）

第109条　第９条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第36条から第42条まで、第61条、第67条、第69条、第71条、第74条、第75条、第88条および第91条から第93条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条」とあるのは「第107条」と、第20条第２項中「次条第１項」とあるのは「第104条第１項」と、第23条第２項中「第21条第２項」とあるのは「第104条第２項」と、第93条中「前条」とあるのは「第109条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第110条　短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、第96条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第４条第１項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第５項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

⑵　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の１日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の３分の１から９人までの範囲内とすること。

⑶　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定地域密着型サービス基準条例第87条第２項第２号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

⑷　基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第111条　第104条第２項から第６項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第６章　重度障害者等包括支援

第１節　基本方針

第112条　重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況および置かれている環境に応じ、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第113条　指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者および第195条第１項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第116条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

２　指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を１以上置かなければならない。

３　前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

４　第２項のサービス提供責任者のうち１人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

（準用）

第114条　第６条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（準用）

第115条　第８条第１項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第４節　運営に関する基準

（実施主体）

第116条　指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

（事業所の体制）

第117条　指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応することができる体制を有していなければならない。

２　指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、２以上の障害福祉サービスを提供することができる体制を有していなければならない。

３　指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

（障害福祉サービスの提供に係る基準）

第118条　指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第65号）又は秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第68号）に規定する基準を満たさなければならない。

２　指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。

３　指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所および共同生活介護に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）

第119条　指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第１項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

２　指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。

３　指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス利用計画の作成）

第120条　サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況、希望等を踏まえ、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。

２　サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

３　サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成したときは、利用者およびその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。

４　サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

５　第１項から第３項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。

（運営規程）

第121条　指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　指定重度障害者等包括支援を提供することができる利用者の数

⑷　指定重度障害者等包括支援の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　事業の主たる対象とする利用者

⑻　虐待の防止のための措置に関する事項

⑼　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（準用）

第122条　第９条から第21条まで、第23条、第28条、第29条、第34条から第42条までおよび第67条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条」とあるのは「第121条」と、第20条第２項中「次条第１項」とあるのは「第122条において準用する次条第１項」と、第23条第２項中「第21条第２項」とあるのは「第122条において準用する第21条第２項」と読み替えるものとする。

第７章　共同生活介護

第１節　基本方針

第123条　共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ、食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第124条　指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

⑴　世話人　指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上

⑵　生活支援員　指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア　障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下この号において「区分省令」という。）第２条第３号に規定する区分３に該当する利用者の数を９で除した数

イ　区分省令第２条第４号に規定する区分４に該当する利用者の数を６で除した数

ウ　区分省令第２条第５号に規定する区分５に該当する利用者の数を４で除した数

エ　区分省令第２条第６号に規定する区分６に該当する利用者の数を2.5で除した数

⑶　サービス管理責任者　指定共同生活介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が30以下　１以上

イ　利用者の数が31以上　１に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

３　第１項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（管理者）

第125条　指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

２　指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識および経験を有する者でなければならない。

第３節　設備に関する基準

第126条　指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族もしくは地域住民との交流の機

会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中および夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2　指定共同生活介護事業所は、１以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は４人以上とする。

3　共同生活住居の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4　共同生活住居は、その入居定員を２人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を２人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。

5　共同生活住居は、１以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

6　ユニットの入居定員は、２人以上10人以下とする。

7　ユニットには、居室および居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

⑴　１の居室の定員は、１人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

⑵　１の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第４節　運営に関する基準

（入退居）

第127条　指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2　指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3　指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境および援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4　指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第128条　指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2　指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第129条　指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2　指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3　指定共同生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

⑴　食材料費

⑵　家賃（法第34条第１項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第２項において準用する法第29条第４項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第２項において準用する法第29条第５項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

⑶　光熱水費

⑷　日用品費

⑸　前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4　指定共同生活介護事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5　指定共同生活介護事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第130条　指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2　指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受け、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（指定共同生活介護の取扱方針）

第131条　指定共同生活介護事業者は、第140条において準用する第59条に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2　指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望す

る者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合は、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行することができるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3　指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。

4　指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の業務）

第132条　サービス管理責任者は、第140条において準用する第59条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体および精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

⑵　利用者の身体および精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

⑶　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

⑷　他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。

（介護および家事）

第133条　介護は、利用者の身体および精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2　調理、洗濯その他の家事は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3　指定共同生活介護事業者は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第134条　指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2　指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3　指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者およびその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第135条　指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　入居定員

⑷　指定共同生活介護の内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額

⑸　入居に当たっての留意事項

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　非常災害対策

⑻　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合にあっては、当該障害の種類

⑼　虐待の防止のための措置に関する事項

⑽　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第136条　指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供することができるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3　指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理および指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4　指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5　指定共同生活介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（支援体制の確保）

第137条　指定共同生活介護事業者は、利用者の身体および精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者等との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第138条　指定共同生活介護事業者は、共同生活住居およびユニットの入居定員ならびに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第139条　指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2　指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（準用）

第140条　第９条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第74条から第76条まで、第89条、第91条および第93条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条」とあるのは「第135条」と、第20条第２項中「次条第１項」とあるのは「第129条第１項」と、第23条第２項中「第21条第２項」とあるのは「第129条第２項」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第76条第２項第１号中「第59条第１項」とあるのは「第140条において準用する第59条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同項第２号中「第54条第１項」とあるのは「第140条にお

いて準用する第54条第１項」と、同項第３号中「第66条」とあるのは「第140条において準用する第89条」と、同項第４号中「第74条第２項」とあるのは「第140条において準用する第74条第２項」と、同項第５号および第６号中「次条」とあるのは「第140条」と、第93条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第139条第１項の協力医療機関および同条第２項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第８章　自立訓練（機能訓練）

第１節　基本方針

第141条　自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同令第６条の７第１号に規定する者に対し、同令第６条の６第１号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第142条　指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

⑴　看護職員、理学療法士又は作業療法士および生活支援員

ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士および生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上とする。

イ　看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上とする。

ウ　理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上とする。

エ　生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上とする。

⑵　サービス管理責任者　指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　指定自立訓練（機能訓練）事業者が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。

３　第１項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

４　第１項第１号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

５　第１項、第２項および前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

６　第１項第１号の看護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

７　第１項第１号の生活支援員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

８　第１項第２号のサービス管理責任者のうち１人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第143条　第51条および第80条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（準用）

第144条　第82条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第４節　運営に関する基準

（利用者負担額等の受領）

第145条　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

３　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用

⑵　日用品費

⑶　前２号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第１項から第３項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

６　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（訓練）

第146条　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

２　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

３　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時１人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第147条　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第162条第１項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2　指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第148条　第９条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第74条から第76条までおよび第87条から第93条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条」とあるのは「第148条において準用する第90条」と、第20条第２項中「次条第１項」とあるのは「第145条第１項」と、第23条第２項中「第21条第２項」とあるのは「第145条第２項」と、第58条第１項中「次条第１項」とあるのは「第148条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第60条中「前条」とあるのは「第148条において準用する前条」と、第76条第２項第１号中「第59条第１項」とあるのは「第148条において準用する第59条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号中「第54条第１項」とあるのは「第148条において準用する第19条第１項」と、同項第３号中「第66条」とあるのは「第148条において準用する第89条」と、同項第４号中「第74条第２項」とあるのは「第148条において準用する第74条第２項」と、同項第５号および第６号中「次条」とあるのは「第148条」と、第90条中「第93条」とあるのは「第148条において準用する第93条」と、第93条中「前条」とあるのは「第148条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第149条　自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第205条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

⑵　指定通所介護事業所の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。

⑶　指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者および基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

⑷　基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第150条　第145条第２項から第６項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第９章　自立訓練（生活訓練）

第１節　基本方針

第151条　自立訓練（生活訓練）（障害者自立支援法施行規則第６条の６第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同令第６条の７第２号に規定する者に対し、同令第６条の６第２号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第152条　指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

⑴　生活支援員　指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を６で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

ア　イに掲げる利用者以外の利用者

イ　指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、障害者自立支援法施行規則第25条第７号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）の利用者

⑵　地域移行支援員　指定宿泊型自立訓練を行う場合は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、１以上

⑶　サービス管理責任者　指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

2　健康上の管理等の必要がある利用者のために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第１号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員および看護職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員および看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員および看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ１以上とする。

3　指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前２項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する

生活支援員を1人以上置くものとする。

4　第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

5　第1項および第2項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6　第1項第1号又は第2項の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

7　第1項第3号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第153条　第51条および第80条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第3節　設備に関する基準

第154条　指定自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所および多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2　前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　訓練・作業室

ア　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

⑵　相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

⑶　洗面所　利用者の特性に応じたものであること。

⑷　便所　利用者の特性に応じたものであること。

3　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあっては、第1項に規定する設備のほか、居室および浴室を設けるものとし、その基準は次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあっては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

⑴　居室

ア　1の居室の定員は、1人とすること。

イ　1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

⑵　浴室　利用者の特性に応じたものであること。

4　第1項に規定する相談室および多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5　第1項および第3項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節　運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

第155条　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供したときは、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しなければならない。

2　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供したときは、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第156条　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用

⑵　日用品費

⑶　前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合は、第1項および第2項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用

⑵　光熱水費

⑶　居室（国もしくは地方公共団体の負担もしくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　日用品費

⑸　前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

5　第3項第1号および前項第1号から第3号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第1項から第4項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

7　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第3項および第4項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（記録の整備）

第157条　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存し

なければならない。

⑴　次条において準用する第59条第１項の規定により作成する自立訓練（生活訓練）計画

⑵　第155条第１項および第２項に規定するサービスの提供の記録

⑶　次条において準用する第89条に規定する市への通知に係る記録

⑷　次条において準用する第74条第２項に規定する身体的拘束等の記録

⑸　次条において準用する第39条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第40条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第158条　第９条から第18条まで、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第74条、第75条、第87条から第93条まで、第130条、第146条および第147条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条」とあるのは「第158条において準用する第90条」と、第20条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第156条第１項から第４項まで」と、第22条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第23条第２項中「第21条第２項」とあるのは「第156条第２項」と、第58条第１項中「次条第１項」とあるのは「第158条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第60条中「前条」とあるのは「第158条において準用する前条」と、第90条中「第93条」とあるのは「第158条において準用する第93条」と、第93条中「前条」とあるのは「第158条において準用する前条」と、第130条第２項中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第159条　自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第205条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

⑵　指定通所介護事業所の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。

⑶　指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者および基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

⑷　基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第160条　第145条第２項から第６項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第10章　就労移行支援

第１節　基本方針

第161条　就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則第６条の９に規定する者に対し、同令第６条の８に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第162条　指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

⑴　職業指導員および生活支援員

ア　職業指導員および生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上とする。

イ　職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、１以上とする。

ウ　生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、１以上とする。

⑵　就労支援員　指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

⑶　サービス管理責任者　指定就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

３　第１項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

４　第１項第１号の職業指導員又は生活支援員のうちいずれか１人以上は、常勤でなければならない。

５　第１項第２号の就労支援員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

６　第１項第３号のサービス管理責任者のうち１人以上は、常勤でなければならない。

（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）

第163条　前条の規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、

はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

⑴　職業指導員および生活支援員

ア　職業指導員および生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。

イ　職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、１以上とする。

ウ　生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、１以上とする。

⑵　サービス管理責任者　指定就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項の従業者およびその員数については、前条第２項から第４項までおよび第６項の規定を準用する。

（準用）

第164条　第51条および第80条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、同条の規定は、適用しない。

第３節　設備に関する基準

（認定指定就労移行支援事業所の設備）

第165条　次条において準用する第82条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（準用）

第166条　第82条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

第４節　運営に関する基準

（実習の実施）

第167条　指定就労移行支援事業者は、利用者が第171条において準用する第59条の就労移行支援計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

２　指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターおよび特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向および適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第168条　指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

２　指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターおよび特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向および適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第169条　指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、利用者が就職した日から６月以上、職業生活における相談その他の支援を継続しなければならない。

（就職状況の報告）

第170条　指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しなければならない。

（準用）

第171条　第９条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第74条から第76条まで、第85条から第93条まで、第130条、第145条および第146条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条」とあるのは「第171条において準用する第90条」と、第20条第２項中「次条第１項」とあるのは「第171条において準用する第145条第１項」と、第22条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第23条第２項中「第21条第２項」とあるのは「第171条において準用する第145条第２項」と、第58条第１項中「次条第１項」とあるのは「第171条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第60条中「前条」とあるのは「第171条において準用する前条」と、第76条第２項第１号中「第59条第１項」とあるのは「第171条において準用する第59条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第２号中「第54条第１項」とあるのは「第171条において準用する第19条第１項」と、同項第３号中「第66条」とあるのは「第171条において準用する第89条」と、同項第４号中「第74条第２項」とあるのは「第171条において準用する第74条第２項」と、同項第５号および第６号中「次条」とあるのは「第171条」と、第90条中「第93条」とあるのは「第171条において準用する第93条」と、第93条中「前条」とあるのは「第171条において準用する前条」と、第130条第２項中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第11章　就労継続支援Ａ型

第１節　基本方針

第172条　障害者自立支援法施行規則第６条の10第１号に規定する就労継続支援Ａ型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援Ａ型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識および能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第173条　指定就労継続支援Ａ型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援Ａ型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援Ａ型事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

⑴　職業指導員および生活支援員

ア　職業指導員および生活支援員の総数は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。
イ　職業指導員の数は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、１以上とする。
ウ　生活支援員の数は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、１以上とする。
⑵　サービス管理責任者　指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア　利用者の数が60以下　１以上
イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
３　第１項に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援Ａ型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
４　第１項第１号の職業指導員又は生活支援員のうちいずれか１人以上は、常勤でなければならない。
５　第１項第２号のサービス管理責任者のうち１人以上は、常勤でなければならない。
（準用）
第174条　第51条および第80条の規定は、指定就労継続支援Ａ型の事業について準用する。
第３節　設備に関する基準
第175条　指定就労継続支援Ａ型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所および多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。
２　前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。
⑴　訓練・作業室
ア　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
イ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
⑵　相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
⑶　洗面所　利用者の特性に応じたものであること。
⑷　便所　利用者の特性に応じたものであること。
３　第１項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援Ａ型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。
４　第１項に規定する相談室および多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。
５　第１項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援Ａ型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
第４節　運営に関する基準
（実施主体）
第176条　指定就労継続支援Ａ型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援Ａ型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。
２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条第１項に規定する子会社以外の者でなければならない。
（雇用契約の締結等）
第177条　指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援Ａ型事業者（多機能型により第185条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業を一体的に行う者を除く。）は、障害者自立支援法施行規則第６条の10第２号に規定する者に対し、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援Ａ型を提供することができる。
（就労）
第178条　指定就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品およびサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。
２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
（賃金および工賃）
第179条　指定就労継続支援Ａ型事業者は、第177条第１項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。
２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、第177条第２項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
４　第２項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる１月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。
（実習の実施）
第180条　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者が第184条において準用する第59条の就労継続支援Ａ型計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。
２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターおよび特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の就労に対する意向および適性を踏まえて行うよう努めなければならない。
（求職活動の支援等の実施）
第181条　指定就労継続支援Ａ型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。
２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターおよび特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の就労に関する意向および適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。
（職場への定着のための支援等の実施）
第182条　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、利用者が就職した日から６月以上、職業生活における相談その他の支援の継続に努めなければならない。
（利用者および従業者以外の者の雇用）

第183条　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者および従業者以外の者を指定就労継続支援Ａ型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

⑴　利用定員が10人以上20人以下　利用定員に100分の50を乗じて得た数

⑵　利用定員が21人以上30人以下　10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

⑶　利用定員が31人以上　12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

（準用）

第184条　第９条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第74条から第76条まで、第87条から第93条まで、第145条および第146条の規定は、指定就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条」とあるのは「第184条において準用する第90条」と、第20条第２項中「次条第１項」とあるのは「第184条において準用する第145条第１項」と、第23条第２項中「第21条第２項」とあるのは「第184条において準用する第145条第２項」と、第58条第１項中「次条第１項」とあるのは「第184条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第184条において準用する前条」と、第76条第２項第１号中「第59条第１項」とあるのは「第184条において準用する第59条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、同項第２号中「第54条第１項」とあるのは「第184条において準用する第19条第１項」と、同項第３号中「第66条」とあるのは「第184条において準用する第89条」と、同項第４号中「第74条第２項」とあるのは「第184条において準用する第74条第２項」と、同項第５号および第６号中「次条」とあるのは「第184条」と、第90条中「第93条」とあるのは「第184条において準用する第93条」と、第93条中「前条」とあるのは「第184条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第12章　就労継続支援Ｂ型

第１節　基本方針

第185条　障害者自立支援法施行規則第６条の10第２号に規定する就労継続支援Ｂ型（以下「就労継続支援Ｂ型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援Ｂ型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、その知識および能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（準用）

第186条　第51条、第80条および第173条の規定は、指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（準用）

第187条　第175条の規定は、指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。

第４節　運営に関する基準

（工賃の支払等）

第188条　指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援Ｂ型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

２　前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる１月当たりの工賃の平均額（第４項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。

３　指定就労継続支援Ｂ型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

４　指定就労継続支援Ｂ型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準および前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市に報告しなければならない。

（準用）

第189条　第９条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第74条から第76条まで、第85条、第87条から第93条まで、第145条、第146条および第180条から第182条までの規定は、指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条」とあるのは「第189条において準用する第90条」と、第20条第２項中「次条第１項」とあるのは「第189条において準用する第145条第１項」と、第23条第２項中「第21条第２項」とあるのは「第189条において準用する第145条第２項」と、第58条第１項中「次条第１項」とあるのは「第189条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第189条において準用する前条」と、第76条第２項第１号中「第59条第１項」とあるのは「第189条において準用する第59条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、同項第２号中「第54条第１項」とあるのは「第189条において準用する第19条第１項」と、同項第３号中「第66条」とあるのは「第189条において準用する第89条」と、同項第４号中「第74条第２項」とあるのは「第189条において準用する第74条第２項」と、同項第５号および第６号中「次条」とあるのは「第189条」と、第90条中「第93条」とあるのは「第189条において準用する第93条」と、第93条中「前条」とあるのは「第189条において準用する前条」と、第180条第１項中「第184条」とあるのは「第189条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準

（実施主体等）

第190条　就労継続支援Ｂ型に係る基準該当障害福祉サービス（第205条に規定する特定基準該当就労継続支援Ｂ型を除く。以下「基準該当就労継続支援Ｂ型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援Ｂ型事業者」という。）は、社会福祉法第２条第２項第７号に掲げる授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第１項第４号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

２　基準該当就労継続支援Ｂ型事業者は、基準該当就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援Ｂ型事業所」という。）ごとに、秋田市救護施設等の設備および運営

に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第70号。以下この条において「基準条例」という。）第28条に掲げる職員のうちから１人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

3　基準該当就労継続支援Ｂ型事業所は、基準条例に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

（運営規程）

第191条　基準該当就労継続支援Ｂ型事業者は、基準該当就労継続支援Ｂ型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　基準該当就労継続支援Ｂ型の内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額

⑸　サービスの利用に当たっての留意事項

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　非常災害対策

⑻　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合にあっては、当該障害の種類

⑼　虐待の防止のための措置に関する事項

⑽　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（工賃の支払）

第192条　基準該当就労継続支援Ｂ型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2　基準該当就労継続支援Ｂ型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

（準用）

第193条　第９条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条（第１項を除く。）、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第69条、第71条、第74条から第76条まで、第85条、第88条、第89条、第91条から第93条まで、第145条（第１項を除く。）、第146条、第180条から第182条までおよび第185条の規定は、基準該当就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条」とあるのは「第191条」と、第20条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第193条において準用する第145条第２項および第３項」と、第23条第２項中「第21条第２項」とあるのは「第193条において準用する第145条第２項」と、第58条第１項中「次条第１項」とあるのは「第193条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第76条第２項第１号中「第59条第１項」とあるのは「第193条において準用する第59条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、同項第２号中「第54条第１項」とあるのは「第193条において準用する第19条第１項」と、同項第３号中「第66条」とあるのは「第193条において準用する第89条」と、同項第４号中「第74条第２項」とあるのは「第193条において準用する第74条第２項」と、同項第５号および第６号中「次条」とあるのは「第193条」と、第93条中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第180条第１項中「第184条」とあるのは「第193条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

第13章　共同生活援助

第１節　基本方針

第194条　共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第195条　指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

⑴　世話人　指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

⑵　サービス管理責任者　指定共同生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が30以下　１以上

イ　利用者の数が31以上　１に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

2　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3　第１項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第196条　第125条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（準用）

第197条　第126条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第４節　運営に関する基準

（家事等）

第198条　調理、洗濯その他の家事は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

2　指定共同生活援助事業者は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事を受けさせてはならない。

（勤務体制の確保等）

第199条　指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供することができるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援

助を提供しなければならない。

4　指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（準用）

第200条　第９条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第74条から第76条まで、第89条、第91条、第93条、第127条から第132条まで、第134条、第135条および第137条から第139条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条」とあるのは「第200条において準用する第135条」と、第20条第２項中「次条第１項」とあるのは「第200条において準用する第129条第１項」と、第23条第２項中「第21条第２項」とあるのは「第200条において準用する第129条第２項」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第76条第２項第１号中「第59条第１項」とあるのは「第200条において準用する第59条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第２号中「第54条第１項」とあるのは「第200条において準用する第54条第１項」と、同項第３号中「第66条」とあるのは「第200条において準用する第89条」と、同項第４号中「第74条第２項」とあるのは「第200条において準用する第74条第２項」と、同項第５号および第６号中「次条」とあるのは「第200条」と、第93条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条において準用する第139条第１項の協力医療機関および同条第２項の協力歯科医療機関」と、第129条第３項第２号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第131条第１項および第132条中「第140条」とあるのは「第200条」と、同条第３号および第134条第１項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。

第14章　多機能型に関する特例

（従業者の員数等に関する特例）

第201条　多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援Ａ型事業所および指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定就労継続支援Ｂ型事業者が指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。）ならびに指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第５条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（同令第56条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）および指定放課後等デイサービス事業所（同令第66条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第79条第６項、第142条第６項および第７項、第152条第６項、第162条第４項および第５項ならびに第173条第４項（第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師およびサービス管理責任者を除く。）のうち、１人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2　多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所および指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第79条第１項第３号および第７項、第142条第１項第２号および第８項、第152条第１項第３号および第７項、第162条第１項第３号および第６項ならびに第173条第１項第２号および第５項（これらの規定を第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを１の事業所であるとみなして、当該１の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち１人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

⑴　利用者の数の合計が60以下　１以上

⑵　利用者の数の合計が61以上　１に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

（設備の特例）

第202条　多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しながら、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第15章　一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

（従業者の員数に関する特例）

第203条　指定共同生活介護の事業および指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。）および指定共同生活援助事業所（以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき世話人およびサービス管理責任者の員数は、第124条第１項第１号および第３号ならびに第195条第１項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　世話人　当該一体型指定共同生活介護事業所および一体型指定共同生活援助事業所を１の事業所であるとみなして、当該１の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所および一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を６で除した数以上

⑵　サービス管理責任者　当該一体型指定共同生活介護事業所および一体型指定共同生活援助事業所を１の事業所であるとみなして、当該１の事業所とみなされた事業所ごとに、次のア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所および一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数の合計が30以下　１以上

イ　利用者の数の合計が31以上　１に、利用者の数の合計が30を超えて30又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

（設備および定員の遵守に関する特例）

第204条　一体型指定共同生活介護事業所および一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計およびその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数および入居定員とみなして第126条（第197条において準用する場合を含む。）および第138条（第200条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

第16章　離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

（離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準）

第205条　厚生労働大臣が定める離島その他の地域のうち、将来

的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援Ｂ型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）の事業のうち２以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第209条までに定めるところによる。

（従業者の員数）

第206条　特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

⑴　医師　利用者に対して日常生活上の健康管理および療養上の指導を行うために必要な数（特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。）

⑵　看護職員　１以上（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

⑶　理学療法士又は作業療法士　１以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

⑷　生活支援員　常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を６で除して得た数およびイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上

ア　特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練（機能訓練）および特定基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者

イ　特定基準該当就労継続支援Ｂ型の利用者

⑸　職業指導員　１以上（特定基準該当就労継続支援Ｂ型を提供する事業所に限る。）

⑹　サービス管理責任者　１以上

２　前項第３号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

３　第１項第４号の生活支援員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

４　第１項第６号のサービス管理責任者のうち１人以上は、常勤でなければならない。

（管理者）

第207条　特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

（利用定員）

第208条　特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、その利用定員を10人以上とする。

（準用）

第209条　第９条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条第２項、第28条、第36条から第41条まで、第58条から第60条まで、第67条、第69条から第71条まで、第76条、第82条、第90条（第10号を除く。）および第93条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第31条」とあるのは「第209条第１項において準用する第90条」と、第15条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第20条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第209条第２項において準用する第83条第２項および第３項、第209条第３項および第５項において準用する第145条第２項および第３項ならびに第209条第４項において準用する第156条第２項および第３項」と、第23条第２項中「第21条第２項」とあるのは「第209条第２項において準用する第83条第２項、第209条第３項および第５項において準用する第145条第２項ならびに第209条第４項において準用する第156条第２項」と、第36条第３項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第41条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第58条第１項中「次条第１項」とあるのは「第209条第１項において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「６月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、３月）」と、第60条中「前条」とあるのは「第209条第１項において準用する前条」と、第76条第２項第１号中「第59条第１項」とあるのは「第209条第１項において準用する第59条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第２号中「第54条第１項」とあるのは「第209条第１項において準用する第19条第１項」と、同項第３号中「第66条」とあるのは「第209条第２項から第５項までにおいて準用する第89条」と、同項第４号中「第74条第２項」とあるのは「第209条第１項において準用する第74条第２項」と、同項第５号および第６号中「次条」とあるのは「第209条第１項」と、第93条中「前条」とあるのは「第209条第２項から第５項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

２　第61条、第74条、第75条、第78条、第83条（第１項を除く。）、第84条（第５項を除く。）、第85条から第89条まで、第91条および第92条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第74条第１項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第78条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第83条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第84条第６項および第87条第４項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定

基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第91条第２項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

３　第61条、第74条、第75条、第87条から第89条まで、第91条、第92条、第141条、第145条（第１項を除く。）、第146条（第３項を除く。）および第147条第２項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第74条第１項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第87条第４項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第２項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第141条中「自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第145条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第146条第４項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

４　第61条、第74条、第75条、第87条から第89条まで、第91条、第92条、第146条（第３項を除く。）、第147条第２項、第151条および第156条（第１項および第４項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第74条第１項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第87条第４項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第２項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第146条第４項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第151条中「自立訓練（生活訓練）（障害者自立支援法施行規則第６条の６第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第156条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

５　第61条、第74条、第75条、第85条、第87条から第89条まで、第91条、第92条、第145条（第１項を除く。）、第146条（第３項を除く。）、第180条から第182条まで、第185条および第188条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援Ｂ型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第74条第１項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」と、第87条第４項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第２項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第145条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」と、第146条第４項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第180条第１項中「第184条」とあるのは「第209条第１項」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第185条中「障害者自立支援法施行規則第６条の10第２号に規定する就労継続支援Ｂ型（以下「就労継続支援Ｂ型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援Ｂ型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」と読み替えるものとする。

第17章　雑則

（委任）

第210条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第64号

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準
第１節　人員に関する基準（第４条―第７条）
第２節　設備に関する基準（第８条・第９条）
第３節　運営に関する基準（第10条―第60条）
第３章　雑則（第61条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第44条第１項および第２項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　利用者　障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

⑵　施設障害福祉サービス　法第５条第１項に規定する施設障害福祉サービスをいう。

⑶　支給決定　法第19条第１項に規定する支給決定をいう。

⑷　支給決定障害者　法第19条第１項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。

⑸　支給量　法第22条第７項に規定する支給量をいう。

⑹　受給者証　法第22条第８項に規定する受給者証をいう。

⑺　支給決定の有効期間　法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。

⑻　指定障害者支援施設　法第29条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。

⑼　指定障害福祉サービス　法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
⑽　指定障害福祉サービス等　法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
⑾　指定障害福祉サービス事業者等　法第29条第２項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
⑿　指定障害福祉サービス等費用基準額　指定障害福祉サービス等につき法第29条第３項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第１項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
⒀　利用者負担額　指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。
⒁　法定代理受領　法第29条第４項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。
⒂　常勤換算方法　指定障害者支援施設の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
⒃　昼間実施サービス　指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

（指定障害者支援施設の一般原則）

第３条　指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対し施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより利用者に対し適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。
２　指定障害者支援施設は、利用者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
３　指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章　指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準

第１節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第４条　生活介護を行う場合の指定障害者支援施設に置くべき従業者およびその員数その他の従業者に関する基準は、次のとおりとする。
⑴　医師　利用者に対して日常生活上の健康管理および療養上の指導を行うために必要な数
⑵　看護職員（保健師又は看護師もしくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士および生活支援員　総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次のアおよびイに掲げる数を合計した数以上
ア　次の㋐から㋒までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ㋐から㋒までに定める数
㋐　平均障害程度区分が４未満　利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。㋑および㋒において同じ。）の数を６で除した数
㋑　平均障害程度区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数
㋒　平均障害程度区分が５以上　利用者の数を３で除した数
イ　アの㋐の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数
⑶　看護職員　生活介護の単位ごとに、１以上
⑷　理学療法士又は作業療法士　利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
⑸　生活支援員　生活介護の単位ごとに、１以上
⑹　サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）　次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア　利用者の数が60以下　１以上
イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
２　前項第２号の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものとする。
３　第１項第２号、第４号および第５号の理学療法士もしくは作業療法士又は生活支援員および同項第６号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。
⑴　理学療法士又は作業療法士　確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができること。
⑵　生活支援員　１人以上は、常勤でなければならないこと。
⑶　サービス管理責任者　１人以上は、常勤でなければならないこと。
４　自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合の指定障害者支援施設に置くべき従業者およびその員数その他の従業者に関する基準は、次のとおりとする。
⑴　看護職員、理学療法士又は作業療法士および生活支援員　総数は、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上
⑵　看護職員　１以上
⑶　理学療法士又は作業療法士　１以上
⑷　生活支援員　１以上
⑸　サービス管理責任者　次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア　利用者の数が60以下　１以上
イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
５　指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓

練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、前項に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。

6　第４項第１号から第４号までの看護職員、理学療法士もしくは作業療法士又は生活支援員および同項第５号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。

⑴　理学療法士又は作業療法士　確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができること。

⑵　看護職員　１人以上は、常勤でなければならないこと。

⑶　生活支援員　１人以上は、常勤でなければならないこと。

⑷　サービス管理責任者　１人以上は、常勤でなければならないこと。

7　自立訓練（生活訓練）（障害者自立支援法施行規則第６条の６第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合の指定障害者支援施設に置くべき従業者およびその員数その他の従業者に関する基準は、次のとおりとする。

⑴　生活支援員　常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上

⑵　サービス管理責任者　次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

8　健康上の管理等の必要がある利用者のために看護職員を置いている場合については、前項第１号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員および看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員および看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員および看護職員の数は、それぞれ１以上とする。

9　指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、第７項および前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。

10　第７項第１号又は第８項の生活支援員および第７項第２号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。

⑴　生活支援員　１人以上は、常勤でなければならないこと。

⑵　サービス管理責任者　１人以上は、常勤でなければならないこと。

11　就労移行支援を行う場合の指定障害者支援施設に置くべき従業者およびその員数その他の従業者に関する基準は、次のとおりとする。

⑴　職業指導員および生活支援員　総数は、常勤換算方法で、利用者の数を６で除して得た数以上

⑵　職業指導員　１以上

⑶　生活支援員　１以上

⑷　就労支援員　常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

⑸　サービス管理責任者　次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

12　前項の規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者およびその員数その他の従業者に関する基準は、次のとおりとする。

⑴　職業指導員および生活支援員　総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

⑵　職業指導員　１以上

⑶　生活支援員　１以上

⑷　サービス管理責任者　次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えた数以上

13　第11項第１号から第３号までおよび前項第１号から第３号までの職業指導員および生活支援員、第11項第４号の就労支援員ならびに同項第５号および前項第４号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。

⑴　職業指導員又は生活支援員　いずれか１人以上は、常勤でなければならないこと。

⑵　就労支援員　１人以上は、常勤でなければならないこと。

⑶　サービス管理責任者　１人以上は、常勤でなければならないこと。

14　就労継続支援Ｂ型（障害者自立支援法施行規則第６条の10第２号に規定する就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）を行う場合の指定障害者支援施設に置くべき従業者およびその員数その他の従業者に関する基準は、次のとおりとする。

⑴　職業指導員および生活支援員　総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

⑵　職業指導員　１以上

⑶　生活支援員　１以上

⑷　サービス管理責任者　次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

15　前項第１号から第３号までの職業指導員および生活支援員ならびに同項第４号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。

⑴　職業指導員および生活支援員　いずれか１人以上は、常勤でなければならないこと。

⑵　サービス管理責任者　１人以上は、常勤でなければならないこと。

16　施設入所支援を行う場合の指定障害者支援施設に置くべき従業者およびその員数その他の従業者に関する基準は、次のとおりとする。

⑴　生活支援員　施設入所支援の単位ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を１以上とする。

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

⑵　サービス管理責任者　当該指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとすること。

17　前項第１号の施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

18　第１項、第４項、第７項、第11項、第12項、第14項および第16項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

19　第１項から第16項までに規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位もしくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護もしくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援もしくは就労継続支援Ｂ型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（従業者の員数に関する特例）

第５条　指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第１号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第９条において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第24条の２第１項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第９条において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。第９条において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。第９条において「指定入所施設基準」という。）第４条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第１項から第３項までならびに第16項および第17項の基準を満たしているものとみなすことができる。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）

第６条　複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第４条第３項第２号、第６項第２号および第３号、第10項第１号、第13項第１号（第12項第１号から第３号までに係る部分を除く。）および第２号ならびに第15項第１号の規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師およびサービス管理責任者を除く。）のうち１人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

２　複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第４条第１項第６号、第３項第３号、第４項第５号、第６項第４号、第７項第２号、第10項第２号、第11項第５号、第12項第４号、第13項第３号、第14項第４号および第15項第２号の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち１人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

⑴　利用者の数の合計が60以下　１以上

⑵　利用者の数の合計が61以上　１に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第７条　指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

２　従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所および従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第２節　設備に関する基準

（設備）

第８条　指定障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室および多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

２　指定障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　訓練・作業室

ア　専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

⑵　居室

ア　１の居室の定員は、４人以下とすること。

イ　地階に設けてはならないこと。

ウ　利用者１人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ　寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ　必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

⑶　食堂

ア　食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ　必要な備品を備えること。

⑷　浴室　利用者の特性に応じたものとすること。

⑸　洗面所

ア　居室のある階ごとに設けること。

イ　利用者の特性に応じたものであること。

⑹　便所

ア　居室のある階ごとに設けること。

イ　利用者の特性に応じたものであること。

⑺　相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

⑻　廊下幅

ア　1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とすること。

イ　廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者

等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

3　認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、前項に規定するもののほか、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

4　第１項に規定する相談室および多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

（設備に関する特例）

第９条　指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準第５条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　運営に関する基準

（内容および手続の説明および同意）

第10条　指定障害者支援施設は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った者（以下「利用申込者」という。）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしながら、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第45条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2　指定障害者支援施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第11条　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。

3　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市に対し遅滞なく報告しなければならない。

4　前３項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第12条　指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第13条　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について市又は一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第14条　指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）第79条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第142条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第152条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第162条第１項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援Ｂ型事業者（同条例第188条第１項に規定する指定就労継続支援Ｂ型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2　指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第15条　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

（介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助）

第16条　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第17条　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携等）

第18条　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

2　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第19条　指定障害者支援施設は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時および利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指

導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第20条　指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。

２　指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

３　指定障害者支援施設は、前２項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

（金銭の支払の範囲等）

第21条　指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対し支払を求めることができる金銭は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

２　前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途および額ならびに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第１項から第３項までに掲げる支払については、この限りでない。

（利用者負担額等の受領）

第22条　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

３　指定障害者支援施設は、前２項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

⑴　生活介護を行う場合　次のアからエまでに掲げる費用

ア　食事の提供に要する費用

イ　創作的活動に係る材料費

ウ　日用品費

エ　アからウまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

⑵　自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を行う場合　次のアからウまでに掲げる費用

ア　食事の提供に要する費用

イ　日用品費

ウ　アおよびイに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

⑶　施設入所支援を行う場合　次のアからオまでに掲げる費用

ア　食事の提供に要する費用および光熱水費（法第34条第１項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第21条第１項第１号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第２項において準用する法第29条第５項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

イ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国もしくは地方公共団体の負担もしくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ　被服費

エ　日用品費

オ　アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号ア、第２号アおよび第３号アに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　指定障害者支援施設は、第１項から第３項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

６　指定障害者支援施設は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第23条　指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス等および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービスおよび他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービスおよび当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第３項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

２　指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスおよび他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービスおよび他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該支給決

定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等）

第24条　指定障害者支援施設は、法定代理受領により市から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

2　指定障害者支援施設は、第22条第２項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第25条　指定障害者支援施設は、次条第１項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2　指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3　指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

第26条　指定障害者支援施設の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4　サービス管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標およびその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

5　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者その他の関係者を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6　サービス管理責任者は、第４項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも３月に１回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者およびその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

⑴　定期的に利用者に面接すること。

⑵　定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10　第２項から第７項までの規定は、第８項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の業務）

第27条　サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

⑵　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

⑶　他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。

（相談等）

第28条　指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2　指定障害者支援施設は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型（障害者自立支援法施行規則第６条の10第１号に規定する就労継続支援Ａ型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援Ｂ型の利用を希望する場合は、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

（介護）

第29条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2　指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3　指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4　指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5　指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

6　指定障害者支援施設は、常時１人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

7　指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（訓練）

第30条　指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2　指定障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3　指定障害者支援施設は、常時１人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4　指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（生産活動）

第31条　指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品およびサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2　指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3　指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4　指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵（じん）設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払等）

第32条　指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型ごとに、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2　指定障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる１月当たりの工賃の平均額（第４項において「工賃の平均額」という。）を、3,000円を下回るものとしてはならない。

3　指定障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4　指定障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準および前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市に報告しなければならない。

（実習の実施）

第33条　指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2　指定障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3　指定障害者支援施設は、前２項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向および適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第34条　指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2　指定障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3　指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向および適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第35条　指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、利用者が就職した日から６月以上、職業生活における相談その他の支援を継続しなければならない。

2　指定障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、利用者が就職した日から６月以上、職業生活における相談その他の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

第36条　指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しなければならない。

（食事）

第37条　指定障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2　指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合は、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容および費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3　指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況および嗜好（し）を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢および障害の特性に応じた、適切な栄養量および内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5　指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定および調理の方法について保健所その他の関係機関の指導を受けるよう努めなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第38条　指定障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2　指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3　指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（健康管理）

第39条　指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2　指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年２回以上の定期の健康診断を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第40条　従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）

第41条　指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第42条　指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

⑴　当該利用者に係る当該金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

⑵　利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

⑶　利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

⑷　当該利用者が退所した場合は、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

（支給決定障害者に関する市への通知）

第43条　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

⑵　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者による管理等）

第44条　指定障害者支援施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2　指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者および業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

3　指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第45条　指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第51条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　指定障害者支援施設の目的および運営の方針

⑵　提供する施設障害福祉サービスの種類

⑶　従業者の職種、員数および職務の内容

⑷　昼間実施サービスに係る営業日および営業時間

⑸　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

⑹　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額

⑺　昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

⑻　サービスの利用に当たっての留意事項

⑼　緊急時等における対応方法

⑽　非常災害対策

⑾　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合にあっては、当該障害の種類

⑿　虐待の防止のための措置に関する事項

⒀　前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第46条　指定障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　指定障害者支援施設は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第47条　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員および居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第48条　指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2　指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避

難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第49条　指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2　指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（協力医療機関等）

第50条　指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2　指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第51条　指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関および協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第52条　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2　指定障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持等）

第53条　指定障害者支援施設の従業者および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　指定障害者支援施設は、従業者又は管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3　指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第54条　指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2　指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第55条　指定障害者支援施設は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービスを行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2　指定障害者支援施設は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービスを行う者又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第56条　指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2　指定障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3　指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第１項の規定により市が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該職員からの質問もしくは指定障害者支援施設の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4　指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第２項の規定により市長が行う報告もしくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、および利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5　指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第１項の規定により市長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該職員からの質問もしくは指定障害者支援施設の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6　指定障害者支援施設は、市又は市長からの求めがあった場合は、前３項の改善の内容を市又は市長に報告しなければならない。

7　指定障害者支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第57条　指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第58条　指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2　指定障害者支援施設は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3　指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を

速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第59条　指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第60条　指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。

⑴　第20条第１項および第２項に規定するサービスの提供の記録

⑵　施設障害福祉サービス計画

⑶　第43条に規定する市への通知に係る記録

⑷　第52条第２項に規定する身体的拘束等の記録

⑸　第56条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　第58条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

第３章　雑則

（委任）

第61条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第65号

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　療養介護（第４条―第32条）
第３章　生活介護（第33条―第50条）
第４章　自立訓練（機能訓練）（第51条―第55条）
第５章　自立訓練（生活訓練）（第56条―第60条）
第６章　就労移行支援（第61条―第69条）
第７章　就労継続支援Ａ型（第70条―第84条）
第８章　就労継続支援Ｂ型（第85条―第87条）
第９章　多機能型に関する特例（第88条―第90条）
第10章　雑則（第91条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第80条第１項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　利用者　障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

⑵　常勤換算方法　事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

⑶　多機能型　生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援Ａ型（同令第６条の10第１号に規定する就労継続支援Ａ型をいう。以下同じ。）の事業および就労継続支援Ｂ型（同条第２号に規定する就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）の事業ならびに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２第２項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第３項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第４項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業および保育所等訪問支援（同条第５項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（障害福祉サービス事業者の一般原則）

第３条　障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第８章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

２　障害福祉サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

３　障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章　療養介護

（基本方針）

第４条　療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則第２条の２に規定する者に対し、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（配置、構造および設備）

第５条　療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項および防災について十分考慮されたものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第６条　療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

（運営規程）
第７条　療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
⑴　事業の目的および運営の方針
⑵　職員の職種、員数および職務の内容
⑶　利用定員
⑷　療養介護の内容ならびに利用者から受領する費用の種類およびその額
⑸　サービスの利用に当たっての留意事項
⑹　緊急時等における対応方法
⑺　非常災害対策
⑻　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合にあっては、当該障害の種類
⑼　虐待の防止のための措置に関する事項
⑽　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
（非常災害対策）
第８条　療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。
２　療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。
（記録の整備）
第９条　療養介護事業者は、職員、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。
２　療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から５年間保存しなければならない。
⑴　第17条第１項に規定する療養介護計画
⑵　第28条第２項に規定する身体的拘束等の記録
⑶　第30条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑷　第32条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
（規模）
第10条　療養介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。
（設備の基準）
第11条　療養介護事業所は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備および多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。
２　前項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
（職員の配置の基準）
第12条　療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。
⑴　管理者　１
⑵　医師　健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第４項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準以上
⑶　看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。）　療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を２で除した数以上
⑷　生活支援員　療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を４で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を２で除した数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を２で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。
⑸　サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）　療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア　利用者の数が60以下　１以上
イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。
３　第１項の療養介護の単位は、療養介護であって、その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は、20人以上とする。
４　第１項（第１号から第３号までを除く。）に規定する療養介護事業所の職員は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
５　第１項第１号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
６　第１項第４号の生活支援員のうち１人以上は、常勤でなければならない。
７　第１項第５号のサービス管理責任者のうち１人以上は、常勤でなければならない。
（心身の状況等の把握）
第13条　療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
（障害福祉サービス事業者等との連携等）
第14条　療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。
２　療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
（利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）
第15条　療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対して支払を求めることができる金銭は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。
２　前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途および額ならびに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。
（療養介護の取扱方針）

第16条　療養介護事業者は、次条第１項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ、当該利用者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

２　療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

３　療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（療養介護計画の作成等）

第17条　療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

３　サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対し十分に説明し、理解を得なければならない。

４　サービス管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標およびその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

５　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

６　サービス管理責任者は、第４項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

７　サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

８　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

９　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者およびその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

⑴　定期的に利用者に面接すること。

⑵　定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10　第２項から第７項までの規定は、第８項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の業務）

第18条　サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

⑵　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

⑶　他の職員に対する技術指導および助言を行うこと。

（相談および援助）

第19条　療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第20条　療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護および医学的管理の下における介護）

第21条　看護および医学的管理の下における介護は、利用者の病状および心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

２　療養介護事業者は、利用者の病状および心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

３　療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

４　療養介護事業者は、前３項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替えおよび整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

５　療養介護事業者は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護および介護を受けさせてはならない。

（その他のサービスの提供）

第22条　療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

２　療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第23条　職員は、現に療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに他の専門医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第24条　療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員および業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

２　療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員に対し、この章の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第25条　療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提

供することができるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　療養介護事業者は、職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第26条　療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第27条　療養介護事業者は、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2　療養介護事業者は、療養介護事業所における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第28条　療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2　療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持等）

第29条　療養介護事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　療養介護事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3　療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（苦情の解決）

第30条　療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2　療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3　療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4　療養介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第31条　療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携および協力その他の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第32条　療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2　療養介護事業者は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3　療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

第３章　生活介護

（基本方針）

第33条　生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則第２条の４に規定する者に対し、入浴、排せつおよび食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（配置、構造および設備）

第34条　生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項および防災について十分考慮されたものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第35条　生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第１項各号のいずれかに該当する者もしくは社会福祉事業に２年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（運営規程）

第36条　生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針
⑵　職員の職種、員数および職務の内容
⑶　営業日および営業時間
⑷　利用定員
⑸　生活介護の内容ならびに利用者から受領する費用の種類およびその額
⑹　通常の事業の実施地域
⑺　サービスの利用に当たっての留意事項
⑻　緊急時等における対応方法
⑼　非常災害対策
⑽　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合にあっては、当該障害の種類
⑾　虐待の防止のための措置に関する事項
⑿　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（規模）

第37条　生活介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、厚生労働大臣が定める離島その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、10人以上とすることができる。

（設備の基準）

第38条　生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便

所および多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その設備の一部を設けないことができる。

2　前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　訓練・作業室

ア　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

⑵　相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

⑶　洗面所　利用者の特性に応じたものであること。

⑷　便所　利用者の特性に応じたものであること。

3　第１項に規定する相談室および多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4　第１項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の配置の基準）

第39条　生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。

⑴　管理者　１

⑵　医師　利用者に対して日常生活上の健康管理および療養上の指導を行うために必要な数

⑶　看護職員（保健師又は看護師もしくは准看護師をいう。以下この章から第５章までにおいて同じ。）、理学療法士又は作業療法士および生活支援員

ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士および生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の㋐から㋒までに掲げる利用者の平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ㋐から㋒までに定める数とする。

㋐　平均障害程度区分が４未満　利用者の数を６で除した数以上

㋑　平均障害程度区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数以上

㋒　平均障害程度区分が５以上　利用者の数を３で除した数以上

イ　看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、１以上とする。

ウ　理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ　生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、１以上とする。

⑷　サービス管理責任者　生活介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

2　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

3　第１項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

4　第１項第３号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5　第１項（第１号を除く。）および前項に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6　第１項第１号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7　第１項第３号の生活支援員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

8　第１項第４号のサービス管理責任者のうち１人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第40条　生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2　従たる事業所は、６人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3　従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所および従たる事業所の職員（管理者およびサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第41条　生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（介護）

第42条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2　生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3　生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4　生活介護事業者は、前３項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替えおよび整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5　生活介護事業者は、常時１人以上の職員を介護に従事させなければならない。

6　生活介護事業者は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせては

ならない。

（生産活動の機会の提供）

第43条　生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品およびサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

２　生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

３　生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

４　生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払）

第44条　生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

（食事）

第45条　生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無（食事の提供を行う場合にあっては、その内容および費用）を説明し、利用者の同意を得なければならない。

２　生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況および嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢および障害の特性に応じた適切な栄養量および内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

３　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

４　生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定および調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（健康管理）

第46条　生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（緊急時等の対応）

第47条　職員は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第48条　生活介護事業者は、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

２　生活介護事業者は、生活介護事業所における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（協力医療機関）

第49条　生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない。

（準用）

第50条　第８条、第９条、第13条から第19条まで、第24条から第26条までおよび第28条から第32条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第50条において準用する第17条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第50条において準用する第28条第２項」と、同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第50条において準用する第30条第２項」と、同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第50条において準用する第32条第２項」と、第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第50条において準用する次条第１項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第50条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第４章　自立訓練（機能訓練）

（基本方針）

第51条　自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則第６条の７第１号に規定する者に対し、同令第６条の６第１号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第52条　自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。

⑴　管理者　１

⑵　看護職員、理学療法士又は作業療法士および生活支援員

ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士および生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上とする。

イ　看護職員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上とする。

ウ　理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上とする。

エ　生活支援員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、１以上とする。

⑶　サービス管理責任者　自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。

３　第１項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

４　第１項第２号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師

その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5　第１項（第１号を除く。）、第２項および前項に規定する自立訓練（機能訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6　第１項第１号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7　第１項第２号の看護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

8　第１項第２号の生活支援員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

9　第１項第３号のサービス管理責任者のうち１人以上は、常勤でなければならない。

（訓練）

第53条　自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2　自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3　自立訓練（機能訓練）事業者は、常時１人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4　自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第54条　自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第63条第１項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2　自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第55条　第８条、第９条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条および第45条から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第55条において準用する第17条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第55条において準用する第28条第２項」と、同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第55条において準用する第30条第２項」と、同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第55条において準用する第32条第２項」と、第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第55条において準用する次条第１項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第５章　自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

第56条　自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則第６条の７第２号に規定する者に対し、同令第６条の６第２号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（規模）

第57条　自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、厚生労働大臣が定める離島その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（障害者自立支援法施行規則第25条第７号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）のみを行うものを除く。）については、10人以上とすることができる。

2　前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練および宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る10人以上の人員および宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る20人以上（前項ただし書に規定する市長が認める地域において事業を行うものにあっては、10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備の基準）

第58条　自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所および多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練（生活訓練）事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その設備の一部を設けないことができる。

2　前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　訓練・作業室

ア　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

⑵　相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

⑶　洗面所　利用者の特性に応じたものであること。

⑷　便所　利用者の特性に応じたものであること。

3　宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所にあっては、第１項に規定する設備のほか、居室および浴室を備えるものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあっては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

⑴　居室

ア　１の居室の定員は、１人とすること。

イ　１の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

⑵　浴室　利用者の特性に応じたものであること。

4　第１項に規定する相談室および多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5　第１項および第３項に規定する設備は、専ら当該自立訓練

（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6　宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次項において「宿泊型自立訓練事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。同項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

7　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（職員の配置の基準）

第59条　自立訓練（生活訓練）事業者が自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。

⑴　管理者　１

⑵　生活支援員　自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を６で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

ア　イに掲げる利用者以外の利用者

イ　宿泊型自立訓練の利用者

⑶　地域移行支援員　宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、１以上

⑷　サービス管理責任者　自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

2　健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第２号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員および看護職員」と、「自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員および看護職員の総数は、自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員および看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ１以上とする。

3　自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前２項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。

4　第１項（第２項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

5　第１項（第１号を除く。）および第２項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6　第１項第１号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7　第１項第２号又は第２項の生活支援員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

8　第１項第４号のサービス管理責任者のうち１人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第60条　第８条、第９条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第45条から第49条まで、第53条および第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第60条において準用する第17条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第60条において準用する第28条第２項」と、同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第60条において準用する第30条第２項」と、同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第60条において準用する第32条第２項」と、第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第60条において準用する次条第１項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第２項中「６人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については６人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

第６章　就労移行支援

（基本方針）

第61条　就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則第６条の９に規定する者に対し、同令第６条の８に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（認定就労移行支援事業所の設備）

第62条　第69条において準用する第38条の規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所（以下この章および第９章において「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又

はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（職員の配置の基準）

第63条　就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。

⑴　管理者　１

⑵　職業指導員および生活支援員

ア　職業指導員および生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上とする。

イ　職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、１以上とする。

ウ　生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、１以上とする。

⑶　就労支援員　就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

⑷　サービス管理責任者　就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

３　第１項（第１号を除く。）に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

４　第１項第１号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

５　第１項第２号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか１人以上は、常勤でなければならない。

６　第１項第３号の就労支援員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

７　第１項第４号のサービス管理責任者のうち１人以上は、常勤でなければならない。

（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

第64条　前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。

⑴　管理者　１

⑵　職業指導員および生活支援員

ア　職業指導員および生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。

イ　職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、１以上とする。

ウ　生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、１以上とする。

⑶　サービス管理責任者　就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項に規定する職員およびその員数については、前条第２項から第５項までおよび第７項の規定を準用する。

（実習の実施）

第65条　就労移行支援事業者は、利用者が第69条において準用する第17条第１項の就労移行支援計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

２　就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターおよび特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向および適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第66条　就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

２　就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターおよび特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向および適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第67条　就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、利用者が就職した日から６月以上、職業生活における相談その他の支援を継続しなければならない。

（就職状況の報告）

第68条　就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を市に報告しなければならない。

（準用）

第69条　第８条、第９条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条から第49条までおよび第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第69条において準用する第17条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第69条において準用する第28条第２項」と、同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第69条において準用する第30条第２項」と、同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第69条において準用する第32条第２項」と、第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第69条において準用する次条第１項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書および第40条第１項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第７章　就労継続支援Ａ型

（基本方針）

第70条　就労継続支援Ａ型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら障害者自立支援法施行規則第６条の10第１号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識および能力の向上のために必要

な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第71条　就労継続支援Ａ型の事業を行う者（以下「就労継続支援Ａ型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援Ａ型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者もしくは社会福祉事業に２年以上従事した者もしくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（規模）

第72条　就労継続支援Ａ型事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

２　就労継続支援Ａ型事業者が第77条第２項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援Ａ型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10を下回ってはならない。

３　就労継続支援Ａ型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援Ａ型事業所の利用定員の100分の50および９を超えてはならない。

（設備の基準）

第73条　就労継続支援Ａ型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所および多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援Ａ型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その設備の一部を設けないことができる。

２　前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　訓練・作業室

ア　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

⑵　相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

⑶　洗面所　利用者の特性に応じたものであること。

⑷　便所　利用者の特性に応じたものであること。

３　第１項に規定する訓練・作業室は、就労継続支援Ａ型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

４　第１項に規定する相談室および多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

５　第１項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援Ａ型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の配置の基準）

第74条　就労継続支援Ａ型事業者が就労継続支援Ａ型事業所に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。

⑴　管理者　１

⑵　職業指導員および生活支援員

ア　職業指導員および生活支援員の総数は、就労継続支援Ａ型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。

イ　職業指導員の数は、就労継続支援Ａ型事業所ごとに、１以上とする。

ウ　生活支援員の数は、就労継続支援Ａ型事業所ごとに、１以上とする。

⑶　サービス管理責任者　就労継続支援Ａ型事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

３　第１項（第１号を除く。）に規定する就労継続支援Ａ型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援Ａ型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

４　第１項第１号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援Ａ型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援Ａ型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援Ａ型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

５　第１項第２号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか１人以上は、常勤でなければならない。

６　第１項第３号のサービス管理責任者のうち１人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第75条　就労継続支援Ａ型事業者は、就労継続支援Ａ型事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

２　従たる事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

３　従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所および従たる事業所の職員（管理者およびサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（実施主体）

第76条　就労継続支援Ａ型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援Ａ型事業者は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

２　就労継続支援Ａ型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条第１項に規定する子会社以外の者でなければならない。

（雇用契約の締結等）

第77条　就労継続支援Ａ型事業者は、就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、就労継続支援Ａ型事業者（多機能型により就労継続支援Ｂ型の事業を一体的に行う者を除く。）は、障害者自立支援法施行規則第６条の10第２号に規定する者に対し、雇用契約を締結せずに就労継続支援Ａ型を提供することができる。

（就労）

第78条　就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品およびサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

２　就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

（賃金および工賃）

第79条　就労継続支援Ａ型事業者は、第77条第１項の規定による

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2　就労継続支援Ａ型事業者は、第77条第２項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3　就労継続支援Ａ型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4　第２項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる１月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

（実習の実施）

第80条　就労継続支援Ａ型事業者は、利用者が第84条において準用する第17条第１項の就労継続支援Ａ型計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2　就労継続支援Ａ型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターおよび特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の就労に対する意向および適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第81条　就労継続支援Ａ型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2　就労継続支援Ａ型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターおよび特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の就労に関する意向および適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第82条　就労継続支援Ａ型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、利用者が就職した日から６月以上、職業生活における相談その他の支援の継続に努めなければならない。

（利用者および職員以外の者の雇用）

第83条　就労継続支援Ａ型事業者は、利用者および職員以外の者を就労継続支援Ａ型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

⑴　利用定員が10人以上20人以下　利用定員に100分の50を乗じて得た数

⑵　利用定員が21人以上30人以下　10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

⑶　利用定員が31人以上　12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

（準用）

第84条　第８条、第９条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条、第41条、第45条から第49条までおよび第53条の規定は、就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第84条において準用する第17条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第84条において準用する第28条第２項」と、同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第84条において準用する第30条第２項」と、同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第84条において準用する第32条第２項」と、第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第84条において準用する次条第１項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第８章　就労継続支援Ｂ型

（基本方針）

第85条　就労継続支援Ｂ型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則第６条の10第２号に規定する者に対し就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（工賃の支払等）

第86条　就労継続支援Ｂ型の事業を行う者（以下「就労継続支援Ｂ型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2　前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる１月当たりの工賃の平均額（第４項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。

3　就労継続支援Ｂ型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4　就労継続支援Ｂ型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準および前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市に報告しなければならない。

（準用）

第87条　第８条、第９条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条までおよび第80条から第82条までの規定は、就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第17条第１項」とあるのは「第87条において準用する第17条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、同項第２号中「第28条第２項」とあるのは「第87条において準用する第28条第２項」と、同項第３号中「第30条第２項」とあるのは「第87条において準用する第30条第２項」と、同項第４号中「第32条第２項」とあるのは「第87条において準用する第32条第２項」と、第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第87条において準用する次条第１項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第１項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

第９章　多機能型に関する特例

（規模に関する特例）

第88条　多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多

機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援Ａ型事業所（以下「多機能型就労継続支援Ａ型事業所」という。）および就労継続支援Ｂ型事業所（以下「多機能型就労継続支援Ｂ型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第４条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

⑴　多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所および多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）　６人以上

⑵　多機能型自立訓練（生活訓練）事業所　６人以上。ただし、宿泊型自立訓練および宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が６人以上とする。

⑶　多機能型就労継続支援Ａ型事業所および多機能型就労継続支援Ｂ型事業所　10人以上

２　前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害および重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第37条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。

３　多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第37条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。

４　厚生労働大臣が定める離島その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第１項中「20人」とあるのは「10人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所および多機能型就労継続支援Ｂ型事業所に限る。以下この条および次条第３項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を１人以上とすることができる。

（職員の員数等の特例）

第89条　多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第39条第７項、第52条第７項および第８項、第59条第７項、第63条第５項および第６項ならびに第74条第５項（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準第５条第１項第２号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師およびサービス管理責任者を除く。）のうち１人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

２　多機能型事業所は、第39条第１項第４号および第８項、第52条第１項第３号および第９項、第59条第１項第４号および第８項、第63条第１項第４号および第７項ならびに第74条第１項第３号および第６項（これらの規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを１の事業所であるとみなして、当該１の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち１人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

⑴　利用者の数の合計が60以下　１以上

⑵　利用者の数の合計が61以上　１に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

３　前条第４項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を１人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第39条第１項第３号エおよび第７項、第52条第１項第２号イおよびエ、第７項ならびに第８項、第59条第１項第２号および第７項ならびに第87条において準用する第74条第１項第２号および第５項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を１の事業所であるとみなして、当該１の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第１号に掲げる利用者の数を６で除した数と第２号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

⑴　生活介護、自立訓練（機能訓練）および自立訓練（生活訓練）の利用者

⑵　就労継続支援Ｂ型の利用者

（設備の特例）

第90条　多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第10章　雑則

（委任）

第91条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を

定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第66号

秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第80条第１項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第２条　地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者および障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供および社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

２　地域活動支援センターは、利用者又は利用者である障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思および人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

３　地域活動支援センターは、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

４　地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営規程）

第３条　地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

⑴　施設の目的および運営の方針

⑵　職員の職種、員数および職務の内容

⑶　利用定員

⑷　利用者に対して提供するサービスの内容ならびに利用者等から受領する費用の種類およびその額

⑸　施設の利用に当たっての留意事項

⑹　非常災害対策

⑺　虐待の防止のための措置に関する事項

⑻　前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第４条　地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

２　地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第５条　地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供したときは、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項をサービスの提供の都度記録しなければならない。

（記録の整備）

第６条　地域活動支援センターは、職員、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。

⑴　前条に規定するサービスの提供の記録

⑵　第17条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑶　第18条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（規模）

第７条　地域活動支援センターは、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備の基準）

第８条　地域活動支援センターは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

⑴　創作的活動又は生産活動の機会の提供および社会との交流の促進等ができる場所

⑵　便所

２　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　創作的活動又は生産活動の機会の提供および社会との交流の促進等ができる場所　必要な設備および備品等を備えること。

⑵　便所　利用者の特性に応じたものであること。

（職員の配置の基準）

第９条　地域活動支援センターに置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。

⑴　施設長　１

⑵　指導員　２以上

２　施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

３　施設長は、障害者および障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第10条　地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

２　従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所および従たる事業所の職員のうちそれぞれ１人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第11条　地域活動支援センターが利用者等に対して支払を求めることができる金銭は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

２　前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途および額ならびに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用者等に対し説

明を行い、その同意を得なければならない。

（生産活動の機会の提供）

第12条　地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品およびサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

２　地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等が過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

（工賃の支払）

第13条　地域活動支援センターは、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

（定員の遵守）

第14条　地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第15条　地域活動支援センターは、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第16条　地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　地域活動支援センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情の解決等）

第17条　地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

２　地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　地域活動支援センターは、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

５　地域活動支援センターは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第18条　地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　地域活動支援センターは、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

３　地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

（委任）

第19条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第67号

秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第80条第１項の規定に基づき、福祉ホームの設備および運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第２条　福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

２　福祉ホームは、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

３　福祉ホームは、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

４　福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、職員の研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（配置、構造および設備）

第３条　福祉ホームの配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項および防災について十分考慮されたものでなければならない。

２　福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であって、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1)　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮し

た構造であること。
⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（運営規程）

第４条　福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
⑴　施設の目的および運営の方針
⑵　職員の職種、員数および職務の内容
⑶　利用定員
⑷　利用者に対して提供するサービスの内容ならびに利用者から受領する費用の種類およびその額
⑸　施設の利用に当たっての留意事項
⑹　非常災害対策
⑺　虐待の防止のための措置に関する事項
⑻　前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第５条　福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制および連絡体制を整備し、これらを定期的に利用者に周知しなければならない。
２　福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第６条　福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供したときは、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

（記録の整備）

第７条　福祉ホームは、職員、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。
２　福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。
⑴　前条に規定するサービスの提供の記録
⑵　第15条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑶　第16条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（規模）

第８条　福祉ホームは、５人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備の基準）

第９条　福祉ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、当該設備の一部を設けないことができる。
⑴　居室
⑵　浴室
⑶　便所
⑷　管理人室
⑸　共用室
２　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
⑴　居室
ア　１の居室の定員は、原則として、１人とすること。
イ　利用者１人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
⑵　浴室　利用者の特性に応じたものであること。
⑶　便所　利用者の特性に応じたものであること。
⑷　共用室　利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。
３　福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の配置の基準）

第10条　福祉ホームには、管理人を置かなければならない。
２　管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

（利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第11条　福祉ホームが利用者に対し支払を求めることができる金銭は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。
２　前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途および額ならびに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

（定員の遵守）

第12条　福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第13条　福祉ホームは、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。
２　福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第14条　福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　福祉ホームは、当該福祉ホームの職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情解決）

第15条　福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
２　福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
３　福祉ホームは、その提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
４　福祉ホームは、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
５　福祉ホームは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に

規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第16条　福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、当該利用者の家族等に連絡を行わなければならない。

２　福祉ホームは、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

３　福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（委任）

第17条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第68号

秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　設備および運営に関する基準（第４条―第45条）
第３章　雑則（第46条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第１項の規定に基づき、障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　利用者　障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

⑵　施設障害福祉サービス　法第５条第１項に規定する施設障害福祉サービスをいう。

⑶　常勤換算方法　障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

⑷　昼間実施サービス　障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

（障害者支援施設の一般原則）

第３条　障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対し施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより利用者に対し適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

２　障害者支援施設は、利用者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

３　障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章　設備および運営に関する基準

（配置、構造および設備）

第４条　障害者支援施設の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項および防災について十分考慮されたものでなければならない。

２　障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であって、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（施設長の資格要件）

第５条　障害者支援施設の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第１項各号のいずれかに該当する者もしくは社会福祉事業に２年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（運営規程）

第６条　障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

⑴　障害者支援施設の目的および運営の方針

⑵　提供する施設障害福祉サービスの種類

⑶　職員の職種、員数および職務の内容

⑷　昼間実施サービスに係る営業日および営業時間

⑸　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

⑹　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容ならびに利用者から受領する費用の種類およびその額

⑺　昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

⑻　サービスの利用に当たっての留意事項

⑼　緊急時等における対応方法

⑽　非常災害対策

⑾　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合にあっては、当該障害の種類
⑿　虐待の防止のための措置に関する事項
⒀　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
（非常災害対策）
第７条　障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
２　障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。
（記録の整備）
第８条　障害者支援施設は、職員、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。
２　障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。
⑴　第19条第１項に規定する施設障害福祉サービス計画
⑵　第41条第２項に規定する身体的拘束等の記録
⑶　第43条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑷　第45条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
（規模）
第９条　障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。
⑴　生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（同条第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援および就労継続支援Ｂ型（同令第６条の10第２号に規定する就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）　20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第３項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、10人以上）
⑵　施設入所支援　30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）
２　複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、12人以上）でなければならないものとする。
⑴　生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援　６人以上
⑵　就労継続支援Ｂ型　10人以上
⑶　施設入所支援　30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）
（設備の基準）
第10条　障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室および多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。
２　障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。
⑴　訓練・作業室
ア　専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
イ　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
ウ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
⑵　居室
ア　１の居室の定員は、４人以下とすること。
イ　地階に設けてはならないこと。
ウ　利用者１人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
エ　寝台又はこれに代わる設備を備えること。
オ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
カ　必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
キ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
⑶　食堂
ア　食事の提供に支障がない広さを有すること。
イ　必要な備品を備えること。
⑷　浴室　利用者の特性に応じたものとすること。
⑸　洗面所
ア　居室のある階ごとに設けること。
イ　利用者の特性に応じたものであること。
⑹　便所
ア　居室のある階ごとに設けること。
イ　利用者の特性に応じたものであること。
⑺　相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
⑻　廊下幅
ア　1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とすること。
イ　廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。
３　あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている障害者支援施設（以下「認定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合は、前項の規定のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有することとする。
４　第１項に規定する相談室および多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。
（職員の配置の基準）
第11条　障害者支援施設に置くべき施設長の員数は、１とする。
２　生活介護を行う場合の障害者支援施設に置くべき職員およびその員数その他の職員に関する基準は、次のとおりとする。
⑴　医師　利用者に対して日常生活上の健康管理および療養上の指導を行うために必要な数
⑵　看護職員（保健師又は看護師もしくは准看護師をいう。以

下同じ。）、理学療法士又は作業療法士および生活支援員　総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、アおよびイに掲げる数を合計した数以上

ア　次の㋐から㋒までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ㋐から㋒までに定める数

㋐　平均障害程度区分が４未満　利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。㋑および㋒において同じ。）の数を６で除した数

㋑　平均障害程度区分が４以上５未満　利用者の数を５で除した数

㋒　平均障害程度区分が５以上　利用者の数を３で除した数

イ　アの㋐の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

⑶　看護職員　生活介護の単位ごとに、１以上

⑷　理学療法士又は作業療法士　利用者に対して日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

⑸　生活支援員　生活介護の単位ごとに、１

⑹　サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）

次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

３　前項第２号の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものとし、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。

４　第２項第２号の理学療法士又は作業療法士、生活支援員および同項第６号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。

⑴　理学療法士又は作業療法士　確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができること。

⑵　生活支援員　１人以上は、常勤でなければならないこと。

⑶　サービス管理責任者　１人以上は、常勤でなければならないこと。

５　自立訓練（機能訓練）を行う場合の障害者支援施設に置くべき職員およびその員数その他の職員に関する基準は、次のとおりとする。

⑴　看護職員、理学療法士又は作業療法士および生活支援員　総数は、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上

⑵　看護職員　１以上

⑶　理学療法士又は作業療法士　１以上

⑷　生活支援員　１以上

⑸　サービス管理責任者　次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

６　障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、前項に掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。

７　第５項第１号から第４号までの看護職員、理学療法士もしくは作業療法士又は生活支援員および同項第５号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。

⑴　理学療法士又は作業療法士　確保することが困難な場合は、これらの者に代えて、日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができること。

⑵　看護職員　１人以上は、常勤でなければならないこと。

⑶　生活支援員　１人以上は、常勤でなければならないこと。

⑷　サービス管理責任者　１人以上は、常勤でなければならないこと。

８　自立訓練（生活訓練）を行う場合の障害者支援施設に置くべき職員およびその員数その他の職員に関する基準は、次のとおりとする。

⑴　生活支援員　常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上

⑵　サービス管理責任者　次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　利用者の数が60以下　１以上

イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

９　健康上の管理等の必要がある利用者のために看護職員を置いている場合については、前項第１号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員および看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員および看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員および看護職員の数は、それぞれ１以上とする。

10　障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、第８項および前項に掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を１人以上置くものとする。

11　第８項第１号又は第９項の生活支援員および第８項第２号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。

⑴　生活支援員　１人以上は、常勤でなければならないこと。

⑵　サービス管理責任者　１人以上は、常勤でなければならないこと。

12　就労移行支援を行う場合の障害者支援施設に置くべき職員およびその員数その他の職員に関する基準は、次のとおりとする。

⑴　職業指導員および生活支援員　総数は、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上

⑵　職業指導員　１以上

⑶　生活支援員　１以上

⑷　就労支援員　常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数

以上
⑸　サービス管理責任者　次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア　利用者の数が60以下　１以上
イ　利用者の数が60以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
13　前項の規定にかかわらず、認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職員およびその員数その他の職員に関する基準は、次のとおりとする。
⑴　職業指導員および生活支援員　総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
⑵　職業指導員　１以上
⑶　生活支援員　１以上
⑷　サービス管理責任者　次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア　利用者の数が60以下　１以上
イ　利用者の数が61以上　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
14　第12項第１号から第３号まで又は前項第１号から第３号までの職業指導員又は生活支援員、第12項第４号の就労支援員および同項第５号又は前項第４号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。
⑴　職業指導員又は生活支援員　いずれか１人以上は、常勤でなければならないこと。
⑵　就労支援員　１人以上は、常勤でなければならないこと。
⑶　サービス管理責任者　１人以上は、常勤でなければならないこと。
15　就労継続支援Ｂ型を行う場合の障害者支援施設に置くべき職員およびその員数その他の職員に関する基準は、次のとおりとする。
⑴　職業指導員および生活支援員　総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
⑵　職業指導員　１以上
⑶　生活支援員　１以上
⑷　サービス管理責任者　次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア　利用者の数が60以下　１以上
イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
16　前項第１号から第３号までの職業指導員および生活支援員ならびに同項第４号のサービス管理責任者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に適合させなければならない。
⑴　職業指導員又は生活支援員　いずれか１人以上は、常勤でなければならないこと。
⑵　サービス管理責任者　１人以上は、常勤でなければならないこと。
17　施設入所支援を行う場合の障害者支援施設に置くべき職員およびその員数その他の職員に関する基準は、次のとおりとする。
⑴　生活支援員　施設入所支援の単位ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援もしくは就労継続支援Ｂ型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を１以上とする。
ア　利用者の数が60以下　１以上
イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
⑵　サービス管理責任者　当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとすること。
18　前項の施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は、30人以上とする。
19　第２項、第５項、第８項、第12項、第15項および第17項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。
20　第２項から第17項までに規定する障害者支援施設の職員は、生活介護の単位もしくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護もしくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援もしくは就労継続支援Ｂ型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
21　第１項の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）
第12条　複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第４項第２号、第７項第２号および第３号、第11項第１号、第14項第１号（第13項第１号に係る部分を除く。）および第２号ならびに第16項第１号の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師およびサービス管理責任者を除く。）のうち１人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
２　複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第２項第６号、第４項第３号、第５項第５号、第７項第４号、第８項第２号、第11項第２号、第12項第５号、第13項第４号、第14項第３号、第15項第４号および第16項第２号の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち１人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
⑴　利用者の数の合計が60以下　１以上
⑵　利用者の数の合計が61以上　１に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
（従たる事業所を設置する場合における特例）
第13条　障害者支援施設は、障害者支援施設における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。
２　従たる事業所は、６人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。
３　従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所およ

び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第14条　障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型に係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の障害者支援施設の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

２　障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（心身の状況等の把握）

第15条　障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（障害福祉サービス事業者等との連携等）

第16条　障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

２　障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

（金銭の支払の範囲等）

第17条　障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する利用者に対し支払を求めることができる金銭は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

２　前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途および額ならびに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第18条　障害者支援施設は、次条第１項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

２　障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。

３　障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

第19条　施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

３　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

４　サービス管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標およびその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

５　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者その他の関係者を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

６　サービス管理責任者は、第４項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

７　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

８　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

９　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者およびその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

⑴　定期的に利用者に面接すること。

⑵　定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10　第２項から第７項までの規定は、第８項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の業務）

第20条　サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

⑵　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に

検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

⑶　他の職員に対する技術指導および助言を行うこと。

（相談等）

第21条　障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

２　障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型（障害者自立支援法施行規則第６条の10第１号に規定する就労継続支援Ａ型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援Ｂ型の利用を希望する場合は、他のサービス事業所（法第36条第１項に規定するサービス事業所をいう。）等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

（介護）

第22条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

２　障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

３　障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

４　障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

５　障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

６　障害者支援施設は、常時１人以上の職員を介護に従事させなければならない。

７　障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（訓練）

第23条　障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

２　障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

３　障害者支援施設は、常時１人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

４　障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（生産活動）

第24条　障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情ならびに製品およびサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

２　障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

３　障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

４　障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵（じん）設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払等）

第25条　障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型ごとに、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

２　障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる１月当たりの工賃の平均額（第４項において「工賃の平均額」という。）を、3,000円を下回るものとしてはならない。

３　障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

４　障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準および前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市に報告しなければならない。

（実習の実施）

第26条　障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

２　障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

３　障害者支援施設は、前２項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向および適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第27条　障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

２　障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

３　障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向および適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第28条　障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援

センターその他の関係機関と連携し、利用者が就職した日から６月以上、職業生活における相談その他の支援を継続しなければならない。

２　障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、利用者が就職した日から６月以上、職業生活における相談その他の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

第29条　障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しなければならない。

（食事）

第30条　障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

２　障害者支援施設は、食事の提供を行う場合は、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容および費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

３　障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況および嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢および障害の特性に応じた、適切な栄養量および内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

４　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

５　障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定および調理の方法について保健所その他の関係機関の指導を受けるよう努めなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第31条　障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

２　障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

３　障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（健康管理）

第32条　障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

２　障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年２回以上の定期の健康診断を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第33条　職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）

第34条　障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第35条　障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

⑴　当該利用者に係る当該金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

⑵　利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

⑶　利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

⑷　当該利用者が退所した場合は、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

（施設長の責務）

第36条　施設長は、当該障害者支援施設の職員および業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

２　施設長は、当該障害者支援施設の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第37条　障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　障害者支援施設は、職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第38条　障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員および居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第39条　障害者支援施設は、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

２　障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（協力医療機関等）

第40条　障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

２　障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第41条　障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊

急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

２　障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持等）

第42条　障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　障害者支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情解決）

第43条　障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

２　障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　障害者支援施設は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第44条　障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第45条　障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　障害者支援施設は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

３　障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第３章　雑則

（委任）

第46条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市指定障害福祉サービス事業者および指定障害者支援施設の指定の申請者等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第69号

秋田市指定障害福祉サービス事業者および指定障害者支援施設の指定の申請者等に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第４項および法第38条第３項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者および指定障害者支援施設の指定の申請者等に関する基準を定めるものとする。

（指定障害福祉サービス事業者の指定等の申請者に関する基準）

第２条　法第36条第３項第１号（法第37条第２項および法第41条第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定および指定の更新又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定および指定の更新の申請者については、この限りでない。

（指定障害者支援施設の指定等の申請者に関する基準）

第３条　法第38条第３項（法第39条第２項および法第41条第４項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第３項第１号の条例で定める者は、法人とする。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第70号

秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第９条）
第２章　救護施設（第10条―第19条）
第３章　更生施設（第20条―第25条）
第４章　授産施設（第26条―第31条）
第５章　宿所提供施設（第32条―第37条）
第６章　雑則（第38条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第１項の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設および宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第２条　救護施設等は、入所者および利用者（以下「入所者等」という。）に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意および能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

２　救護施設等は、入所者等の意思および人格を尊重し、常に当該入所者等の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。

（配置、構造および設備の一般原則）

第３条　救護施設等の配置、構造および設備は、日照、採光、換気その他の入所者等の保健衛生に関する事項および防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第４条　救護施設等の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合

は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第５条　救護施設等の長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第１項各号のいずれかに該当する者もしくは社会福祉事業に２年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

２　生活指導員は、社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第６条　救護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（苦情への対応）

第７条　救護施設等は、その行った処遇に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

２　救護施設等は、その行った処遇に関し、生活保護法第19条第４項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

３　救護施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第１項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（非常災害対策）

第８条　救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立てておかなければならない。

２　救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第９条　救護施設等は、設備、職員、会計および入所者等の処遇の状況に関する記録を整備しておかなければならない。

第２章　救護施設

（規模）

第10条　救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

２　救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のもの（以下この章において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、５人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

３　救護施設は、被保護者の数の当該施設における入所者の総数のうちに占める割合をおおむね80パーセント以上としなければならない。

（設備の基準）

第11条　救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。次項（第21条第３項において準用する場合を含む。）において同じ。）又は準耐火建築物（同法第２条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。次項（第21条第３項において準用する場合を含む。）において同じ。）でなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であって、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

３　救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、当該設備の一部を設けないことができる。

⑴　居室
⑵　静養室
⑶　食堂
⑷　集会室
⑸　浴室
⑹　洗面所
⑺　便所
⑻　医務室
⑼　調理室
⑽　事務室
⑾　宿直室
⑿　介護職員室
⒀　面接室
⒁　洗濯室又は洗濯場
⒂　汚物処理室
⒃　霊安室

４　前項第１号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。

５　第３項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室

ア　地階に設けてはならないこと。

イ　入所者１人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。

ウ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ　入所者の寝具および身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

オ　特別居室は、原則として１階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

⑵　静養室

ア　医務室又は介護職員室に近接して設けること。

イ　アに定めるもののほか、前号アおよびウからオまでに定めるところによること。

⑶　洗面所
　居室のある階ごとに設けること。
⑷　便所
　居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
⑸　医務室
　入所者の診療に必要な医薬品、衛生材料および医療機械器具を備えるほか、必要に応じ臨床検査設備を設けること。
⑹　調理室
　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
⑺　介護職員室
　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

6　前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

⑴　廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
⑵　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
⑶　階段の傾斜は、緩やかにすること。

（サテライト型施設の設備の基準）

第12条　サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずるものとする。

（職員の配置の基準）

第13条　救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第７号に掲げる職員を置かないことができる。

⑴　施設長
⑵　医師
⑶　生活指導員
⑷　介護職員
⑸　看護師又は准看護師
⑹　栄養士
⑺　調理員

2　生活指導員、介護職員および看護師又は准看護師の総数は、おおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

（居室の入所人員）

第14条　１の居室に入所させる人員は、原則として４人以下とする。

（給食）

第15条　給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は栄養ならびに入所者の身体的状況および嗜好を考慮したものでなければならない。

（健康管理）

第16条　入所者については、その入所時および毎年定期に２回以上健康診断を行わなければならない。

（衛生管理等）

第17条　救護施設は、入所者の使用する設備、食器等および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料および医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2　救護施設は、当該施設において感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（生活指導等）

第18条　救護施設は、入所者に対し、生活の向上および更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2　救護施設は、入所者に対し、その精神的および身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3　入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4　１週間に２回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

5　教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第19条　救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

⑴　当該入所者に係る当該金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
⑵　入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
⑶　入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
⑷　当該入所者が退所した場合は、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

第３章　更生施設

（規模）

第20条　更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2　更生施設は、被保護者の数の当該施設における入所者の総数のうちに占める割合をおおむね80パーセント以上としなければならない。

（設備の基準）

第21条　更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、当該設備の一部を設けないことができる。

⑴　居室
⑵　静養室
⑶　集会室
⑷　食堂
⑸　浴室
⑹　洗面所
⑺　便所
⑻　医務室
⑼　作業室又は作業場
⑽　調理室
⑾　事務室
⑿　宿直室
⒀　面接室
⒁　洗濯室又は洗濯場

2　前項第９号に掲げる作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3　前２項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第11条第１項、第２項、第５項第１号（オを除く。）および第２号から第６号までならびに第６項の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第22条　更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第７号に掲げる職員を置かないことができる。

⑴　施設長
⑵　医師
⑶　生活指導員
⑷　作業指導員
⑸　看護師又は准看護師
⑹　栄養士
⑺　調理員

２　生活指導員、作業指導員および看護師又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設にあっては６人以上とし、入所人員が150人を超える施設にあっては６人に150人を超える部分40人につき１人を加えた数以上とする。

（生活指導等）

第23条　更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神および身体の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

２　前項に定めるもののほか、生活指導等については、第18条（第２項を除く。）の規定を準用する。

（作業指導）

第24条　更生施設は、入所者に対し、前条第１項の更生計画に従って、入所者の退所後の自立に必要な程度の技能を修得させなければならない。

２　作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情および入所者の職歴を考慮しなければならない。

（準用）

第25条　第14条から第17条までおよび第19条の規定は、更生施設について準用する。

第４章　授産施設

（規模）

第26条　授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

２　授産施設は、被保護者の数の当該施設における利用者の総数のうちに占める割合をおおむね50パーセント以上としなければならない。

（設備の基準）

第27条　授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該設備の一部を設けないことができる。

⑴　作業室
⑵　作業設備
⑶　食堂
⑷　洗面所
⑸　便所
⑹　事務室

２　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　作業室

ア　必要に応じ危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

イ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

⑵　便所

男子用と女子用を別に設けること。

（職員の配置の基準）

第28条　授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

⑴　施設長
⑵　作業指導員

（工賃の支払）

第29条　授産施設の利用者には、事業収入の額から、当該事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

（自立指導）

第30条　授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

（準用）

第31条　第17条の規定（医薬品、衛生材料および医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。

第５章　宿所提供施設

（規模）

第32条　宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

２　宿所提供施設は、被保護者の数の当該施設における入所者の総数のうちに占める割合をおおむね50パーセント以上としなければならない。

（設備の基準）

第33条　宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、当該設備の一部を設けないことができる。

⑴　居室
⑵　炊事設備
⑶　便所
⑷　面接室
⑸　事務室

２　前項第２号に掲げる炊事設備の火器を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

３　前２項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第11条第５項第１号（オを除く。）ならびに第６項第１号および第２号の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第34条　宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。

（居室の利用世帯）

第35条　１の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、２以上の世帯に利用させてはならない。

（生活相談）

第36条　宿所提供施設は、生活相談への対応その他の利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

（準用）

第37条　第17条の規定（医薬品、衛生材料および医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供施設について準用する。

第６章　雑則

（委任）

第38条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第71号

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　訪問介護
第１節　基本方針（第４条）
第２節　人員に関する基準（第５条・第６条）
第３節　設備に関する基準（第７条）
第４節　運営に関する基準（第８条―第41条）
第５節　基準該当居宅サービスに関する基準（第42条―第46条）
第３章　訪問入浴介護
第１節　基本方針（第47条）
第２節　人員に関する基準（第48条・第49条）
第３節　設備に関する基準（第50条）
第４節　運営に関する基準（第51条―第58条）
第５節　基準該当居宅サービスに関する基準（第59条―第62条）
第４章　訪問看護
第１節　基本方針（第63条）
第２節　人員に関する基準（第64条・第65条）
第３節　設備に関する基準（第66条）
第４節　運営に関する基準（第67条―第78条）
第５章　訪問リハビリテーション
第１節　基本方針（第79条）
第２節　人員に関する基準（第80条）
第３節　設備に関する基準（第81条）
第４節　運営に関する基準（第82条―第88条）
第６章　居宅療養管理指導
第１節　基本方針（第89条）
第２節　人員に関する基準（第90条）
第３節　設備に関する基準（第91条）
第４節　運営に関する基準（第92条―第97条）
第７章　通所介護
第１節　基本方針（第98条）
第２節　人員に関する基準（第99条・第100条）
第３節　設備に関する基準（第101条）
第４節　運営に関する基準（第102条―第112条）
第５節　指定療養通所介護の事業の基本方針、人員ならびに設備および運営に関する基準
第１款　この節の趣旨および基本方針（第113条・第114条）
第２款　人員に関する基準（第115条・第116条）
第３款　設備に関する基準（第117条・第118条）
第４款　運営に関する基準（第119条―第130条）
第６節　基準該当居宅サービスに関する基準（第131条―第134条）
第８章　通所リハビリテーション
第１節　基本方針（第135条）
第２節　人員に関する基準（第136条）
第３節　設備に関する基準（第137条）
第４節　運営に関する基準（第138条―第145条）
第９章　短期入所生活介護
第１節　基本方針（第146条）
第２節　人員に関する基準（第147条・第148条）
第３節　設備に関する基準（第149条・第150条）
第４節　運営に関する基準（第151条―第167条）
第５節　ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針ならびに設備および運営に関する基準
第１款　この節の趣旨および基本方針（第168条・第169条）
第２款　設備に関する基準（第170条・第171条）
第３款　運営に関する基準（第172条―第180条）
第６節　基準該当居宅サービスに関する基準（第181条―第187条）
第10章　短期入所療養介護
第１節　基本方針（第188条）
第２節　人員に関する基準（第189条）
第３節　設備に関する基準（第190条）
第４節　運営に関する基準（第191条―第203条）
第５節　ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針ならびに設備および運営に関する基準
第１款　この節の趣旨および基本方針（第204条・第205条）
第２款　設備に関する基準（第206条）
第３款　運営に関する基準（第207条―第215条）
第11章　特定施設入居者生活介護
第１節　基本方針（第216条）
第２節　人員に関する基準（第217条・第218条）
第３節　設備に関する基準（第219条）
第４節　運営に関する基準（第220条―第236条）
第５節　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員ならびに設備および運営に関する基準
第１款　この節の趣旨および基本方針（第237条・第238条）
第２款　人員に関する基準（第239条・第240条）
第３款　設備に関する基準（第241条）
第４款　運営に関する基準（第242条―第247条）
第12章　福祉用具貸与
第１節　基本方針（第248条）
第２節　人員に関する基準（第249条・第250条）
第３節　設備に関する基準（第251条）
第４節　運営に関する基準（第252条―第262条）
第５節　基準該当居宅サービスに関する基準（第263条・第264条）
第13章　特定福祉用具販売
第１節　基本方針（第265条）
第２節　人員に関する基準（第266条・第267条）
第３節　設備に関する基準（第268条）
第４節　運営に関する基準（第269条―第275条）
第14章　雑則（第276条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第42条第１項第２号ならびに第74条第１項および第２項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　居宅サービス事業者　法第８条第１項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。

⑵　指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス　それぞれ法第41条第１項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。

⑶　利用料　法第41条第１項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

⑷　居宅介護サービス費用基準額　法第41条第４項第１号又は第２号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。

⑸　法定代理受領サービス　法第41条第６項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

⑹　基準該当居宅サービス　法第42条第１項第２号に規定する基準該当居宅サービスをいう。

⑺　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

第３条　指定居宅サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第２章　訪問介護

第１節　基本方針

第４条　指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第５条　指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

２　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第５条第１項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第４条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護および指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

３　前項の利用者の数は、前３月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

４　第２項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第７条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第48条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

５　指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第５条第１項から第４項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第６条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第３節　設備に関する基準

第７条　指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

２　指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第７条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容および手続の説明および同意）

第８条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用

申込者の同意を得なければならない。

2　指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5　指定訪問介護事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第２項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

6　前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第９条　指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第10条　指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第11条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2　指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第２項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するよう努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第12条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2　指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第13条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第14条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供および保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第15条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対し届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第16条　指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（介護保険法施行規則第64条第１号ハおよびニに規定する計画を含む。以下

同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第17条　指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第18条　指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時および利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第19条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供したときは、当該指定訪問介護の提供日および内容、当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

２　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第20条　指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定訪問介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４　指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第21条　指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定訪問介護の基本取扱方針）

第22条　指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問介護の具体的取扱方針）

第23条　訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定訪問介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

⑵　指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

⑶　指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

⑷　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談および助言を行う。

（訪問介護計画の作成）

第24条　サービス提供責任者（第５条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条および第28条において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

２　訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

４　サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成したときは、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

５　サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

６　第１項から第４項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第25条　指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。

（利用者に関する市への通知）

第26条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

⑵　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第27条　訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（管理者およびサービス提供責任者の業務）

第28条　指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者および業務の管理を、一元的に行わなければならない。

２　指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

３　サービス提供責任者は、第24条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

⑵　利用者の状態の変化およびサービスに関する意向を定期的に把握すること。
⑶　サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等との連携を図ること。
⑷　訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標および援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
⑸　訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
⑹　訪問介護員等の能力および希望を踏まえた業務管理を実施すること。
⑺　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
⑻　前各号に掲げるもののほか、サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第29条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
⑴　事業の目的および運営の方針
⑵　従業者の職種、員数および職務の内容
⑶　営業日および営業時間
⑷　指定訪問介護の内容および利用料その他の費用の額
⑸　通常の事業の実施地域
⑹　緊急時等における対応方法
⑺　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第30条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護および調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第31条　指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供することができるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。
3　指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第32条　指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
2　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

第33条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第34条　指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2　指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
3　指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第35条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第36条　指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第37条　指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
2　指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3　指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
4　指定訪問介護事業者は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
5　指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
6　指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第38条　指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第39条　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行わなければならない。
2　指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。
3　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供

により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第40条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

第41条　指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　訪問介護計画

⑵　第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第26条に規定する市への通知に係る記録

⑷　第37条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　第39条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

第５節　基準該当居宅サービスに関する基準

（訪問介護員等の員数）

第42条　基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、３人以上とする。

２　基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

３　基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第42条第１項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項および同条第２項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第43条　基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（設備等）

第44条　基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

２　基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例第44条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（同居家族に対するサービスの提供の制限）

第45条　基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

⑴　当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市が認めるものに住所を有する場合

⑵　当該訪問介護が、法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第47条第１項第１号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合

⑶　当該訪問介護が、第42条第２項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

⑷　当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

⑸　当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね２分の１を超えない場合

２　基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条において準用する第24条第１項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導その他の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第46条　第１節および第４節（第15条、第20条第１項、第25条、第30条ならびに第37条第５項および第６項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第19条第１項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条第２項および第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第20条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、第24条第１項中「第５条第２項」とあるのは「第42条第２項」と、「第28条」とあるのは「第46条において準用する第28条」と読み替えるものとする。

第３章　訪問入浴介護

第１節　基本方針

第47条　指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第48条　指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節から第４節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」と

いう。）　１以上
⑵　介護職員　２以上
２　前項の訪問入浴介護従業者のうち１人以上は、常勤でなければならない。
３　指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第48条第１項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第47条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第48条第１項および第２項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を１人置くことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（管理者）
第49条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
第３節　設備に関する基準
第50条　指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽その他の設備、備品等を備えなければならない。
２　指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第50条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第４節　運営に関する基準
（利用料等の受領）
第51条　指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
２　指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
３　指定訪問入浴介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合の当該指定訪問入浴介護に要する交通費
⑵　利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用
４　指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
（指定訪問入浴介護の基本取扱方針）
第52条　指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。
２　指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）
第53条　訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
⑴　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。
⑵　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
⑶　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
⑷　指定訪問入浴介護の提供は、１回の訪問につき、看護職員１人および介護職員２人をもって行うものとし、これらの者のうち１人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
⑸　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全および清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。
（緊急時等の対応）
第54条　訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。
（管理者の責務）
第55条　指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理および指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
２　指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
（運営規程）
第56条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
⑴　事業の目的および運営の方針
⑵　従業者の職種、員数および職務の内容
⑶　営業日および営業時間
⑷　指定訪問入浴介護の内容および利用料その他の費用の額
⑸　通常の事業の実施地域

⑹　サービスの利用に当たっての留意事項
⑺　緊急時等における対応方法
⑻　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
（記録の整備）
第57条　指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。
２　指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。
⑴　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑵　次条において準用する第26条に規定する市への通知に係る記録
⑶　次条において準用する第37条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑷　次条において準用する第39条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
（準用）
第58条　第８条から第19条まで、第21条、第26条および第31条から第40条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第８条第１項中「第29条」とあるのは「第56条」と、第32条第２項中「設備、備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」と読み替えるものとする。
第５節　基準該当居宅サービスに関する基準
（従業者の員数）
第59条　基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。
⑴　看護職員　１以上
⑵　介護職員　２以上
２　基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第59条第１項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を１人置くことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（管理者）
第60条　基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
（設備等）
第61条　基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備、備品等を備えなければならない。
２　基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例第61条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（準用）
第62条　第８条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第31条から第36条まで、第37条（第５項および第６項を除く。）、第38条から第40条までおよび第47条ならびに第４節（第51条第１項および第58条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第８条第１項中「第29条」とあるのは「第56条」と、第19条第１項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第32条第２項中「設備、備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」と、第51条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
第４章　訪問看護
第１節　基本方針
第63条　指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。
第２節　人員に関する基準
（看護師等の員数）
第64条　指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
⑴　病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）
ア　保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）　常勤換算方法で2.5以上となる員数
イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数
⑵　病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。）　指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとする。
２　前項第１号アの看護職員のうち１名は、常勤でなければならない。
３　指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第64条第１項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準条例第63条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等

基準条例第64条第1項および第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4　指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準条例第5条に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項第4号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（次項の規定により第1項第1号アおよび第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号アおよび第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5　指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定複合型サービスをいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第192条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第1項第1号アおよび第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号アおよび第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第65条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2　指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3　指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識および技能を有する者でなければならない。

第3節　設備に関する基準

第66条　指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2　指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

3　指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第66条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節　運営に関する基準

（サービス提供困難時の対応）

第67条　指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師および居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第68条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、居宅　介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師および居宅介護支援事業者に対する情報の提供ならびに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第69条　指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額および指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付もしくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定訪問看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4　指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定訪問看護の基本取扱方針）

第70条　指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2　指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問看護の具体的取扱方針）

第71条　看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携および第73条第1項に規定する訪問看護計画書に基づき、

利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当かつ適切に行う。

⑵　指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

⑶　指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。

⑷　指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

⑸　特殊な看護等を行ってはならないものとする。

（主治の医師との関係）

第72条　指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

２　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

３　指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第１項に規定する訪問看護計画書および訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

４　当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前２項の規定にかかわらず、第２項の主治の医師の文書による指示ならびに前項の訪問看護計画書および訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（訪問看護計画書および訪問看護報告書の作成）

第73条　看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示および心身の状況等を踏まえ、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。

２　看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。

３　看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

４　看護師等は、訪問看護計画書を作成したときは、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

５　看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。

６　指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書および訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導および管理を行わなければならない。

７　前条第４項の規定は、訪問看護計画書および訪問看護報告書の作成について準用する。

（同居家族に対する訪問看護の禁止）

第74条　指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第75条　看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、臨時応急の手当てを行うとともに、直ちに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第76条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定訪問看護の内容および利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（記録の整備）

第77条　指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　第72条第２項に規定する主治の医師による指示の文書

⑵　訪問看護計画書

⑶　訪問看護報告書

⑷　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑸　次条において準用する第26条に規定する市への通知に係る記録

⑹　次条において準用する第37条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑺　次条において準用する第39条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第78条　第８条、第９条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第31条から第40条までおよび第55条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第８条第１項中「第29条」とあるのは「第76条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第５章　訪問リハビリテーション

第１節　基本方針

第79条　指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第80条　指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かな

ければならない。

2　指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第79条第１項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第79条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

第81条　指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

2　指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第82条　指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額および指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第１項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第１項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定訪問リハビリテーション事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4　指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針）

第83条　指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2　指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第84条　指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示および次条第１項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行う。

⑵　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

⑶　常に利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

⑷　それぞれの利用者について、次条第１項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況およびその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告する。

（訪問リハビリテーション計画の作成）

第85条　医師および理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2　訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3　医師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4　医師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

（運営規程）

第86条　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定訪問リハビリテーションの利用料およびその他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（記録の整備）

第87条　指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　訪問リハビリテーション計画
⑵　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　次条において準用する第26条に規定する市への通知に係る記録
⑷　次条において準用する第37条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑸　次条において準用する第39条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第88条　第８条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第26条、第31条から第34条まで、第36条から第40条まで、第55条および第68条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第８条第１項中「第29条」とあるのは「第86条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第６章　居宅療養管理指導

第１節　基本方針

第89条　指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師および准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師および准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第90条　指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

⑴　病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所
　ア　医師又は歯科医師
　イ　薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士　その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
⑵　薬局である指定居宅療養管理指導事業所　薬剤師
⑶　指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーションおよび指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準条例第64条第１項第１号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所　看護職員

２　指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防サービス等基準条例第88条第１項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準条例第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第88条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

第91条　指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

２　指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第89条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第92条　指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額および指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第１項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第１項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定居宅療養管理指導事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４　指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定居宅療養管理指導の基本取扱方針）

第93条　指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。

２　指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第94条　医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状および心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅

介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供および利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。

⑵　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行う。

⑶　前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

⑷　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者もしくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

⑸　前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

⑹　前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

⑺　それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録する。

２　薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行う。

⑵　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

⑶　常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

⑷　それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

３　看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供ならびに利用者に対する療養上の相談および支援を行うこと。

⑵　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

⑶　それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

（運営規程）

第95条　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定居宅療養管理指導の種類および利用料その他の費用の額

⑸　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（記録の整備）

第96条　指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑵　次条において準用する第26条に規定する市への通知に係る記録

⑶　次条において準用する第37条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑷　次条において準用する第39条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第97条　第８条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第26条、第31条から第34条まで、第36条から第40条まで、第55条および第68条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第８条第１項中「第29条」とあるのは「第95条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第18条中「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

第７章　通所介護

第１節　基本方針

第98条　指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第99条　指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第４節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合

計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

⑵　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数

⑶　介護職員　指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第97条第１項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節および次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては１以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

⑷　機能訓練指導員　１以上

２　当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員および介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

３　指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第１項第３号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項および第７項において同じ。）を、常時１人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

４　第１項および第２項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

５　前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

６　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

７　第１項の生活相談員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

８　指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第97条第１項から第７項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第100条　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第３節　設備に関する基準

第101条　指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室および事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備および指定通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　食堂および機能訓練室

ア　食堂および機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂および機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑵　相談室　遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第99条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第102条　指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定通所介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

⑵　指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

⑶　食事の提供に要する費用

⑷　おむつ代
⑸　前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
4　前項第３号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。
5　指定通所介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定通所介護の基本取扱方針）

第103条　指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
2　指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定通所介護の具体的取扱方針）

第104条　指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
⑴　指定通所介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
⑵　通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
⑶　指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
⑷　指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するとともに、認知症（法第５条の２に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（通所介護計画の作成）

第105条　指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。
2　通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
3　指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
4　指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成したときは、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
5　通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況および目標の達成状況の記録を行う。

（運営規程）

第106条　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第５節を除く。）において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
⑴　事業の目的および運営の方針
⑵　従業者の職種、員数および職務の内容
⑶　営業日および営業時間
⑷　指定通所介護の利用定員
⑸　指定通所介護の内容および利用料その他の費用の額
⑹　通常の事業の実施地域
⑺　サービスの利用に当たっての留意事項
⑻　緊急時等における対応方法
⑼　非常災害対策
⑽　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第107条　指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供することができるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3　指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第108条　指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第109条　指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第110条　指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。
2　指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第111条　指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。
2　指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。
⑴　通所介護計画
⑵　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　次条において準用する第26条に規定する市への通知に係る記録
⑷　次条において準用する第37条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑸　次条において準用する第39条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第112条　第８条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第33条から第40条までおよび第55条の規定は、指定通所

介護の事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第29条」とあるのは「第106条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第５節　指定療養通所介護の事業の基本方針、人員ならびに設備および運営に関する基準

第１款　この節の趣旨および基本方針

（この節の趣旨）

第113条　第１節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定通所介護であって、難病等を有する重度の要介護者又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第２条第１号に掲げるがんの患者であって、サービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針、人員ならびに設備および運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第114条　指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

２　指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師および当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法第88条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第２款　人員に関する基準

（従業者の員数）

第115条　指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が１以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

２　前項の療養通所介護従業者のうち１人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

（管理者）

第116条　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

２　指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

３　指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識および技能を有する者でなければならない。

第３款　設備に関する基準

（利用定員）

第117条　指定療養通所介護事業所の利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、９人以下とする。

（設備等）

第118条　指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備および指定療養通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

２　前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

第４款　運営に関する基準

（内容および手続の説明および同意）

第119条　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第126条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第124条第１項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師および第127条第１項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　第８条第２項から第６項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（心身の状況等の把握）

第120条　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

２　指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、特に利用者の主治の医師および当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第121条　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならない。

３　指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成および変更等に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

４　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供および保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と

の密接な連携に努めなければならない。

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第122条　指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

⑵　療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

⑶　指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

⑷　指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師および当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法および手順等についての情報の共有を十分に図る。

⑸　指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。

（療養通所介護計画の作成）

第123条　指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

２　療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（第73条第１項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第１項に規定する訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

４　指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

５　指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成したときは、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

６　療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況および目標の達成状況を記録しなければならない。

（緊急時等の対応）

第124条　指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

２　指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者および家族に対して十分に説明し、利用者および家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

３　療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、直ちに主治の医師又は第127条第１項に規定する緊急時対応医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

４　指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

５　第１項および第２項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

（管理者の責務）

第125条　指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理および指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

２　指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師および当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法および手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

３　指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

４　指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導および管理を行わなければならない。

５　指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第126条　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定療養通所介護の利用定員

⑸　指定療養通所介護の内容および利用料その他の費用の額

⑹　通常の事業の実施地域

⑺　サービスの利用に当たっての留意事項

⑻　非常災害対策

⑼　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（緊急時対応医療機関）

第127条　指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

２　緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、もしくは近接していなければならない。

３　指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

（安全・サービス提供管理委員会の設置）

第128条　指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通

所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2　指定療養通所介護事業者は、おおむね６月に１回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3　指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

（記録の整備）

第129条　指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　療養通所介護計画

⑵　前条第２項に規定する検討の結果についての記録

⑶　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑷　次条において準用する第26条に規定する市への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第37条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第39条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第130条　第９条から第12条まで、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第33条から第40条まで、第102条（第３項第２号を除く。）、第103条および第107条から第110条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第107条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第６節　基準該当居宅サービスに関する基準

（従業者の員数）

第131条　基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

⑵　看護職員　基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数

⑶　介護職員　基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第112条第１項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあっては１以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

⑷　機能訓練指導員　１以上

2　当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員および介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3　基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第１項第３号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時１人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

4　第１項および第２項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5　前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

6　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7　基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第112条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第132条　基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（設備等）

第133条　基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所および事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その

他の非常災害に際して必要な設備および基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

2　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　食事を行う場所および機能訓練を行う場所

ア　食事を行う場所および機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食事を行う場所および機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑵　生活相談を行う場所　遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3　第１項に掲げる設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4　基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例第114条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第134条　第８条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第26条、第27条、第33条から第36条まで、第37条（第５項および第６項を除く。）、第38条から第40条まで、第55条および第98条ならびに第４節（第102条第１項および第112条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第29条」とあるのは「第106条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第19条第１項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第102条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第８章　通所リハビリテーション

第１節　基本方針

第135条　指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第136条　指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　医師　指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な１以上の数

⑵　理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は看護師もしくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）もしくは介護職員　次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア　指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第117条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節および次節において同じ。）の数が10人以下の場合は、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は看護職員もしくは介護職員の数が１以上確保されていること、又は利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は看護職員もしくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ　アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに１以上確保されていること。

2　指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第２号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

⑴　指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は看護職員もしくは介護職員が１以上確保されていること、又は利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は看護職員もしくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

⑵　前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は通所リハビリテーションもしくはこれに類するサービスに１年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で0.1以上確保されること。

3　第１項第１号の医師は、常勤でなければならない。

4　指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場

合については、指定介護予防サービス等基準条例第117条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節　設備に関する基準

第137条　指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節および次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

2　指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備ならびに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械および器具を備えなければならない。

3　指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項および第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節　運営に関する基準

（指定通所リハビリテーションの基本取扱方針）

第138条　指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2　指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第139条　指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示および次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行う。

⑵　通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。

⑶　指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するとともに、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

（通所リハビリテーション計画の作成）

第140条　医師および理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2　通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3　医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4　医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成したときは、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

5　通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況およびその評価を診療記録に記載するものとする。

（管理者等の責務）

第141条　指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2　指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第142条　指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定通所リハビリテーションの利用定員

⑸　指定通所リハビリテーションの内容および利用料その他の費用の額

⑹　通常の事業の実施地域

⑺　サービスの利用に当たっての留意事項

⑻　非常災害対策

⑼　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（衛生管理等）

第143条　指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2　指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第144条　指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備

し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　通所リハビリテーション計画

⑵　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　次条において準用する第26条に規定する市への通知に係る記録

⑷　次条において準用する第37条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　次条において準用する第39条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第145条　第８条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第33条、第34条、第36条から第40条まで、第68条、第102条および第107条から第109条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第８条第１項中「第29条」とあるのは「第142条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第107条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第９章　短期入所生活介護

第１節　基本方針

第146条　指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第147条　指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第129条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節および次節ならびに第164条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士を置かないことができる。

⑴　医師　１人以上

⑵　生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに１人以上

⑶　介護職員又は看護師もしくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１人以上

⑷　栄養士　１人以上

⑸　機能訓練指導員　１人以上

⑹　調理員その他の従業者　当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

２　特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

３　第１項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

４　特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の４に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第１項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

５　第１項第２号の生活相談員ならびに同項第３号の介護職員および看護職員のそれぞれのうち１人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

６　第１項第５号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

７　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第129条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第148条　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第3節　設備に関する基準

（利用定員等）

第149条　指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第147条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。

2　併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第170条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

3　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第131条第1項および第2項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備等）

第150条　指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

⑴　居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階および地階のいずれにも設けていないこと。

⑵　居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア　消防長又は当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第167条において準用する第109条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ　第167条において準用する第109条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間および夜間において行うこと。

ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3　指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等および当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等および当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室および看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

⑴　居室
⑵　食堂
⑶　機能訓練室
⑷　浴室
⑸　便所
⑹　洗面設備
⑺　医務室
⑻　静養室
⑼　面談室
⑽　介護職員室
⑾　看護職員室
⑿　調理室
⒀　洗濯室又は洗濯場
⒁　汚物処理室
⒂　介護材料室

4　併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所および当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者および当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5　第147条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第3項および第7項第1号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6　第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室

ア　1の居室の定員は、4人以下とすること。

イ　利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ　日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

⑵　食堂および機能訓練室

ア　食堂および機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂および機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機

能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑶　浴室

要介護者の入浴に適したものとすること。

⑷　便所

要介護者の使用に適したものとすること。

⑸　洗面設備

要介護者の使用に適したものとすること。

7　前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。

⑵　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

⑶　階段の傾斜を緩やかにすること。

⑷　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

⑸　居室、機能訓練室、食堂、浴室および静養室が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第132条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容および手続の説明および同意）

第151条　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第163条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容および利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

2　第８条第２項から第６項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（指定短期入所生活介護の開始および終了）

第152条　指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的および精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2　指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第153条　指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定短期入所生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

⑵　滞在に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

⑹　理美容代

⑺　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5　指定短期入所生活介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第154条　指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況その他の利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行わなければならない。

2　指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第１項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3　短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）

を行ってはならない。
5　指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
6　指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
（短期入所生活介護計画の作成）
第155条　指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。
2　短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
3　指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
4　指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成したときは、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。
（介護）
第156条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
2　指定短期入所生活介護事業者は、１週間に２回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
3　指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
4　指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
5　指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
6　指定短期入所生活介護事業者は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
7　指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
（食事）
第157条　指定短期入所生活介護事業者は、栄養ならびに利用者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。
2　指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。
（機能訓練）
第158条　指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。
（健康管理）
第159条　指定短期入所生活介護事業所の医師および看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。
（相談および援助）
第160条　指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
（その他のサービスの提供）
第161条　指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
2　指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
（緊急時等の対応）
第162条　短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。
（運営規程）
第163条　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
⑴　事業の目的および運営の方針
⑵　従業者の職種、員数および職務の内容
⑶　利用定員（第147条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
⑷　指定短期入所生活介護の内容および利用料その他の費用の額
⑸　通常の送迎の実施地域
⑹　サービスの利用に当たっての留意事項
⑺　緊急時等における対応方法
⑻　非常災害対策
⑼ 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
（定員の遵守）
第164条　指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
⑴　第147条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員および居室の定員を超えることとなる利用者数
⑵　前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員および居室の定員を超えることとなる利用者数
（地域等との連携）
第165条　指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携および協力その他の地域との交流に努めなければならない。
（記録の整備）
第166条　指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

⑴　短期入所生活介護計画

⑵　次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第154条第5項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　次条において準用する第26条に規定する市への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第39条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第167条　第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第33条から第40条まで、第55条、第107条、第109条および第110条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第107条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節　ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針ならびに設備および運営に関する基準

第1款　この節の趣旨および基本方針

（この節の趣旨）

第168条　第1節、第3節および前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室および当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針ならびに設備および運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第169条　ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思および人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款　設備に関する基準

（設備等）

第170条　ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

⑴　居室等を2階および地階のいずれにも設けていないこと。

⑵　居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア　消防長又は当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第180条において準用する第167条において準用する第109条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ　第180条において準用する第167条において準用する第109条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間および夜間において行うこと。

ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3　ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等および当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等および当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

⑴　ユニット

⑵　浴室

⑶　医務室

⑷　調理室

⑸　洗濯室又は洗濯場

⑹　汚物処理室

⑺　介護材料室

4　特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所および当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者および当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がな

いときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の同項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5　第147条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第77号）第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては、第３項および第７項第１号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6　第３項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　ユニット

ア　居室

㋐　１の居室の定員は、１人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

㋑　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、１のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第153条第１項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第151条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第179条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。

㋒　利用者１人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

㋓　日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ　共同生活室

㋐　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

㋑　１の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

㋒　必要な設備および備品を備えること。

ウ　洗面設備

㋐　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

㋑　要介護者の使用に適したものとすること。

エ　便所

㋐　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

㋑　要介護者の使用に適したものとすること。

⑵　浴室

要介護者の入浴に適したものとすること。

7　前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とすることができる。

⑵　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

⑶　階段の傾斜を緩やかにすること。

⑷　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

⑸　ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8　ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第153条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第171条　第149条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

第３款　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第172条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

⑵　滞在に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定

入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

⑹　理美容代

⑺　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

５　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第173条　指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

２　指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

３　指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

４　指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

５　ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

６　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

７　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

８　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（介護）

第174条　介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

２　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

３　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

４　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

５　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

６　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

７　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

８　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第175条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養ならびに利用者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

２　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

３　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

４　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

（その他のサービスの提供）

第176条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

２　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第177条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　利用定員（第147条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
⑷　ユニットの数およびユニットごとの利用定員（第147条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
⑸　指定短期入所生活介護の内容および利用料その他の費用の額
⑹　通常の送迎の実施地域
⑺　サービスの利用に当たっての留意事項
⑻　緊急時等における対応方法
⑼　非常災害対策
⑽　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）
第178条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　前項に規定する従業者の勤務体制の決定に当たっては、次に定める職員の配置を行わなければならない。
⑴　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
⑵　夜間および深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間および深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
⑶　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
３　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
４　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。
（定員の遵守）
第179条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
⑴　第147条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員および居室の定員を超えることとなる利用者数
⑵　前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、ユニットごとの利用定員および居室の定員を超えることとなる利用者数
（準用）
第180条　第151条、第152条、第155条、第158条から第160条まで、第162条および第165条から第167条（第107条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第151条第１項中「第163条に規定する運営規程」とあるのは「第177条に規定する重要事項に関する規程」と、第166条第２項第２号中「次条」とあるのは「第180条において準用する第167条」と、同項第３号中「第154条第５項」とあるのは「第173条第７項」と、同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第180条において準用する第167条」と読み替えるものとする。

第６節　基準該当居宅サービスに関する基準

（指定通所介護事業所等との併設）
第181条　基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所もしくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第72条第１項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。
（従業者の員数）
第182条　基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第３号の栄養士を置かないことができる。
⑴　生活相談員　１人以上
⑵　介護職員又は看護職員　常勤換算方法で、利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第165条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条および第184条において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１人以上
⑶　栄養士　１人以上
⑷　機能訓練指導員　１人以上
⑸　調理員その他の従業者　当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
２　前項第２号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。
３　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
４　基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第１項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
５　基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第166条第１項から第４項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（管理者）
第183条　基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該基準該当短期入所生活介護事

業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（利用定員等）

第184条　基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2　基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第168条第１項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備等）

第185条　基準該当短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等および当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等および当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

⑴　居室
⑵　食堂
⑶　機能訓練室
⑷　浴室
⑸　便所
⑹　洗面所
⑺　静養室
⑻　面接室
⑼　介護職員室

2　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室

ア　１の居室の定員は、４人以下とすること。

イ　利用者１人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

ウ　日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

⑵　食堂および機能訓練室

ア　食堂および機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂および機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑶　浴室

身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

⑷　便所

身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

⑸　洗面所

身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

3　基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

4　基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第169条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定通所介護事業所等との連携）

第186条　基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携および支援の体制を整えなければならない。

（準用）

第187条　第９条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第26条、第33条から第36条まで、第37条（第５項および第６項を除く。）、第38条から第40条まで、第55条、第107条、第109条、第110条および第146条ならびに第４節（第153条第１項および第167条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第19条第１項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第107条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第153条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、第159条中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第10章　短期入所療養介護

第１節　基本方針

第188条　指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

第189条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師および准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士および栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第173条第１項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下

同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第172条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条および第201条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

⑵　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士および理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

⑶　療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士および理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

⑷　診療所（前２号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者および入院患者の数が３又はその端数を増すごとに１以上かつ夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師もしくは准看護師又は介護職員を１人以上配置していること。

２　指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第173条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

第190条　指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

⑴　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設（秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第74号）第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

⑵　指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

⑶　療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

⑷　診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合すること。

ア　指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者１人につき6.4平方メートルとすること。

イ　食堂および浴室を有すること。

ウ　機能訓練を行うための場所を有すること。

２　前項第３号および第４号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

３　指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第174条第１項および第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（対象者）

第191条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況もしくは病状により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的および精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

（利用料等の受領）

第192条　指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定短期入所療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

⑵　滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

⑹　理美容代

⑺　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4　前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

5　指定短期入所療養介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第193条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況その他の利用者の心身の状況を踏まえ、当該利用者の療養を妥当かつ適切に行わなければならない。

2　指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配意して行わなければならない。

3　短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4　指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5　指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6　指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（短期入所療養介護計画の作成）

第194条　指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望およびその置かれている環境ならびに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

2　短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3　指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4　指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成したときは、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

（診療の方針）

第195条　医師の診療の方針は、次に掲げるところによる。

⑴　診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当かつ適切に行う。

⑵　診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

⑶　常に利用者の病状および心身の状況ならびに日常生活およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

⑷　検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当かつ適切に行う。

⑸　特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。

⑹　別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。

⑺　入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求めることその他の診療について適切な措置を講じなければならない。

（機能訓練）

第196条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

（看護および医学的管理の下における介護）

第197条　看護および医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、利用者の病状および心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2　指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状および心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4　指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5　指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6　指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護および介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第198条　利用者の食事は、栄養ならびに利用者の身体の状況、病状および嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2　利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（その他のサービスの提供）

第199条　指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2　指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第200条　指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　指定短期入所療養介護の内容および利用料その他の費用の額

⑷　通常の送迎の実施地域

⑸　施設利用に当たっての留意事項

⑹　非常災害対策

⑺　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第201条　指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑴　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員および療養室の定員を超えることとなる利用者数

⑵　療養病床を有する病院もしくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数および療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

⑶　診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、指定短期入所療養介護を提供する病床数および病室の定員を超えることとなる利用者数

（記録の整備）

第202条　指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　短期入所療養介護計画

⑵　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第193条第５項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　次条において準用する第26条に規定する市への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第37条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第39条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第203条　第９条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第33条、第34条、第36条から第40条まで、第55条、第107条、第109条、第143条、第151条、第152条第２項および第165条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第107条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第151条第１項中「第163条」とあるのは「第200条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第５節　ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針ならびに設備および運営に関する基準

第１款　この節の趣旨および基本方針

（この節の趣旨）

第204条　第１節、第３節および前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等および当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針ならびに設備および運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第205条　ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思および人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２款　設備に関する基準

第206条　ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

⑴　介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること。

⑵　指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。

⑶　療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

⑷　療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

２　ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第191条第１項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第189条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第191条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３款　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第207条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

⑵　滞在に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

⑹　理美容代

⑺　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第３項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第208条　指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

２　指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

３　指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

４　指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

５　ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

６　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

７　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

８　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（看護および医学的管理の下における介護）

第209条　看護および医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生

活を営むことを支援するよう、利用者の病状および心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状および心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状および心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護および介護を受けさせてはならない。

（食事）

第210条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養ならびに利用者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

（その他のサービスの提供）

第211条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第212条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　指定短期入所療養介護の内容および利用料その他の費用の額

⑷　通常の送迎の実施地域

⑸　施設の利用に当たっての留意事項

⑹　非常災害対策

⑺　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第213条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　前項に規定する従業者の勤務体制の決定に当たっては、次に定める職員の配置を行わなければならない。

⑴　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

⑵　夜間および深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間および深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

⑶　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第214条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑴　ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員および療養室の定員を超えることとなる利用者数

⑵　ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員および病室の定員を超えることとなる利用者数

（準用）

第215条　第191条、第194条から第196条まで、第202条および第203条（第107条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第202条第２項第２号中「次条」とあるのは「第215条において準用する第203条」と、同項第３号中「第193条第５項」とあるのは「第208条第７項」と、同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第215条において準用する第203条」と、第203条中「第163条」とあるのは「第

163条に規定する運営規程」と、「第200条」とあるのは「第212条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第11章　特定施設入居者生活介護

第１節　基本方針

第216条　指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第８条第11項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が当該指定特定施設（特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業の運営に努めなければならない。

３　養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第５節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第217条　指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに１人以上

⑵　看護師もしくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員

ア　看護職員および介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上であること。

イ　看護職員の数は、次のとおりとすること。

㋐　利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、１以上

㋑　利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、１に利用者の数が30を超え50又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

ウ　常に１以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

⑶　機能訓練指導員　１以上

⑷　計画作成担当者　１以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

２　指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第202条第２項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第202条第１項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

⑴　生活相談員　常勤換算方法で、利用者および指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに１人以上

⑵　看護職員又は介護職員

ア　看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者および介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第２条第１項第２号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が３又はその端数を増すごとに１ならびに介護予防サービスの利用者のうち同項第１号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに１以上であること。

イ　看護職員の数は、次のとおりとすること。

㋐　総利用者数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、１以上

㋑　総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、１に総利用者数が30を超え50又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

ウ　常に１以上の指定特定施設入居者生活介護および指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

⑶　機能訓練指導員　１以上

⑷　計画作成担当者　１以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

３　前２項の利用者および介護予防サービスの利用者の数ならびに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

４　第１項第１号又は第２項第１号の生活相談員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

５　第１項第２号の看護職員および介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち１人以上および介護職員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。

６　第１項第３号又は第２項第３号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

７　第１項第４号又は第２項第４号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第２項の場合にあっては、特定施設サービス計画および介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（同項の場合にあっては、利用者および介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。

８　第２項第２号の看護職員および介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護および指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち１人以上および介護職員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員および看護職員のうちいずれか１人が常勤であ

ければ足りるものとする。

（管理者）

第218条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第３節　設備に関する基準

第219条　指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

３　指定特定施設は、一時介護室（一時的に利用者を移して指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂および機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。

４　指定特定施設の介護居室（指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂および機能訓練室の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　介護居室

ア　１の居室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。

イ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ　地階に設けてはならないこと。

エ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

⑵　一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

⑶　浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

⑷　便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

⑸　食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

⑹　機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

５　指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

６　指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

７　前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法および消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。

８　指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第205条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容および手続の説明ならびに契約の締結等）

第220条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第231条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額およびその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居および指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

３　指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第１項の契約に係る文書に明記しなければならない。

４　第８条第２項から第６項までの規定は、第１項の規定による文書の交付について準用する。

（指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等）

第221条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

３　指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であることその他の入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第222条　老人福祉法第29条第１項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を

提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第223条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日および入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第224条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

⑵　おむつ代

⑶　前２号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針）

第225条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行わなければならない。

2　指定特定施設入居者生活介護は、次条第１項に規定する特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3　指定特定施設の特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5　指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6　指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（特定施設サービス計画の作成）

第226条　指定特定施設の管理者は、計画作成担当者（第217条第１項第４号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2　計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3　計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望および利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容ならびにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

4　計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

5　計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成したときは、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

6　計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

7　第２項から第５項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。

（介護）

第227条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2　指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、１週間に２回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。

3　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前３項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

（健康管理）

第228条　指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（相談および援助）

第229条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、

利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

（利用者の家族との連携等）

第230条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第231条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　特定施設従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　入居定員および居室数

⑷　指定特定施設入居者生活介護の内容および利用料その他の費用の額

⑸　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件および手続

⑹　施設の利用に当たっての留意事項

⑺　緊急時等における対応方法

⑻　非常災害対策

⑼　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第232条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理および指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

３　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（協力医療機関等）

第233条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第234条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携および協力その他の地域との交流に努めなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関し、市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第235条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　特定施設サービス計画

⑵　第223条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第225条第５項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　第232条第３項に規定する結果等の記録

⑸　次条において準用する第26条に規定する市への通知に係る記録

⑹　次条において準用する第37条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑺　次条において準用する第39条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

⑻　介護保険法施行規則第64条第３号に規定する書類

（準用）

第236条　第11条、第12条、第21条、第26条、第33条から第40条まで、第54条、第55条、第109条、第110条および第158条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第54条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第５節　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員ならびに設備および運営に関する基準

第１款　この節の趣旨および基本方針

（この節の趣旨）

第237条　第１節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）および当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。）の事業を行うものの基本方針、人員ならびに設備および運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第238条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業の運営に努めなければならない。

第２款　人員に関する基準

（従業者の員数）

第239条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業

者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに１人以上

⑵　介護職員　常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに１人以上

⑶　計画作成担当者　１以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第226条第２項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第225条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

⑴　生活相談員　常勤換算方法で、利用者および外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに１人以上

⑵　介護職員　常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに１および介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに１以上であること。

⑶　計画作成担当者　１以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

３　前２項の利用者および介護予防サービスの利用者の数ならびに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

４　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に１以上の指定特定施設の従業者（第１項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

５　第１項第１号又は第２項第１号の生活相談員のうち１人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（同項の場合にあっては、利用者および介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。

６　第１項第３号又は第２項第３号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（同項の場合にあっては、特定施設サービス計画および介護予防特定施設サービス計画）の作成の担当について適当と認められるものとし、そのうち１人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（同項の場合にあっては、利用者および介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。

（管理者）

第240条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第３款　設備に関する基準

第241条　指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

３　指定特定施設は、居室、浴室、便所および食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合は、食堂を設けないことができるものとする。

４　指定特定施設の居室、浴室、便所および食堂の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室

ア　１の居室の定員は、１人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。

イ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ　地階に設けてはならないこと。

エ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ　非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

⑵　浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

⑶　便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

⑷　食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

５　指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

６　指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

７　前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法および消防法の定めるところによる。

８　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条

例第229条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４款　運営に関する基準

（内容および手続の説明ならびに契約の締結等）

第242条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第244条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者および受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額およびその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合を除く。）および外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

３　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認その他の適切な手続をあらかじめ第１項の契約に係る文書に明記しなければならない。

４　第８条第２項から第６項までの規定は、第１項の規定による文書の交付について準用する。

（受託居宅サービスの提供）

第243条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（運営規程）

第244条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　入居定員および居室数

⑷　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容および利用料その他の費用の額

⑸　受託居宅サービス事業者および受託居宅サービス事業所の名称および所在地

⑹　利用者が他の居室に移る場合の条件および手続

⑺　施設の利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（受託居宅サービス事業者への委託）

第245条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

２　受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならない。

３　受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第248条に規定する指定福祉用具貸与および指定地域密着型サービス基準条例第61条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。

４　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護および指定通所介護を提供する事業者と、第１項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

５　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第３項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じ、第１項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

６　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第３項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、市の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。

７　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理および指揮命令を行うものとする。

８　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

（記録の整備）

第246条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計および受託居宅サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならない。

２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　特定施設サービス計画

⑵　第243条第２項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録

⑶　前条第８項に規定する結果等の記録

⑷　次条において準用する第26条に規定する市への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第37条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第39条第２項に規定する事故の状況

および事故に際してとった処置についての記録
⑺　次条において準用する第223条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑻　次条において準用する第225条第５項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
⑼　次条において準用する第232条第３項に規定する結果等の記録
⑽　介護保険法施行規則第64条第３号に規定する書類
（準用）
第247条　第11条、第12条、第21条、第26条、第33条から第40条まで、第54条、第55条、第109条、第110条、第221条から第226条まで、第229条、第230条および第232条から第234条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第34条第１項および第２項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設および受託居宅サービス事業所」と、第54条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第223条第２項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第226条第３項および第６項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者および受託居宅サービス事業者」と、第232条第１項から第３項までの規定中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第12章　福祉用具貸与

第１節　基本方針

第248条　指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第８条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）
第249条　指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第４条第１項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。
２　指定福祉用具貸与事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
⑴　指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第238条第１項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）　指定介護予防サービス等基準条例第238条第１項
⑵　指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準条例第255条第１項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）　指定介護予防サービス等基準条例第255条第１項
⑶　指定特定福祉用具販売事業者　第266条第１項
（管理者）
第250条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第３節　設備に関する基準

第251条　指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管および消毒のために必要な設備および器材ならびに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、第259条第３項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。
２　前項の設備および器材の基準は、次のとおりとする。
⑴　福祉用具の保管のために必要な設備
ア　清潔であること。
イ　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具とを区分することが可能であること。
⑵　福祉用具の消毒のために必要な器材
当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類および材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。
３　指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第237条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第240条第１項および第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）
第252条　指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
２　指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
３　指定福祉用具貸与事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
⑴　通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

⑵　福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4　指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5　指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の回収等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

（指定福祉用具貸与の基本取扱方針）

第253条　指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止および利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2　指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

3　指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第254条　福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第１項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

⑵　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

⑶　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

⑷　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

⑸　居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合は、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合はその理由が居宅サービス計画に記載されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（福祉用具貸与計画の作成）

第255条　福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況およびその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第273条第１項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2　福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成したときは、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

5　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6　第１項から第４項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

（運営規程）

第256条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目および利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（適切な研修の機会の確保）

第257条　指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のため、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

（福祉用具の取扱種目）

第258条　指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

（衛生管理等）

第259条　指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2　指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3　指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4　指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5　指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備および備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示および目録の備付け）

第260条　指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2　指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の

品名および品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

（記録の整備）

第261条　指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　福祉用具貸与計画

⑵　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第259条第４項に規定する結果等の記録

⑷　次条において準用する第26条に規定する市への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第37条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第39条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第262条　第８条から第19条まで、第21条、第26条、第34条から第40条まで、第55条ならびに第107条第１項および第２項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第29条」とあるのは「第256条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第１項中「提供日および内容」とあるのは「提供の開始日および終了日ならびに種目および品名」と、第21条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第107条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

第５節　基準該当居宅サービスに関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第263条　基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当福祉用具貸与」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。

２　基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第252条第１項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第264条　第８条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第34条から第36条まで、第37条（第５項および第６項を除く。）、第38条から第40条まで、第55条、第107条第１項および第２項、第248条、第250条ならびに第251条ならびに第４節（第252条第１項および第262条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第29条」とあるのは「第256条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第19条第１項中「提供日および内容、当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日および終了日、種目、品名」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第107条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第252条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第13章　特定福祉用具販売

第１節　基本方針

第265条　指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第８条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第266条　指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。

２　指定特定福祉用具販売事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

⑴　指定介護予防福祉用具貸与事業者　指定介護予防サービス等基準条例第238条第１項

⑵　指定特定介護予防福祉用具販売事業者　指定介護予防サービス等基準条例第255条第１項

⑶　指定福祉用具貸与事業者　第249条第１項

（管理者）

第267条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第３節　設備に関する基準

第268条　指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の

提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

2　指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準条例第254条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第257条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

第269条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（販売費用の額等の受領）

第270条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供したときは、法第44条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。

2　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

⑵　特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の申請に必要となる書類等の交付）

第271条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

⑴　当該指定特定福祉用具販売事業所の名称

⑵　販売した特定福祉用具の種目、品目、販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

⑶　領収書

⑷　当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針）

第272条　福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第１項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

⑵　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

⑶　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

⑷　居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合は、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（特定福祉用具販売計画の作成）

第273条　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第255条第１項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2　特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成したときは、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

（記録の整備）

第274条　指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　特定福祉用具販売計画

⑵　第269条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　次条において準用する第26条に規定する市への通知に係る記録

⑷　次条において準用する第37条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　次条において準用する第39条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第275条　第８条から第14条まで、第16条から第18条まで、第26条、第32条、第34条から第40条まで、第55条、第107条第１項および第２項、第253条、第256条から第258条までならびに第260条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第29条」とあるのは「第275条において準用する第256条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第14条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と、第107条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第２項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与しなければ」とあるのは「販売しなければ」と、第256条第４号

中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第257条中「福祉用具に」とあるのは「特定福祉用具に」と、第258条中「福祉用具を」とあるのは「特定福祉用具を」と読み替えるものとする。

第14章　雑則

（委任）

第276条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成12年４月１日において現に存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成９年法律第124号）第20条による改正前の老人福祉法（以下「旧老人福祉法」という。）第５条の２第４項に規定する老人短期入所事業をいう。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（旧老人福祉法第20条の３に規定する老人短期入所施設をいう。）（基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第150条第６項第１号アおよびイならびに第２号アならびに第７項の規定は、適用しない。

３　平成15年４月１日において現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号）による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第９章第５節（第140条の４第６項第１号ロ⑵を除く。）に規定する基準を満たすものに対する第170条第６項第１号イの⑷の規定の適用については、同号イの⑷中「２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

４　介護保険法の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）附則第10条第１項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって、平成18年４月１日において現に定員４人以下であるものについては、第219条第４項第１号アおよび第241条第４項第１号アの規定は、適用しない。

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第72号

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　介護予防訪問介護
　第１節　基本方針（第４条）
　第２節　人員に関する基準（第５条・第６条）
　第３節　設備に関する基準（第７条）
　第４節　運営に関する基準（第８条―第38条）
　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第39条―第41条）
　第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第42条―第46条）
第３章　介護予防訪問入浴介護
　第１節　基本方針（第47条）
　第２節　人員に関する基準（第48条・第49条）
　第３節　設備に関する基準（第50条）
　第４節　運営に関する基準（第51条―第56条）
　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第57条・第58条）
　第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第59条―第62条）
第４章　介護予防訪問看護
　第１節　基本方針（第63条）
　第２節　人員に関する基準（第64条・第65条）
　第３節　設備に関する基準（第66条）
　第４節　運営に関する基準（第67条―第74条）
　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第75条―第77条）
第５章　介護予防訪問リハビリテーション
　第１節　基本方針（第78条）
　第２節　人員に関する基準（第79条）
　第３節　設備に関する基準（第80条）
　第４節　運営に関する基準（第81条―第84条）
　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第85条・第86条）
第６章　介護予防居宅療養管理指導
　第１節　基本方針（第87条）
　第２節　人員に関する基準（第88条）
　第３節　設備に関する基準（第89条）
　第４節　運営に関する基準（第90条―第93条）
　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第94条・第95条）
第７章　介護予防通所介護
　第１節　基本方針（第96条）
　第２節　人員に関する基準（第97条・第98条）
　第３節　設備に関する基準（第99条）
　第４節　運営に関する基準（第100条―第107条）
　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第108条―第111条）
　第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第112条―第115条）
第８章　介護予防通所リハビリテーション
　第１節　基本方針（第116条）
　第２節　人員に関する基準（第117条）
　第３節　設備に関する基準（第118条）
　第４節　運営に関する基準（第119条―第123条）
　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第124条―第127条）
第９章　介護予防短期入所生活介護
　第１節　基本方針（第128条）
　第２節　人員に関する基準（第129条・第130条）

第３節　設備に関する基準（第131条・第132条）
第４節　運営に関する基準（第133条―第142条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第143条―第150条）
第６節　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第１款　この節の趣旨および基本方針（第151条・第152条）
第２款　設備に関する基準（第153条・第154条）
第３款　運営に関する基準（第155条―第159条）
第４款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第160条―第164条）
第７節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第165条―第171条）
第10章　介護予防短期入所療養介護
第１節　基本方針（第172条）
第２節　人員に関する基準（第173条）
第３節　設備に関する基準（第174条）
第４節　運営に関する基準（第175条―第181条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第182条―第188条）
第６節　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第１款　この節の趣旨および基本方針（第189条・第190条）
第２款　設備に関する基準（第191条）
第３款　運営に関する基準（第192条―第196条）
第４款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第197条―第201条）
第11章　介護予防特定施設入居者生活介護
第１節　基本方針（第202条）
第２節　人員に関する基準（第203条・第204条）
第３節　設備に関する基準（第205条）
第４節　運営に関する基準（第206条―第217条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第218条―第224条）
第６節　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第１款　この節の趣旨および基本方針（第225条・第226条）
第２款　人員に関する基準（第227条・第228条）
第３款　設備に関する基準（第229条）
第４款　運営に関する基準（第230条―第234条）
第５款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第235条・第236条）
第12章　介護予防福祉用具貸与
第１節　基本方針（第237条）
第２節　人員に関する基準（第238条・第239条）
第３節　設備に関する基準（第240条）
第４節　運営に関する基準（第241条―第248条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第249条―第251条）
第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第252条・第253条）
第13章　特定介護予防福祉用具販売
第１節　基本方針（第254条）
第２節　人員に関する基準（第255条・第256条）
第３節　設備に関する基準（第257条）
第４節　運営に関する基準（第258条―第262条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第263条―第265条）
第14章　雑則（第266条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第54条第１項第２号ならびに第115条の４第１項および第２項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　介護予防サービス事業者　法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。

⑵　指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス　それぞれ法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。

⑶　利用料　法第53条第１項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

⑷　介護予防サービス費用基準額　法第53条第２項第１号又は第２号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。

⑸　法定代理受領サービス　法第53条第４項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。

⑹　基準該当介護予防サービス　法第54条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。

⑺　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定介護予防サービスの事業の一般原則）

第３条　指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第２章　介護予防訪問介護

第１節　基本方針

（基本方針）

第４条　指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、その利用者

が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第５条　指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条の２第２項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第５節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

２　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第４条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問介護および指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

３　前項の利用者の数は、前３月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

４　第２項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第７条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第48条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

５　指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第５条第１項から第４項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第６条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備等）

第７条　指定介護予防訪問介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

２　指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第７条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容および手続の説明および同意）

第８条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のア又はイに掲げるもの

ア　指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

５　指定介護予防訪問介護事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第２項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

６　前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第９条　指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第10条　指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第11条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無および要支援認定の有効期間を確認するものとする。

２　指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の３第２項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第12条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

２　指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第13条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第14条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供および保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第15条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の９各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第16条　指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則第83条の９第１号ハおよびニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第17条　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第18条　指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時および利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第19条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供したときは、当該指定介護予防訪問介護の提供日および内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第４項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

２　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなけれ

ばならない。

（利用料等の受領）

第20条　指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定介護予防訪問介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行ったときは、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４　指定介護予防訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第21条　指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第22条　指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

（利用者に関する市への通知）

第23条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

⑵　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第24条　訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（管理者およびサービス提供責任者の業務）

第25条　指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者および業務の管理を一元的に行わなければならない。

２　指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

３　サービス提供責任者（第５条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節および次節において同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

⑵　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

⑶　サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。

⑷　訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標および援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

⑸　訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

⑹　訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

⑺　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

⑻　前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第26条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定介護予防訪問介護の内容および利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第27条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第28条　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

３　指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第29条　指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

２　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

第30条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の

サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第31条　指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3　指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第32条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止）

第33条　指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第34条　指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2　指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3　指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4　指定介護予防訪問介護事業者は、市から求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5　指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6　指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第35条　指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第36条　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2　指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第37条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第38条　指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　介護予防訪問介護計画

⑵　第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第23条に規定する市への通知に係る記録

⑷　第34条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　第36条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問介護の基本取扱方針）

第39条　指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防（法第８条の２第２項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2　指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針）

第40条　訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第４条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成するものとする。

⑶　介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑷　サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑸　サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成したときは、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

⑹　指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑺　指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑻　指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑼　サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

⑽　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

⑾　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うものとする。

⑿　第１号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

（指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点）

第41条　指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

⑴　指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第７号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

⑵　指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援および他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準

（訪問介護員等の員数）

第42条　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条の２第２項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、３人以上とする。

２　基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

３　基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第42条第１項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、同項および同条第２項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第43条　基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備等）

第44条　基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

２　基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第44条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第45条　基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

⑴　当該介護予防訪問介護の利用者が、山間のへき地その他の地域であって、指定介護予防訪問介護のみによっては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市が認めるものに住所を有する場合

⑵　当該介護予防訪問介護が、法第58条第１項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第59条第１項第１号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合

⑶　当該介護予防訪問介護が、第42条第２項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

⑷　当該介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

⑸　当該介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問

介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね２分の１を超えない場合

２　基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条において準用する第40条第２号の介護予防訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第46条　第１節、第４節（第15条、第20条第１項、第22条、第27条ならびに第34条第５項および第６項を除く。）および前節の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第19条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第４項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条第２項および第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第20条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、第25条第３項中「第５条第２項」とあるのは「第42条第２項」と読み替えるものとする。

第３章　介護予防訪問入浴介護

第１節　基本方針

第47条　指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持および心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業員の員数）

第48条　指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　１以上

⑵　介護職員　１以上

２　前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち１人以上は、常勤でなければならない。

３　指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第48条第１項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準条例第47条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第48条第１項および第２項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第49条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

第50条　指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備、備品等を備えなければならない。

２　指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第50条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第51条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行ったときは、それに要した交通費

⑵　利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

４　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（緊急時等の対応）

第52条　介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の業務）

第53条　指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理および指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

２　指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護

予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの節および次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第54条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定介護予防訪問入浴介護の内容および利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　サービスの利用に当たっての留意事項

⑺　緊急時等における対応方法

⑻　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（記録の整備）

第55条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑵　次条において準用する第23条に規定する市への通知に係る記録

⑶　次条において準用する第34条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑷　次条において準用する第36条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第56条　第８条から第19条まで、第21条、第23条および第28条から第37条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護事業者」と、第８条および第30条中「第26条」とあるのは「第54条」と、第29条中「設備、備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針）

第57条　指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

３　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

（指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針）

第58条　介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第47条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑶　指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑷　指定介護予防訪問入浴介護の提供は、１回の訪問につき、看護職員１人および介護職員１人をもって行うものとし、これらの者のうち１人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合にあっては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

⑸　指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全および清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用するものとする。

第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準

（従業者の員数）

第59条　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　看護職員　１以上

⑵　介護職員　１以上

２　基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準条例第59条第１項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第60条　基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備等）
第61条　基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備、備品等を備えなければならない。
2　基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第61条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（準用）
第62条　第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第33条まで、第34条（第5項および第6項を除く。）および第35条から第37条までならびに第1節、第4節（第51条第1項および第56条を除く。）および前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第8条および第30条中「第26条」とあるのは「第62条において準用する第54条」と、第19条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第29条中「設備、備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」と、第51条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第4章　介護予防訪問看護

第1節　基本方針

第63条　指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節　人員に関する基準

（看護師等の員数）
第64条　指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
⑴　病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。）
ア　保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）　常勤換算方法で、2.5以上となる員数
イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数
⑵　病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。）　指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとする。
2　前項第1号アの看護職員のうち1名は、常勤でなければならない。
3　指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第64条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第63条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第64条第1項および第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（管理者）
第65条　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
2　指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
3　指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識および技能を有する者でなければならない。

第3節　設備に関する基準

第66条　指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。
2　指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。
3　指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第66条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節　運営に関する基準

（サービス提供困難時の対応）
第67条　指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師および介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
（介護予防支援事業者等との連携）
第68条　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め

なければならない。

2　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師および介護予防支援事業者に対する情報の提供ならびに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第69条　指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額および指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第１項に規定する療養の給付もしくは同法第88条第１項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第１項に規定する療養の給付もしくは同法第78条第１項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定介護予防訪問看護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行ったときは、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4　指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第70条　指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第71条　看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、直ちに主治の医師への連絡を行い指示を求めることその他の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第72条　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定介護予防訪問看護の内容および利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（記録の整備）

第73条　指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　第77条第２項に規定する主治の医師による指示の文書

⑵　介護予防訪問看護計画書

⑶　介護予防訪問看護報告書

⑷　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑸　次条において準用する第23条に規定する市への通知に係る記録

⑹　次条において準用する第34条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑺　次条において準用する第36条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第74条　第８条、第９条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第37条までおよび第53条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第８条および第30条中「第26条」とあるのは「第72条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問看護の基本取扱方針）

第75条　指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2　指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4　指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針）

第76条　看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第63条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況および希望

を踏まえ、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならない。

⑶　介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑷　看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑸　看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成したときは、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

⑹　指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携および第２号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当かつ適切に行うものとする。

⑺　指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

⑻　指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑼　特殊な看護等は、行ってはならないものとする。

⑽　看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

⑾　看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならない。

⑿　指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書および介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導および管理を行わなければならない。

⒀　看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しなければならない。

⒁　第１号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

⒂　当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第２号から第６号までおよび第10号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書および介護予防訪問看護報告書の作成および提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（主治の医師との関係）

第77条　指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

２　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

３　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

４　前条第15号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第５章　介護予防訪問リハビリテーション

第１節　基本方針

第78条　指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

第79条　指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない。

２　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第80条第１項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第79条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第80条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

第80条　指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

２　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第81条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第81条　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービ

ス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額および指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第１項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第１項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行ったときは、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第82条　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料およびその他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（記録の整備）

第83条　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　介護予防訪問リハビリテーション計画

⑵　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　次条において準用する第23条に規定する市への通知に係る記録

⑷　次条において準用する第34条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　次条において準用する第36条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第84条　第８条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第37条まで、第53条および第68条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第８条および第30条中「第26条」とあるのは「第82条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針）

第85条　指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第86条　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は第78条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　医師および理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するものとする。

⑶　介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑷　医師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑸　医師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

⑹　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示および介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立

に資するよう、妥当かつ適切に行うものとする。

⑺　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

⑻　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑼　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況およびその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。

⑽　医師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

⑾　医師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

⑿　医師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

⒀　第１号から第11号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

第６章　介護予防居宅療養管理指導

第１節　基本方針

第87条　指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師および准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師および准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

第88条　指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所

ア　医師又は歯科医師

イ　薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士　その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

⑵　薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所　薬剤師

⑶　指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例第64条第１項に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）および指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所　看護職員

２　指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービス等基準条例第90条第１項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス等基準条例第89条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第90条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

第89条　指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

２　指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第91条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第90条　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額および指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第１項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第１項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行

い、利用者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第91条　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定介護予防居宅療養管理指導の種類および利用料その他の費用の額

⑸　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（記録の整備）

第92条　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑵　次条において準用する第23条に規定する市への通知に係る記録

⑶　次条において準用する第34条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑷　次条において準用する第36条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第93条　第８条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第37条まで、第53条および第68条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第８条および第30条中「第26条」とあるのは「第91条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第18条中「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針）

第94条　指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

３　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第95条　医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状および心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供ならびに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。

⑵　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うものとする。

⑶　前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

⑷　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者もしくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

⑸　前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言は、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

⑹　前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合にあっては、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

⑺　それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録するものとする。

２　薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うものとする。

⑵　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

⑶　常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

⑷　それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

３　看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供ならびに利用者に対する療養上の相談および

支援を行うこと。

⑵　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

⑶　それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第７章　介護予防通所介護

第１節　基本方針

第96条　指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第97条　指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第５節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

⑵　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数

⑶　介護職員　指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第99条第１項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節および次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては１以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

⑷　機能訓練指導員　１以上

２　当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員および介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

３　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第１項第３号の介護職員（第２項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項および第７項において同じ。）を、常時１人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。

４　第１項および第２項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

５　前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

６　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

７　第１項の生活相談員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

８　指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第99条第１項から第７項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第98条　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

第99条　指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室および事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　食堂および機能訓練室

ア　食堂および機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂および機能訓練室は、食事の提供のときはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行うときはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑵　相談室　遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第101条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料の受領）

第100条　指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定介護予防通所介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

⑵　食事の提供に要する費用

⑶　おむつ代

⑷　前３号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

４　前項第２号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

５　指定介護予防通所介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第101条　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定介護予防通所介護の利用定員

⑸　指定介護予防通所介護の内容および利用料その他の費用の額

⑹　通常の事業の実施地域

⑺　サービスの利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第102条　指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供することができるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第103条　指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第104条　指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第105条　指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症の発生又はまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第106条　指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　介護予防通所介護計画

⑵　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　次条において準用する第23条に規定する市への通知に係る記録

⑷　次条において準用する第34条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　次条において準用する第36条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第107条　第８条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第37条までおよび第53条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第８条および第30条中「第26条」とあるのは「第101条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第24条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準

（指定介護予防通所介護の基本取扱方針）

第108条　指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2　指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善に努めなければならない。

3　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4　指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防通所介護の具体的取扱方針）

第109条　指定介護予防通所介護の方針は、第96条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成するものとする。

⑶　介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑷　指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑸　指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成したときは、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

⑹　指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑺　指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑻　指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑼　指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

⑽　指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

⑾　指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。

⑿　第１号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。

（指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点）

第110条　指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

⑴　指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第７号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

⑵　指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。

⑶　指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第111条　指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、当該事業所の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2　指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3　指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定すること等により利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4　指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、直ちに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準

（従業者の員数）

第112条　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

⑵　看護職員　基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数

⑶　介護職員　基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第131条第１項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては１以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

⑷　機能訓練指導員　１以上

２　当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員および介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

３　基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第１項第３号の介護職員（第２項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時１人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。

４　第１項および第２項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

５　前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

６　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

７　基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第131条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第113条　基準該当介護予防通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備等）

第114条　基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所および事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　食事を行う場所および機能訓練を行う場所

ア　食事を行う場所および機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食事を行う場所および機能訓練を行う場所は、食事の提供のときはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行うときはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑵　生活相談を行う場所　遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営される場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第133条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準をもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第115条　第８条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第33条まで、第34条（第５項および第６項を除く。）、第35条から第37条までおよび第53条ならびに第１節、第４節（第100条第１項および第107条を除く。）および前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第８条および第30条中「第26条」とあるのは「第115条において準用する第101条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第19条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第４

項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第30条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第100条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第８章　介護予防通所リハビリテーション

第１節　基本方針

第116条　指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション（以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

第117条　指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　医師　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な１以上の数

⑵　理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は看護師もしくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）もしくは介護職員　次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア　指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第136条第１項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第135条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節および次節において同じ。）の数が10人以下の場合は、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は看護職員もしくは介護職員の数が１以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は看護職員もしくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ　アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに１以上確保されていること。

２　指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第２号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

⑴　指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は看護職員もしくは介護職員が１以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は看護職員もしくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

⑵　前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーションもしくはこれに類するサービスに１年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。

３　第１項第１号の医師は、常勤でなければならない。

４　指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第136条第１項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第135条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第136条第１項から第３項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

第118条　指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、３平方メートルに利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節および次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

２　指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備ならびに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械および器具を備えなければならない。

３　指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第137条第１項および第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（管理者等の業務）

第119条　指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

２　指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節および次節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第120条　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員

⑸　指定介護予防通所リハビリテーションの内容および利用料その他の費用の額

⑹　通常の事業の実施地域

⑺　サービスの利用に当たっての留意事項

⑻　非常災害対策

⑼　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（衛生管理等）

第121条　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適正に行わなければならない。

２　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症の発生又はまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第122条　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　介護予防通所リハビリテーション計画

⑵　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　次条において準用する第23条に規定する市への通知に係る記録

⑷　次条において準用する第34条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　次条において準用する第36条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第123条　第８条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条、第31条、第33条から第37条まで、第68条、第100条および第102条から第104条までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第８条および第30条中「第26条」とあるのは「第120条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第102条第３項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針）

第124条　指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師との連携を図りつつ、常にその改善に努めなければならない。

３　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第125条　指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第116条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　医師および理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下この節において「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

⑶　医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑷　医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑸　医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

⑹　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑺　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

⑻　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑼　医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

⑽　医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

⑾　医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

⑿　第１号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

（指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点）

第126条　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

⑴　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

⑵　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。

⑶　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第127条　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、当該事業所の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

２　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

３　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定すること等により利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

４　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

第９章　介護予防短期入所生活介護

第１節　基本方針

第128条　指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第129条　指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第147条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第146条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節および次節ならびに第139条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士を置かないことができる。

⑴　医師　１人以上

⑵　生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が100又はその

端数を増すごとに１人以上

⑶　介護職員又は看護師もしくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１人以上

⑷　栄養士　１人以上

⑸　機能訓練指導員　１人以上

⑹　調理員その他の従業者　当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

２　特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

３　第１項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

４　特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の４に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第１項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

５　第１項第２号の生活相談員ならびに同項第３号の介護職員および看護職員のそれぞれのうち１人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

６　第１項第５号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

７　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第147条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第146条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第147条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第130条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（利用定員等）

第131条　指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第129条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。

２　併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第153条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

３　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第149条第１項および第２項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備等）

第132条　指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす２階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

⑴　居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を２階および地階のいずれにも設けていないこと。

⑵　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア　消防長又は当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第142条において準用する第104条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ　第142条において準用する第104条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間および夜間において行うこと。

ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼

の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3　指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等および当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等および当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室および看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

⑴　居室
⑵　食堂
⑶　機能訓練室
⑷　浴室
⑸　便所
⑹　洗面設備
⑺　医務室
⑻　静養室
⑼　面談室
⑽　介護職員室
⑾　看護職員室
⑿　調理室
⒀　洗濯室又は洗濯場
⒁　汚物処理室
⒂　介護材料室

4　併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所および当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者および当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5　第129条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第３項および第７項第１号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6　第３項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室

ア　１の居室の定員は、４人以下とすること。

イ　利用者１人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ　日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

⑵　食堂および機能訓練室

ア　食堂および機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂および機能訓練室は、食事の提供のときはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行うときはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑶　浴室

要支援者の入浴に適したものとすること。

⑷　便所

要支援者の使用に適したものとすること。

⑸　洗面設備

要支援者の使用に適したものとすること。

7　前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。

⑵　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

⑶　階段の傾斜を緩やかにすること。

⑷　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

⑸　居室等が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第150条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容および手続の説明および同意）

第133条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第138条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容および利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

2　第８条第２項から第６項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（指定介護予防短期入所生活介護の開始および終了）

第134条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的および精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第135条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第61条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

⑵　滞在に要する費用（法第61条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

⑹　理美容代

⑺　前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第136条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（緊急時等の対応）

第137条　介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第138条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　利用定員（第129条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）

⑷　指定介護予防短期入所生活介護の内容および利用料その他の費用の額

⑸　通常の送迎の実施地域

⑹　サービス利用に当たっての留意事項

⑺　緊急時等における対応方法

⑻　非常災害対策

⑼　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第139条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑴　第129条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員および居室の定員を超えることとなる利用者数

⑵　前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員および居室の定員を超えることとなる利用者数

（地域等との連携）

第140条　指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携および協力その他の地域との交流に努めなければならない。

（記録の整備）

第141条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　介護予防短期入所生活介護計画

⑵　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第136条第２項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　次条において準用する第23条に規定する市への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第34条第２項に規定する苦情の内容

等の記録

⑹　次条において準用する第36条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第142条　第９条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第37条まで、第53条、第102条、第104条および第105条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第30条中「第26条」とあるのは「第138条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第102条第３項および第104条中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針）

第143条　指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師との連携を図りつつ、常にその改善に努めなければならない。

３　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針）

第144条　指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第128条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

⑶　介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑷　指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑸　指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成したときは、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

⑹　指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑺　指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

（介護）

第145条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、１週間に２回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

３　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

４　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

５　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

６　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

７　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第146条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養ならびに利用者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

（機能訓練）

第147条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第148条　指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師および看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

（相談および援助）

第149条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

（その他のサービスの提供）

第150条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設

備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第6節　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款　この節の趣旨および基本方針

（この節の趣旨）

第151条　第1節、第3節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室および当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第152条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思および人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款　設備に関する基準

第153条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

⑴　居室等を2階および地階のいずれにも設けていないこと。

⑵　居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア　消防長又は当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第159条において準用する第142条において準用する第104条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ　第159条において準用する第142条において準用する第104条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間および夜間において行うこと。

ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等および当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等および当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

⑴　ユニット

⑵　浴室

⑶　医務室

⑷　調理室

⑸　洗濯室又は洗濯場

⑹　汚物処理室

⑺　介護材料室

4　特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所および当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者および当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5　第129条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第77号）第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては、第3項および第7項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6　第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　ユニット

ア　居室

㋐　1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者

への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

㈠　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、１のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第170条第１項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第168条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節および第158条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。

㈡　利用者１人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

㈢　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ　共同生活室

㈠　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

㈡　１の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

㈢　必要な設備および備品を備えること。

ウ　洗面設備

㈠　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

㈡　要支援者の使用に適したものとすること。

エ　便所

㈠　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

㈡　要支援者の使用に適したものとすること。

⑵　浴室

要支援者が入浴するのに適したものとすること。

７　前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上として差し支えない。

⑵　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

⑶　階段の傾斜を緩やかにすること。

⑷　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

⑸　ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

８　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第170条第１項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第168条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第170条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第154条　第131条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

第３款　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第155条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第61条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

⑵　滞在に要する費用（法第61条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別

な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
⑸　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
⑹　理美容代
⑺　前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
５　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
（運営規程）
第156条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
⑴　事業の目的および運営の方針
⑵　従業者の職種、員数および職務の内容
⑶　利用定員（第129条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
⑷　ユニットの数およびユニットごとの利用定員（第129条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
⑸　指定介護予防短期入所生活介護の内容および利用料その他の費用の額
⑹　通常の送迎の実施地域
⑺　サービス利用に当たっての留意事項
⑻　緊急時等における対応方法
⑼　非常災害対策
⑽　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）
第157条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することができるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に掲げる職員配置を行わなければならない。
⑴　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
⑵　夜間および深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間および深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
⑶　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
３　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
４　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。
（定員の遵守）
第158条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
⑴　第129条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員および居室の定員を超えることとなる利用者数
⑵　前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、ユニットごとの利用定員および居室の定員を超えることとなる利用者数
（準用）
第159条　第133条、第134条、第136条、第137条および第140条から第142条（第102条の準用に係る部分は除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第133条第１項中「第138条」とあるのは「第156条」と、第141条第２項第２号および第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第159条において準用する次条」と読み替えるものとする。

第４款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項）
第160条　指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
２　指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
３　指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
（介護）
第161条　介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。
２　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
３　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
４　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
５　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図り

つつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
6　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
7　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
8　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
（食事）
第162条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養ならびに利用者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
2　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
3　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
4　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。
（その他のサービスの提供）
第163条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。
2　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。
（準用）
第164条　第143条、第144条および第147条から第149条までの規定はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第144条中「第128条」とあるのは「第152条」と、「前条」とあるのは「第164条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第８節　基準該当介護予防サービスに関する基準

（指定介護予防通所介護事業所等との併設）
第165条　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。
（従業者の員数）
第166条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第３号の栄養士を置かないことができる。
⑴　生活相談員　１人以上
⑵　介護職員又は看護職員　常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第181条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条および第168条において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１人以上
⑶　栄養士　１人以上
⑷　機能訓練指導員　１人以上
⑸　調理員その他の従業者　当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
2　前項第２号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。
3　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
4　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第１項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
5　基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第181条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第182条第１項から第４項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（管理者）
第167条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（利用定員等）
第168条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の

専用の居室を設けるものとする。

2　基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第184条第１項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備および備品等）

第169条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等および当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等および当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

⑴　居室
⑵　食堂
⑶　機能訓練室
⑷　浴室
⑸　便所
⑹　洗面所
⑺　静養室
⑻　面接室
⑼　介護職員室

2　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室

ア　１の居室の定員は、４人以下とすること。

イ　利用者１人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

ウ　日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

⑵　食堂および機能訓練室

ア　食堂および機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂および機能訓練室は、食事の提供のときはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行うときはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑶　浴室

身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

⑷　便所

身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

⑸　洗面所

身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

3　基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

4　基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第185条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定介護予防通所介護事業所等との連携）

第170条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連携および支援の体制を整えなければならない。

（準用）

第171条　第９条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第33条まで、第34条（第５項および第６項を除く。）、第35条から第37条まで、第53条、第102条、第104条、第105条および第128条ならびに第４節（第135条第１項および第142条を除く。）および第５節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第19条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第４項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第30条中「第26条」とあるのは「第171条において準用する第138条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第102条第３項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第135条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、第141条第２項第２号および第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第171条」と、第144条中「第128条」とあるのは「第171条において準用する第128条」と、「前条」とあるのは「第171条において準用する前条」と、第148条中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第10章　介護予防短期入所療養介護

第１節　基本方針

第172条　指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護（以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上および心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第173条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師および准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士および栄養士の員数は、それぞれ、

利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第189条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第188条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条および第179条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

⑵　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士および理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

⑶　療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士および理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

⑷　診療所（前２号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者および入院患者の数が３又はその端数を増すごとに１以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師もしくは准看護師又は介護職員を１人以上配置していること。

２　指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第189条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

（設備）

第174条　指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

⑴　介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設（秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第74号）第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

⑵　指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

⑶　療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

⑷　診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合すること。

ア　指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者１人につき6.4平方メートルとすること。

イ　食堂および浴室を有すること。

ウ　機能訓練を行うための場所を有すること。

２　前項第３号および第４号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

３　指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第190条第１項および第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（対象者）

第175条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況もしくは病状により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

（利用料等の受領）

第176条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予

防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第61条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

⑵　滞在に要する費用（法第61条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

⑹　理美容代

⑺　前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第３項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第177条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（運営規程）

第178条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　指定介護予防短期入所療養介護の内容および利用料その他の費用の額

⑷　通常の送迎の実施地域

⑸　施設の利用に当たっての留意事項

⑹　非常災害対策

⑺　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第179条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑴　介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員および療養室の定員を超えることとなる利用者数

⑵　療養病床を有する病院もしくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数および療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

⑶　診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数および病室の定員を超えることとなる利用者数

（記録の整備）

第180条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　介護予防短期入所療養介護計画

⑵　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第177条第２項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　次条において準用する第23条に規定する市への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第34条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第36条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第181条　第９条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条、第31条、第33条から第37条まで、第53条、第102条、第104条、第121条、第133条、第134条第２項および第140条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第30条中「第26条」とあるのは「第178条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第102条第３項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第133条中「第138条」とあるのは「第178条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入

所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針）

第182条　指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

３　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針）

第183条　指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第172条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。

⑶　介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑷　指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑸　指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成したときは、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

⑹　指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑺　指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

（診療の方針）

第184条　医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当かつ適切に行うものとする。

⑵　診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うものとする。

⑶　常に利用者の病状および心身の状況ならびに日常生活およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。

⑷　検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当かつ適切に行うものとする。

⑸　特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。

⑹　別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。

⑺　入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

（機能訓練）

第185条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

（看護および医学的管理の下における介護）

第186条　看護および医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、利用者の病状および心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、１週間に２回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

３　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状および心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

４　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

５　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

６　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護および介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第187条　利用者の食事は、栄養ならびに利用者の身体の状況、病状および嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

２　利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（その他のサービスの提供）
第188条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。
２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第６節　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第１款　この節の趣旨および基本方針

（この節の趣旨）
第189条　第１節、第３節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等および当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）
第190条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思および人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上および心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２款　設備に関する基準

第191条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。
⑴　介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。
⑵　指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。
⑶　療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。
⑷　療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。
２　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第206条第１項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第204条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第206条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３款　運営に関する基準

（利用料等の受領）
第192条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
２　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
３　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
⑴　食事の提供に要する費用（法第61条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
⑵　滞在に要する費用（法第61条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
⑸　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
⑹　理美容代
⑺　前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第３項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（運営規程）

第193条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　指定介護予防短期入所療養介護の内容および利用料その他の費用の額

⑷　通常の送迎の実施地域

⑸　施設の利用に当たっての留意事項

⑹　非常災害対策

⑺　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第194条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供することができるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に掲げる職員配置を行わなければならない。

⑴　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。

⑵　夜間および深夜については、２ユニットごとに１人以上の看護職員又は介護職員を夜間および深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

⑶　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第195条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑴　ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員および療養室の定員を超えることとなる利用者数

⑵　ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員および病室の定員を超えることとなる利用者数

（準用）

第196条　第175条、第177条、第180条および第181条（第102条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第180条第２項第２号および第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第196条において準用する次条」と、第181条中「第178条」とあるのは「第193条」と読み替えるものとする。

第４款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項）

第197条　指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2　指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3　指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

（看護および医学的管理の下における介護）

第198条　看護および医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状および心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状および心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状および心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護およ

び介護を受けさせてはならない。

（食事）

第199条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養ならびに利用者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

２　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

３　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

４　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

（その他のサービスの提供）

第200条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

２　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（準用）

第201条　第182条から第185条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第183条中「第172条」とあるのは「第190条」と、「前条」とあるのは「第201条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第11章　介護予防特定施設入居者生活介護

第１節　基本方針

第202条　指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第８条の２第11項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

２　指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

３　養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合にあっては、第６節に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第203条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに１以上

⑵　看護師もしくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員

ア　看護職員および介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査および判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第２条第１項第２号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が３又はその端数を増すごとに１および利用者のうち認定省令第２条第１項第１号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに１以上であること。

イ　看護職員の数は、次のとおりとすること。

㋐　利用者の数が30を超えない指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、１以上

㋑　利用者の数が30を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、１に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

ウ　常に１以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

⑶　機能訓練指導員　１以上

⑷　計画作成担当者　１以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第216条第２項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業および指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第216条第１項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

⑴　生活相談員　常勤換算方法で、利用者および指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに１以上

⑵　看護職員又は介護職員

ア　看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち認定省令第２条第１項第２号に規定する要支援状態区分に該当する者および居宅サービスの利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上ならびに利用者のうち認定省令第２条第１項第１号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに１以上であること。

イ　看護職員の数は次のとおりとすること。

㋐　総利用者数が30を超えない指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、１以上

㋑　総利用者数が30を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、１に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

ウ　常に１以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護および指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

⑶　機能訓練指導員　１以上

⑷　計画作成担当者　１以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

3　前２項の利用者および居宅サービスの利用者の数ならびに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4　第１項第１号又は第２項第１号の生活相談員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

5　第１項第２号の看護職員および介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員および看護職員のうちいずれか１人を常勤とするものとする。

6　第１項第３号又は第２項第３号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7　第１項第４号又は第２項第４号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（同項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画および特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（同項の場合にあっては、利用者および居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8　第２項第２号の看護職員および介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護および指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち１人以上、および介護職員のうち１人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員および看護職員のうちいずれか１人が常勤であれば足りるものとする。

（管理者）

第204条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

第205条　指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3　指定介護予防特定施設は、一時介護室（一時的に利用者を移して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下この章において同じ。）、浴室、便所、食堂および機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。

4　指定介護予防特定施設の介護居室（指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂および機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

⑴　介護居室は、次の基準を満たすこと。

ア　１の居室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。

イ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ　地階に設けてはならないこと。

エ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

⑵　一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

⑶　浴室は、身体が不自由な者の入浴に適したものとすること。

⑷　便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

⑸　食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

⑹　機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5　指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6　指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7　前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法および消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。

8　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業および指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第219条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容および手続の説明ならびに契約の締結等）

第206条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あら

かじめ、入居申込者又はその家族に対し、第212条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額およびその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居および指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移るときの当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第１項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4　第８条第２項から第６項までの規定は、第１項の規定による文書の交付について準用する。

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等）

第207条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。

3　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第208条　老人福祉法第29条第１項に規定する有料老人ホームである指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

2　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、前項に規定する利用者の同意を得た旨およびその者の氏名等が記載された書類を作成し、当該書類を市（法第41条第10項の規定により審査および支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会とする。）に提出しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第209条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日および入居している指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第210条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

⑵　おむつ代

⑶　前２号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第211条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（運営規程）

第212条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　介護予防特定施設従業者の職種、員数および職務内容

⑶　入居定員および居室数

⑷　指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容および利用料その他の費用の額

⑸　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件および手続

⑹　施設の利用に当たっての留意事項

⑺　緊急時等における対応方法

⑻　非常災害対策

⑼　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第213条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業者によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理および指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

４　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（協力医療機関等）

第214条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第215条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民との連携および協力その他の地域との交流に努めなければならない。

２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第216条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　介護予防特定施設サービス計画

⑵　第208条第２項に規定する利用者の同意等に係る書類

⑶　第209条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑷　第211条第２項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

⑸　第213条第３項に規定する結果等の記録

⑹　次条において準用する第23条に規定する市への通知に係る記録

⑺　次条において準用する第34条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑻　次条において準用する第36条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第217条　第11条、第12条、第21条、第23条、第30条から第37条まで、第52条、第53条、第104条および第105条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第30条中「第26条」とあるのは「第212条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第52条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針）

第218条　指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針）

第219条　指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、第202条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

⑵　計画作成担当者は、利用者の希望および利用者について把握された解決すべき課題を踏まえ、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標およびその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成するものとする。

⑶　計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

⑷　計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成したときは、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に

交付しなければならない。

⑸　指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑹　指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑺　計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うものとする。

⑻　計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

⑼　第１号から第７号までの規定は、前号に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。

（介護）

第220条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、１週間に２回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。

３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

４　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前３項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

（健康管理）

第221条　指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（相談および援助）

第222条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

（利用者の家族との連携等）

第223条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流その他の機会を確保するよう努めなければならない。

（準用）

第224条　第147条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第６節　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第１款　この節の趣旨および基本方針

（趣旨）

第225条　第１節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）および当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練および療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。）の事業を行うものの基本方針、人員、設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第226条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

２　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第２款　人員に関する基準

（従業者の員数）

第227条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに１以上

⑵　介護職員　常勤換算方法で、利用者の数が30又はその端数を増すごとに１以上

⑶　計画作成担当者　１以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

２　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第238条第２項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業および外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第237条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

⑴　生活相談員　常勤換算方法で、利用者および外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の

合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに１以上

⑵　介護職員　常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が10又はその端数を増すごとに１以上および利用者の数が30又はその端数を増すごとに１以上であること。

⑶　計画作成担当者　１以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

3　前２項の利用者および居宅サービスの利用者の数ならびに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に１以上の指定介護予防特定施設の従業者（第１項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。

5　第１項第１号又は第２項第１号の生活相談員のうち１人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（同項の場合にあっては、利用者および居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6　第１項第３号又は第２項第３号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（同項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画および特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち１人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（同項の場合にあっては、利用者および居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第228条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３款　設備に関する基準

第229条　指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3　指定介護予防特定施設は、居室、浴室、便所および食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合は、食堂を設けないことができるものとする。

4　指定介護予防特定施設の居室、浴室、便所および食堂は、次の基準を満たさなければならない。

⑴　居室は、次の基準を満たすこと。

ア　１の居室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。

イ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ　地階に設けてはならないこと。

エ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ　非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

⑵　浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

⑶　便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

⑷　食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5　指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6　指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7　前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法および消防法の定めるところによる。

8　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業および外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運用されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第241条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４款　運営に関する基準

（内容および手続の説明ならびに契約の締結等）

第230条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者および受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所（以下「受託介護予防サービス事業所」という。）の名称ならびに受託介護予防サービスの種類、利用料の額およびその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）および外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事

業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第１項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4　第８条第２項から第６項までの規定は、第１項の規定による文書の交付について準用する。

（運営規程）

第231条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数および職務内容

⑶　入居定員および居室数

⑷　外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容および利用料その他の費用の額

⑸　受託介護予防サービス事業者および受託介護予防サービス事業所の名称および所在地

⑹　利用者が他の居室に移る場合の条件および手続

⑺　施設の利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第232条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。

2　受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）でなければならない。

3　受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第237条に規定する指定介護予防福祉用具貸与および指定地域密着型介護予防サービス基準条例第５条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

4　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護および指定介護予防通所介護を提供する事業者と、第１項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第３項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じ、第１項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第３項の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、市の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理および指揮命令を行うものとする。

8　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

（記録の整備）

第233条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計および受託介護予防サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならない。

2　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　介護予防特定施設サービス計画

⑵　第235条第２項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

⑶　前条第８項に規定する結果等の記録

⑷　次条において準用する第23条に規定する市への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第34条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第36条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

⑺　次条において準用する第208条第２項に規定する利用者の同意等に係る書類

⑻　次条において準用する第209条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑼　次条において準用する第211条第２項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

⑽　次条において準用する第213条第３項に規定する結果等の記録

（準用）

第234条　第11条、第12条、第21条、第23条、第30条から第37条まで、第52条、第53条、第104条、第105条、第207条から第211条までおよび第213条から第215条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第30条中「第26条」とあるのは「第231条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第32条中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設および受託介護予防サービス事業所」と、第52条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第209条第２項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第213条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み

替えるものとする。

第５款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（受託介護予防サービスの提供）

第235条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

２　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（準用）

第236条　第218条、第219条、第222条および第223条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第219条中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者および受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

第12章　介護予防福祉用具貸与

第１節　基本方針

第237条　指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第８条の２第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第238条　指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第４条第１項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。

２　指定介護予防福祉用具貸与事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

⑴　指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス等基準条例第249条第１項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）　指定居宅サービス等基準条例第249条第１項

⑵　指定特定福祉用具販売事業者（指定居宅サービス等基準条例第266条第１項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）　指定居宅サービス等基準条例第266条第１項

⑶　指定特定介護予防福祉用具販売事業者　第255条第１項

（管理者）

第239条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

第240条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管および消毒のために必要な設備および器材ならびに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、第245条第３項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

２　前項の設備および器材の基準は、次のとおりとする。

⑴　福祉用具の保管のために必要な設備

ア　清潔であること。

イ　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

⑵　福祉用具の消毒のために必要な器材

当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類、材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

３　指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準条例第248条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第251条第１項および第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第241条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費

⑵　福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

４　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、

利用者の同意を得なければならない。

5　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

（運営規程）

第242条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目および利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（適切な研修の機会の確保）

第243条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のため、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

（福祉用具の取扱種目）

第244条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

（衛生管理等）

第245条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備および備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示および目録の備付け）

第246条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第242条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名および品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

（記録の整備）

第247条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　次条において準用する第19条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑵　第245条第４項に規定する結果等の記録

⑶　次条において準用する第23条に規定する市への通知に係る記録

⑷　次条において準用する第34条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　次条において準用する第36条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

⑹　第251条に規定する介護予防福祉用具貸与計画

（準用）

第248条　第８条から第19条まで、第21条、第23条、第31条から第37条まで、第53条および第102条（第３項を除く。）の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第８条中「第26条」とあるのは「第242条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と、第19条中「提供日および内容」とあるのは「提供の開始日および終了日ならびに種目および品名」と、第21条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第102条第２項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針）

第249条　指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第250条　福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第237条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望お

よびその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

⑵　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第１項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑶　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑷　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。

⑸　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

⑹　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。

（介護予防福祉用具計画の作成）

第251条　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第265条第１項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

２　介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

４　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成したときは、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

５　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

６　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

７　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

８　第１項から第４項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第252条　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。

２　基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準条例第263条第１項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第253条　第８条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第31条から第33条まで、第34条（第５項および第６項を除く。）、第35条から第37条まで、第53条および第102条（第３項を除く。）ならびに第１節、第２節（第238条を除く。）、第３節、第４節（第241条第１項および第248条を除く。）および前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第８条中「第26条」とあるのは「第253条において準用する第242条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第19条中「提供日および内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第４項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日および終了日、種目、品名」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第102条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第241条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第13章　特定介護予防福祉用具販売

第１節　基本方針

第254条　指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第８条の２第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第255条　指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）が当該事業

を行う事業所（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。

２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

⑴　指定福祉用具貸与事業者　指定居宅サービス等基準条例第249条第１項

⑵　指定特定福祉用具販売事業者　指定居宅サービス等基準条例第266条第１項

⑶　指定介護予防福祉用具貸与事業者　第238条第１項

（管理者）

第256条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

第257条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第268条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

第258条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（販売費用の額等の受領）

第259条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供したときは、法第56条第３項に規定する現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。

２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費

⑵　特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

３　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の申請に必要となる書類等の交付）

第260条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額（以下「販売費の額」という。）の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

⑴　当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称

⑵　販売した特定介護予防福祉用具の種目および品目の名称および販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

⑶　領収書

⑷　当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定介護予防福祉用具の概要

（記録の整備）

第261条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　第258条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑵　次条において準用する第23条に規定する市への通知に係る記録

⑶　次条において準用する第34条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑷　次条において準用する第36条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

⑸　第265条第１項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画

（準用）

第262条　第８条から第14条まで、第16条から第18条まで、第23条、第29条、第31条から第37条まで、第53条、第102条（第３項を除く。）、第242条から第244条までおよび第246条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第８条中「第26条」とあるのは「第262条において準用する第242条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第14条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と、第102条第２項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第242条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第243条および第244条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第246条中「第242条」とあるのは「第262条において準用する第242条」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針）

第263条　指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する

指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

（指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針）

第264条　福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

⑵　指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第１項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑶　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。

⑷　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

⑸　介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

（特定介護予防福祉用具販売計画の作成）

第265条　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ、指定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2　特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3　福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4　福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成したときは、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

第14章　雑則

（委任）

第266条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　指定居宅サービス等基準条例附則第２項の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、第132条第６項第１号アおよびイ、第２号アならびに第７項の規定は、適用しない。

3　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号）第３条の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、第153条第６項第１号イの⑷中「２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

4　平成18年４月１日に現に存する指定特定施設であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われる事業所にあっては、第205条第４項第１号アおよび第229条第４項第１号アの規定は、適用しない。

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第73号

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　人員に関する基準（第４条）
第３章　設備に関する基準（第５条）
第４章　運営に関する基準（第６条―第42条）
第５章　ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針ならびに設備および運営に関する基準
第１節　この章の趣旨および基本方針（第43条・第44条）
第２節　設備に関する基準（第45条）
第３節　運営に関する基準（第46条―第54条）
第６章　雑則（第55条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下

「法」という。）第86条第１項ならびに第88条第１項および第２項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準等を定めるものとする。

（基本方針）

第２条　指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、入所者の意思および人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（指定介護老人福祉施設の指定等に係る入所定員の基準）

第３条　法第86条第１項（法第86条の２第４項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める数は、30人以上とする。

第２章　人員に関する基準

（従業者の員数）

第４条　法第88条第１項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士を置かないことができる。

⑴　医師　入所者に対し健康管理および療養上の指導を行うために必要な数

⑵　生活相談員　入所者の数が100又はその端数を増すごとに１以上

⑶　介護職員又は看護師もしくは准看護師（以下「看護職員」という。）

ア　介護職員および看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上とすること。

イ　看護職員の数は、次のとおりとすること。

㋐　入所者の数が30を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、１以上

㋑　入所者の数が30を超えて50を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、２以上

㋒　入所者の数が50を超えて130を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、３以上

㋓　入所者の数が130を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、３に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

⑷　栄養士　１以上

⑸　機能訓練指導員　１以上

⑹　介護支援専門員　１以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

２　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

３　第１項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

４　指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）およびユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設およびユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員および看護職員（第52条第２項の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

５　第１項第２号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

６　第１項第３号の看護職員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。

７　第１項第５号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

８　第１項第５号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

９　第１項第６号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

10　第１項第１号の医師および同項第６号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準条例第152条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（指定地域密着型サービス基準条例第152条第４項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数および当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

第３章　設備に関する基準

第５条　指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室

ア　１の居室の定員は、１人とすること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、４人以下とすることができる。

イ　入所者１人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

⑵　静養室

介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

⑶　浴室

要介護者の入浴に適したものとすること。

⑷　洗面設備

ア　居室のある階ごとに設けること。

イ　要介護者の使用に適したものとすること。
⑸　便所
ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
イ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者の使用に適したものとすること。
⑹　医務室
ア　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第２項に規定する診療所とすること。
イ　入所者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
⑺　食堂および機能訓練室
ア　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
イ　必要な備品を備えること。
⑻　廊下幅
1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。
⑼　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
２　前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第４章　運営に関する基準

（内容および手続の説明および同意）
第６条　指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第28条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。
２　指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項に定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。
⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
ア　指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
イ　指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
３　前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
４　第２項の「電子情報処理組織」とは、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
５　指定介護老人福祉施設は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
⑴　第２項各号に掲げる方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの
⑵　ファイルへの記録の方式
６　前項の規定による承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）
第７条　指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）
第８条　指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）
第９条　指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認しなければならない。
２　指定介護老人福祉施設は、前項に規定する被保険者証に法第73条第２項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮し、指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）
第10条　指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
２　指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（入退所）

第11条　指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

２　指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、介護の必要の程度および家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第８条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

４　指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

５　前項の規定による検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の従業者の間で協議しなければならない。

６　指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者およびその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

７　指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第12条　指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日ならびに入所している介護保険施設の種類および名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第13条　指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第48条第４項の規定により施設介護サービス費（同条第１項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供したときは、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供したときに入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

⑵　居住に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　理美容代

⑹　前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　指定介護老人福祉施設は、第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第14条　指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対し交付しなければならない。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第15条　指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じ、その者の処遇を妥当かつ適切に行わなければならない。

２　指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

３　指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

４　指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を

保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5　指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6　指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第16条　指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2　施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者およびその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者およびその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5　計画担当介護支援専門員は、入所者の希望および入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案し、入所者およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標およびその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

8　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者およびその家族ならびに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

⑴　定期的に入所者に面接すること。

⑵　定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11　計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。

⑴　入所者が法第28条第２項に規定する要介護更新認定を受けた場合

⑵　入所者が法第29条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12　第２項から第８項までの規定は、第９項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（介護）

第17条　介護は、入所者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2　指定介護老人福祉施設は、１週間に２回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3　指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4　指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5　指定介護老人福祉施設は、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6　指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7　指定介護老人福祉施設は、常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8　指定介護老人福祉施設は、その入所者に対し、入所者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第18条　指定介護老人福祉施設は、栄養ならびに入所者の心身の状況および嗜好（し）を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2　指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

（相談および援助）

第19条　指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第20条　指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2　指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わっ

て行わなければならない。
3　指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
4　指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
（機能訓練）
第21条　指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じ、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。
（健康管理）
第22条　指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとらなければならない。
（入所者の入院期間中の取扱い）
第23条　指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者およびその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。
（入所者に関する市への通知）
第24条　指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。
⑴　正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
⑵　偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
（管理者による管理）
第25条　指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。
（管理者の責務）
第26条　指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
2　指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。
（計画担当介護支援専門員の業務）
第27条　計画担当介護支援専門員は、第16条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
⑴　入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
⑵　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
⑶　その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者およびその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
⑷　入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
⑸　第15条第５項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録すること。
⑹　第38条第２項に規定する苦情の内容等を記録すること。
⑺　第40条第３項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置について記録すること。
（運営規程）
第28条　指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
⑴　施設の目的および運営の方針
⑵　従業者の職種、員数および職務の内容
⑶　入所定員
⑷　入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容および利用料その他の費用の額
⑸　施設の利用に当たっての留意事項
⑹　非常災害対策
⑺　前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）
第29条　指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3　指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。
（定員の遵守）
第30条　指定介護老人福祉施設は、入所定員および居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
（非常災害対策）
第31条　指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。
（衛生管理等）
第32条　指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適正に行わなければならない。
2　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
⑴　当該指定介護老人福祉施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、

介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
⑵　当該指定介護老人福祉施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
⑶　当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
⑷　前３号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症および食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力病院等）

第33条　指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のため、あらかじめ協力病院を定めておかなければならない。
２　指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第34条　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第35条　指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
３　指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

（広告）

第36条　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第37条　指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
２　指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第38条　指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
２　指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
３　指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市の職員からの質問もしくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
４　指定介護老人福祉施設は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
５　指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第１項第３号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
６　指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第39条　指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携および協力その他の地域との交流を図らなければならない。
２　指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに対する入所者からの苦情に関し、市が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止および発生時の対応）

第40条　指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。
⑴　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
⑵　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
⑶　事故発生の防止のための委員会および従業者に対する研修を定期的に行うこと。
２　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
３　指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。
４　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

（会計の区分）

第41条　指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第42条　指定介護老人福祉施設は、従業者、設備および会計に関する記録を整備しておかなければならない。
２　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。
⑴　施設サービス計画
⑵　第12条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　第15条第５項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
⑷　第24条に規定する市への通知に係る記録

⑸　第38条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑹　第40条第３項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

第５章　ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針ならびに設備および運営に関する基準

第１節　この章の趣旨および基本方針

（この章の趣旨）

第43条　第２条ならびに第３章および前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室および当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針ならびに設備および運営に関する基準については、この章の定めるところによる。

（基本方針）

第44条　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思および人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

２　ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第２節　設備に関する基準

第45条　ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　ユニット

ア　居室

㋐　１の居室の定員は、１人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

㋑　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、１のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

㋒　１の居室の床面積等は、次のａおよびｂに定める要件のいずれかを満たすこと。

ａ　10.65平方メートル以上とすること。ただし、㋐ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上を標準とすること。

ｂ　ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

㋓　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ　共同生活室

㋐　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

㋑　１の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

㋒　必要な設備および備品を備えること。

ウ　洗面設備

㋐　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

㋑　要介護者の使用に適したものとすること。

エ　便所

㋐　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

㋑　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者の使用に適したものとすること。

⑵　浴室

要介護者の入浴に適したものとすること。

⑶　医務室

ア　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすること。

イ　入居者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

⑷　廊下幅

1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上として差し支えない。

⑸　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

２　前項第２号から第５号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第３節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第46条　ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供したときは、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供したときに入居者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　ユニット型指定介護老人福祉施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

⑵　居住に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同

条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　理美容代

⑹　前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの

4　前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5　ユニット型指定介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第47条　指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2　指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3　指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4　指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5　ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6　ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7　ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の入居者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8　ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（介護）

第48条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5　ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、おむつを適切に取り替えなければならない。

6　ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7　ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8　ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

9　ユニット型指定介護老人福祉施設は、その入居者に対し、入居者の負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第49条　ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養ならびに入居者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう、必要な時間を確保しなければならない。

4　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第50条　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3　ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第51条　ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　施設の目的および運営の方針
⑵　従業者の職種、員数および職務の内容
⑶　入居定員
⑷　ユニットの数およびユニットごとの入居定員
⑸　入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容および利用料その他の費用の額
⑹　施設の利用に当たっての留意事項
⑺　非常災害対策
⑻　前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第52条　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員の配置を行わなければならない。

⑴　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
⑵　夜間および深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間および深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
⑶　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

３　ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

４　ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第53条　ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員および居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第54条　第６条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第21条から第27条までおよび第31条から第42条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第６条第１項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第２項中「この章」とあるのは「第５章第３節」と、第27条中「第16条」とあるのは「第54条において準用する第16条」と、同条第５号および第42条第２項第３号中「第15条第５項」とあるのは「第47条第７項」と、第27条第６号および第42条第２項第５号中「第38条第２項」とあるのは「第54条において準用する第38条第２項」と、第27条第７号および第42条第２項第６号中「第40条第３項」とあるのは「第54条において準用する第40条第３項」と、同項第２号中「第12条第２項」とあるのは「第54条において準用する第12条第２項」と、同項第４号中「第24条」とあるのは「第54条において準用する第24条」と読み替えるものとする。

第６章　雑則

（委任）

第55条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成12年４月１日において現に存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成９年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）について第５条第１項第１号の規定を適用する場合においては、同号ア中「１人とすること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、４人以下とすることができる」とあるのは「原則として４人以下とすること」と、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

３　平成12年４月１日において現に存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）附則第４条第２項（同令第４条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第20条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として４人以下とすること」とあるのは、「８人以下とすること」とする。

４　平成12年４月１日において現に存する特別養護老人ホームの建物については、第５条第１項第７号ア（食堂および機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。

５　この条例の施行の日において現に法第48条第１項第１号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）について第５条第１項第１号の規定を適用する場合においては、同号ア中「１人とすること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、４人以下とすることができる」とあるのは、「４人以下とすること」とする。

６　当分の間、第13条第１項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額（介護保険法施行法（平成９年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第３項に規定する要介護旧措置入所者にあっては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）」とする。

７　当分の間、第13条第３項第１号中「食費の基準費用額（同条第４項」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第13条第５項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあっては、同項第１号に規定する食費の特定基準費用額）（法第51条の３第４項」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第５項第１号に規定する食費の特定負担限度額）」と、同項第２号および第46条第３項第２号中「居住費の基準費用額（同条第４項」とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第５項第２号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第51条の３第４項」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第

13条第５項第２号に規定する居住費の特定負担限度額）」と、同項第１号中「食費の基準費用額（同条第４項」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第５項第１号に規定する食費の特定基準費用額）（法第51条の３第４項」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第５項第１号に規定する食費の特定負担限度額）」とする。

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第74号

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　人員に関する基準（第３条）
第３章　施設および設備に関する基準（第４条・第５条）
第４章　運営に関する基準（第６条―第41条）
第５章　ユニット型介護老人保健施設の基本方針ならびに施設、設備および運営に関する基準
第１節　この章の趣旨および基本方針（第42条・第43条）
第２節　施設および設備に関する基準（第44条）
第３節　運営に関する基準（第45条―第53条）
第６章　雑則（第54条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第97条第１項から第３項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第２条　介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

２　介護老人保健施設は、入所者の意思および人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。

３　介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第２章　人員に関する基準

（従業者の員数）

第３条　法第97条第２項の規定による介護老人保健施設に置くべき従業者の員数は、医師および看護師にあっては介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。）に定める員数とし、これら以外の従業者にあっては次のとおりとする。

⑴　薬剤師　介護老人保健施設の実情に応じた適当数

⑵　看護師もしくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員（以下「看護・介護職員」という。）　常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上（看護職員の員数は看護・介護職員の総数の７分の２程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の７分の５程度をそれぞれ標準とする。）

⑶　支援相談員　１以上（入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員１人に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上）

⑷　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上

⑸　栄養士　入所定員100以上の介護老人保健施設にあっては、１以上

⑹　介護支援専門員　１以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

⑺　調理員、事務員その他の従業者　介護老人保健施設の実情に応じた適当数

２　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数によるものとする。

３　第１項の常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

４　介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）およびユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

５　第１項第６号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合は、同項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。

６　第１項第３号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院もしくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士もしくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

⑴　介護老人保健施設　支援相談員、理学療法士もしくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員

⑵　病院　栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は

介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

７　第１項第３号から第６号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士もしくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

⑴　理学療法士もしくは作業療法士又は栄養士　併設される病院又は診療所の理学療法士もしくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

⑵　支援相談員又は介護支援専門員　当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数

第３章　施設および設備に関する基準

（条例で定める施設）

第４条　法第97条第１項の規定による介護老人保健施設が有しなければならない施設は、療養室、診察室および機能訓練室のほか、次のとおりとする。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設および当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場および汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設および当該病院又は診療所の入所者および入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室および診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。

⑴　談話室
⑵　食堂
⑶　浴室
⑷　レクリエーション・ルーム
⑸　洗面所
⑹　便所
⑺　サービス・ステーション
⑻　調理室
⑼　洗濯室又は洗濯場
⑽　汚物処理室

２　前項に規定する施設の基準は、次のとおりとする。この場合において、療養室、診察室および機能訓練室の基準は、基準省令に定めるところによる。

⑴　談話室

入所者同士ならびに入所者およびその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

⑵　食堂

２平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。

⑶　浴室

ア　身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

イ　一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

⑷　レクリエーション・ルーム

レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

⑸　洗面所

療養室のある階ごとに設けること。

⑹　便所

ア　療養室のある階ごとに設けること。

イ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

ウ　常夜灯を設けること。

３　第１項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（構造設備の基準）

第５条　介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす２階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

ア　療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を２階および地階のいずれにも設けていないこと。

イ　療養室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

㋐　消防長又は当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第31条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

㋑　第31条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間および夜間において行うこと。

㋒　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

⑵　療養室等が２階以上の階にある場合は、屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ１以上設けること。

⑶　療養室等が３階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を２以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第１項に規定する避難階段の構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

⑷　階段には、手すりを設けること。

⑸　廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア　幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。

イ　手すりを設けること。

ウ　常夜灯を設けること。

⑹　入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

⑺　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

２　前項第１号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物であって、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第４章　運営に関する基準

（内容および手続の説明および同意）

第６条　介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第28条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

２　介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項に定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

３　前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

４　第２項の「電子情報処理組織」とは、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

５　介護老人保健施設は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第２項各号に掲げる方法のうち介護老人保健施設が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

６　前項の規定による承諾を得た介護老人保健施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第７条　介護老人保健施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第８条　介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第９条　介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認するものとする。

２　介護老人保健施設は、前項に規定する被保険者証に法第73条第２項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮し、介護保健施設サービスを提供するよう努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第10条　介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

２　介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（入退所）

第11条　介護老人保健施設は、その心身の状況および病状ならびにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、介護保健施設サービスを提供するものとする。

２　介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、医学的管理の下における介護および機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

３　介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心

身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第８条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

４　介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

５　前項の規定による検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員その他の従業者の間で協議しなければならない。

６　介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第12条　介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日ならびに入所している介護保険施設の種類および名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

２　介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第13条　介護老人保健施設は、法定代理受領サービス（法第48条第４項の規定により施設介護サービス費（同条第１項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護保健施設サービスを提供したときは、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供したときに入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　介護老人保健施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

⑵　居住に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　理美容代

⑹　前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　介護老人保健施設は、第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第14条　介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第15条　介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえ、その者の療養を妥当かつ適切に行わなければならない。

２　介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

３　介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

４　介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

５　介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

６　介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第16条　介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなけ

ればならない。

3　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者およびその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者およびその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5　計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果および医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案し、入所者およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標およびその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

8　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者およびその家族ならびに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

⑴　定期的に入所者に面接すること。

⑵　定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11　計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。

⑴　入所者が法第28条第２項に規定する要介護更新認定を受けた場合

⑵　入所者が法第29条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12　第２項から第８項までの規定は、第９項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

第17条　医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対し、的確な診断を基とし、療養上妥当かつ適切に行う。

⑵　診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響に十分配慮して、心理的な効果をも上げることができるよう適切な指導を行う。

⑶　常に入所者の病状および心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

⑷　検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当かつ適切に行う。

⑸　特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか、行ってはならない。

⑹　別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第18条　介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院もしくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等の診療について適切な措置を講じなければならない。

2　介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院もしくは診療所に通院させてはならない。

3　介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院もしくは診療所に通院させる場合は、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4　介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師もしくは歯科医師又は入所者が通院した病院もしくは診療所の医師もしくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

（機能訓練）

第19条　介護老人保健施設は、入所者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護および医学的管理の下における介護）

第20条　看護および医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、入所者の病状および心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2　介護老人保健施設は、１週間に２回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3　介護老人保健施設は、入所者の病状および心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4　介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5　介護老人保健施設は、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6　介護老人保健施設は、前各項に定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7　介護老人保健施設は、その入所者に対し、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護および介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第21条　介護老人保健施設は、栄養ならびに入所者の身体の状況、病状および嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2　介護老人保健施設は、入所者の自立の支援に配慮し、入所者ができるだけ離床して食堂で食事をとることができるよう努めなければならない。

（相談および援助）

第22条　介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況および病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（その他のサービスの提供）

第23条　介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2　介護老人保健施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（入所者に関する市への通知）

第24条　介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

⑵　偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者による管理）

第25条　介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障がない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）第131条第４項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（同条例第152条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（管理者の責務）

第26条　介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2　介護老人保健施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。

（計画担当介護支援専門員の業務）

第27条　計画担当介護支援専門員は、第16条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

⑵　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

⑶　入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

⑷　第37条第２項に規定する苦情の内容等を記録すること。

⑸　第39条第３項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置について記録すること。

（運営規程）

第28条　介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　施設の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　入所定員

⑷　入所者に対する介護保健施設サービスの内容および利用料その他の費用の額

⑸　施設の利用に当たっての留意事項

⑹　非常災害対策

⑺　前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第29条　介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　介護老人保健施設は、当該施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第30条　介護老人保健施設は、入所定員および療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第31条　介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第32条　介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該介護老人保健施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介

護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
⑵　当該介護老人保健施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
⑶　当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
⑷　前３号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症および食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
（協力病院）
第33条　介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力病院を定めておかなければならない。
２　介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
（掲示）
第34条　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
（秘密保持等）
第35条　介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
３　介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。
（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）
第36条　介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
２　介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
（苦情処理）
第37条　介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
２　介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
３　介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市の職員からの質問もしくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
４　介護老人保健施設は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
５　介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第１項第３号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
６　介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
（地域との連携等）
第38条　介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携および協力その他の地域との交流に努めなければならない。
２　介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに対する入所者からの苦情に関し、市が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
（事故発生の防止および発生時の対応）
第39条　介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。
⑴　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
⑵　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
⑶　事故発生の防止のための委員会および従業者に対する研修を定期的に行うこと。
２　介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
３　介護老人保健施設は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。
４　介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。
（会計の区分）
第40条　介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。
（記録の整備）
第41条　介護老人保健施設は、従業者、施設および構造設備ならびに会計に関する記録を整備しておかなければならない。
２　介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。
⑴　施設サービス計画
⑵　第11条第４項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
⑶　第12条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑷　第15条第５項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
⑸　第24条に規定する市への通知に係る記録
⑹　第37条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑺　第39条第３項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

第５章　ユニット型介護老人保健施設の基本方針ならびに施設、設備および運営に関する基準

第１節　この章の趣旨および基本方針

（この章の趣旨）

第42条　第２条ならびに第３章および前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室および当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の基本方針ならびに施設、設備および運営に関する基準については、この章の定めるところによる。

（基本方針）

第43条　ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思および人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

２　ユニット型介護老人保健施設は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第２節　施設および設備に関する基準

（条例で定める施設）

第44条　法第97条第１項の規定によるユニット型介護老人保健施設が有しなければならない施設は、療養室、診察室および機能訓練室のほか、次のとおりとする。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設および当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場および汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設および当該病院又は診療所の入居者および入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室および診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。

⑴　ユニット

⑵　浴室

⑶　サービス・ステーション

⑷　調理室

⑸　洗濯室又は洗濯場

⑹　汚物処理室

２　前項に規定する施設の基準は、次のとおりとする。この場合において、ユニット（療養室に限る。）、診察室および機能訓練室の基準は、基準省令に定めるところによる。

⑴　ユニット

ア　共同生活室

㋐　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

㋑　１の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

㋒　必要な設備および備品を備えること。

イ　洗面所

㋐　療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

㋑　身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

ウ　便所

㋐　療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

㋑　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

㋒　常夜灯を設けること。

⑵　浴室

ア　身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

イ　一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

３　前項第２号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　前３項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物とすること。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす２階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

ア　療養室等を２階および地階のいずれにも設けていないこと。

イ　療養室等を２階又は地階に設けている場合であって、次の㋐から㋒までに掲げる要件の全てを満たすこと。

㋐　消防長又は当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第53条において準用する第31条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

㋑　第53条において準用する第31条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間および夜間において行うこと。

㋒　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

⑵　療養室等が２階以上の階にある場合は、屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ１以上設けること。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械および器具を備えること。

⑶　療養室等が３階以上の階にある場合は、避難に支障がない

ように避難階段を２以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第１項に規定する避難階段の構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

⑷　階段には、手すりを設けること。

⑸　廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア　幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上として差し支えない。

イ　手すりを設けること。

ウ　常夜灯を設けること。

⑹　入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

⑺　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

５　前項第１号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であって、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第３節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第45条　ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供したときは、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供したときに入居者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　ユニット型介護老人保健施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

⑵　居住に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　理美容代

⑹　前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　ユニット型介護老人保健施設は、第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第46条　介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

２　介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

３　介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

４　介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

５　ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

６　ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

７　ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の入居者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

８　ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（看護および医学的管理の下における介護）

第47条　看護および医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状、心身の状況等に応

じ、適切な技術をもって行われなければならない。
2　ユニット型介護老人保健施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその病状、心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
3　ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
4　ユニット型介護老人保健施設は、入居者の病状および心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
5　ユニット型介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、おむつを適切に取り替えなければならない。
6　ユニット型介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
7　ユニット型介護老人保健施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
8　ユニット型介護老人保健施設は、その入居者に対し、入居者の負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護および介護を受けさせてはならない。

（食事）

第48条　ユニット型介護老人保健施設は、栄養ならびに入居者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
2　ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
3　ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、できる限り自立して食事をとることができるよう、必要な時間を確保しなければならない。
4　ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

（その他のサービスの提供）

第49条　ユニット型介護老人保健施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。
2　ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第50条　ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
⑴　施設の目的および運営の方針
⑵　従業者の職種、員数および職務の内容
⑶　入居定員
⑷　ユニットの数およびユニットごとの入居定員
⑸　入居者に対する介護保健施設サービスの内容および利用料その他の費用の額
⑹　施設の利用に当たっての留意事項
⑺　非常災害対策
⑻　前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第51条　ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員の配置を行わなければならない。
⑴　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の看護・介護職員を配置すること。
⑵　夜間および深夜については、２ユニットごとに１人以上の看護・介護職員を夜間および深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
⑶　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
3　ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
4　ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第52条　ユニット型介護老人保健施設は、ユニットごとの入居定員および療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第53条　第６条から第12条まで、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第24条から第27条までおよび第31条から第41条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第６条第１項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第２項中「この章」とあるのは「第５章第３節」と、第27条中「第16条」とあるのは「第53条において準用する第16条」と、同条第４号および第41条第２項第６号中「第37条第２項」とあるのは「第53条において準用する第37条第２項」と、第27条第５号および第41条第２項第７号中「第39条第３項」とあるのは「第53条において準用する第39条第３項」と、同項第２号中「第11条第４項」とあるのは「第53条において準用する第11条第４項」と、同項第３号中「第12条第２項」とあるのは「第53条において準用する第12条第２項」と、同項第４号中「第15条第５項」とあるのは「第46条第７項」と、同項第５号中「第24条」とあるのは「第53条において準用する第24条」と読み替えるものとする。

第６章　雑則

（委任）

第54条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　介護老人保健施設であって、その開設者が介護保険法施行法

（平成９年法律第124号。以下「施行法」という。）第８条第１項の規定により当該介護老人保健施設について法第94条第１項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるもの（以下「みなし介護老人保健施設」という。）のうち、平成４年10月１日において老人保健施設（施行法第24条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第６条第４項に規定する老人保健施設をいう。以下同じ。）として開設していたものの施設について、第４条第２項第２号の規定を適用する場合においては、同号中「２平方メートル」とあるのは、「１平方メートル」とする。

３　みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準（昭和63年厚生省令第１号。以下「老人保健施設基準」という。）附則第３条の規定の適用を受け、平成12年４月１日に老人保健施設として開設していたものの構造設備（当該適用に係る部分に限る。）については、第５条第１項第２号の規定（エレベーターに係る部分に限る。）は、適用しない。

４　みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設基準附則第２条第１項の規定の適用を受け、平成12年４月１日に老人保健施設として開設していたものの構造設備（当該適用に係る部分に限る。）については、第５条第１項第５号アの規定は、適用しない。

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第75号

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護
　第１節　基本方針等（第５条・第６条）
　第２節　人員に関する基準（第７条・第８条）
　第３節　設備に関する基準（第９条）
　第４節　運営に関する基準（第10条―第43条）
　第５節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員および運営に関する基準の特例（第44条・第45条）
第３章　夜間対応型訪問介護
　第１節　基本方針等（第46条・第47条）
　第２節　人員に関する基準（第48条・第49条）
　第３節　設備に関する基準（第50条）
　第４節　運営に関する基準（第51条―第60条）
第４章　認知症対応型通所介護
　第１節　基本方針（第61条）
　第２節　人員および設備に関する基準
　　第１款　単独型指定認知症対応型通所介護および併設型指定認知症対応型通所介護（第62条―第64条）
　　第２款　共用型指定認知症対応型通所介護（第65条―第67条）
　第３節　運営に関する基準（第68条―第81条）
第５章　小規模多機能型居宅介護
　第１節　基本方針（第82条）
　第２節　人員に関する基準（第83条―第85条）
　第３節　設備に関する基準（第86条・第87条）
　第４節　運営に関する基準（第88条―第109条）
第６章　認知症対応型共同生活介護
　第１節　基本方針（第110条）
　第２節　人員に関する基準（第111条―第113条）
　第３節　設備に関する基準（第114条）
　第４節　運営に関する基準（第115条―第129条）
第７章　地域密着型特定施設入居者生活介護
　第１節　基本方針（第130条）
　第２節　人員に関する基準（第131条・第132条）
　第３節　設備に関する基準（第133条）
　第４節　運営に関する基準（第134条―第150条）
第８章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
　第１節　基本方針（第151条）
　第２節　人員に関する基準（第152条）
　第３節　設備に関する基準（第153条）
　第４節　運営に関する基準（第154条―第178条）
　第５節　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針ならびに設備および運営に関する基準
　　第１款　この節の趣旨および基本方針（第179条・第180条）
　　第２款　設備に関する基準（第181条）
　　第３款　運営に関する基準（第182条―第190条）
第９章　複合型サービス
　第１節　基本方針（第191条）
　第２節　人員に関する基準（第192条―第194条）
　第３節　設備に関する基準（第195条・第196条）
　第４節　運営に関する基準（第197条―第203条）
第10章　雑則（第204条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第78条の２第１項ならびに第78条の４第１項および第２項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　地域密着型サービス事業者　法第８条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。

⑵　指定地域密着型サービス事業者　法第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。

⑶　指定地域密着型サービス　法第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービスをいう。

⑷　利用料　法第42条の２第１項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

⑸　地域密着型介護サービス費用基準額　法第42条の２第２項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）をいう。

⑹　法定代理受領サービス　法第42条の２第６項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。

⑺　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る入所定員の基準）

第３条　法第78条の２第１項に規定する条例で定める数は、29人以下とする。

（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）

第４条　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第２章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第１節　基本方針等

（基本方針）

第５条　指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

第６条　前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。

⑴　訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）

⑵　あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談および援助を行い、又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。）による対応の要否等を判断するサービス（以下この章において「随時対応サービス」という。）

⑶　随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話（以下この章において「随時訪問サービス」という。）

⑷　法第８条第15項第１号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助（以下この章において「訪問看護サービス」という。）

第２節　人員に関する基準

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種および員数は、次のとおりとする。

⑴　オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。）　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて１以上確保されるために必要な数以上

⑵　定期巡回サービスを行う訪問介護員等　交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

⑶　随時訪問サービスを行う訪問介護員等　提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１以上確保されるために必要な数以上

⑷　訪問看護サービスを行う看護師等　次のア又はイに掲げる職種の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア　保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　常勤換算方法で2.5以上

イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数

２　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第５条第２項のサービス提供責任者又は秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第５条第２項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に３年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

３　オペレーターのうち１人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。

４　オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービスもしくは訪問看護サービスもしくは同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第５条第１項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準条例第64条第１項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）もしくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第48条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定

にかかわらず、午後６時から午前８時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

⑴　指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第147条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第152条第12項において同じ。）

⑵　指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第189条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）

⑶　指定特定施設（指定居宅サービス等基準条例第216条第１項に規定する指定特定施設をいう。）

⑷　指定小規模多機能型居宅介護事業所（第83条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）

⑸　指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第65条第１項、第66条第１項、第83条第６項第１号、第84条第３項および第85条において同じ。）

⑹　指定地域密着型特定施設（第130条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第65条第１項、第66条第１項および第83条第６項第２号において同じ。）

⑺　指定地域密着型介護老人福祉施設（第151条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第65条第１項、第66条第１項および第83条第６項第３号において同じ。）

⑻　指定複合型サービス事業所（第192条第１項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。第５章から第８章までにおいて同じ。）

⑼　指定介護老人福祉施設

⑽　介護老人保健施設

⑾　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）

６　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所もしくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

７　午後６時から午前８時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第４項本文および前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

８　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第１項の規定にかかわらず、午後６時から午前８時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

９　看護職員のうち１人以上は、常勤の保健師又は看護師（第26条第１項および第27条において「常勤看護師等」という。）でなければならない。

10　看護職員のうち１人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。

11　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち１人以上を、利用者に対する第27条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。

12　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第64条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第63条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第64条第１項第１号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第５項の規定により同条第１項第１号アおよび第２号に規定する基準を満たしているものとみなされているときおよび第192条第10項の規定により指定居宅サービス等基準条例第64条第１項第１号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第１項第４号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第８条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

第９条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第１号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。

⑴　利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等

⑵　随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報することができるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。

４　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第48条第１項に規定する指定夜間対応型

訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護（第46条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第50条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容および手続の説明および同意）

第10条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第32条に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

３　前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

４　第２項の「電子情報処理組織」とは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第２項各号に掲げる方法のうち指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

６　前項の規定による承諾を得た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第11条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第12条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者（法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第13条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認するものとする。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する被保険者証に、法第78条の３第２項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するよう努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第14条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない場合等であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第15条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定

居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章および第68条において同じ。）等を通じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定居宅介護支援事業者等との連携）

第16条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供および保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第17条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第65条の４各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第８条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、指定居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第18条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第８条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、介護保険法施行規則第65条の４第１号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第19条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第20条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時および利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第21条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供したときは、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日および内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第42条の２第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対し提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第22条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供したときに利用者から支払を受ける利用料の額と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、これに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第23条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針）

第24条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービスおよび訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービスおよび随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）

第25条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　定期巡回サービスの提供に当たっては、第27条第１項に規

定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。

⑵　随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者および定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談および助言を行うものとする。

⑶　随時訪問サービスの提供に当たっては、第27条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。

⑷　訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携および第27条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当かつ適切に行うものとする。

⑸　訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況および置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うものとする。

⑹　特殊な看護等については、これを行ってはならないものとする。

⑺　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑻　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術および医学の進歩に対応し、適切な介護技術および看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑼　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を当該利用者に交付するものとする。

（主治の医師との関係）

第26条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう、必要な管理をしなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）および同条第10項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

４　医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前２項の規定にかかわらず、第２項に規定する主治の医師の文書による指示ならびに前項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画および訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成）

第27条　計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」という。）を作成しなければならない。

２　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容ならびに利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができるものとし、当該計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。

３　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）の結果を踏まえ、作成しなければならない。

４　訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、第１項に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえ、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。

５　計画作成責任者が常勤看護師等でない場合は、常勤看護師等は、前項の規定による記載に際し、必要な指導および管理を行うとともに、次項に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行うときは、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない。

６　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

７　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成したときは、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しなければならない。

８　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。

９　第１項から第７項までの規定は、前項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用する。

10　訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書（以下「訪問看護報告書」という。）を作成しなければならない。

11　常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導および管理を行わなければならない。

12　前条第４項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）および訪問看護報告書の作成について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第28条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせてはならない。

（利用者に関する市への通知）
第29条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。
⑴　正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
⑵　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
（緊急時等の対応）
第30条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。
２　前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。
（管理者等の責務）
第31条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者および業務の管理を一元的に行わなければならない。
２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。
３　計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うものとする。
（運営規程）
第32条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
⑴　事業の目的および運営の方針
⑵　従業者の職種、員数および職務の内容
⑶　営業日および営業時間
⑷　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容および利用料その他の費用の額
⑸　通常の事業の実施地域
⑹　緊急時等における対応方法
⑺　合鍵の管理方法および紛失した場合の対処方法
⑻　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）
第33条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。
３　前項本文の規定にかかわらず、午後６時から午前８時までの間に行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。
４　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。
（衛生管理等）
第34条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
（掲示）
第35条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
（秘密保持等）
第36条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。
（広告）
第37条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。
（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）
第38条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定

居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させる対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第39条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第１項第３号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第40条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね３月に１回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に対する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対し指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第41条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

（会計の区分）

第42条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第43条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

⑵　第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第26条第２項に規定する主治の医師による指示の文書

⑷　訪問看護報告書

⑸　第29条に規定する市への通知に係る記録

⑹　第39条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑺　第41条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

第５節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員および運営に関する基準の特例

（適用除外）

第44条　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第８条第15項第２号に該当するものをいう。次条において同じ。）の事業を行う者（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種および員数については、第７条第１項第４号、第９項、第10項および第12項の規定は、適用しない。

2　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第26条、第27条第４項（同条第９項において準用する場

合を含む。）、第５項（同条第９項において準用する場合を含む。）および第10項から第12項までならびに第43条第２項第３号および第４号の規定は、適用しない。

（指定訪問看護事業者との連携）

第45条　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。

２　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。

⑴　第27条第３項に規定するアセスメント

⑵　随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保

⑶　第40条第１項に規定する介護・医療連携推進会議への参加

⑷　前３号に掲げるもののほか、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導および助言

第３章　夜間対応型訪問介護

第１節　基本方針等

（基本方針）

第46条　指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

（指定夜間対応型訪問介護）

第47条　前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）およびオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第１項第１号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

２　オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に１箇所以上設置しなければならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。

第２節　人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第48条　指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種および員数は、次のとおりとする。ただし、前条第２項ただし書の規定によりオペレーションセンターを設置しない場合は、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

⑴　オペレーションセンター従業者　オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として１以上および利用者の面接その他の業務を行う者として１以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

⑵　定期巡回サービスを行う訪問介護員等　交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。

⑶　随時訪問サービスを行う訪問介護員等　指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

２　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に３年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

（管理者）

第49条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受けて一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

第50条　指定夜間対応型訪問介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンター

ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第１号に掲げる機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。

⑴　利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等

⑵　随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等

3　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報することができるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。

4　指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第９条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針）

第51条　指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービスおよび随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない。

2　指定夜間対応型訪問介護事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

第52条　夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　定期巡回サービスの提供に当たっては、次条第１項に規定する夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。

⑵　随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接および１月ないし３月に１回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談および助言を行うものとする。

⑶　随時訪問サービスの提供に当たっては、次条第１項に規定する夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。

⑷　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑸　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑹　夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容および利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例第64条第１項第１号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡その他の適切な措置を講ずるものとする。

⑺　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合は、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を当該利用者に交付するものとする。

（夜間対応型訪問介護計画の作成）

第53条　オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等。以下この章において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画（以下「夜間対応型訪問介護計画」という。）を作成しなければならない。

2　夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際は、当該夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

5　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更を行うものとする。

6　第１項から第４項までの規定は、前項に規定する夜間対応型訪問介護計画の変更について準用する。

（緊急時等の対応）

第54条　訪問介護員等は、現に指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（管理者等の責務）

第55条　指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者および業務の管理を一元的に行わなければならない。

2　指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。

3　オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導その他のサービスの内容の管理を行うものとする。

（運営規程）

第56条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針
⑵　従業者の職種、員数および職務の内容
⑶　営業日および営業時間
⑷　指定夜間対応型訪問介護の内容および利用料その他の費用の額
⑸　通常の事業の実施地域
⑹　緊急時等における対応方法
⑺　合鍵の管理方法および紛失した場合の対処方法
⑻　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第57条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供することができるよう、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービスおよび随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。

３　前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第33条第２項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。

４　指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（地域との連携等）

第58条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に対する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第59条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　夜間対応型訪問介護計画
⑵　次条において準用する第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
⑷　次条において準用する第39条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑸　次条において準用する第41条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第60条　第10条から第23条まで、第28条、第29条、第34条から第39条まで、第41条および第42条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第１項、第20条、第34条第１項および第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「指定夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

第４章　認知症対応型通所介護

第１節　基本方針

第61条　指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第５条の２に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員および設備に関する基準

第１款　単独型指定認知症対応型通所介護および併設型指定認知症対応型通所介護

（従業者の員数）

第62条　単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者および併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数
⑵　看護師もしくは准看護師（以下この章、第７章および第８章において「看護職員」という。）又は介護職員　単独型・

併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が１以上および当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

⑶　機能訓練指導員　１以上

２　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第２号の看護職員又は介護職員を、常時１人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。

３　第１項第２号の規定にかかわらず、同号の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。

４　前３項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第５条第１項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第１号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第64条第２項第１号アにおいて同じ。）を12人以下とする。

５　第１項第３号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

６　第１項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

７　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第５条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第63条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識および経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（設備等）

第64条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室および事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備および単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

２　前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　食堂および機能訓練室

ア　食堂および機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂および機能訓練室は、食事の提供の際にその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑵　相談室　遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

３　第１項に規定する設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第７条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第２款　共用型指定認知症対応型通所介護

（従業者の員数）

第65条　指定認知症対応型共同生活介護事業所もしくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間もしくは食堂又は指定地域密着型特定施設もしくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂もしくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業

所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、入居者又は入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第８条第１項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第111条、第131条もしくは第152条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第８条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用定員等）

第66条　共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに１日当たり３人以下とする。

２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス（法第53条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）もしくは指定介護予防支援（法第58条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設もしくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第７項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第67条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２　共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識および経験を有する者であって、第63条第２項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第３節　運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第68条　指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者および共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第69条　指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供したときに利用者から支払を受ける利用料の額と指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定認知症対応型通所介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

⑵　指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

⑶　食事の提供に要する費用

⑷　おむつ代

⑸　前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

４　前項第３号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　指定認知症対応型通所介護事業者は、第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針）

第70条　指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第71条　指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流およ

び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行うものとする。

⑵　指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

⑶　指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むことができるために必要な援助を行うものとする。

⑷　認知症対応型通所介護従業者（第62条第１項又は第65条第１項に規定する従業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑸　指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑹　指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談、援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。

（認知症対応型通所介護計画の作成）

第72条　指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条および次条において同じ。）は、利用者の心身の状況および希望ならびにその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画（以下「認知症対応型通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

2　認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3　指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4　指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成したときは、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5　認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況および目標の達成状況の記録を行うものとする。

（管理者の責務）

第73条　指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理および指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2　指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第74条　指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定認知症対応型通所介護の利用定員（第62条第４項又は第66条第１項に規定する利用定員をいう。第76条において同じ。）

⑸　指定認知症対応型通所介護の内容および利用料その他の費用の額

⑹　通常の事業の実施地域

⑺　サービスの利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第75条　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供することができるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第76条　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第77条　指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第78条　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2　指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第79条　指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携および協力その他の地域との交流を図らなければならない。

2　指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に対する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第80条　指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　認知症対応型通所介護計画

⑵　次条において準用する第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

⑷　次条において準用する第39条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　次条において準用する第41条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第81条　第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条および第54条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第５章　小規模多機能型居宅介護

第１節　基本方針

第82条　指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境および地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数等）

第83条　指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間および深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節および次節において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上および訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（第７項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所および当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を１以上とし、夜間および深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間および深夜の勤務（夜間および深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第５項において同じ。）に当たる者を１以上および宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

３　第１項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、常勤でなければならない。

４　第１項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。

５　宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（第７項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間および深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第１項の規定にかかわらず、夜間および深夜の時間帯を通じて夜間および深夜の勤務ならびに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

６　指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに該当する施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該施設等の職務に従事することができる。

⑴　指定認知症対応型共同生活介護事業所

⑵　指定地域密着型特定施設

⑶　指定地域密着型介護老人福祉施設

⑷　指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

７　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であっ

て、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は第192条第１項に規定する指定複合型サービス事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、１人以上とすることができる。

8　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間および深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（第192条第１項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間および深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9　第４項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。

10　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画および第97条第１項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第６項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11　前項に規定する介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（次項および第97条において「研修修了者」という。）でなければならない。

12　第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、第97条第１項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する研修修了者を置くことができる。

13　指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第１項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第84条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項各号に掲げる施設等の職務もしくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合は、これらの事業に係る職務を含む。）に従事することができるものとする。

2　前項本文および第193条第１項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第２項、第113条および第194条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第85条　指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第３節　設備に関する基準

（登録定員および利用定員）

第86条　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数および指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第１項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を25人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とする。

2　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

⑴　通いサービス　登録定員の２分の１から15人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）まで

⑵　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の３分の１から９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっ

ては、６人）まで

（設備等）

第87条　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

２　前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居間および食堂

機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

⑵　宿泊室

ア　１の宿泊室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。

イ　１の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

ウ　アおよびイの基準を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積はおおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ　プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

３　第１項に規定する設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保および地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族および地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

５　指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第１項から第４項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第88条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条および第94条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第８条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居宅サービス事業者等との連携）

第89条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。

３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供および保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第90条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時および利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第91条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供したときに利用者から支払を受ける利用料の額と指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

⑵　利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、これに要した交通費の額

⑶　食事の提供に要する費用

⑷　宿泊に要する費用

⑸　おむつ代

⑹　前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

４　前項第３号および第４号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）

第92条　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第93条　指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流および地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況および希望ならびにその置かれている環境を踏まえ、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当かつ適切に行うものとする。

⑵　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

⑶　指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、第97条第１項に規定する小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むことができるために必要な援助を行うものとする。

⑷　小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑸　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

⑹　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

⑺　指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。

⑻　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りその他の登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

（居宅サービス計画の作成）

第94条　指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第95条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市（法第42条の２第９項において準用する法第41条第10項の規定により、市が法第42条の２第８項の規定による審査および支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第96条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合は、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（小規模多機能型居宅介護計画の作成）

第97条　指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるよう努めなければならない。

３　介護支援専門員は、利用者の心身の状況および希望ならびにその置かれている環境を踏まえ、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時かつ適切に通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。

４　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

５　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成したときは、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

６　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況および利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。

７　第２項から第５項までの規定は、前項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

（介護等）

第98条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

３　指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第99条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。

２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を

営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第100条　小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第101条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定小規模多機能型居宅介護の登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員

⑸　指定小規模多機能型居宅介護の内容および利用料その他の費用の額

⑹　通常の事業の実施地域

⑺　サービスの利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第102条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないものとし、通いサービスおよび宿泊サービスの利用にあっては、利用者の様態、希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。

（非常災害対策）

第103条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（協力医療機関等）

第104条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない。

2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携および支援の体制を整えなければならない。

（調査への協力等）

第105条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（地域との連携等）

第106条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携および協力その他の地域との交流を図らなければならない。

4　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に対する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第107条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続することができるよう支援することを前提としつつ、利用者が第83条第６項各号に掲げる施設等その他の施設への入所等を希望した場合は、これらの施設への円滑な入所等が行われるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（記録の整備）

第108条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　居宅サービス計画

⑵　第97条第１項に規定する小規模多機能型居宅介護計画

⑶　次条において準用する第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑷　第93条第６号に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

⑸　次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
⑹　次条において準用する第39条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑺　次条において準用する第41条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
⑻　第106条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第109条　第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条および第78条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第73条第２項中「この節」とあるのは「第５章第４節」と、第75条第３項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第６章　認知症対応型共同生活介護

第１節　基本方針

（基本方針）

第110条　指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第８条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第111条　指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間および深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条および第114条において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上とするほか、夜間および深夜の時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間および深夜の勤務（夜間および深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

２　前項に規定する利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

３　第１項に規定する介護従業者のうち１以上の者は、常勤でなければならない。

４　指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合において、前３項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第83条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第192条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識および経験を有する者であって、第119条第１項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、計画作成担当者は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

６　前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

７　第５項の計画作成担当者のうち１以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

８　前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

９　介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員、介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。

10　指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第１項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第112条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、管理者は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは併設する指定小規模多

機能型居宅介護事業所もしくは指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

2　共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識および経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）

第113条　指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第３節　設備に関する基準

第114条　指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は１又は２とする。

2　共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第125条において同じ。）を５人以上９人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

3　１の居室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。

4　１の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

5　居間および食堂は、同一の場所とすることができる。

6　指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保および地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族および地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

7　指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第74条第１項から第６項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（入退居）

第115条　指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がないものに提供するものとする。

2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症であることの確認をしなければならない。

3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者である場合その他入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、当該利用者およびその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境および介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

6　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、当該利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供および保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第116条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日および入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第117条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供したときに利用者から支払を受ける利用料の額と指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　食材料費

⑵　理美容代

⑶　おむつ代

⑷　前３号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

4　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）

第118条　指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行われなければならない。

2　指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を

尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。

3　指定認知症対応型共同生活介護は、次条第１項に規定する認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

4　共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

6　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

7　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

第119条　共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（第111条第５項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2　認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

3　計画作成担当者は、利用者の心身の状況および希望ならびにその置かれている環境を踏まえ、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。

4　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

5　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成したときは、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

6　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者および利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

7　第２項から第５項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

（介護等）

第120条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3　利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第121条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。

2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（管理者による管理）

第122条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第123条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　利用定員

⑷　指定認知症対応型共同生活介護の内容および利用料その他の費用の額

⑸　入居に当たっての留意事項

⑹　非常災害対策

⑺　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第124条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第125条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員および居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第126条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない。

2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携および支援の体制を整えなければならない。

（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第127条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該共同生活住居を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（記録の整備）

第128条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　第119条第１項に規定する認知症対応型共同生活介護計画

⑵　第116条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第118条第６項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第39条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第41条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

⑺　次条において準用する第106条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第129条　第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第73条、第78条、第100条、第103条、第105条および第106条第１項から第４項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第73条第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第106条第１項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第７章　地域密着型特定施設入居者生活介護

第１節　基本方針

第130条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第８条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業の運営に努めなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第131条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「地域密着型特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　１以上

⑵　看護職員又は介護職員

ア　看護職員および介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上とすること。

イ　看護職員の数は、常勤換算方法で、１以上とすること。

ウ　常に１以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

⑶　機能訓練指導員　１以上

⑷　計画作成担当者　１以上

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

３　第１項第１号の生活相談員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。

４　第１項第２号の看護職員および介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員および介護職員のうちそれぞれ１人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院もしくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で１以上とする。

５　第１項第３号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

６　第１項第４号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

７　第１項第１号、第３号および第４号ならびに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

⑴　介護老人保健施設　支援相談員、理学療法士もしくは作業療法士又は介護支援専門員

⑵　病院　介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

8　第１項第１号の生活相談員、同項第２号の看護職員および介護職員、同項第３号の機能訓練指導員ならびに同項第４号の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

9　指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第83条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第192条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

10　指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（管理者）

第132条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、管理者は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所もしくは指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

第133条　指定地域密着型特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての指定地域密着型特定施設の建物であって、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3　指定地域密着型特定施設は、一時介護室（一時的に利用者を移して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂および機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所を確保することができる場合にあっては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室および食堂を利用することができる場合にあっては浴室および食堂を設けないことができるものとする。

4　指定地域密着型特定施設の介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂および機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

⑴　介護居室は、次の基準を満たすこと。

ア　１の居室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。

イ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ　地階に設けてはならないこと。

エ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

⑵　一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

⑶　浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

⑷　便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

⑸　食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

⑹　機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5　指定地域密着型特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間および構造を有するものでなければならない。

6　指定地域密着型特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7　前各項に定めるもののほか、指定地域密着型特定施設の構造設備の基準については、建築基準法および消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。

第４節　運営に関する基準

（内容および手続の説明等）

第134条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第146条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額およびその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居および指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項に規定する契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するため利用

者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認その他の適切な手続をあらかじめ第１項に規定する契約に係る文書に明記しなければならない。

４　第10条第２項から第６項までの規定は、第１項の規定による文書の交付について準用する。

（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供拒否の禁止等）

第135条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

３　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者である場合その他入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第136条　老人福祉法第29条第１項に規定する有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第137条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の開始に際しては開始の年月日および入居している指定地域密着型特定施設の名称を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の終了に際しては終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第138条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供したときに利用者から支払を受ける利用料の額と指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

⑵　おむつ代

⑶　前２号に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）

第139条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況その他の利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行わなければならない。

２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

３　地域密着型特定施設従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

６　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（地域密着型特定施設サービス計画の作成）

第140条　指定地域密着型特定施設の管理者は、計画作成担当者（第131条第１項第４号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

３　計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望および利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を記載した地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなけれ

ばならない。
4　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
5　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画を作成したときは、当該地域密着型特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。
6　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成後においても、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行うものとする。
7　第２項から第５項までの規定は、前項に規定する地域密着型特定施設サービス計画の変更について準用する。
（介護）
第141条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、１週間に２回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。
3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前３項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
（機能訓練）
第142条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。
（健康管理）
第143条　指定地域密着型特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。
（相談および援助）
第144条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。
（利用者の家族との連携等）
第145条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
（運営規程）
第146条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
⑴　事業の目的および運営の方針
⑵　地域密着型特定施設従業者の職種、員数および職務の内容
⑶　入居定員および居室数
⑷　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容および利用料その他の費用の額
⑸　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件および手続
⑹　施設の利用に当たっての留意事項
⑺　緊急時等における対応方法
⑻　非常災害対策
⑼　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）
第147条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理および指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
3　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
4　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。
（協力医療機関等）
第148条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない。
2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
（記録の整備）
第149条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。
2　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。
⑴　地域密着型特定施設サービス計画
⑵　第137条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　第139条第５項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
⑷　第147条第３項に規定する結果等の記録
⑸　次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
⑹　次条において準用する第39条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑺　次条において準用する第41条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
⑻　次条において準用する第106条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
⑼　介護保険法施行規則第65条の４第４号に規定する書類

（準用）

第150条　第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第77条、第78条、第100条および第106条第１項から第４項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第73条第２項中「この節」とあるのは「第７章第４節」と、第106条第１項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第８章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第１節　基本方針

第151条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第８条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思および人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するよう努めなければならない。

３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第152条　指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

⑴　医師　入所者に対し健康管理および療養上の指導を行うために必要な数

⑵　生活相談員　１以上

⑶　介護職員又は看護職員

ア　介護職員および看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上とすること。

イ　看護職員の数は、１以上とすること。

⑷　栄養士　１以上

⑸　機能訓練指導員　１以上

⑹　介護支援専門員　１以上

２　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

３　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）およびユニット型指定介護老人福祉施設（秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第73号）第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設およびユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員および看護職員（第188条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

４　第１項第１号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院もしくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

５　第１項第２号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で１以上とする。

６　第１項第３号の介護職員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。

７　第１項第３号の看護職員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で１以上とする。

８　第１項第２号および第４号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

⑴　指定介護老人福祉施設　栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

⑵　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士、理学療法士もしくは作業療法士又は介護支援専門員

⑶　病院　栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

９　第１項第５号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

10　第１項第５号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

11　第１項第６号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

12　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等基準条例第129条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当

該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第99条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）もしくは指定介護予防サービス等基準条例第97条第１項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所もしくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第５条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14　指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。

15　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

16　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」と総称する。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第83条もしくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

第３節　設備に関する基準

第153条　指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室

ア　１の居室の定員は、１人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

イ　入所者１人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

⑵　静養室

介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

⑶　浴室

要介護者の入浴に適したものとすること。

⑷　洗面設備

ア　居室のある階ごとに設けること。

イ　要介護者の使用に適したものとすること。

⑸　便所

ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者の使用に適したものとすること。

⑹　医務室

医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

⑺　食堂および機能訓練室

ア　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ　必要な備品を備えること。

⑻　廊下幅

1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

⑼　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

２　前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第４節　運営に関する基準

（サービス提供困難時の対応）

第154条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（入退所）

第155条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、介護の必要の程度および家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常

生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5　前項の規定による検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の従業者の間で協議しなければならない。

6　指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者およびその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

7　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第156条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日ならびに入所している介護保険施設の種類および名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第157条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供したときは、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（介護保険法施行法（平成９年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第３項に規定する要介護旧措置入所者にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）とする。次項ならびに第182条第１項および第２項において同じ。）から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供したときに入所者から支払を受ける利用料の額と地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第13条第５項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあっては、施行法第13条第５項第１号に規定する食費の特定基準費用額。第182条第３項第１号において同じ。）（法第51条の３第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第５項第１号に規定する食費の特定負担限度額。第182条第３項第１号において同じ。））を限度とする。）

⑵　居住に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第５項第２号に規定する居住費の特定基準費用額。第182条第３項第２号において同じ。）（法第51条の３第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第13条第５項第２号に規定する居住費の特定負担限度額。第182条第３項第２号において同じ。））を限度とする。）

⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　理美容代

⑹　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

4　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第158条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じ、その者の処遇を妥当かつ適切に行わなければならない。

2　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6　指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、

常にその改善を図らなければならない。

（地域密着型施設サービス計画の作成）

第159条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

３　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

４　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者およびその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者およびその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

５　計画担当介護支援専門員は、入所者の希望および入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案し、入所者およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標およびその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

６　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。

７　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

８　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成したときは、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

９　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。

10　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者およびその家族ならびに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

⑴　定期的に入所者に面接すること。

⑵　定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11　計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。

⑴　入所者が法第28条第２項に規定する要介護更新認定を受けた場合

⑵　入所者が法第29条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12　第２項から第８項までの規定は、第９項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。

（介護）

第160条　介護は、入所者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、１週間に２回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

５　指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

６　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

７　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

８　指定地域密着型介護老人福祉施設は、その入所者に対し、入所者の負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第161条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養ならびに入所者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

（相談および援助）

第162条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第163条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代わって行わなければならない。

３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確

保するよう努めなければならない。

4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（機能訓練）

第164条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じ、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第165条　指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

（入所者の入院期間中の取扱い）

第166条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者およびその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

（管理者による管理）

第167条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（計画担当介護支援専門員の業務）

第168条　計画担当介護支援専門員は、第159条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

⑵　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。

⑶　その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者およびその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

⑷　入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

⑸　第158条第５項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録すること。

⑹　第178条において準用する第39条第２項に規定する苦情の内容等を記録すること。

⑺　第176条第３項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置について記録すること。

（運営規程）

第169条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　施設の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　入所定員

⑷　入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容および利用料その他の費用の額

⑸　施設の利用に当たっての留意事項

⑹　非常災害対策

⑺　前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第170条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第171条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員および居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第172条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

⑷　前３号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症および食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力病院等）

第173条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のため、あらかじめ協力病院を定めておかなければならない。

2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第174条　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な

理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して入所者に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。

（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第175条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（事故発生の防止および発生時の対応）

第176条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

⑴　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

⑵　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

⑶　事故発生の防止のための委員会および従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

（記録の整備）

第177条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　地域密着型施設サービス計画

⑵　第156条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第158条第５項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第39条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　前条第３項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第178条　第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第73条、第77条および第106条第１項から第４項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援（法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない場合等であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第73条第２項中「この節」とあるのは「第８章第４節」と、第106条第１項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第５節　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針ならびに設備および運営に関する基準

第１款　この節の趣旨および基本方針

（この節の趣旨）

第179条　第１節、第３節および前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室および当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針ならびに設備および運営に関する基準については、この節の定めるところによる。

（基本方針）

第180条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思および人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第２款　設備に関する基準

第181条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　ユニット

ア　居室

㋐　１の居室の定員は、１人とすること。ただし、入居者

への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

㈠　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、１のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

㈢　１の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

ａ　10.65平方メートル以上とすること。ただし、㈠ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

ｂ　ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

㈣　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ　共同生活室

㈠　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

㈡　１の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

㈢　必要な設備および備品を備えること。

ウ　洗面設備

㈠　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

㈡　要介護者の使用に適したものとすること。

エ　便所

㈠　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

㈡　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者の使用に適したものとすること。

⑵　浴室

要介護者の入浴に適したものとすること。

⑶　医務室

医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

⑷　廊下幅

1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

⑸　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

２　前項第２号から第５号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

第３款　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第182条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供したときは、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供したときに入居者から支払を受ける利用料の額と地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

⑵　居住に要する費用（法第51条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　理美容代

⑹　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第183条　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニッ

トにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の入居者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（介護）

第184条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、おむつを適切に取り替えなければならない。

6　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

9　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、その入居者に対し、入居者の負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第185条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養ならびに入居者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、できる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第186条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第187条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　施設の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　入居定員

⑷　ユニットの数およびユニットごとの入居定員

⑸　入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容および利用料その他の費用の額

⑹　施設の利用に当たっての留意事項

⑺　非常災害対策

⑻　前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第188条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員の配置を行わなければならない。

⑴　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

⑵　夜間および深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間および深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

⑶　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第189条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員および居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第190条　第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第73条、第77条、第106条第１項から第４項まで、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条までおよび第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援（法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない場合等であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第73条第２項中「この節」とあるのは「第８章第５節」と、第106条第１項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第５号中「第158条第５項」とあるのは「第183条第７項」と、同条第６号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第７号中「第176条第３項」とあるのは「第190条において準用する第176条第３項」と、第177条第２項第２号中「第156条第２項」とあるのは「第190条において準用する第156条第２項」と、同項第３号中「第158条第５項」とあるのは「第183条第７項」と、同項第４号および第５号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第６号中「前条第３項」とあるのは「第190条において準用する前条第３項」と読み替えるものとする。

第９章　複合型サービス

第１節　基本方針

（基本方針）

第191条　指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第63条に規定する訪問看護の基本方針および第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数等）

第192条　指定複合型サービスの事業を行う者（以下「指定複合型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定複合型サービス事業所」という。）ごとに置くべき指定複合型サービスの提供に当たる従業者（以下「複合型サービス従業者」という。）の員数は、夜間および深夜の時間帯以外の時間帯に指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定複合型サービスを利用するために指定複合型サービス事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定複合型サービス事業所に通わせて行う指定複合型サービス事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上および訪問サービス（複合型サービス従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービス（本体事業所である指定複合型サービス事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定複合型サービスを含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を２以上とし、夜間および深夜の時間帯を通じて指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、夜間および深夜の勤務（夜間および深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第６項において同じ。）に当たる者を１以上および宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3　第１項に規定する複合型サービス従業者のうち１以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

4　第１項に規定する複合型サービス従業者のうち常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。

5　第１項に規定する通いサービスおよび訪問サービスの提供に当たる従業者のうち１以上の者は、看護職員でなければならない。

6　宿泊サービス（登録者を指定複合型サービス事業所に宿泊させて行う指定複合型サービス（本体事業所である指定複合型サービス事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定複合型サービスを含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間および深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第１項の規定にかかわらず、夜間および深夜の時間帯を通じて夜間および深夜の勤務ならびに宿直勤務に当たる複合型サービス従業者を置かないことができる。

7　指定複合型サービス事業所に次の各号のいずれかに該当する施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置くほか、当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該複合型サービス従業者は、当該施設等の職務に従事することができる。

⑴　指定認知症対応型共同生活介護事業所
⑵　指定地域密着型特定施設
⑶　指定地域密着型介護老人福祉施設
⑷　指定介護療養型医療施設（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

8　指定複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅サービス計画および第200条第１項に規定する複合型サービス計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該指定複合型サービス事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

9　前項に規定する介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

10　指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合において、指定居宅サービス等基準条例第64条第１項第１号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第４項の規定により同条第１項第１号アおよび第２号に規定する基準を満たしているものとみなされているときおよび第７条第12項の規定により同条第１項第４号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第４項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第193条　指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所の管理上支障がない場合は、管理者は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは当該指定複合型サービス事業所に併設する前条第７項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2　前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師もしくは看護師でなければならない。

（指定複合型サービス事業者の代表者）

第194条　指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者もしくは保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師もしくは看護師でなければならない。

第３節　設備に関する基準

（登録定員および利用定員）

第195条　指定複合型サービス事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を25人以下とする。

2　指定複合型サービス事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員（当該指定複合型サービス事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

⑴　通いサービス　登録定員の２分の１から15人まで
⑵　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の３分の１から９人まで

（設備等）

第196条　指定複合型サービス事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定複合型サービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2　前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居間および食堂
機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

⑵　宿泊室
ア　１の宿泊室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる。
イ　１の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合であって定員が１人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。
ウ　アおよびイの基準を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積はおおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。
エ　プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3　第１項に規定する設備は、専ら当該指定複合型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定複合型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4　指定複合型サービス事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保および地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族および地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

第４節　運営に関する基準

（指定複合型サービスの基本取扱方針）

第197条　指定複合型サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2　指定複合型サービス事業者は、自らその提供する指定複合型サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（指定複合型サービスの具体的取扱方針）

第198条　指定複合型サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定複合型サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況および希望ならびにその置かれている環境を踏まえ、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせ

ることにより、療養上の管理の下で妥当かつ適切に行うものとする。

⑵　指定複合型サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

⑶　指定複合型サービスの提供に当たっては、第200条第１項に規定する複合型サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むことができるために必要な援助を行うものとする。

⑷　複合型サービス従業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。

⑸　指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

⑹　指定複合型サービス事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

⑺　指定複合型サービスは、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。

⑻　指定複合型サービス事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りその他の登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

⑼　看護サービス（指定複合型サービスのうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。以下この章において同じ。）の提供は、第200条第１項に規定する複合型サービス計画に基づき、主治の医師との密接な連携により利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう、妥当かつ適切に行わなければならない。

⑽　看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。

⑾　特殊な看護等については、これを行ってはならない。

（主治の医師との関係）

第199条　指定複合型サービス事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。

２　指定複合型サービス事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

３　指定複合型サービス事業者は、主治の医師に次条第１項に規定する複合型サービス計画および複合型サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たり主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

４　指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前２項の規定にかかわらず、第２項に規定する主治の医師の文書による指示および前項に規定する複合型サービス報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。

（複合型サービス計画および複合型サービス報告書の作成）

第200条　指定複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第９項において同じ。）に複合型サービス報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。

３　介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるよう努めなければならない。

４　介護支援専門員は、利用者の心身の状況および希望ならびにその置かれている環境を踏まえ、他の複合型サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した複合型サービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時かつ適切に通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを組み合わせた看護および介護を行わなくてはならない。

５　介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

６　介護支援専門員は、複合型サービス計画を作成したときは、当該複合型サービス計画を利用者に交付しなければならない。

７　介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成後においても、常に複合型サービス計画の実施状況および利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて複合型サービス計画の変更を行うものとする。

８　第２項から第７項までの規定は、前項に規定する複合型サービス計画の変更について準用する。

９　看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した複合型サービス報告書を作成しなければならない。

10　前条第４項の規定は、複合型サービス報告書の作成について準用する。

（緊急時等の対応）

第201条　複合型サービス従業者は、現に指定複合型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

２　前項の複合型サービス従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

（記録の整備）

第202条　指定複合型サービス事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定複合型サービス事業者は、利用者に対する指定複合型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　居宅サービス計画

⑵　第200条第１項に規定する複合型サービス計画

⑶　第198条第６号に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　第199条第２項に規定する主治の医師による指示の文書

⑸　第200条第１項に規定する複合型サービス報告書

⑹　次条において準用する第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑺　次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

⑻　次条において準用する第39条第２項に規定する苦情の内容

等の記録

⑼　次条において準用する第41条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

⑽　次条において準用する第106条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第203条　第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条、第78条、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条および第101条から第107条までの規定は、指定複合型サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第75条第３項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、ならびに第90条ならびに第98条第２項および第３項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第107条中「第83条第６項各号」とあるのは「第192条第７項各号」と読み替えるものとする。

第10章　雑則

（委任）

第204条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第３条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第63条第２項および第67条第２項の規定の適用については、第63条第２項中「者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第67条第２項中「者であって、第63条第２項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。

３　介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。）附則第10条第２項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、平成18年４月１日に現に２を超える共同生活住居を有していたものは、当分の間、第114条第１項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。

４　平成17年改正法附則第10条第２項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成18年３月31日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第２項の規定の適用を受けていたものについては、第114条第４項の規定は、適用しない。

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第76号

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　介護予防認知症対応型通所介護
第１節　基本方針（第４条）
第２節　人員および設備に関する基準
第１款　単独型指定介護予防認知症対応型通所介護および併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第５条―第７条）
第２款　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第８条―第10条）
第３節　運営に関する基準（第11条―第40条）
第４節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条・第42条）
第３章　介護予防小規模多機能型居宅介護
第１節　基本方針（第43条）
第２節　人員に関する基準（第44条―第46条）
第３節　設備に関する基準（第47条・第48条）
第４節　運営に関する基準（第49条―第65条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第66条―第69条）
第４章　介護予防認知症対応型共同生活介護
第１節　基本方針（第70条）
第２節　人員に関する基準（第71条―第73条）
第３節　設備に関する基準（第74条）
第４節　運営に関する基準（第75条―第86条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条―第90条）
第５章　雑則（第91条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の14第１項および第２項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　地域密着型介護予防サービス事業者　法第８条の２第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。

⑵　指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス　それぞれ法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービスをいう。

⑶　利用料　法第54条の２第１項に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

⑷　地域密着型介護予防サービス費用基準額　法第54条の２第２項第１号又は第２号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。

⑸　法定代理受領サービス　法第54条の２第６項の規定により地域密着型介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護予防サービス費に係る指定地域密着型介護予防サービスをいう。

⑹　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）

第３条　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第２章　介護予防認知症対応型通所介護

第１節　基本方針

（基本方針）

第４条　指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第５条の２に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員および設備に関する基準

第１款　単独型指定介護予防認知症対応型通所介護および併設型指定介護予防認知症対応型通所介護

（従業者の員数）

第５条　単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。））の事業を行う者および併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

⑵　看護師もしくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が１以上および当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

⑶　機能訓練指導員　１以上

２　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第２号の看護職員又は介護職員を、常時１人以上当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に従事させなければならない。

３　第１項第２号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。

４　前各項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第62条第１項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第１号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第７条第２項第１号アにおいて同じ。）を12人以下とする。

５　第１項第３号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要

な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6　第１項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

7　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第62条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第６条　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識および経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（設備等）

第７条　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室および事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備および単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

2　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　食堂および機能訓練室

ア　食堂および機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂および機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑵　相談室　遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3　第１項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第64条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第２款　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

（従業者の員数）

第８条　指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第111条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）もしくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間もしくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第130条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条および第44条第６項第２号において同じ。）もしくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第151条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条および第44条第６項第３号において同じ。）の食堂もしくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第65条第１項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第111条、第131条もしくは第152条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第66条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用定員等）

第９条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに１日当たり３人以下とする。

2　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第１項に規定する指定居宅サービスをい

う。)、指定地域密着型サービス（法第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援（法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス（法第53条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援（法第58条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第24項に規定する介護保険施設をいう。）もしくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第６項第４号において同じ。）の運営（第44条第７項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第10条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

２　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識および経験を有する者であって、第６条第２項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第３節　運営に関する基準

（内容および手続の説明および同意）

第11条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者および共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者（第５条第１項又は第８条第１項の従業者をいう。以下同じ。）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

５　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第２項各号に規定する方法のうち指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

６　前項の規定による承諾を得た指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第12条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第13条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第14条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を求められた場合は、その者

の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無および要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の13第２項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するよう努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第15条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第16条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第17条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供および保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第18条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第85条の２各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第19条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第85条の２第１号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第20条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第21条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供したときは、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の提供日および内容、当該指定介護予防認知症対応型通所介護について法第54条の２第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第22条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型通所介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

⑵　指定介護予防認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定介護予防認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額を超える費用

⑶　食事の提供に要する費用

⑷　おむつ代

⑸　前各号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4　前項第３号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

5　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第23条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第24条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに指定介護予防認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

⑵　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第25条　介護予防認知症対応型通所介護従業者は、現に指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第26条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者（第６条又は第10条の管理者をいう。以下この条および第42条において同じ。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理および指定介護予防認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第27条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員（第５条第２項又は第９条第１項の利用定員をいう。第29条において同じ。）

⑸　指定介護予防認知症対応型通所介護の内容および利用料その他の費用の額

⑹　通常の事業の実施地域

⑺　サービスの利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第28条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することができるよう、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第29条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第30条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第31条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（掲示）

第32条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第33条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第34条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止）
第35条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
（苦情処理）
第36条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
４　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
５　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
６　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
（事故発生時の対応）
第37条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行わなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。
３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
（会計の区分）
第38条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。
（地域との連携等）
第39条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携および協力その他の地域との交流を図らなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
（記録の整備）
第40条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。
⑴　介護予防認知症対応型通所介護計画
⑵　第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　第24条に規定する市への通知に係る記録
⑷　第36条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑸　第37条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

第４節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針）
第41条　指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
４　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力の阻害その他の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
５　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）
第42条　指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第４条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
⑴　指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
⑵　指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、前

号に規定する利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成するものとする。

⑶　介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑷　指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑸　指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成したときは、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

⑹　指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流および地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

⑺　指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

⑻　指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑼　指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑽　指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑾　介護予防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

⑿　指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

⒀　指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。

⒁　第１号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

第３章　介護予防小規模多機能型居宅介護

第１節　基本方針

第43条　指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数等）

第44条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間および深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節および次節において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上および訪問サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護（第７項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所および当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を１以上とし、夜間および深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間および深夜の勤務（夜間および深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第５項において同じ。）に当たる者を１以上および宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規

に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3　第１項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、常勤でなければならない。

4　第１項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。

5　宿泊サービス（登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護（第７項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間および深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第１項の規定にかかわらず、夜間および深夜の時間帯を通じて夜間および深夜の勤務ならびに宿直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

6　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

⑴　指定認知症対応型共同生活介護事業所

⑵　指定地域密着型特定施設

⑶　指定地域密着型介護老人福祉施設

⑷　指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

7　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第１項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所（同項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、１人以上とすることができる。

8　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間および深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第１項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間および深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9　第４項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。

10　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第８条の２第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画および介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第６項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11　前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

12　第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第67条第３号において「研修修了者」という。）を置くことができる。

13　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第83条第１項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第45条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項各号に掲げる施設等の職務もしくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第７条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第７条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第48条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（秋田市指定居宅

サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第64条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事させることができる。

２　前項本文および指定地域密着型サービス基準条例第193条第１項の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができるものとする。

３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第２項および第73条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第46条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第３節　設備に関する基準

（登録定員および利用定員）

第47条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数および指定地域密着型サービス基準条例第83条第１項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を25人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とする。

２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

⑴　通いサービス　登録定員の２分の１から15人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）まで

⑵　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の３分の１から９人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、６人）まで

（設備等）

第48条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居間および食堂　居間および食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

⑵　宿泊室

ア　１の宿泊室の定員は、１人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

イ　１の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならないこと。

ウ　アおよびイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならないこと。

エ　プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができること。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保および地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族および地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

５　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第87条第１項から第４項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第49条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条および第67条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防サービス事業者等との連携）

第50条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介

護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。

3　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供および保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第51条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時および利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第52条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

⑵　利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額

⑶　食事の提供に要する費用

⑷　宿泊に要する費用

⑸　おむつ代

⑹　前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4　前項第３号および第４号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

5　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第53条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第54条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市（法第54条の２第９項において準用する法第41条第10項の規定により法第54条の２第８項の規定による審査および支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、指定介護予防サービス等の利用に係る計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

（利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付）

第55条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合は、当該登録者に対し、直近の指定介護予防サービス等の利用に係る計画およびその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（緊急時等の対応）

第56条　介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第57条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的および運営の方針

⑵　従業者の職種、員数および職務の内容

⑶　営業日および営業時間

⑷　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員

⑸　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容および利用料その他の費用の額

⑹　通常の事業の実施地域

⑺　サービスの利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第58条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービスおよび宿泊サービスの利用は、利用者の様態、希望等により特に必要と認められる場合は、一時

的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第59条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（協力医療機関等）

第60条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携および支援の体制を整えなければならない。

（調査への協力等）

第61条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（地域との連携等）

第62条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携および協力その他の地域との交流を図らなければならない。

4　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第63条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条第６項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（記録の整備）

第64条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　指定介護予防サービス等の利用に係る計画

⑵　介護予防小規模多機能型居宅介護計画

⑶　次条において準用する第21条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑷　第53条第２項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

⑸　次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録

⑹　次条において準用する第36条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑺　次条において準用する第37条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

⑻　第62条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第65条　第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条および第31条から第38条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第１項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第２項中「この節」とあるのは「第３章第４節」と、第28条第３項および第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）

第66条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力の阻害その他の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

5　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第67条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第43条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的取組方針および指定介護予防支援等基準第31条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。

⑶　介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）は、第１号に規定する利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。

⑷　介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

⑸　介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑹　介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成したときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

⑺　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流および地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当かつ適切に行うものとする。

⑻　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

⑼　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑽　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑾　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。

⑿　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

⒀　介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

⒁　介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。

⒂　第１号から第13号までの規定は、前号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

（介護等）

第68条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護予防小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第69条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。

2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流その他の機会を確保するよう努めなければならない。

第４章　介護予防認知症対応型共同生活介護

第１節　基本方針

第70条　指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第８条の２第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第71条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間および深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第111条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第110条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条および第74条において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上とするほか、夜間および深夜の時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間および深夜の勤務（夜間および深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

３　第１項の介護従業者のうち１以上の者は、常勤でなければならない。

４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前各項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス基準条例第83条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識および経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

６　前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

７　第５項の計画作成担当者のうち１以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

８　前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

９　介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員、介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。

10　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第111条第１項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第72条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事させることができる。

２　共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識および経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）

第73条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第３節　設備に関する基準

第74条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は１又は２とする。

２　共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第82条において同じ。）を５人以上９人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

3　１の居室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。
4　１の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。
5　居間および食堂は、同一の場所とすることができる。
6　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保および地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族および地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。
7　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第114条第１項から第６項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（入退居）
第75条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。
2　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。
3　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
4　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
5　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居のときは、利用者およびその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境および介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
6　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等への情報の提供および保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）
第76条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日および入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。
2　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）
第77条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
2　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
3　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
⑴　食材料費
⑵　理美容代
⑶　おむつ代
⑷　前３号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
4　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（身体的拘束等の禁止）
第78条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
2　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（管理者による管理）
第79条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービスもしくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）
第80条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
⑴　事業の目的および運営の方針
⑵　従業者の職種、員数および職務の内容
⑶　利用定員
⑷　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容および利用料その他の費用の額
⑸　入居に当たっての留意事項
⑹　非常災害対策
⑺　前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第81条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第82条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員および居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第83条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携および支援の体制を整えなければならない。

（介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第84条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、要支援被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（記録の整備）

第85条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　介護予防認知症対応型共同生活介護計画

⑵　第76条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第78条第２項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第36条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第37条第２項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

⑺　次条において準用する第62条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第86条　第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条から第38条まで、第56条、第59条、第61条および第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第１項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第１項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針）

第87条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力の阻害その他の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針）

第88条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の方針は、第70条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　計画作成担当者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、他の介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行

う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。

⑶　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

⑷　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑸　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成したときは、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

⑹　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならない。

⑺　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならない。

⑻　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

⑼　計画作成担当者は、他の介護従業者および利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

⑽　計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

⑾　第１号から第９号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

（介護等）

第89条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

３　利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第90条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

第５章　雑則

（委任）

第91条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。）附則第３条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第６条第２項および第10条第２項の規定の適用については、第６条第２項中「者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第10条第２項中「者であって、第６条第２項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。

３　平成18年改正令附則第５条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、平成18年４月１日に現に２を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第74条第１項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。

４　平成18年改正令附則第５条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成18年３月31日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第２項の規定の適用を受けていたものについては、第74条第４項の規定は、適用しない。

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第77号

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準（第２条―第31条）
第３章　ユニット型特別養護老人ホームの基本方針ならびに設備および運営に関する基準（第32条―第42条）
第４章　地域密着型特別養護老人ホームの基本方針ならびに設備および運営に関する基準（第43条―第48条）
第５章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針ならびに設備および運営に関する基準（第49条―第52条）
第６章　雑則（第53条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下

「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定めるものとする。

第2章　基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準

（基本方針）

第2条　特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意および能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2　特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

3　特別養護老人ホームは、入所者の意思および人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

4　特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第3条　特別養護老人ホームの配置、構造および設備は、日照、採光、換気その他の入所者の保健衛生に関する事項および防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第4条　特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第5条　特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者もしくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2　生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第6条　特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）およびユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第49条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合、地域密着型特別養護老人ホーム（第11条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）およびユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は地域密着型特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員および看護職員（第40条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第7条　特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)　施設の目的および運営の方針

(2)　職員の職種、数および職務の内容

(3)　入所定員

(4)　入所者の処遇の内容および費用の額

(5)　施設の利用に当たっての留意事項

(6)　非常災害対策

(7)　前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第8条　特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2　特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第9条　特別養護老人ホームは、設備、職員および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)　入所者の処遇に関する計画

(2)　行った具体的な処遇の内容等の記録

(3)　第15条第5項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(4)　第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5)　第31条第3項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（設備の基準）

第10条　特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

(1)　居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階および地階のいずれにも設けていないこと。

(2)　居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア　消防長又は当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防署長と相談の上、第8条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ　第８条第２項に規定する訓練については、同条第１項に規定する計画に従い、昼間および夜間において行うこと。
ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であって、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。
⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3　特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、当該設備の一部を設けないことができる。
⑴　居室
⑵　静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。）
⑶　食堂
⑷　浴室
⑸　洗面設備
⑹　便所
⑺　医務室
⑻　調理室
⑼　介護職員室
⑽　看護職員室
⑾　機能訓練室
⑿　面談室
⒀　洗濯室又は洗濯場
⒁　汚物処理室
⒂　介護材料室
⒃　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
⑴　居室
ア　１の居室の定員は、１人とすること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、４人以下とすることができる。
イ　地階に設けてはならないこと。
ウ　入所者１人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
エ　寝台又はこれに代わる設備を備えること。
オ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
カ　床面積の14分の１以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
キ　入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
ク　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
⑵　静養室
ア　介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
イ　アに定めるもののほか、前号イおよびエからクまでに定めるところによること。
⑶　浴室
介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。
⑷　洗面設備
ア　居室のある階ごとに設けること。
イ　介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
⑸　便所
ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
イ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。
⑹　医務室
ア　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第２項に規定する診療所とすること。
イ　入所者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
⑺　調理室
火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
⑻　介護職員室
ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
イ　必要な備品を備えること。
⑼　食堂および機能訓練室
ア　食堂および機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
イ　必要な備品を備えること。

5　居室、静養室、食堂、浴室および機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、３階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
⑴　居室、静養室等のある３階以上の各階に通ずる特別避難階段を２（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子もしくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーおよび屋外に設ける避難階段を有する場合は、１）以上有すること。
⑵　３階以上の階にある居室、静養室等およびこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
⑶　居室、静養室等のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第１項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。

6　前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
⑴　廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メート

ル）以上とすること。
⑵　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
⑶　廊下および階段には、手すりを設けること。
⑷　階段の傾斜は、緩やかにすること。
⑸　居室、静養室等が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（職員の配置の基準）

第11条　特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第５号の栄養士を置かないことができる。
⑴　施設長　１
⑵　医師　入所者に対し健康管理および療養上の指導を行うために必要な数
⑶　生活相談員　入所者の数が100又はその端数を増すごとに１以上
⑷　介護職員又は看護師もしくは准看護師（以下「看護職員」という。）
ア　介護職員および看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上とすること。
イ　看護職員の数は、次のとおりとすること。
㋐　入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、１以上
㋑　入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、２以上
㋒　入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、３以上
㋓　入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、３に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
⑸　栄養士　１以上
⑹　機能訓練指導員　１以上
⑺　調理員、事務員その他の職員　当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

２　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数によるものとする。

３　第１項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

４　第１項第１号の施設長および同項第３号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

５　第１項第４号の看護職員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。

６　第１項第６号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

７　第１項第２号の医師および同項第７号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院もしくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、特別養護老人ホームの入所者の数および当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第12条　特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（入退所）

第13条　特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第23項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

２　特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

３　前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。

４　特別養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者およびその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

５　特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第８条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入所者の処遇に関する計画）

第14条　特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者およびその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。

２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

（処遇の方針）

第15条　特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当かつ適切に行わなければならない。

２　入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。

３　特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。

4　特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5　特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6　特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（介護）

第16条　介護は、入所者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2　特別養護老人ホームは、１週間に２回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3　特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4　特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5　特別養護老人ホームは、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6　特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容その他の介護を適切に行わなければならない。

7　特別養護老人ホームは、常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8　特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第17条　特別養護老人ホームは、栄養ならびに入所者の心身の状況および嗜（し）好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2　特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

（相談および援助）

第18条　特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第19条　特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2　特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3　特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4　特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（機能訓練）

第20条　特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第21条　特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

（入所者の入院期間中の取扱い）

第22条　特別養護老人ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者およびその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

（施設長の責務）

第23条　特別養護老人ホームの施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2　特別養護老人ホームの施設長は、職員に第７条から第９条までおよび第12条から第31条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第24条　特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第25条　特別養護老人ホームは、入所定員および居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第26条　特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該特別養護老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

⑵　当該特別養護老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

⑷　前３号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に

沿った対応を行うこと。

（協力病院等）

第27条　特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

２　特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第28条　特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　特別養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情処理）

第29条　特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

２　特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　特別養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　特別養護老人ホームは、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第30条　特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携および協力その他の地域との交流を図らなければならない。

２　特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関し、市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止および発生時の対応）

第31条　特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

⑴　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

⑵　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

⑶　事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行うこと。

２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、入所者の家族等に連絡を行わなければならない。

３　特別養護老人ホームは、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。

４　特別養護老人ホームは、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第３章　ユニット型特別養護老人ホームの基本方針ならびに設備および運営に関する基準

（この章の趣旨）

第32条　前章（第11条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室および当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針ならびに設備および運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第33条　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思および人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

２　ユニット型特別養護老人ホームは、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（運営規程）

第34条　ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　施設の目的および運営の方針

⑵　職員の職種、数および職務の内容

⑶　入居定員

⑷　ユニットの数およびユニットごとの入居定員

⑸　入居者へのサービスの提供の内容および費用の額

⑹　施設の利用に当たっての留意事項

⑺　非常災害対策

⑻　前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（設備の基準）

第35条　ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす２階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

⑴　居室等を２階および地階のいずれにも設けていないこと。

⑵　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア　消防長又は当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防署長と相談の上、第42条において準用する第８条第１項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ　第42条において準用する第８条第２項に規定する訓練については、同条第１項に規定する計画に従い、昼間および夜間において行うこと。

ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であって、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3　ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、第２号から第８号までに掲げる設備の一部を設けないことができる。

⑴　ユニット

⑵　浴室

⑶　医務室

⑷　調理室

⑸　洗濯室又は洗濯場

⑹　汚物処理室

⑺　介護材料室

⑻　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　ユニット

ア　居室

㋐　１の居室の定員は、１人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

㋑　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、１のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

㋒　地階に設けてはならないこと。

㋓　１の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

ａ　10.65平方メートル以上とすること。ただし、㋐ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

ｂ　ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

㋔　寝台又はこれに代わる設備を備えること。

㋕　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

㋖　床面積の14分の１以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

㋗　必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

㋘　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ　共同生活室

㋐　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

㋑　地階に設けてはならないこと。

㋒　１の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

㋓　必要な設備および備品を備えること。

ウ　洗面設備

㋐　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

㋑　介護を必要とする者の使用に適したものとすること。

エ　便所

㋐　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

㋑　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。

⑵　浴室

介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。

⑶　医務室

ア　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすること。

イ　入居者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

⑷　調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5　ユニットおよび浴室は、３階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

⑴　ユニット又は浴室のある３階以上の各階に通ずる特別避難階段を２（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子もしくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーおよび屋外に設ける避難階段を有する場合は、１）以上有すること。

⑵　３階以上の階にあるユニット又は浴室およびこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

⑶　ユニット又は浴室のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

6　前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

⑴　廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上として差し支えない。

⑵　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

⑶　廊下および階段には、手すりを設けること。

⑷　階段の傾斜は、緩やかにすること。

⑸　ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（サービスの取扱方針）

第36条　入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサー

ビスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2　入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3　入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4　入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5　ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7　ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の入居者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8　ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（介護）

第37条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5　ユニット型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6　ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7　ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8　ユニット型特別養護老人ホームは、常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

9　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第38条　ユニット型特別養護老人ホームは、栄養ならびに入居者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第39条　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3　ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（勤務体制の確保等）

第40条　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　前項に規定する職員の勤務体制の決定に当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員の配置を行わなければならない。

⑴　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

⑵　夜間および深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間および深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

⑶　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3　ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4　ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第41条　ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員および居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第42条　第３条から第６条まで、第８条、第９条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条までおよび第26条から第31条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準

用する。この場合において、第９条第２項第３号中「第15条第５項」とあるのは「第36条第７項」と、同項第４号中「第29条第２項」とあるのは「第42条において準用する第29条第２項」と、同項第５号中「第31条第３項」とあるのは「第42条において準用する第31条第３項」と、第23条第２項中「第７条から第９条までおよび第12条から第31条まで」とあるのは「第34条および第36条から第41条までならびに第42条において準用する第８条、第９条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条までおよび第26条から第31条まで」と読み替えるものとする。

第４章　地域密着型特別養護老人ホームの基本方針ならびに設備および運営に関する基準

（この章の趣旨）

第43条　前２章の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームの基本方針ならびに設備および運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（設備の基準）

第44条　地域密着型特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす２階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

⑴　居室等を２階および地階のいずれにも設けていないこと。

⑵　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア　消防長又は当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防署長と相談の上、第48条において準用する第８条第１項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ　第48条において準用する第８条第２項に規定する訓練については、同条第１項に規定する計画に従い、昼間および夜間において行うこと。

ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

３　地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、当該設備の一部を設けないことができる。

⑴　居室
⑵　静養室
⑶　食堂
⑷　浴室
⑸　洗面設備
⑹　便所
⑺　医務室
⑻　調理室
⑼　介護職員室
⑽　看護職員室
⑾　機能訓練室
⑿　面談室
⒀　洗濯室又は洗濯場
⒁　汚物処理室
⒂　介護材料室
⒃　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

４　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室

ア　１の居室の定員は、１人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

イ　地階に設けてはならないこと。

ウ　入所者１人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

エ　寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ　床面積の14分の１以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

キ　入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ク　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

⑵　静養室

ア　介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ　アに定めるもののほか、前号イおよびエからクまでに定めるところによること。

⑶　浴室

介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。

⑷　洗面設備

ア　居室のある階ごとに設けること。

イ　介護を必要とする者の使用に適したものとすること。

⑸　便所

ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。

⑹　医務室

医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

⑺　調理室
ア　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
イ　サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。
⑻　介護職員室
ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
イ　必要な備品を備えること。
⑼　食堂および機能訓練室
ア　食堂および機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
イ　必要な備品を備えること。
５　居室、静養室等は、３階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
⑴　居室、静養室等のある３階以上の各階に通ずる特別避難階段を２（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子もしくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーおよび屋外に設ける避難階段を有する場合は、１）以上有すること。
⑵　３階以上の階にある居室、静養室等およびこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
⑶　居室、静養室等のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
６　前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
⑴　廊下の幅は、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。
⑵　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
⑶　廊下および階段には、手すりを設けること。
⑷　階段の傾斜は、緩やかにすること。
⑸　居室、静養室等が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
７　本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。
（職員の配置の基準）
第45条　地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。
⑴　施設長　１
⑵　医師　入所者に対し健康管理および療養上の指導を行うために必要な数
⑶　生活相談員　１以上
⑷　介護職員又は看護職員
ア　介護職員および看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上とすること。
イ　看護職員の数は、１以上とすること。
⑸　栄養士　１以上
⑹　機能訓練指導員　１以上
⑺　調理員、事務員その他の職員　当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数
２　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数によるものとする。
３　第１項、第６項および第８項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。
４　第１項第１号の施設長は、常勤の者でなければならない。
５　第１項第２号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
６　第１項第３号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で１以上とする。
７　第１項第４号の介護職員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。
８　第１項第４号の看護職員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で１以上とする。
９　第１項第３号および第５号から第７号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
⑴　特別養護老人ホーム　栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員
⑵　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士、理学療法士もしくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者
⑶　病院　栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）
⑷　診療所　事務員その他の従業者
10　第１項第６号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
11　地域密着型特別養護老人ホームに秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第147条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第129条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
12　地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第99条第１項に規定する指定通所介護事業所もしくは指定介

護予防サービス等基準条例第97条第１項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第62条第１項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所もしくは秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第５条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13　地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。

14　地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第192条第１項に規定する指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条もしくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

（介護）

第46条　介護は、入所者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2　地域密着型特別養護老人ホームは、１週間に２回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3　地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4　地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5　地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6　地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容その他の介護を適切に行わなければならない。

7　地域密着型特別養護老人ホームは、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8　地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（地域との連携等）

第47条　地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2　地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3　地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携および協力その他の地域との交流を図らなければならない。

4　地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（準用）

第48条　第２条から第９条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条までおよび第31条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第９条第２項第３号中「第15条第５項」とあるのは「第48条において準用する第15条第５項」と、同項第４号中「第29条第２項」とあるのは「第48条において準用する第29条第２項」と、同項第５号中「第31条第３項」とあるのは「第48条において準用する第31条第３項」と、第23条第２項中「第７条から第９条までおよび第12条から第31条まで」とあるのは「第46条および第47条ならびに第48条において準用する第７条から第９条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条までおよび第31条」と読み替えるものとする。

第５章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針ならびに設備および運営に関する基準

（この章の趣旨）

第49条　第２章から前章（第45条を除く。）までの規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針ならびに設備および運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（設備の基準）

第50条　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす２階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

⑴　居室等を２階および地階のいずれにも設けていないこと。

⑵　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲

げる要件の全てを満たすこと。

ア　消防長又は当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防署長と相談の上、第52条において準用する第８条第１項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ　第52条において準用する第８条第２項に規定する訓練については、同条第１項に規定する計画に従い、昼間および夜間において行うこと。

ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

３　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、第２号から第８号までに掲げる設備の一部を設けないことができる。

⑴　ユニット

⑵　浴室

⑶　医務室

⑷　調理室

⑸　洗濯室又は洗濯場

⑹　汚物処理室

⑺　介護材料室

⑻　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

４　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　ユニット

ア　居室

㋐　１の居室の定員は、１人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

㋑　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、１のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

㋒　地階に設けてはならないこと。

㋓　１の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

ａ　10.65平方メートル以上とすること。ただし、㋐ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

ｂ　ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

㋔　寝台又はこれに代わる設備を備えること。

㋕　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

㋖　床面積の14分の１以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

㋗　必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

㋘　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ　共同生活室

㋐　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

㋑　地階に設けてはならないこと。

㋒　１の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

㋓　必要な設備および備品を備えること。

ウ　洗面設備

㋐　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

㋑　介護を必要とする者の使用に適したものとすること。

エ　便所

㋐　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

㋑　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者の使用に適したものとすること。

⑵　浴室

介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。

⑶　医務室

医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

⑷　調理室

ア　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ　サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

５　ユニットおよび浴室は、３階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

⑴　ユニット又は浴室のある３階以上の各階に通ずる特別避難階段を２（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子もしくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーおよび屋外に設ける避難階段を有する場合は、１）以

上有すること。
⑵　３階以上の階にあるユニット又は浴室およびこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
⑶　ユニット又は浴室のある３階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
６　前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
⑴　廊下の幅は、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。
⑵　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
⑶　廊下および階段には、手すりを設けること。
⑷　階段の傾斜は、緩やかにすること。
⑸　ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
７　本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。
（介護）
第51条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
２　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
３　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
４　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
５　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
６　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
７　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
８　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
９　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
（準用）
第52条　第３条から第６条まで、第８条、第９条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第26条から第29条まで、第31条、第33条、第34条、第36条、第38条から第41条までおよび第47条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第９条第２項第３号中「第15条第５項」とあるのは「第52条において準用する第36条第７項」と、同項第４号中「第29条第２項」とあるのは「第52条において準用する第29条第２項」と、同項第５号中「第31条第３項」とあるのは「第52条において準用する第31条第３項」と、第23条第２項中「第７条から第９条までおよび第12条から第31条まで」とあるのは「第51条ならびに第52条において準用する第８条、第９条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第26条から第29条まで、第31条、第34条、第36条、第38条から第41条までおよび第47条」と読み替えるものとする。

第６章　雑則

（委任）
第53条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　平成12年４月１日において現に存する特別養護老人ホームのうち、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）附則第４条第１項の規定（同令第４条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。第４項において「設備運営基準」という。）第18条第２項第16号の規定に係る部分に限る。）の適用を受けていたもの（平成16年４月１日以降に全面的に改築されたものを除く。）については、第10条第３項第14号、第35条第３項第６号、第44条第３項第14号および第50条第３項第６号の規定は、当分の間、適用しない。
３　平成12年４月１日において現に存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）に対する第10条第４項第１号および第44条第４項第１号の規定の適用については、第10条第４項第１号ア中「１人とすること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、４人以下とすることができる」とあるのは「原則として４人以下とすること」と、同号ウ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」と、第44条第４項第１号ア中「１人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる」とあるのは「原則として４人以下とすること」と、同号ウ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。
４　平成12年４月１日において現に存する特別養護老人ホームのうち、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令附則第４条第２項の規定（設備運営基準第20条の規定に係る部分に限る。）の適用を受けていたものに対する前項の規定の適用については、同項中「原則として４人以下」とあるのは、「８人以下」とする。
５　平成12年４月１日において現に存する特別養護老人ホームの建物については、第10条第４項第９号アの規定（食堂および機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）および第44条第４項第９号アの規定（食堂および機能訓練室の合計した面積に

係る部分に限る。）は、当分の間、適用しない。

6　この条例の施行の日において現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に対する第10条第４項第１号アおよび第44条第４項第１号アの規定の適用については、第10条第４項第１号ア中「１人とすること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、４人以下とすることができる」とあるのは「４人以下とすること」と、第44条第４項第１号ア中「１人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる」とあるのは「４人以下とすること」とする。

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第78号

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第１項の規定に基づき、養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第２条　養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進および自立のために必要な指導および訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

２　養護老人ホームは、入所者の意思および人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。

３　養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意および能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（配置、構造および設備）

第３条　養護老人ホームの配置、構造および設備は、日照、採光、換気その他の入所者の保健衛生に関する事項および防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第４条　養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第５条　養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第１項各号のいずれかに該当する者もしくは社会福祉事業に２年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

２　生活相談員は、社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第６条　養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第７条　養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　施設の目的および運営の方針

⑵　職員の職種、数および職務の内容

⑶　入所定員

⑷　入所者の処遇の内容

⑸　施設の利用に当たっての留意事項

⑹　非常災害対策

⑺　前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第８条　養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および関係機関との連携の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

２　養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第９条　養護老人ホームは、設備、職員および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　処遇計画

⑵　行った具体的な処遇の内容等の記録

⑶　第16条第５項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　第27条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　第29条第３項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

（規模）

第10条　養護老人ホームは、20人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

（設備の基準）

第11条　養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であって、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3　養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、当該設備の一部を設けないことができる。

⑴　居室
⑵　静養室
⑶　食堂
⑷　集会室
⑸　浴室
⑹　洗面所
⑺　便所
⑻　医務室
⑼　調理室
⑽　宿直室
⑾　職員室
⑿　面談室
⒀　洗濯室又は洗濯場
⒁　汚物処理室
⒂　霊安室
⒃　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室
ア　地階に設けてはならないこと。
イ　入所者１人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
ウ　１以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
エ　入所者の寝具および身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

⑵　静養室
ア　医務室又は職員室に近接して設けること。
イ　原則として１階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
ウ　アおよびイに定めるもののほか、前号ア、ウおよびエに定めるところによること。

⑶　洗面所
居室のある階ごとに設けること。

⑷　便所
居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

⑸　医務室
入所者の診療に必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

⑹　調理室
火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

⑺　職員室
居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

5　前各項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

⑴　廊下の幅は、1.35メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とすること。
⑵　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
⑶　階段の傾斜は、緩やかにすること。

（職員の配置の基準）

第12条　養護老人ホームは、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員が50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第６号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第７号の調理員を置かないことができる。

⑴　施設長　１
⑵　医師　入所者に対し健康管理および療養上の指導を行うために必要な数
⑶　生活相談員
ア　常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに１以上とすること。
イ　生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに１人以上を主任生活相談員とすること。
⑷　支援員
ア　常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号）第237条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号）第225条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15又はその端数を増すごとに１以上とすること。
イ　支援員のうち１人を主任支援員とすること。
⑸　看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）
常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに１以上
⑹　栄養士　１以上
⑺　調理員、事務員その他の職員　当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

2　前項第３号から第５号までの規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の７割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員および看護職員については、次に定めるところによる。

⑴　生活相談員
ア　常勤換算方法で、１に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上とすること。
イ　生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに１人以上を主任生活相談員とすること。

⑵　支援員
ア　常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。
イ　支援員のうち１人を主任支援員とすること。
⑶　看護職員
ア　入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあっては、常勤換算方法で、２以上とすること。
イ　入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等にあっては、常勤換算方法で、２に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上とすること。

３　前２項の入所者および一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に設置し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。

４　第１項、第２項、第８項および第10項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

５　第１項第１号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

６　第１項第２号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院もしくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

７　第１項第３号イ又は第２項第１号イの主任生活相談員のうち１人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）であって、入所者の処遇に支障がない場合は、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

８　外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第１項第３号又は第２項第１号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、１を減じた数とすることができる。

９　第１項第４号イ又は第２項第２号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。

10　第１項第５号又は第２項第３号の看護職員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第１項第５号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、１以上とする。

11　夜間および深夜の時間帯を通じて、１以上の職員は、宿直勤務又は夜間および深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わなければならない。

12　第１項第３号、第６号および第７号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
⑴　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
⑵　病院　栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）
⑶　診療所　事務員その他の従業者

（居室の定員）
第13条　１の居室の定員は、１人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

（入退所）
第14条　養護老人ホームは、入所を予定している者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

２　養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。

３　養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者およびその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のため必要な援助に努めなければならない。

４　養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

５　養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者およびその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

（処遇計画）
第15条　施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　生活相談員は、入所者の心身の状況、その置かれている環境、その者およびその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。

３　生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

（処遇の方針）
第16条　養護老人ホームは、入所者について、当該入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の状況等に応じ、社会復帰の促進および自立のために必要な指導および訓練その他の援助を妥当かつ適切に行わなければならない。

２　入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

３　養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。

４　養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

５　養護老人ホームは、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、

その態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（食事）

第17条　養護老人ホームは、栄養ならびに入所者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（生活相談等）

第18条　養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2　養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むため必要な指導および訓練その他の援助を行わなければならない。

3　養護老人ホームは、要介護認定（介護保険法（平成９年法律第123号）第19条第１項に規定する要介護認定をいう。）の申請等、入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

4　養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

5　養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6　養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きながら、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

7　養護老人ホームは、１週間に２回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

8　養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第19条　養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第２条第１項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合は、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

（健康管理）

第20条　養護老人ホームは、入所者について、その入所時および毎年２回以上の定期の健康診断を行わなければならない。

（施設長の責務）

第21条　施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2　施設長は、当該養護老人ホームの職員に第７条から第９条まで、第14条から前条までおよび次条から第29条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（生活相談員の業務）

第22条　生活相談員は、処遇計画を作成し、これに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

⑴　入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第８条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第８条の２第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第８条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第８条の２第18項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

⑵　第27条第２項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。

⑶　第29条第３項に規定する事故の状況および事故に際してとった措置についての記録を行うこと。

2　主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

3　前２項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあっては、主任支援員が前２項に掲げる業務を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第23条　養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3　養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第24条　養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2　養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該養護老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

⑵　当該養護老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のため、研修を定期的に実施すること。

⑷　前３号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力病院等）

第25条　養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2　養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第26条　養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第27条　養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

２　養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　養護老人ホームは、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

５　養護老人ホームは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第１項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第28条　養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

２　養護老人ホームは、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止および発生時の対応）

第29条　養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他必要な事項が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

⑵　事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

⑶　事故発生の防止のための委員会を定期的に開催し、および支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

２　養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　養護老人ホームは、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。

４　養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（委任）

第30条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　昭和41年10月１日前から現に存する養護老人ホームについては、第10条ならびに第11条第１項、第４項第１号イおよび第５項第１号の規定は、当分の間適用しない。

３　昭和62年３月９日前から現に存する養護老人ホームについては、第11条第３項第14号の規定は、当分の間適用しない。

４　昭和62年３月９日前から現に存する養護老人ホームに対する第13条の規定の適用については、同条中「１人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる」とあるのは「原則として４人以下とする」とする。

５　平成18年４月１日前から現に存する養護老人ホーム（建築中のものを含む。）に対する第11条第４項第１号イおよび第13条の規定の適用については、第11条第４項第１号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、3.3平方メートル」と、第13条中「１人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる」とあるのは「原則として２人以下とする」とする。

別表（第12条関係）

一般入所者の数	支援員の数
20以下	4
21以上30以下	5
31以上40以下	6
41以上50以下	7
51以上60以下	8
61以上70以下	10
71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上100以下	14
101以上110以下	14
111以上120以下	16
121以上130以下	18
131以上	18に、入所者の数が131を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第79号

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　基本方針（第２条）
第３章　設備および運営に関する基準（第３条―第33条）
第４章　雑則（第34条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第１項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

第２章　基本方針

第２条　軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

２　軽費老人ホームは、入所者の意思および人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければ

ならない。

3　軽費老人ホームは、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意および能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第3章　設備および運営に関する基準

（配置、構造および設備）

第3条　軽費老人ホームの配置、構造および設備は、日照、採光、換気その他の入所者の保健衛生に関する事項および防災について十分考慮されたものでなければならない。

2　軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会および地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

（設備の専用）

第4条　軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第5条　軽費老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者もしくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2　生活相談員は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第6条　軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第7条　軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　施設の目的および運営の方針

⑵　職員の職種、数および職務の内容

⑶　入所定員

⑷　入所者に提供するサービスの内容および利用料その他の費用の額

⑸　施設の利用に当たっての留意事項

⑹　非常災害対策

⑺　前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第8条　軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および関係機関との連携の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2　軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第9条　軽費老人ホームは、設備、職員および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2　軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

⑴　入所者に提供するサービスに関する計画

⑵　提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第17条第3項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　第31条第2項の苦情の内容等の記録

⑸　第33条第2項の事故の状況および事故に際してとった処置についての同条第3項の記録

（設備の基準）

第10条　軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であって、かつ、火災時における入所者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3　軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、当該設備の一部を設けないことができる。

⑴　居室

⑵　談話室、娯楽室又は集会室

⑶　食堂

⑷　浴室

⑸　洗面所

⑹　便所

⑺　調理室

⑻　面談室

⑼　洗濯室又は洗濯場

⑽　宿直室

⑾　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4　前項第1号、第4号および第7号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室

ア　1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする

ことができる。

イ　地階に設けてはならないこと。

ウ　１の居室の床面積は、21.6平方メートル（エに掲げる設備を除いた有効面積は、14.85平方メートル）以上とすること。ただし、アのただし書の場合にあっては、31.9平方メートル以上とすること。

エ　洗面所、便所、収納設備および簡易な調理設備を設けること。

オ　緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

⑵　浴室

老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

⑶　調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

５　前項第１号の規定にかかわらず、10程度の数の居室および当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室および食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次に定めるところによる。

⑴　居室

ア　１の居室の定員は、１人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

イ　地階に設けてはならないこと。

ウ　１の居室の床面積は、15.63平方メートル（エに掲げる設備を除いた有効面積は、13.2平方メートル）以上とすること。ただし、アのただし書の場合にあっては、23.45平方メートル以上とすること。

エ　洗面所、便所、収納設備および簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所および調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所および簡易な調理設備を設けないことができる。

オ　緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

⑵　共同生活室

ア　同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ　必要な設備および備品を備えること。

６　前各項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

⑴　施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。

⑵　居室が２階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。

（職員配置の基準）

第11条　軽費老人ホームに置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第４号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第６号の調理員を置かないことができる。

⑴　施設長　１

⑵　生活相談員　入所者の数が120又はその端数を増すごとに１以上

⑶　介護職員

ア　一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号）第216条第１項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号）第202条第１項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）第130条第１項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が30以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、１以上

イ　一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、２以上

ウ　一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、２に実情に応じた適当数を加えて得た数

⑷　栄養士　１以上

⑸　事務員　１以上

⑹　調理員その他の職員　当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

２　前項の入所者および一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に設置し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。

３　第１項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

４　第１項第１号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

５　第１項第２号の生活相談員を置く場合にあっては、当該生活相談員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。

６　指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第１項第２号の生活相談員のうち１人を置かないことができる。

７　第１項第３号の介護職員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。

８　第１項第３号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち１人を置かないことができる。

９　第６項および前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか１人を置かなければならない。

10　第１項第４号の栄養士および同項第５号の事務員のそれぞれのうち１人は、常勤でなければならない。

11　第１項第５号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。

12　第１項第６号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

⑴　介護老人保健施設　調理員又はその他の職員

⑵　診療所　その他の職員

13　夜間および深夜の時間帯を通じて、１以上の職員は、宿直勤務又は夜間および深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応することができる体制が整備されている場合は、この限りでない。

（入所申込者等に対する説明等）

第12条　軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所の申込みを行った者（以下「入所申込者」という。）又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

２　軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

３　軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合は、第１項の規定による文書の交付に代えて、第６項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第１項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第１項の重要事項を記録したものを交付する方法

４　前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

５　第３項第１号の電子情報処理組織とは、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

６　軽費老人ホームは、第３項の規定により第１項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第３項各号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

７　前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第１項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（対象者）

第13条　軽費老人ホームの入所者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

⑴　身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者

⑵　60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、３親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

（入退所）

第14条　軽費老人ホームは、入所を予定している者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

２　軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者およびその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

３　軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第25項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第24項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）
第15条　軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。
（利用料の受領）
第16条　軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。
⑴　サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。）
⑵　生活費（食材料費および共用部分に係る光熱水費に限る。）
⑶　居住に要する費用（前号の光熱水費および次号の費用を除く。）
⑷　居室に係る光熱水費
⑸　入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
⑹　前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
２　軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。
３　第１項第２号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。
（サービス提供の方針）
第17条　軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活することができるようにするための機会を適切に提供しなければならない。
２　軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。
３　軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
４　軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
（食事）
第18条　軽費老人ホームは、栄養ならびに入所者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。
（生活相談等）
第19条　軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
２　軽費老人ホームは、要介護認定（介護保険法第19条第１項に規定する要介護認定をいう。）の申請等、入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
３　軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
４　軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
５　軽費老人ホームは、２日に１回以上の頻度で入浴の機会の提供その他の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。
６　軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。
（居宅サービス等の利用）
第20条　軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第２条第１項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合は、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。
（健康の保持）
第21条　軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。
２　軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。
（施設長の責務）
第22条　施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
２　施設長は、当該軽費老人ホームの職員に第７条から第９条まで、第12条から前条までおよび次条から第33条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
（生活相談員の業務）
第23条　生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言および必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。
⑴　入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第８条の２第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第８条第23項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第８条の２第18項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
⑵　第31条第２項の苦情の内容等の記録を行うこと。
⑶　第33条第２項の事故の状況および事故に際してとった処置についての同条第３項の記録を行うこと。
２　前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。
（勤務体制の確保等）
第24条　軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

3　軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第25条　軽費老人ホームは、入所定員および居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第26条　軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2　軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該軽費老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

⑵　当該軽費老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のため、研修を定期的に実施すること。

⑷　前３号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力医療機関等）

第27条　軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2　軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第28条　軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第29条　軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（広告）

第30条　軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（苦情への対応）

第31条　軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2　軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3　軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4　軽費老人ホームは、市長からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5　軽費老人ホームは、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第１項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第32条　軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2　軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止および発生時の対応）

第33条　軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

⑵　事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

⑶　事故発生の防止のための委員会を定期的に開催し、および職員に対する研修を定期的に行うこと。

2　軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3　軽費老人ホームは、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4　軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第４章　雑則

（委任）

第34条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（経過的軽費老人ホームの特例）

2　平成20年６月１日前から現に存する軽費老人ホーム（平成20年６月１日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、軽費老人ホームＡ型（次項から附則第29項までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）として市長が指定するものについては、第２条から第33条までの規定にかかわらず、次項から附則第29項に定めるところによる。

（軽費老人ホームＡ型に係る基本方針）

3　軽費老人ホームＡ型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活することに不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談および援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

4　軽費老人ホームＡ型は、入所者の意思および人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

5　軽費老人ホームＡ型は、地域および家庭との結び付きを重視

した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意および能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（軽費老人ホームＡ型の規模）

6　軽費老人ホームＡ型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

（軽費老人ホームＡ型の設備の基準）

7　軽費老人ホームＡ型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

8　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームＡ型の建物であって、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

9　軽費老人ホームＡ型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームＡ型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、当該設備の一部を設けないことができる。

⑴　居室
⑵　談話室、娯楽室又は集会室
⑶　静養室
⑷　食堂
⑸　浴室
⑹　洗面所
⑺　便所
⑻　医務室
⑼　調理室
⑽　職員室
⑾　面談室
⑿　洗濯室又は洗濯場
⒀　宿直室
⒁　前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

10　前項第１号、第５号、第８号および第９号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室
ア　１の居室の定員は、原則として１人とすること。
イ　地階に設けてはならないこと。
ウ　入所者１人当たりの床面積は、6.6平方メートル（収納設備を除く。）以上とすること。

⑵　浴室
老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じ、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

⑶　医務室
医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第２項に規定する診療所とすること。

⑷　調理室
火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

（軽費老人ホームＡ型の職員配置の基準）

11　軽費老人ホームＡ型に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームＡ型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第５号の栄養士、第６号の事務員、第７号の医師又は第８号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームＡ型にあっては第８号の調理員を置かないことができる。

⑴　施設長　１
⑵　生活相談員
ア　生活相談員の数は、次のとおりとすること。
㋐　入所者の数が170以下の軽費老人ホームＡ型にあっては、常勤換算方法で、１以上
㋑　入所者の数が170を超える軽費老人ホームＡ型にあっては、常勤換算方法で、２以上
イ　生活相談員のうち１人を主任生活相談員とすること。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームＡ型であって入所者の数が50以下のものにあっては、この限りでない。

⑶　介護職員
ア　介護職員の数は、次のとおりとすること。
㋐　入所者の数が80以下の軽費老人ホームＡ型にあっては、常勤換算方法で、４以上
㋑　入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームＡ型にあっては、常勤換算方法で、４に入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
㋒　入所者の数が200を超える軽費老人ホームＡ型にあっては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数
イ　介護職員のうち１人を主任介護職員とすること。

⑷　看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）
ア　入所者の数が130以下の軽費老人ホームＡ型にあっては、常勤換算方法で、１以上
イ　入所者の数が130を超える軽費老人ホームＡ型にあっては、常勤換算方法で、２以上

⑸　栄養士　１以上
⑹　事務員　２以上
⑺　医師　入所者に対し健康管理および療養上の指導を行うために必要な数
⑻　調理員その他の職員　当該軽費老人ホームＡ型の実情に応じた適当数

12　前項第２号から第４号までの規定にかかわらず、指定特定施

設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームＡ型に置くべき生活相談員、介護職員および看護職員は、次に定めるところによる。

⑴　生活相談員　入所者の数が170を超える軽費老人ホームＡ型にあっては、１以上

⑵　介護職員

ア　介護職員の数は、次のとおりとすること。

㋐　一般入所者の数が20以下の軽費老人ホームＡ型にあっては、常勤換算方法で、１以上

㋑　一般入所者の数が20を超えて30以下の軽費老人ホームＡ型にあっては、常勤換算方法で、２以上

㋒　一般入所者の数が30を超えて40以下の軽費老人ホームＡ型にあっては、常勤換算方法で、３以上

㋓　一般入所者の数が40を超えて80以下の軽費老人ホームＡ型にあっては、常勤換算方法で、４以上

㋔　一般入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームＡ型にあっては、常勤換算方法で、４に一般入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

㋕　一般入所者の数が200を超える軽費老人ホームＡ型にあっては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数

イ　一般入所者の数が40を超える軽費老人ホームＡ型にあっては、介護職員のうち１人を主任介護職員とすること。

⑶　看護職員

ア　一般入所者の数が130以下の軽費老人ホームＡ型にあっては、１以上

イ　一般入所者の数が130を超える軽費老人ホームＡ型にあっては、２以上

13　前２項の入所者および一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数によるものとする。

14　第11項および第12項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームＡ型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

15　第11項第１号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームＡ型の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

16　第11項第２号および第12項第１号の生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは当該主任生活相談員）のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。

17　第11項第３号イおよび第12項第２号イの主任介護職員は、常勤の者でなければならない。

18　第11項第４号および第12項第３号イの看護職員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。

19　第11項第５号の栄養士は、常勤の者でなければならない。

20　第11項第６号の事務員のうち１人（入所定員が110人を超える軽費老人ホームＡ型にあっては、２人）は、常勤の者でなければならない。

21　夜間および深夜の時間帯を通じて、１以上の職員は、宿直勤務又は夜間および深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わなければならない。

（軽費老人ホームＡ型の利用料の受領）

22　軽費老人ホームＡ型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

⑴　サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。）

⑵　生活費（食材料費および共用部分に係る光熱水費に限る。）

⑶　居室に係る光熱水費

⑷　入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

23　軽費老人ホームＡ型は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

24　第22項第２号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。

（軽費老人ホームＡ型における健康管理）

25　軽費老人ホームＡ型は、入所者について、その入所時および毎年定期に２回以上健康診断を行わなければならない。

（軽費老人ホームＡ型における生活相談員の業務）

26　軽費老人ホームＡ型の生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言および必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

⑴　入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

⑵　附則第29項において準用する第31条第２項の苦情の内容等の記録を行うこと。

⑶　附則第29項において準用する第33条第２項の事故の状況および事故に際してとった処置についての同条第３項の記録を行うこと。

27　主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホームＡ型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。

28　前２項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームＡ型にあっては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員および主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームＡ型にあっては介護職員が、前２項の業務を行わなければならない。

（準用）

29　第３条から第９条まで、第12条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条および第24条から第33条までの規定は、軽費老人ホームＡ型について準用する。この場合において、第22条第２項中「第７条から第９条まで、第12条から前条までおよび次条から第33条まで」とあるのは「附則第22項から附則第28項までならびに附則第29項において準用する第７条から第９条まで、第12条から第15条まで、第17条から第20条までおよび第24条から第33条まで」と読み替えるものとする。

秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第80号

秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第70条第３項、法第78条の２第５項、法第115条の２第３項および法第115条の12第３項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請者等に関する基準を定めるものとする。

（指定居宅サービス事業者の指定等の申請者に関する基準）

第２条　法第70条第２項第１号（法第70条の２第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所もしくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院もしくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションもしくは短期入所療養介護に係る指定および指定の更新の申請者については、この限りでない。

（指定地域密着型サービス事業者の指定等の申請者に関する基準）

第３条　法第78条の２第４項第１号（法第78条の12において準用する法第70条の２第４項の規定により準用される場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定および指定の更新の申請者については、この限りでない。

（指定介護予防サービス事業者の指定等の申請者に関する基準）

第４条　法第115条の２第２項第１号（法第115条の11において準用する法第70条の２第４項の規定により準用される場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所もしくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院もしくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションもしくは介護予防短期入所療養介護に係る指定および指定の更新の申請者については、この限りでない。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等の申請者に関する基準）

第５条　法第115条の12第２項第１号（法第115条の21において準用する法第70条の２第４項の規定により準用される場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第81号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第３第65号の次に次のように加える。

㈥の２　薬事法（昭和35年法律第145号）第４条第１項の規定に基づく薬局の開設の許可の申請に対する審査	薬局開設許可申請手数料	29,000円
㈥の３　薬事法第４条第２項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	11,000円
㈥の４　薬事法第12条第１項および薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条第１項又は第２項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品の製造販売業許可申請手数料	6,600円
㈥の５　薬事法第12条第２項および薬事法施行令第80条第１項又は第２項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品の製造販売業許可更新申請手数料	4,600円
㈥の６　薬事法第13条第１項および薬事法施行令第80条第１項又は第２項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品の製造業許可申請手数料	11,000円
㈥の７　薬事法第13条第３項および薬事法施行令第80条第１項又は第２項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品の製造業許可更新申請手数料	5,600円
㈥の８　薬事法第14条第１項および薬事法施行令第80条第１項又は第２項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品の製造販売承認申請手数料	１品目につき90円
㈥の９　薬事法第14条第９項および薬事法施行令第80条第１項又は第２項の規定に基づき承認された事項の一部の変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品の製造販売承認の一部変更承認申請手数料	１品目につき90円

別表第３第66号中「（昭和35年法律第145号）」を削り、同表第67号の次に次のように加える。

㈦の２　薬事法施行令第５条第１項および第80条第１項又は第２項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	薬局製造販売医薬品の製造販売業許可証の書換え交付手数料	2,000円

㈥の３　薬事法施行令第６条第１項および第80条第１項又は第２項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付	薬局製造販売医薬品の製造販売業許可証の再交付手数料	2,900円
㈥の４　薬事法施行令第12条第１項および第80条第１項又は第２項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付	薬局製造販売医薬品の製造業許可証の書換え交付手数料	2,000円
㈥の５　薬事法施行令第13条第１項および第80条第１項又は第２項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付	薬局製造販売医薬品の製造業許可証の再交付手数料	2,900円
㈥の６　薬事法施行令第45条第１項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証の書換え交付手数料	2,000円

別表第３第68号の次に次のように加える。

㈥の２　薬事法施行令第46条第１項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証の再交付手数料	2,900円

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市医療法施行条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第82号

秋田市医療法施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（診療所における専属の薬剤師の配置基準）

第２条　法第18条の規定により専属の薬剤師を置かなければならない診療所は、医師が常時３人以上勤務する診療所とする。

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第83号

秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

秋田市食品衛生法施行条例（平成12年秋田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第５条を第６条とし、第２条から第４条までを１条ずつ繰り下げ、第１条の次に次の１条を加える。

（食品衛生検査施設の設備および職員の配置の基準）

第２条　食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）第８条第１項の規定による食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室その他の検査又は試験のために必要な室を設けること。

⑵　純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械および器具を備えること。

２　令第８条第１項の規定による食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

別表中「第２条関係」を「第３条関係」に改める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第84号

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

秋田市旅館業法施行条例（平成15年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第１条中「昭和23年法律第138号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第３条を第７条とし、第２条の次に次の４条を加える。

（社会教育施設等）

第３条　法第３条第３項第３号（法第３条の２第２項および第３条の３第３項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

⑴　図書館法（昭和25年法律第118号）第２条第１項に規定する図書館

⑵　博物館法（昭和26年法律第285号）第２条第１項に規定する博物館および同法第29条に規定する博物館に相当する施設

⑶　社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館

⑷　青少年の教育又は福祉に関する施設、スポーツ施設その他前３号に掲げる施設に類する施設のうち、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で市長が指定したもの

２　市長は、前項第４号の施設を指定したときは、これを告示しなければならない。

（許可について意見を求める者）

第４条　法第３条第４項（法第３条の２第２項および第３条の３第３項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、次に掲げる者とする。

⑴　国が設置する施設については、当該施設の長

⑵　地方公共団体が設置する施設については、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

⑶　国又は地方公共団体以外の者が設置する施設については、当該施設の監督庁（当該施設の監督庁がない場合は、当該施設の所在地を管轄する市町村の長）

（衛生措置の基準）

第５条　法第４条第２項の規定による条例で定める措置の基準は、

次に掲げるとおりとする。
⑴　換気のための窓その他の開口部は、必要に応じて開放し、機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。）を有する場合は、当該設備を十分に運転すること。
⑵　採光および照明による照度は、次のとおりとすること。
ア　客室、応接室、食堂等　40ルクス以上
イ　調理場および配膳室　50ルクス以上
ウ　浴室、洗面所、便所等　20ルクス以上
エ　廊下および階段　20ルクス以上（深夜にあっては、10ルクス以上）
⑶　最下階の客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にすること。
⑷　排水設備は、常に汚水の排出に支障のないようにすること。
⑸　寝具類は、常に清潔を保ち、敷布、布団襟、枕覆いおよび浴衣は、客１人ごとに洗濯したものを用いること。
⑹　客室その他適当な場所には、くず入れを備えておくこと。
⑺　洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。
⑻　浴室には、清浄な湯および水を十分に供給し、浴槽（客室内にある浴槽を除く。）の湯は、満たしておくこと。
⑼　浴槽内の湯又は水は、毎日（浴槽内の湯又は水を循環させ、ろ過する設備（以下「循環ろ過設備」という。）を利用して当該湯又は水を、24時間以上にわたり、全て取り替えることなく使用する方式の浴槽（以下「連日使用型循環浴槽」という。）内の湯又は水にあっては、１週間に１回以上）取り替え、特に汚染したときはその都度取り替えること。
⑽　空気を利用して浴槽内の湯又は水に気泡を発生させる設備（以下「気泡発生設備」という。）、シャワー設備その他空気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。
⑾　気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。
⑿　循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備を設けること。
⒀　循環ろ過設備は、１週間に１回以上清掃し、および消毒すること。
⒁　脱衣室、浴室、便所、浴槽、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が利用する設備は、毎日清掃するとともに、１月に１回以上消毒し、常に清潔を保つこと。
⒂　前号の規定にかかわらず、連日使用型循環浴槽は、１週間に１回以上清掃し、および消毒すること。
⒃　便所の手洗設備には、石けん又は消毒薬を常備し、供用の手拭い等を備え付けないこと。
⒄　営業施設の内外は、常に清潔を保ち、ねずみおよび衛生害虫の防除に努めること。
⒅　客室の収容定員は、次に定めるところにより算出した人数を超えないこと。
ア　ホテル営業、旅館営業および下宿営業
㋐　洋室　客室の有効床面積4.5平方メートルにつき１人
㋑　和室　客室の有効床面積3.3平方メートルにつき１人
イ　簡易宿所営業
㋐　洋室　客室の有効床面積３平方メートルにつき１人
㋑　和室　客室の有効床面積2.5平方メートルにつき１人
㋒　㋐および㋑の規定にかかわらず、階層式寝台を有する場合にあっては、客室の有効床面積2.25平方メートルにつき１人
２　市長は、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第５条第１項各号に掲げる施設および団体客を収容する場合については、前項第２号および第18号に規定する基準に関し、必要な特例を定めることができる。
（宿泊を拒むことができる事由）
第６条　法第５条第３号に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。
⑴　宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が特に異常であるため、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められること。
⑵　宿泊しようとする者が営業者から請求があったにもかかわらず、宿泊者名簿に記載すべき事項を告げないこと。
附　則
この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市理容師法施行条例をここに公布する。
平成24年12月27日
秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第85号

秋田市理容師法施行条例
（趣旨）
第１条　この条例は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（理容所以外の場所で業を行うことができる場合）
第２条　理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第４条第３号の条例で定める場合は、次のとおりとする。
⑴　演劇、演芸、服飾の発表会等に出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合
⑵　社会福祉施設、矯正施設その他これらに類する施設に入所している者に対して理容を行う場合
（理容の業を行う場合の衛生上の措置）
第３条　法第９条第３号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。
⑴　伝染するおそれのある疾病にかかっているときは、作業に従事しないこと。
⑵　作業の着手前は、客１人ごとに手指を洗浄すること。
⑶　作業中は、清潔な作業衣を着用すること。
⑷　医薬部外品、化粧品等は、安全なものを適正に使用すること。
⑸　皮膚に接する紙片は、清潔なものを使用し、客１人ごとにこれを取り替えること。
⑹　作業に伴って生ずる毛髪および汚物は、客１人ごとにこれを清掃し、蓋付きの専用の容器に入れること。
⑺　器具および布片は、消毒済みのものと消毒していないものとを区別して保管すること。
（理容所についての衛生上の措置）
第４条　法第12条第４号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。
⑴　作業室の床面積は、6.48平方メートル以上とすること。
⑵　作業室の床面積に応じた適当な広さの待合所を設けること。
⑶　作業室の天井の高さは、2.1メートル以上とすること。
⑷　作業椅子の数は、次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまでに掲げる数以下の数とすること。
ア　作業室の床面積が6.48平方メートル以上9.72平方メート

ル未満の場合　１脚
イ　作業室の床面積が9.72平方メートルの場合　２脚
ウ　作業室の床面積が9.72平方メートルを超える場合　２脚にその超える部分の床面積4.86平方メートルごとに１脚を加えた数
⑸　作業室内に消毒済みの器具および布片を保管するための適当な設備を備え付けること。
（委任）
第５条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。
附　則
この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市美容師法施行条例をここに公布する。
平成24年12月27日
秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第86号

秋田市美容師法施行条例
（趣旨）
第１条　この条例は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（美容所以外の場所で業を行うことができる場合）
第２条　美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第４条第３号の条例で定める場合は、次のとおりとする。
⑴　演劇、演芸、服飾の発表会等に出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合
⑵　社会福祉施設、矯正施設その他これらに類する施設に入所している者に対して美容を行う場合
（美容の業を行う場合の衛生上の措置）
第３条　法第８条第３号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。
⑴　伝染するおそれのある疾病にかかっているときは、作業に従事しないこと。
⑵　作業の着手前は、客１人ごとに手指を洗浄すること。
⑶　作業中は、清潔な作業衣を着用すること。
⑷　医薬部外品、化粧品等は、安全なものを適正に使用すること。
⑸　皮膚に接する紙片は、清潔なものを使用し、客１人ごとにこれを取り替えること。
⑹　作業に伴って生ずる毛髪および汚物は、客１人ごとにこれを清掃し、蓋付きの専用の容器に入れること。
⑺　器具および布片は、消毒済みのものと消毒していないものとを区別して保管すること。
（美容所についての衛生上の措置）
第４条　法第13条第４号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。
⑴　作業室の床面積は、6.48平方メートル以上とすること。
⑵　作業室の床面積に応じた適当な広さの待合所を設けること。
⑶　作業室の天井の高さは、2.1メートル以上とすること。
⑷　作業椅子の数は、次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまでに掲げる数以下の数とすること。
ア　作業室の床面積が6.48平方メートル以上9.72平方メートル未満の場合　１脚
イ　作業室の床面積が9.72平方メートルの場合　２脚
ウ　作業室の床面積が9.72平方メートルを超える場合　２脚にその超える部分の床面積4.86平方メートルごとに１脚を加えた数
⑸　作業室内に消毒済みの器具および布片を保管するための適当な設備を備え付けること。
（委任）
第５条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。
附　則
この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市興行場法施行条例をここに公布する。
平成24年12月27日
秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第87号

秋田市興行場法施行条例
（趣旨）
第１条　この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（設置の場所の基準）
第２条　法第２条第２項の規定による興行場の設置の場所の基準は、次のとおりとする。
⑴　排水の不良等入場者の衛生に支障を来す場所には設置しないこと。ただし、防湿のための措置その他入場者の衛生に支障を来さないための措置が講じられている場合は、この限りでない。
⑵　周囲には、採光および換気に支障がないよう空地等適当な空間を設けること。ただし、採光および換気に係る構造設備により入場者の衛生に支障を来さない場合は、この限りでない。
（構造設備の基準）
第３条　法第２条第２項の規定による興行場の構造設備の基準は、次のとおりとする。
⑴　観覧室は、食堂、ロビー、売店、便所等と隔壁等により区分すること。
⑵　観覧室の構造設備は、次に掲げるところによること。
ア　適正な機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。以下同じ。）又は空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度および流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。以下同じ。）を設けること。ただし、観覧室の外気に接する側壁に開口部を設けることにより十分な換気を行うことができる場合は、この限りでない。
イ　階上の観覧席の前端には、階下に物品等が落ちないよう適当な設備を設けること。
⑶　照明に係る構造設備は、次に掲げるところによること。
ア　観覧室その他入場者が利用する場所（イおよびウに掲げる場所を除く。）には、床から0.8メートルの高さの所において100ルクス以上の照度機能を有する設備を設けること。
イ　喫煙所および便所には、床面において50ルクス以上の照度機能を有する設備を設けること。
ウ　廊下および階段には、床面において70ルクス以上の照度機能を有する設備を設けること。
エ　観覧室には、映写又は演技中であっても床面において0.2ルクス以上の照度機能を有する設備を設けること。
オ　観覧室その他入場者が利用する場所には、非常電源によ

る補助照明設備を設けること。
⑷　売店は、入場者の通行に支障がない場所に設けること。
⑸　便所の構造設備は、次に掲げるところによること。ただし、市長が認める便所にあっては、アおよびエによらないことができる。
ア　男性用および女性用に区別して設け、その別を表示すること。
イ　水洗式とすること。ただし、土地の状況により水洗式により難い場合は、この限りでない。この場合においては、防虫および防臭の設備を設けなければならない。
ウ　出入口が直接観覧室に開口しない構造であること。ただし、前室のある水洗便所であって衛生上支障がない場合は、この限りでない。
エ　便器の数は、次によること。
㋐　定員が100人までは４個以上、100人を超え200人までは６個以上、200人を超え300人までは10個以上、300人を超え400人までは14個以上、400人を超えるときは14個にその超える100人までごとに２個を加えた数以上とすること。ただし、興行場の設置の場所等により市長が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。
㋑　男性用便器の数と女性用便器の数は、原則として同数とすること。
オ　流水式給水栓を有する手洗設備を設けること。
カ　観覧室その他入場者が利用する場所に臭気が侵入しないよう適当な換気設備を設けること。
（衛生に必要な措置の基準）
第４条　法第３条第２項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。
⑴　興行場およびその周囲は、次に掲げるところにより常に清潔を保つこと。
ア　観覧室その他入場者が利用する場所は、毎日清掃するとともに、定期的に消毒すること。
イ　ねずみ、昆虫等の駆除作業を定期的に実施すること。
ウ　ごみその他の廃棄物は、適切に搬出すること。
⑵　機械換気設備および空気調和設備の管理は、次に掲げるところによること。
ア　適切な空気環境が保たれるよう運転すること。
イ　定期的に保守点検を行い、故障等が生じた場合は、速やかに補修すること。
⑶　照明設備の管理は、次に掲げるところによること。
ア　定期的に保守点検を行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに部品等を取り替え、又は補修すること。
イ　照度を低下させないよう、必要に応じ清掃すること。
⑷　喫煙所以外での喫煙を禁止すること。
⑸　便所については、殺虫剤、防臭剤等の薬剤の散布その他の方法により、常に防虫および防臭に努めること。
⑹　排水設備は、雨水および汚水の排出に支障を来さないようにすること。
⑺　興行時間に応じ、適宜休憩時間を設けること。
⑻　興行場ごとに衛生責任者を置き、当該興行場の衛生管理をさせること。
（基準の緩和等）
第５条　市長は、次に掲げる興行場について、衛生上支障がないと認める場合は、前３条に定める基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。
⑴　屋外興行場（観覧席の大部分が屋外にある興行場をいう。）
⑵　臨時興行場（学校、公民館その他これらに類する施設を使用して臨時に興行を行う場合における当該施設をいう。）
⑶　仮設興行場（一時的に施設を仮設して興行を行う場合における当該施設をいう。）
（委任）
第６条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。
附　則
この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市公衆浴場法施行条例をここに公布する。
平成24年12月27日
秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第88号

秋田市公衆浴場法施行条例
（趣旨）
第１条　この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（場所の配置の基準）
第２条　法第２条第３項の規定による公衆浴場（以下「浴場」という。）の設置の場所の配置の基準は、新たに設置される浴場の設置の場所が既設の浴場から直線による距離で350メートル以上離れたところでなければならないこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
⑴　工場、事業場等の福利厚生施設である浴場を設置するとき。
⑵　個室内に入浴設備を設け、又は蒸気もしくは熱気を利用する浴場を設置するとき。
⑶　常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する浴場を設置するとき。
⑷　休養もしくはスポーツをするための施設を有する浴場又はこれらの施設に附帯する浴場を設置するとき。
⑸　構造設備を変更し、同一の営業形態の浴場を設置するとき。
⑹　既設の浴場を譲り受け、引き続き浴場を設置するとき。
⑺　土地の状況その他特別の事情があると市長が認めるとき。
（衛生措置等の基準）
第３条　法第３条第２項の規定による浴場業を営む者が講じなければならない浴場（前条第２号に掲げる浴場を除く。）についての換気、採光、照明、保温および清潔その他入浴者の衛生および風紀に必要な措置（以下「衛生措置等」という。）の基準は、次に掲げるとおりとする。
⑴　脱衣室および浴室には、換気および採光のための適当な窓その他の開口部を設け、又はこれに代わる設備をすること。
⑵　浴室には、湯気抜きのための設備をすること。
⑶　脱衣室および浴室の照明は、白色とし、床面の照度を30ルクス以上とすること。
⑷　浴槽には、適温の湯を満たしておくこと。
⑸　浴室には、上がり用湯栓および上がり用水栓又は湯および水の出るシャワーを設け、湯および水を十分に供給すること。
⑹　供給する湯および水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。
⑺　浴室の床には、耐水性の材料を用い、汚水が停滞しないよう適当な勾配を設けること。
⑻　浴槽には、耐水性の材料を用い、汚水が流入しないよう必要な措置を講ずること。

⑼　浴槽内の湯又は水は、毎日（浴槽内の湯又は水を循環させ、ろ過する設備（以下「循環ろ過設備」という。）を利用して当該湯又は水を、24時間以上にわたり、全て取り替えることなく使用する方式の浴槽（以下「連日使用型循環浴槽」という。）内の湯又は水にあっては、１週間に１回以上）取り替え、特に汚染したときはその都度取り替えること。

⑽　空気を利用して浴槽内の湯又は水に気泡を発生させる設備（以下「気泡発生設備」という。）、シャワー設備その他空気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。

⑾　気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。

⑿　循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備を設けること。

⒀　男女用に区別した入浴者用の便所を設け、その手洗設備には、石けん又は消毒薬を常備すること。

⒁　循環ろ過設備は、１週間に１回以上清掃し、および消毒すること。

⒂　脱衣室、浴室、便所、浴槽、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が利用する設備は、毎日清掃するとともに、１月に１回以上消毒し、常に清潔を保つこと。

⒃　前号の規定にかかわらず、連日使用型循環浴槽は、１週間に１回以上清掃し、および消毒すること。

⒄　入浴者の衣類、携帯品および履物を入れるための棚又は容器を設備すること。

⒅　入浴者の出入口、脱衣室および浴室は、男女用に区別し、相互に見通すことができないようにすること。

⒆　脱衣室および浴室は、浴場の外部から見通すことができないようにすること。

⒇　10歳以上の男女を混浴させないこと。

（個室内に入浴設備を設ける浴場等の衛生措置等の基準）

第４条　個室内に入浴設備を設ける浴場についての衛生措置等の基準は、前条第２号、第３号、第５号、第６号、第10号から第12号までおよび第14号から第16号までの規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

⑴　個室には、換気のための適当な窓その他の開口部を設け、又はこれに代わる設備をすること。

⑵　蒸し機には、温度計および温度調整器を備えること。

⑶　個室には、浴槽を設けること。

⑷　浴槽の湯は、使用の都度取り替えること。

⑸　タオル類は、常に清潔を保ち、入浴者１人ごとに取り替えること。

⑹　従業員に常に清潔な作業衣を着用させること。

⑺　個室には、入浴者の衣類を保管するための設備をすること。

⑻　個室の床面積は、５平方メートル以上とすること。

⑼　個室の出入口は、幅0.7メートル以上、高さ1.8メートル以上とすること。

⑽　個室には、通路から個室の内部を見通すことができる適当な位置に縦横それぞれ0.3メートル以上の透明ガラス窓を設けること。

⑾　前号の透明ガラス窓からの個室の内部の見通しを遮らないこと。

⑿　個室には、施錠しないこと。

⒀　待合室および従業員の更衣室を設けること。

⒁　風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、掲げ、又は設けないこと。

⒂　従業員に風紀を乱すおそれのある行為をさせないこと。

２　蒸気又は熱気を利用する浴場についての衛生措置等の基準は、前条第２号から第６号までおよび第９号から第20号までの規定ならびに前項第１号から第３号まで、第５号、第６号、第14号および第15号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

⑴　浴室の床面積は、15平方メートル以上とすること。

⑵　脱衣室の床面積は、浴室の床面積の２分の１以上とすること。

（衛生措置等の基準の特例）

第５条　市長は、第２条第３号に掲げる浴場その他衛生上および風紀上支障がないと認める浴場については、第３条第３号、第７号から第９号まで、第18号および第20号に規定する基準に関し必要な特例を定めることができる。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市クリーニング業法施行条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第89号

秋田市クリーニング業法施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（営業者の衛生措置）

第２条　法第３条第３項第６号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

⑴　施設および設備に関する措置

ア　クリーニング所は、採光、照明および換気を十分にすること。

イ　クリーニング所は、住居施設および他の営業施設と隔壁等により区分し、かつ、これを洗濯物の処理以外の用途に使用し、又は使用させないこと。

ウ　クリーニング所は、洗濯物の処理および衛生保持に支障がない十分な広さを有すること。

エ　洗濯場の内壁は、床面から１メートルの高さまで不浸透性材料（コンクリート、タイル等水が浸透しないものをいう。）で腰張りされていること。

オ　洗濯場およびその周辺の排水溝には、糸、布くずその他これらに類するものを除去する設備を設けること。

カ　仕上場には、洗濯物の仕上げを行うための専用の作業台を設けるとともに、適当な広さの受渡場を設けること。

キ　食品の販売又は調理等を行う営業施設その他洗濯物を汚すおそれのあるものを取り扱う営業施設と同一施設内に、洗濯をしないで洗濯物の受取および引渡しをするための施設（以下「取次所」という。）を設ける場合は、当該取次所の境界に板その他適当な材料により隔壁を設け、かつ、これを洗濯物の受取および引渡し以外の用途に使用し、又は使用させないこと。

ク　取次所には、受渡しのためのカウンター等の設備を設け

ること。
⑵　衛生上の取扱いに関する措置
ア　洗濯物の区分および保管のために必要な戸棚又は容器を備え、かつ、その使用区分を表示し、清潔にしておくこと。
イ　洗濯物を収集し、又は配達する場合その他運搬する場合は、容器を備え、洗濯の終わらないものと終わったものとを区別しておくこと。
ウ　クリーニング所の室内および洗濯物の保管又は運搬に必要な容器は、随時薬品で消毒すること。
エ　仕上作業を行う場合は、手指を清潔にし、清潔な作業衣等を着用すること。
⑶　業務従事者に関する措置
ア　営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取および引渡しの業務に従事するもの（以下「業務従事者」という。）が結核、皮膚疾患その他伝染するおそれのある疾病にかかった場合は、直ちにその旨を保健所長に連絡し、その指示に従うこと。
イ　保健所長から業務従事者について結核、皮膚疾患その他伝染するおそれのある疾病に係る健康診断を受けさせるべき旨の指示があった場合は、当該業務従事者に健康診断を受けさせること。
２　前項に定めるもののほか、法第３条第３項第５号の規定による消毒を要する洗濯物を取り扱う場合にあっては、次に掲げる措置を講じなければならない。
⑴　消毒を要する洗濯物の保管には、専用の容器を備え、使用の都度消毒すること。
⑵　消毒を要する洗濯物の集配には、密閉できる専用の容器を備え、使用の都度消毒すること。
⑶　消毒に必要な器具および薬品を備え、常に使用可能の状態にしておくこと。
（委任）
第３条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。
附　則
この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。
平成24年12月27日
秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第90号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例

目次
第１章　総則（第１条―第20条）
第２章　助産施設（第21条―第24条）
第３章　母子生活支援施設（第25条―第33条）
第４章　保育所（第34条―第41条）
第５章　雑則（第42条）
附則

第１章　総則
（趣旨）
第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第１項の規定に基づき、児童福祉施設の設備および運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。
（定義）
第２条　この条例において「児童福祉施設」とは、法第７条第１項に規定する児童福祉施設のうち助産施設、母子生活支援施設および保育所をいう。
（最低基準の目的）
第３条　最低基準は、入所者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の処遇により、心身ともに健やかに社会に適応するよう育成されることを保障するものとする。
（最低基準の向上）
第４条　市長は、秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第９号）第１条の規定により置かれる秋田市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備および運営を向上させるよう勧告することができる。
２　市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。
第５条　児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備および運営を向上させるよう努めなければならない。
２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
（児童福祉施設の一般原則）
第６条　児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならない。
２　児童福祉施設は、地域社会との交流および連携を図り、児童の保護者および地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
３　児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
４　児童福祉施設は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するため必要な設備を設けなければならない。
５　児童福祉施設の構造設備は、採光、換気その他の入所者の保健衛生およびこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
（非常災害対策）
第７条　児童福祉施設は、消火用具、非常口その他非常災害に際し必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意を払い、訓練をするよう努めなければならない。
２　前項の訓練のうち、避難訓練および消火訓練は、少なくとも毎月１回行わなければならない。ただし、助産施設のうち、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第１条の３の規定により算定された収容人員が30人以上の施設で、避難訓練および消火訓練を１年につきそれぞれ２回以上実施するものについては、この限りでない。
（職員の一般的要件）
第８条　入所者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性および倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論および実務について訓練を受けたものでなければならない。
（職員の知識および技能の向上等）
第９条　児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。

２　児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備および職員の基準）

第10条　児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備および職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備および職員として兼ねさせることができる。ただし、入所者の居室および各施設に特有の設備ならびに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

（差別的取扱いの禁止）

第11条　児童福祉施設は、入所者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第12条　児童福祉施設の職員は、当該児童福祉施設に入所している児童（以下「入所児童」という。）に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

⑴　入所児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

⑵　入所児童にわいせつな行為をすること又は入所児童をしてわいせつな行為をさせること。

⑶　入所児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人もしくは生活を共にする他の入所児童による前２号又は次号に掲げる行為の放置その他の児童福祉施設の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。

⑷　入所児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の入所児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

⑸　前各号に掲げるもののほか、入所児童の心身に有害な影響を与える行為をすること。

（懲戒に係る権限の濫用の禁止）

第13条　児童福祉施設の長は、入所児童に対し法第47条第１項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第３項の規定により懲戒に関し当該入所児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限の濫用をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条　児童福祉施設は、入所者の使用する設備、食器等および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

３　母子生活支援施設は、入所者の希望を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、当該入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

４　児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第15条　児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

２　児童福祉施設は、入所者に食事を提供するときは、できる限り変化に富み、かつ、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。

３　食事は、前項の規定によるほか、食品の種類および調理方法について栄養ならびに入所者の身体的状況および嗜好を考慮したものでなければならない。

４　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の入所児童を対象として、家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

５　児童福祉施設は、入所児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所者および職員の健康診断）

第16条　児童福祉施設の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期の健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

２　児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、別表第１の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

３　第１項の健康診断を行った医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ、助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施の解除又は停止その他の必要な手続をとることを児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

４　児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所者の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。

（規程）

第17条　児童福祉施設は、次に掲げる事項のうち必要な事項について規程を設けなければならない。

⑴　入所者の援助に関する事項

⑵　前号に掲げるもののほか、施設の管理についての重要事項

（記録の整備）

第18条　児童福祉施設は、職員、財産、収支および入所者の処遇の状況を明らかにした記録を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第19条　児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　児童福祉施設は、当該児童福祉施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第20条　児童福祉施設は、その行った援助に関する入所者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

２　児童福祉施設は、都道府県又は市町村から、当該施設の行った援助に関し、当該助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施について指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

３　児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第１項の規定に

よる調査にできる限り協力しなければならない。

第２章　助産施設

（種類）

第21条　助産施設は、第一種助産施設（医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所であるものをいう。以下同じ。）および第二種助産施設（同法に規定する助産所であるものをいう。以下同じ。）とする。

（入所させる妊産婦）

第22条　助産施設は、法第22条第１項に規定する妊産婦を入所させ、なお余裕があるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

（第二種助産施設の職員）

第23条　第二種助産施設は、医療法に規定する職員のほか、１人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

２　第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

（第二種助産施設における異常分べん）

第24条　第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれがあるときは、第二種助産施設の長は、速やかに当該妊婦を第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第３章　母子生活支援施設

（設備の基準）

第25条　母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　母子室、集会、学習等を行う室および相談室を設けること。

⑵　母子室には、調理設備を設けるものとし、１世帯につき１室以上とすること。

⑶　母子室の面積は、30平方メートル以上であること。

⑷　乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設を利用することができないときその他必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。

⑸　乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設にあっては静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設にあっては医務室および静養室を設けること。

（職員）

第26条　母子生活支援施設は、母子生活支援施設の長、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医および少年を指導する職員ならびに調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

２　心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。

３　前項の心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

４　配偶者からの暴力を受けたことその他の事情により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合は、個別対応職員を置かなければならない。

５　母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設にあっては２人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあっては３人以上とする。

６　少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあっては、２人以上とする。

（母子生活支援施設の長の資格等）

第27条　母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

⑴　医師であって、精神保健又は小児保健に関し学識経験を有するもの

⑵　社会福祉士の資格を有する者

⑶　母子生活支援施設の職員として３年以上勤務した者

⑷　市長が前３号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が３年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの

ア　児童福祉司となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ　社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事した期間

ウ　社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

２　母子生活支援施設の長は、２年に１回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（母子支援員の資格）

第28条　母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

⑴　厚生労働省地方厚生局長又は同省地方厚生支局長が指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

⑵　保育士の資格を有する者

⑶　社会福祉士の資格を有する者

⑷　精神保健福祉士の資格を有する者

⑸　学校教育法第１条に規定する高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの

（生活支援）

第29条　母子生活支援施設における生活支援は、母子ともに入所する施設の特性を生かしながら、親子関係の再構築、退所後の生活の安定等が図られるよう、個々の母子の家庭生活および稼働の状況に応じ、就労、家庭生活および児童の養育に関する相談、助言および指導ならびに関係機関との連絡調整その他の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行われなければならない。

（自立支援計画の策定）

第30条　母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子およびその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第31条　母子生活支援施設は、法第38条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、これらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（保育所に準ずる設備）

第32条　第25条第４号の規定により母子生活支援施設に設ける保育所に準ずる設備については、次章（第36条第２項を除く。）の規定を準用する。

２　保育所に準ずる設備に置く保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき１人以上とする。ただし、１人を下回らないものとする。

（関係機関との連携）

第33条　母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体および公共職業安定所ならびに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所その他の関係機関と密接に連携し、母子の保護および生活支援に当たらなければならない。

第４章　保育所

（設備の基準）

第34条　保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　乳児又は満２歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室および便所を設けること。

⑵　乳児室の面積は、ほふくしない乳児又は前号の幼児１人につき1.65平方メートル以上であること。

⑶　ほふく室の面積は、ほふくする乳児又は第１号の幼児１人につき3.3平方メートル以上であること。

⑷　乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

⑸　満２歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、医務室、調理室および便所を設けること。

⑹　保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児１人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児１人につき3.3平方メートル以上であること。

⑺　保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

⑻　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける保育所にあっては次のア、イおよびカの要件に、保育室等を３階以上に設ける保育所にあっては次のイからクまでの要件に該当するものであること。

ア　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ　保育室等が設けられている別表第２の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

ウ　イに掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその１に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ　保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。㈠において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床もしくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床もしくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

㈠　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

㈡　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ　保育所の壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具又は非常警報設備および消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク　保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（保育所の設備の基準の特例）

第35条　次の各号に掲げる要件の全てを満たす保育所は、第15条第１項の規定にかかわらず、当該保育所の満３歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。ただし、当該保育所で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

⑴　幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制を確立し、調理業務の受託者との契約内容を確保すること。

⑵　当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける体制の整備その他の栄養士による必要な配慮が行われていること。

⑶　調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とすること。

⑷　幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。

⑸　食を通じた乳幼児の健全な育成を図る観点から、乳幼児の発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（職員）

第36条　保育所は、保育所の長、保育士、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

２　保育士の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳に満たない幼児おおむね６人につき１人以上、満３歳以上満４歳に満たない幼児おおむね20人につき１人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第７条第１項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法第１条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様１日に４時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき１人以上、１日に８時間程度利用する児童（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき１人以上）、満４歳以上の幼児おおむね30人に

つき１人以上（認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき１人以上、長時間利用児おおむね30人につき１人以上）とする。ただし、１の保育所につき２人を下回らないものとする。

（保育時間）

第37条　保育所における保育時間は、１日につき８時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他の家庭の状況を考慮して保育所の長が定める。

（保育の内容）

第38条　保育所における保育は、養護および教育を一体的に行うこととし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。

（保護者との連絡）

第39条　保育所の長は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について、当該保護者の理解および協力を得るよう努めなければならない。

（公正な選考）

第40条　就学前保育等推進法第10条第１項第４号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第２項の規定により読み替えられた法第24条第３項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

（利用料）

第41条　保育所が、法第56条第３項の規定による徴収金および就学前保育等推進法第13条第４項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第５章　雑則

（委任）

第42条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（母子生活支援施設に関する経過措置）

２　平成23年６月17日前に設置された母子生活支援施設（同日後に全面的に改築されたものを除く。）であって、この条例の施行の際現に当該母子生活支援施設の用に供されているものに係る第25条の規定の適用については、同条中「次の」とあるのは「第１号、第４号および第５号に掲げる」と、同条第１号中「、集会、学習等を行う室および相談室」とあるのは「および集会、学習等を行う室」とする。

３　平成23年９月１日前から引き続き母子生活支援施設の長である者であって、この条例の施行の際現に当該母子生活支援施設の長であるものについては、第27条第１項の規定は、適用しない。

（保育士の員数の算定に関する経過措置）

４　乳児６人以上を入所させる保育所に係る第36条第２項の規定の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り保育士とみなすことができる。

（特例幼保連携保育所の特例）

５　秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年秋田県条例第79号。以下「県条例」という。）第７条に規定する要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められているものに限る。）と幼保連携施設（就学前保育等推進法第３条第３項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満２歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設および設備の面積および満２歳以上満３歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設および設備の面積を除く。）が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第34条第６号の規定を適用しないことができる。

学　級　数	面積（単位　平方メートル）
１学級	180
２学級以上	320＋100×（学級数－２）

６　特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場および運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積と満２歳以上満３歳に満たない幼児につき第34条第６号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学　級　数	面積（単位　平方メートル）
２学級以下	330＋30×（学級数－１）
３学級以上	400＋80×（学級数－３）

７　特例幼保連携保育所であって、満３歳以上の幼児につき第36条第２項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満３歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性、能力等を考慮して秋田県知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

８　前項の規定による承認の有効期間は、その承認をした日から３年とする。

９　前項の規定にかかわらず、第７項の規定による承認については、当分の間、相当の期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を６年とすることができる。

10　第５項から前項までの規定は、県条例に規定する要件を満たす運営を行うため、設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第７項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」とする。

別表第１　健康診断の取扱い（第16条関係）

左　欄	右　欄
医療機関等における児童又は妊婦の入所前の健康診断	入所した児童又は妊婦に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

別表第２　保育所の階に応じた施設および設備（第34条関係）

左欄	中欄	右欄
２階	常用	１　屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から２階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第２号、第３号および第９号の規定を満たすものとする。） ２　待避上有効なバルコニー ３　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ４　屋外階段
３階	常用	１　建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から３階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第２号、第３号および第９号の規定を満たすものとする。） ２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ３　屋外階段
４階以上	常用	１　建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法施行令第123条第２項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第２項各号に規定する構造の屋外階段

秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第91号

秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例

秋田市保育所設置条例（昭和27年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市港北保育所の項を削る。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第92号

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第58条第１項の規定に基づき、風致地区内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

（風致地区の種別）

第２条　風致地区の種別は、第１種風致地区、第２種風致地区および第３種風致地区とし、その種別ごとの区域は、市長が別に定める。

２　市長は、前項の区域を定めたときは、これを告示しなければならない。

（許可を要する行為等）

第３条　風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

⑴　建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転

⑵　建築物等の色彩の変更

⑶　宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）

⑷　水面の埋立て又は干拓

⑸　木竹の伐採

⑹　土石の類の採取

⑺　屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第２条第１項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）第２条第４項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

２　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しないものとする。

⑴　都市計画事業の施行として行う行為

⑵　国、秋田県もしくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為

⑶　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

⑷　建築物の新築、改築又は増築で、新築、改築又は増築に係る建築物もしくはその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの（新築、改築又は増築後の建築物の高さが第１種風致地区にあっては８メートル、第２種風致地区にあっては12メートル、第３種風致地区にあっては15メートルを超えることとなるものを除く。）

⑸　建築物の移転で移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの

⑹　次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）

の新築、改築、増築又は移転
ア　風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
イ　水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
ウ　消防又は水防の用に供する望楼および警鐘台
エ　その他の工作物で、新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの
⑺　建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
⑻　面積が10平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
⑼　水面の埋立て又は干拓で、当該埋立て又は干拓の面積が10平方メートル以下のもの
⑽　次に掲げる木竹の伐採
ア　間伐、枝打ち、整枝その他の木竹の保有のため通常行われる木竹の伐採
イ　枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
ウ　自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
エ　仮植した木竹の伐採
オ　この項各号および次条各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
⑾　土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第８号の宅地の造成等と同程度のもの
⑿　屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの
⒀　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
ア　法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
イ　建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
㋐　建築物の新築、改築、増築又は移転
㋑　工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類するもの以外のものの新築、改築、増築又は移転
㋒　建築物等の色彩の変更で第７号に該当しないもの
㋓　高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
㋔　高さが５メートルを超える木竹の伐採
㋕　土石の類の採取で、その採取による地形の変更が㋓の土地の形質の変更と同程度のもの
㋖　屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5メートルを超えるもの
ウ　認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第１項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は一般放送（放送法（昭和25年法律第132号）第２条第３号に規定する一般放送をいう。）の業務（有線ラジオ放送の共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（一般放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転
エ　農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
㋐　建築物の新築、改築、増築又は移転
㋑　用排水施設（幅員が２メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が２メートルを超える農道もしくは林道の設置
㋒　宅地の造成又は土地の開墾
㋓　森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
㋔　水面の埋立て又は干拓
３　国、秋田県、市又は規則で定める法人（以下「国等」という。）の機関が行う行為については、第１項の許可を受けることを要しないものとする。この場合において、国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

（適用除外）

第４条　次に掲げる行為については、前条第１項の許可を受け、又は同条第３項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。
⑴　国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通もしくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測もしくは通報の用に供する施設、自然公園の保護もしくは利用のための施設もしくは都市公園もしくはその施設の設置もしくは管理に係る行為、土地改良事業もしくは地方公共団体もしくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造もしくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為で規則で定めるもの
⑵　道路、鉄道もしくは軌道、国もしくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業もしくは基幹放送（放送法第２条第２号に規定する基幹放送をいう。）の用に供する線路もしくは空中線系（その支持物を含む。）、水道もしくは下水道又は電気工作物もしくはガス工作物の設置又は管理に係る行為で規則で定めるもの

（許可の基準および条件）

第５条　市長は、第３条第１項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。
⑴　建築物等の新築および増築については、次に掲げる要件に該当するものであること。
ア　仮設の建築物等
㋐　当該建築物等（増築の場合にあっては、当該増築部分）の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
㋑　当該建築物等（増築の場合にあっては、増築後の建築物等）の規模および形態が新築又は増築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
イ　地下に設ける建築物等
当該建築物等（増築の場合にあっては、増築後の建築物等）の位置および規模が新築又は増築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
ウ　その他の建築物等
㋐　建築物にあっては、当該建築物（増築の場合にあっては、当該増築部分の建築物）の高さが、第１種風致地区にあっては８メートル、第２種風致地区にあっては12メートル、第３種風致地区にあっては15メートルを超えない

こと。ただし、当該建築物の位置、規模、形態および意匠が新築又は増築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められるときは、この限りでない。

㈠　建築物にあっては、当該建築物（増築の場合にあっては、増築後の建築物）の建築面積の敷地面積に対する割合が、第１種風致地区にあっては10分の２、第２種風致地区にあっては10分の３、第３種風致地区にあっては10分の４以下であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められるときは、この限りでない。

㈡　建築物にあっては、当該建築物（増築の場合にあっては、当該増築部分）の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、第１種風致地区にあっては道路に接する敷地境界線からは３メートル、その他の敷地境界線からは1.5メートル、第２種風致地区および第３種風致地区にあっては道路に接する敷地境界線からは２メートル、その他の敷地境界線からは１メートル以上あること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められるときは、この限りでない。

㈢　建築物にあっては当該建築物（増築の場合にあっては、当該増築後の建築物）の位置、形態および意匠が、工作物にあっては当該工作物（増築の場合にあっては、増築後の工作物）の位置、規模、形態および意匠が、新築又は増築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

㈣　建築物にあっては、その敷地が造成された宅地又は埋立てもしくは干拓が行われた土地であるときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うものであること。ただし、増築の場合にあっては、この限りでない。

⑵　建築物等の改築については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア　建築物にあっては、改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さを超えないこと。ただし、改築前の建築物の高さが第１種風致地区にあっては８メートル、第２種風致地区にあっては12メートル、第３種風致地区にあっては15メートルに満たないときは、それぞれ８メートル、12メートル又は15メートルを超えないこと。

イ　建築物にあっては改築後の建築物の形態および意匠が、工作物にあっては改築後の工作物の規模、形態および意匠が、改築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

⑶　建築物等の移転については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア　建築物にあっては、移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、第１種風致地区にあっては道路に接する敷地境界線からは３メートル、その他の敷地境界線からは1.5メートル、第２種風致地区および第３種風致地区にあっては道路に接する敷地境界線からは２メートル、その他の敷地境界線からは１メートル以上あること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められるときは、この限りでない。

イ　移転後の建築物等の位置が、移転の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

⑷　建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

⑸　宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア　木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、第１種風致地区にあっては40パーセント、第２種風致地区にあっては30パーセント、第３種風致地区にあっては20パーセント以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められるときは、この限りでない。

イ　宅地の造成等に係る土地およびその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ　１ヘクタールを超える宅地の造成等にあっては、次に掲げる行為を伴わないこと。

㈠　高さが３メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土

㈡　区域の面積が１ヘクタール以上である森林で風致の維持上特に枢要であるものとして、あらかじめ市長が指定したものの伐採

エ　１ヘクタール以下の宅地の造成等でウの㈠に規定する切土又は盛土を伴うものにあっては、適切な植栽を行うこと等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

⑹　水面の埋立て又は干拓については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア　適切な植栽を行うこと等により行為後の地貌が当該土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ　当該行為に係る土地およびその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

⑺　木竹の伐採については、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア　第３条第１項第１号および第３号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採

イ　森林の択伐

ウ　伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（第５号ウの㈡に規定する森林に係るものを除く。）で、伐採区域の面積が１ヘクタール以下のもの

エ　森林である土地の区域外における木竹の伐採

⑻　土石の類の採取については、採取の方法が、採取を行う土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

⑼　屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

２　第３条第１項の許可には、風致を維持するために必要な条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

（許可事項の変更）

第６条　第３条第１項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、

この限りでない。
２　前条の規定は、前項に規定する変更の許可について準用する。
３　第３条第１項の許可を受けた者は、第１項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
（行為の完了等の届出）
第７条　第３条第１項又は前条第１項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
（監督処分）
第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転もしくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。
⑴　この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
⑵　この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主もしくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者もしくはした者
⑶　第３条第１項又は第６条第１項の許可に付した条件に違反している者
⑷　詐欺その他不正な手段により、第３条第１項又は第６条第１項の許可を受けた者
２　市長は、前項の規定により処分（許可の取消しを除く。）をし、又は必要な措置をとることを命じようとするときは、秋田市行政手続条例（平成７年秋田市条例第44号）第12条第１項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
３　第１項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者もしくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨およびその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者もしくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ告示しなければならない。
（立入検査）
第９条　市長又はその命じた者もしくは委任した者は、この条例の施行に必要な限度において、この条例の規定による許可に係る土地に立ち入り、当該土地もしくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている行為の状況を検査することができる。
２　前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（委任）
第10条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
（罰則）
第11条　第８条第１項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
第12条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
⑴　第３条第１項又は第６条第１項の規定に違反した者
⑵　第５条第２項（第６条第２項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者
第13条　第９条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。
（両罰規定）
第14条　法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、前３条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年秋田県条例第21号。以下「県条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（本市の区域における風致地区に係るものに限る。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
３　施行日前に本市の区域内においてした県条例第12条から第15条までの規定の適用を受ける行為に対する罰則の適用については、県条例の例による。

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年12月27日
秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第93号

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

秋田市営住宅条例（昭和34年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第５条中「として令第６条第１項で定める者」を削り、「被災者等」の次に「および福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条に規定する居住制限者」を加え、同条第４号ア中「令第６条第４項で定める」を「特に居住の安定を図る必要がある」に、「令第６条第５項第１号に規定する金額」を「25万9,000円」に改め、同号イ中「令第６条第５項第２号に規定する金額」を「25万9,000円（当該災害発生の日から３年を経過した後は、15万8,000円）」に改め、同号ウ中「令第６条第５項第３号に規定する金額」を「15万8,000円」に改め、同条に次の３項を加える。

２　前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
⑴　60歳以上の者
⑵　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障害者であって、その障害の程度が次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの
ア　身体障害　身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号の１級から４級までのいずれかに該当する程度
イ　精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第６条第３項に規定する１級から３級までのいずれか

に該当する程度
ウ　知的障害　イに規定する精神障害の程度に相当する程度
⑶　戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第２条第１項に規定する戦傷病者であって、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで又は同法別表第１号表ノ３の第１款症であるもの
⑷　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）第11条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
⑸　生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第１項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第１項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第４条第１項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
⑹　海外からの引揚者であって、本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していないもの
⑺　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第２条に規定するハンセン病療養所入所者等
⑻　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する被害者であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの
ア　配偶者暴力防止等法第３条第３項第３号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第５条の規定による保護が終了した日から起算して５年を経過していない者
イ　配偶者暴力防止等法第10条第１項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者であって、当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの

３　市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させ、又は他の市町村に意見を求めることができる。

４　第１項第４号アに規定する入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
⑴　入居者又は当該入居者と現に同居し、もしくは同居しようとする者に次のア又はイのいずれかに該当する者がある場合
ア　障害者基本法第２条第１号に規定する障害者であって、その障害の程度が次の㋐から㋒までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ㋐から㋒までに定める程度であるもの
㋐　身体障害　第２項第２号アに規定する程度
㋑　精神障害　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する１級又は２級に該当する程度
㋒　知的障害　㋑に規定する精神障害の程度に相当する程度
イ　第２項第３号、第４号、第６号又は第７号に該当する者
⑵　入居者が60歳以上の者であり、かつ、当該入居者と現に同居し、又は同居しようとする者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
⑶　当該入居者と現に同居し、又は同居しようとする者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第５条の２第１項中「前条第１号」を「前条第１項第１号」に改め、同条第２項中「前条第４号イ」を「前条第１項第４号イ」に、「同条各号」を「同項各号」に、「同条第１号」を「同項第１号」に改める。

第７条第２項中「令第６条第１項第８号に掲げる者」を「第５条第２項第８号に該当する者」に改める。

第19条第１項中「第５条第４号」を「第５条第１項第４号」に改める。

附則第４項中「第５条」を「第５条第１項」に、「同条第２号」を「同項第２号」に改める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）
２　平成18年４月１日前に50歳以上である者に係る改正後の秋田市営住宅条例（以下「新条例」という。）第５条第２項第１号の規定の適用については、同号中「60歳以上」とあるのは、「50歳以上」とする。
３　入居者が平成18年４月１日前に50歳以上である者であり、かつ、当該入居者と現に同居し、又は同居しようとする者のいずれもが18歳未満の者又は同日前に50歳以上の者である場合における新条例第５条第４項第２号の規定の適用については、同号中「60歳以上」とあるのは、「50歳以上」とする。

秋田市営住宅等の整備基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第94号

秋田市営住宅等の整備基準を定める条例

（趣旨）
第１条　この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第５条第１項および第２項の規定に基づき、市営住宅等の整備基準を定めるものとする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
⑴　市営住宅　市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅およびその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
⑵　市営住宅等　市営住宅および共同施設（法第２条第９号に規定する施設をいう。）をいう。

（健全な地域社会の形成）
第３条　市営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう考慮して整備するものとする。

（良好な居住環境の確保）
第４条　市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるよう整備するものとする。

（費用の縮減への配慮）
第５条　市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用および適切な耐久性の確保に努めることにより、建設および維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

（位置の選定）
第６条　市営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地および公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。
（敷地の安全等）
第７条　敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置その他の安全上必要な措置を講ずるものとする。
２　敷地には、雨水および汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。
（住棟等の基準）
第８条　住棟その他の建築物は、敷地内およびその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性およびプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置するものとする。
（住宅の基準）
第９条　住宅には、防火、避難および防犯のための適切な措置を講ずるものとする。
２　住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずるものとする。
３　住宅の床および外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。
４　住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）およびこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講ずるものとする。
５　住宅の給水、排水およびガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検および補修を行うことができるための措置を講ずるものとする。
（住戸の基準）
第10条　市営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所および浴室を設ける場合は、この限りでない。
２　市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備および浴室ならびにテレビジョン受信の設備および電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸に台所又は浴室を設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸に台所又は浴室を設けることを要しない。
３　市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずるものとする。
（住戸内の各部）
第11条　住戸内の各部には、高齢者等の移動の利便性および安全性の確保を図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずるものとする。
（共用部分）
第12条　市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性および安全性の確保を図るための措置を講ずるものとする。
（附帯施設）
第13条　敷地内には、自転車置場、物置、ごみ置場その他の必要な附帯施設を設けるものとする。
２　前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便その他良好な居住環境の確保に支障が生じないよう考慮して設けるものとする。
（児童遊園）
第14条　児童遊園の位置および規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模および形状、住棟の配置等に応じ、入居者の利便および児童等の安全を確保したものとする。
（集会所）
第15条　集会所の位置および規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模および形状、住棟および児童遊園の配置等に応じ、入居者の利便を確保したものとする。
（広場および緑地）
第16条　広場および緑地の位置および規模は、良好な居住環境の維持増進に資するよう考慮されたものとする。
（通路）
第17条　敷地内の通路は、敷地の規模および形状、住棟等の配置ならびに周辺の状況に応じ、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模および構造で合理的に配置するものとする。
２　通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けるものとする。
（委任）
第18条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田公立美術工芸短期大学条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第95号

秋田公立美術工芸短期大学条例を廃止する条例

秋田公立美術工芸短期大学条例（平成６年秋田市条例第25号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第96号

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院設置条例の一部を改正する条例

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院設置条例（昭和35年秋田市条例第３号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田公立美術大学附属高等学院設置条例

第１条中「秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院」を「秋田公立美術大学附属高等学院」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（秋田市立学校授業料等徴収条例の一部改正）

２　秋田市立学校授業料等徴収条例（昭和24年秋田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項第３号中「秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院」を「秋田公立美術大学附属高等学院」に改める。

（秋田市立高等学校および秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の教育職員の給与に関する条例の一部改正）

３　秋田市立高等学校および秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の教育職員の給与に関する条例（昭和58年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市立高等学校および秋田公立美術大学附属高等学院の教育職員の給与に関する条例

第１条および第２条中「秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院」を「秋田公立美術大学附属高等学院」に改める。

（秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

４　秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項および第３項中「秋田市立高等学校および秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の教育職員の給与に関する条例」を「秋田市立高等学校および秋田公立美術大学附属高等学院の教育職員の給与に関する条例」に改める。

規　　則

秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第57号

秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則

秋田市医療法施行細則（平成９年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第１条中「および医療法施行規則」を「、医療法施行規則」に、「に定める」を「および秋田市医療法施行条例（平成24年秋田市条例第82号）に定める」に改める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第58号

秋田市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

秋田市旅館業法施行細則（平成９年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、旅館業法施行条例（昭和33年秋田県条例第37号）」を削る。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第59号

秋田市理容師法施行細則の一部を改正する規則

秋田市理容師法施行細則（平成９年秋田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第１条中「および理容師法施行規則」を「、理容師法施行規則」に、「に定める」を「および秋田市理容師法施行条例（平成24年秋田市条例第85号）に定める」に改める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第60号

秋田市美容師法施行細則の一部を改正する規則

秋田市美容師法施行細則（平成９年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第１条中「および美容師法施行規則」を「、美容師法施行規則」に、「に定める」を「および秋田市美容師法施行条例（平成24年秋田市条例第86号）に定める」に改める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第61号

秋田市興行場法施行細則の一部を改正する規則

秋田市興行場法施行細則（平成９年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第１条中「興行場法施行条例（昭和59年秋田県条例第32号）」を「秋田市興行場法施行条例（平成24年秋田市条例第87号）」に改める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第62号

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

秋田市公衆浴場法施行細則（平成９年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第１条中「公衆浴場法施行条例（昭和26年秋田県条例第76号。以下「県条例」を「秋田市公衆浴場法施行条例（平成24年秋田市条例第88号。以下「条例」に改める。

第２条中「県条例」を「条例」に、「あっては、」を「あっては」に改める。

第６条を第７条とし、第３条から第５条までを１条ずつ繰り下げ、第２条の次に次の１条を加える。

（水質の基準）
第３条　条例第３条第６号に規定する水質の基準は、別表第３のとおりとする。
別表第２の次に次の１表を加える。
別表第３
公衆浴場において供給する湯および水の水質についての基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、⑴のアおよびイならびに⑵のアからエまでに掲げる基準は、浴場に供給される温泉については、適用しない。
⑴　浴槽内の湯又は水（以下「浴槽水」という。）
ア　濁度は、５度以下であること。
イ　過マンガン酸カリウム消費量は、１リットル中25ミリグラム以下であること。
ウ　大腸菌群は、１ミリリットル中１個以下であること。
エ　レジオネラ属菌は、100ミリリットル中10CFU未満であること。
⑵　浴槽水以外の湯又は水
ア　色度は、５度以下であること。
イ　濁度は、２度以下であること。
ウ　水素イオン濃度は、pH値が5.8以上8.6以下であること。
エ　過マンガン酸カリウム消費量は、１リットル中10ミリグラム以下であること。
オ　大腸菌群は、50ミリリットル中に検出されないこと。
カ　レジオネラ属菌は、100ミリリットル中10CFU未満であること。
附　則
この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年12月27日
秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第63号

秋田市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則
秋田市クリーニング業法施行細則（平成９年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。
第１条中「およびクリーニング業法施行規則」を「、クリーニング業法施行規則」に、「に定める」を「および秋田市クリーニング業法施行条例（平成24年秋田市条例第89号）に定める」に改める。
附　則
この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。
平成24年12月27日
秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第64号

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則
（趣旨）
第１条　この規則は、秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年秋田市条例第92号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（許可の申請）
第２条　条例第３条第１項の許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書（様式第１号）に、別表に掲げる区分により計画書および図面を添付して、市長に提出しなければならない。
（協議を要する法人等）
第３条　条例第３条第３項の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。
⑴　独立行政法人都市再生機構
⑵　独立行政法人森林総合研究所
⑶　独立行政法人労働者健康福祉機構
⑷　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
⑸　独立行政法人水資源機構
⑹　独立行政法人中小企業基盤整備機構
⑺　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
⑻　独立行政法人環境再生保全機構
⑼　独立行政法人国立病院機構
⑽　秋田県土地開発公社
⑾　秋田市土地開発公社
２　条例第３条第３項の規定による協議をしようとする者は、風致地区内行為協議書（様式第２号）に、別表に掲げる区分により計画書および図面を添付して、市長に提出しなければならない。
（通知を要する行為等）
第４条　条例第４条第１号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
⑴　河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川又は同法第100条第１項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
⑵　砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
⑶　地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行に係る行為
⑷　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
⑸　森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
⑹　国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
⑺　森林法第５条の地域森林計画に定める林道の新設および管理に係る行為
⑻　海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
⑼　独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第１項（第４号を除く。）に規定する業務に係る行為（第１号に掲げるものを除く。）
⑽　自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
⑾　道路交通法（昭和35年法律第105号）による信号機の設置又は管理に係る行為
⑿　航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識の設置又は管理に係る行為
⒀　港則法（昭和23年法律第174号）による信号所の設置又は管理に係る行為

⑭　漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第３条第１号に掲げる基本施設もしくは同条第２号イおよびロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為

⑮　港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項第１号から第５号までに掲げる港湾施設（同条第６項の規定により同条第５項第１号から第５号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。）に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為

⑯　航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダーもしくは通信設備の設置又は管理に係る行為

⑰　気象、海象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

⑱　自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業又は県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為

⑲　都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為

⑳　土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立ておよび干拓を除く。）

㉑　地方公共団体又は農業、林業もしくは漁業を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立ておよび干拓を除く。）

㉒　文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第１項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第１項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第１項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第１項の規定により指定され、もしくは同法第110条第１項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

㉓　鉱業法（昭和25年法律第289号）第３条第１項に規定する鉱物の掘採に係る行為

２　条例第４条第２号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

⑴　高速自動車国道もしくは道路法（昭和27年法律第180号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕もしくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）とを連結する施設の新設および改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道および自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕もしくは災害復旧に係る行為

⑵　道路運送法による一般自動車道および専用自動車道（鉄道もしくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（高速自動車国道および道路法による自動車専用道路を除く。）とを連結する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為

⑶　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為

⑷　鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあっては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

⑸　軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

⑹　国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系およびこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

⑺　電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系およびこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

⑻　放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業（無線通信の送信に係るものに限る。）の用に供する線路又は空中線系およびこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

⑼　水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業もしくは水道用水供給事業もしくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管もしくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

⑽　電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

⑾　ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物（圧縮天然ガスに係るものを除く。）の設置を除く。）又は管理に係る行為

３　条例第４条の規定による通知をしようとする者は、風致地区内行為通知書（様式第３号）に、別表に掲げる区分により計画書および図面を添付して、市長に提出しなければならない。

（許可事項の変更の申請等）

第５条　条例第６条第１項の許可を受けようとする者は、風致地区内行為変更許可申請書（様式第４号）に、第２条の規定に準ずる変更後の計画書および図面を添付して、市長に提出しなければならない。

２　条例第６条第１項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

⑴　工事施行者の変更

⑵　行為の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更

３　条例第６条第３項の規定による届出は、風致地区内行為変更届（様式第５号）により行うものとする。

（許可の表示）

第６条　条例第３条第１項の許可を受けた者は、その行為地の見やすい場所に標識（様式第６号）を掲示しなければならない。

（行為完了届等）

第７条　条例第７条の規定による届出は、風致地区内行為完了（廃止）届（様式第７号）に当該行為に係る写真を添付して行うものとする。

（身分証明書）

第８条　条例第９条第２項の身分を示す証明書の様式は、様式第８号によるものとする。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

別表（第２条―第４条関係）

行為の区分	計画書	図面		
		図面の種類	縮尺	図面に明示すべき事項
建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転	建築物計画書（様式第９号）又は工作物計画書（様式第10号）	位置図	2,500分の１以上	方位、風致地区内における敷地の位置および敷地周辺の公共施設
		配置図	500分の１以上	敷地内における建築物等の位置および外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離
		立面図	200分の１以上	四側面からの立面図
		緑化計画図	500分の１以上	植栽の状況および計画
建築物その他の工作物の色彩の変更	建築物等色彩変更計画書（様式第11号）	位置図	2,500分の１以上	方位、風致地区内における行為地の位置および行為地の周辺の公共施設
		配置図	500分の１以上	敷地内における建築物等の位置
		立面図	200分の１以上	四側面からの立面図
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	土地形質変更計画書（様式第12号）	位置図	2,500分の１以上	方位、風致地区内における行為地の位置および行為地の周辺の公共施設
		地形図	500分の１以上	方位、行為地の境界線および等高線
		縦横断面図	200分の１以上	測点の間隔は、20メートルとする。ただし、地形の変化の著しい個所については、地形に照応するように測点を追加すること。
		緑化計画図	500分の１以上	植栽の状況および計画
水面の埋立て又は干拓	水面埋立（干拓）計画書（様式第13号）	位置図	2,500分の１以上	方位、風致地区内における行為地の位置および行為地の周辺の公共施設
		地形図	500分の１以上	方位、行為地の境界線および等高線
		縦横断面図	200分の１以上	測点の間隔は、20メートルとする。ただし、地形の変化の著しい個所については、地形に照応するように測点を追加すること。
木竹の伐採	木竹伐採計画書（様式第14号）	位置図	2,500分の１以上	方位、風致地区内における行為地の位置および行為地の周辺の公共施設
		平面図	500分の１以上	方位、行為地の境界線ならびに伐採木又は伐採林の位置および区域
土石の類の採取	土石類採取計画書（様式第15号）	位置図	2,500分の１以上	方位、風致地区内における行為地の位置および行為地の周辺の公共施設
		地形図	500分の１以上	方位、行為地の境界線および等高線
		縦横断面図	200分の１以上	測点の間隔は、20メートルとする。ただし、地形の変化の著しい個所については、地形に照応するように測点を追加すること。
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	土石（廃棄物・再生資源）堆積計画書（様式第16号）	位置図	2,500分の１以上	方位、風致地区内における行為地の位置および行為地の周辺の公共施設
		配置図	500分の１以上	敷地内における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の位置および堆積物の外周線から敷地境界線までの距離
		立面図	200分の１以上	四側面からの立面図

様式第１号　風致地区内行為許可申請書（第２条関係）

年　　月　　日

（宛先）秋田市長

住所（所在地）
氏名（名称および
代表者氏名）　　印

風致地区内行為の許可について（申請）

秋田都市計画　　（第　種）風致地区内の行為の許可を受けたいので、秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例第３条第１項の規定により申請します。

行為の種類		
行　為　地		
行為期間	着手予定時期	年　　月　　日
	完了予定時期	年　　月　　日
工事施行者の住所および氏名	住　所 氏　名	
他の法令による許可又は届出の有無		

様式第２号　風致地区内行為協議書（第３条関係）

年　　月　　日

（宛先）秋田市長

住所（所在地）
氏名（名称および
代表者氏名）　　印

風致地区内行為の協議について（協議）

秋田都市計画　　（第　種）風致地区内の行為について、秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例第３条第３項の規定により協議します。

行為の種類		
行　為　地		
行為期間	着手予定時期	年　　月　　日
	完了予定時期	年　　月　　日
工事施行者の住所および氏名	住　所 氏　名	
他の法令による許可又は届出の有無		

様式第３号　風致地区内行為通知書（第４条関係）

年　　月　　日

（宛先）秋田市長

住所（所在地）
氏名（名称および
代表者氏名）　　印

風致地区内行為の通知について（通知）

秋田都市計画　　（第　種）風致地区内の行為について、秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例第４条の規定により通知します。

行為の種類		
行　為　地		
行為の目的		
行為期間	着手予定時期	年　　月　　日
	完了予定時期	年　　月　　日
工事施行者の住所および氏名	住　所 氏　名	
他の法令による許可又は届出の有無		

様式第４号　風致地区内行為変更許可申請書（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）秋田市長

住所（所在地）
氏名（名称および
代表者氏名）　　印

風致地区内行為の変更の許可について（申請）

秋田都市計画　　（第　種）風致地区内の行為の変更の許可を受けたいので、秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例第６条第１項の規定により申請します。

許可を受けた行為の種類		
行　為　地		
行為期間	着手予定時期	年　　月　　日
	完了予定時期	年　　月　　日
許可年月日および指令番号	年　　月　　日　秋田市指令第　　号	
変更しようとする事項		
変更しようとする理由		
備　　考		

様式第５号　風致地区内行為変更届（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）秋田市長

住所（所在地）
氏名（名称および
代表者氏名）　　印

風致地区内行為の変更について（届出）

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例第６条第３項の規定により届け出ます。

許可年月日および指令番号		年　月　日　秋田市指令第　号	
行為期間	変更前	着手予定時期	年　月　日
		完了予定時期	年　月　日
	変更後	着手予定時期	年　月　日
		完了予定時期	年　月　日
工事施行者の住所および氏名	変更前	住　所 氏　名	
	変更後	住　所 氏　名	

様式第6号　標識（第6条関係）

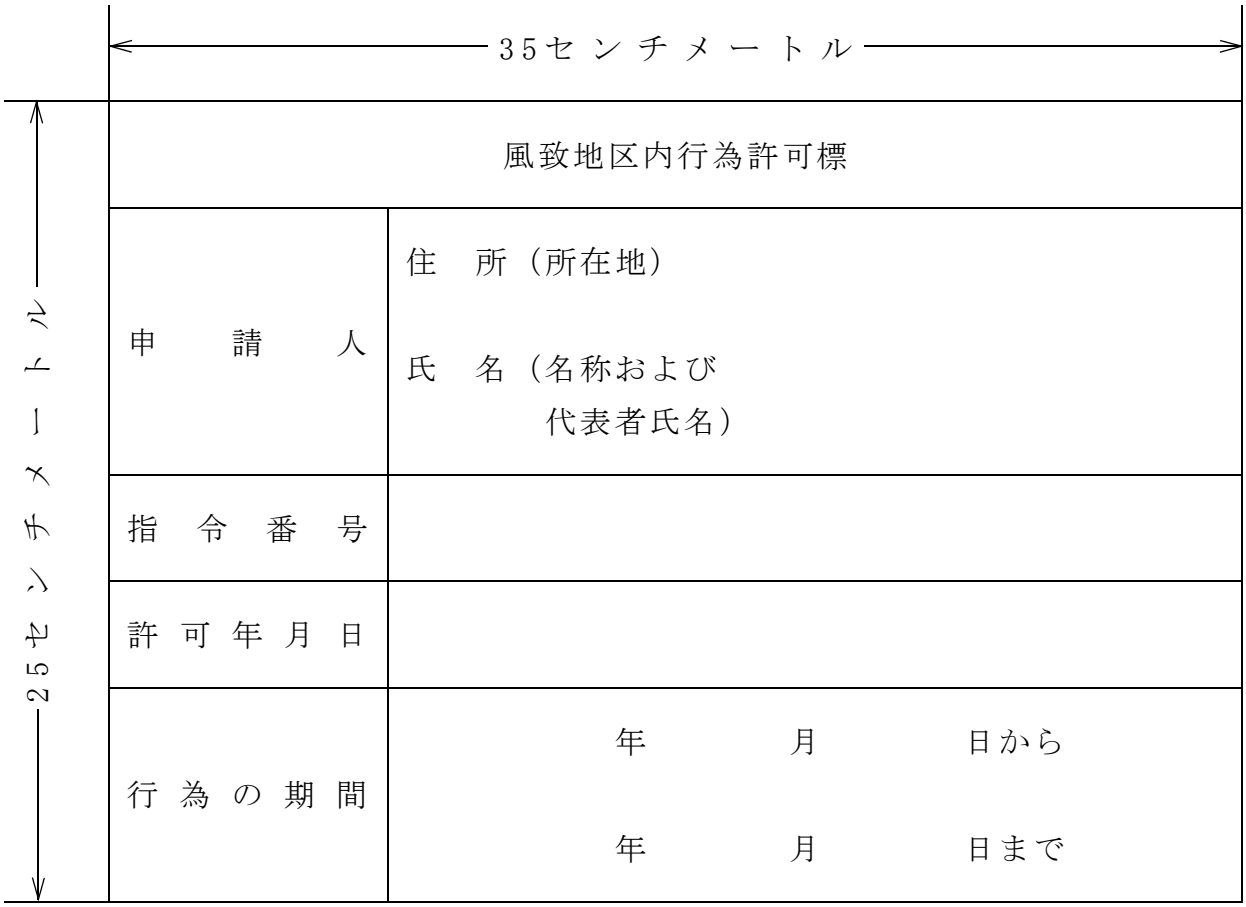

様式第７号　風致地区内行為完了（廃止）届（第７条関係）

年　　月　　日

（宛先）秋田市長

住所（所在地）
氏名（名称および
代表者氏名）　　印

風致地区内行為の完了（廃止）について（届出）

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例第７条の規定により届け出ます。

行　為　地	
許可を受けた行為の種類	
許可年月日および指令番号	年　月　日　秋田市指令第　号
行　為　期　間	年　月　日　着手 年　月　日　完了
廃止する理由	
廃止後の跡地の処理方法	
備　考	

様式第８号　身分証明書（第８条関係）

（表面）

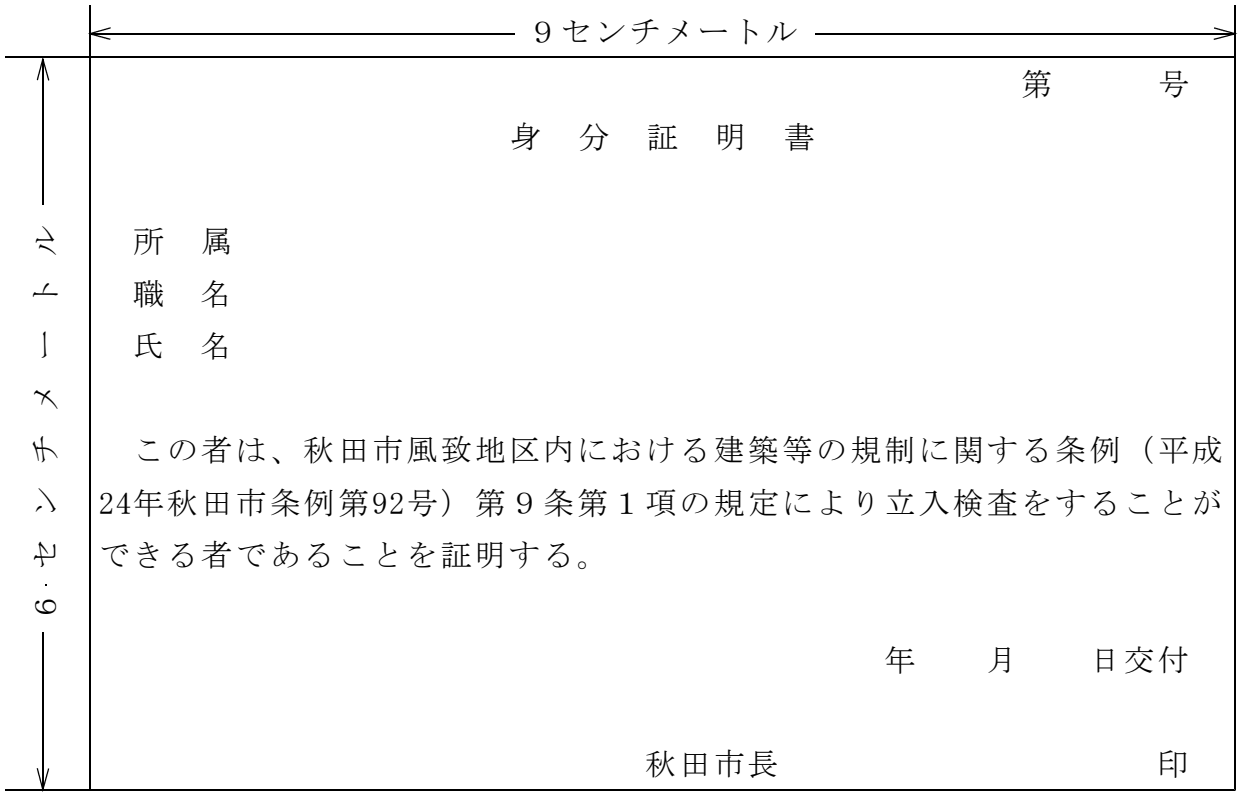

（裏面）

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第９条　市長又はその命じた者もしくは委任した者は、この条例の施行に必要な限度において、この条例の規定による許可に係る土地に立ち入り、当該土地もしくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている行為の状況を検査することができる。

２　前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第13条　第９条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

様式第9号　建築物計画書（第2条―第4条関係）

建　築　物　計　画　書

敷地の地目				
敷地の所有別	自己所有地 借　　地　　土地使用承諾書その他土地を使用する権利を有することを証明する書類			
敷地の面積	平方メートル			
工事の種別	新築　　改築　　増築　　移転			
工種	地上　　地下　　仮設			
用途				
構造				
建築面積	平方メートル	高さ	地上　メートル（従前　メートル） 地下　メートル（従前　メートル）	
合計床面積	平方メートル	建築面積の敷地面積に対する割合		
外壁、柱の面から敷地境界線までの距離	道路に面する敷地境界線から　メートル その他の敷地境界線から　メートル			
色彩	屋根　　壁面　　門　　塀 その他（　　）			
同一敷地内の既存建築物の規模および構造	建築面積　平方メートル　高さ　地上　メートル 合計床面積　平方メートル　地下　メートル 構造　建築面積の敷地面積に対する割合			
仮設物の設置期間	年　月　日から　年　月　日まで			
敷地内の木竹の有無およびその処理方法等（木竹の種類、本数、伐採の本数、植栽）				
備考				

様式第10号　工作物計画書（建築物以外）（第２条―第４条関係）

工作物計画書（建築物以外）

敷地の地目	
敷地の所有別	自己所有地 借地　土地使用承諾書その他土地を使用する権利を有することを証明する書類
敷地の面積	平方メートル
工作物の種類	
工事種別	新築　改築　増築　移転
工種	地上　地下　仮設
用途	
構造	
規模	高さ　メートル　幅　メートル
色彩	
仮設物の設置期間	年　月　日から　年　月　日まで
敷地内の木竹の有無およびその処理方法等（木竹の種類、本数、伐採の本数、植栽）	
備考	

様式第11号　建築物等色彩変更計画書（第２条―第４条関係）

建築物等色彩変更計画書

変　更　部　分	
変更前の色彩	
変更後の色彩	
変　更　面　積	平方メートル
変更するために用いる材料又は塗料の種類	
備　　考	

様式第12号　土地形質変更計画書（第２条―第４条関係）

土地形質変更計画書

行為地の地目				
行為地の所有別	自己所有地 借　　地　　土地使用承諾書その他土地を使用する権利を有することを証明する書類			
行為地の概況（土質、行為地および周辺の状況等）				
形質変更区域の面積	平方メートル			
工事種別	宅地造成　　開墾　　その他（　　）			
用途				
行為の内容	切土　　立方メートル　　盛土　　立方メートル 客土　　立方メートル　　その他（　　）			
のり面の最高の高さ	切　土	メートル	盛　土	メートル
木竹の有無およびその処理方法等（木竹の種類、本数、伐採の本数、植栽）				
備考				

様式第13号　水面埋立（干拓）計画書（第２条―第４条関係）

水面埋立（干拓）計画書

現　　況	
行為地の所有別	自己所有地 借　　地　　土地使用承諾書その他土地を使用する権利を有することを証明する書類
周囲の概況	
埋立て（干拓）の面積	平方メートル
施行の目的	
施行方法	
跡地の処理方法	
備　　考	

様式第14号　木竹伐採計画書（第２条―第４条関係）

木竹伐採計画書

<table>
<tr><td>行為地の地目</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>行為地の所有別</td><td colspan="5">自己所有地
借　　地　　土地使用承諾書その他土地を使用する権利を有することを証明する書類</td></tr>
<tr><td rowspan="2">木竹の概況</td><td>樹種</td><td></td><td rowspan="2">隣接地の現況</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>樹齢
林齢</td><td></td></tr>
<tr><td>行為の目的</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>伐採の方法</td><td colspan="3">皆伐　　択伐　　間伐　　整枝</td><td>伐採率</td><td>％</td></tr>
<tr><td>伐採樹種</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">伐採本数および主要伐採林の形質</td><td>樹齢</td><td>年</td><td>樹高</td><td colspan="2">メートル</td></tr>
<tr><td>1.2メートルの高さにおける幹の周囲</td><td>メートル</td><td>数量</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>伐採面積</td><td colspan="5">平方メートル</td></tr>
<tr><td>伐採後の跡地の処理</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

様式第15号　土石類採取計画書（第２条―第４条関係）

土 石 類 採 取 計 画 書

行為地の地目	
行為地の所有別	自己所有地 借　　地　　土地使用承諾書その他土地を使用する権利を有することを証明する書類
土地の概況（行為地および周辺の状況等）	
採取区域の面積	平方メートル
採取する土石類の種類	
採取方法	
運搬方法	
採取数量	立方メートル
跡地の処理方法	
木竹の有無およびその処理方法等（木竹の種類、本数、伐採本数、植栽）	
備考	

様式第16号　土石（廃棄物・再生資源）堆積計画書（第２条―第４条関係）

土石（廃棄物・再生資源）堆積計画書

行為地の地目	
行為地の所有別	自己所有地 借　　地　　土地使用承諾書その他土地を使用する権利を有することを証明する書類
土地の概況（行為地および周辺の状況等）	
堆積物の種類および面積	平方メートル
堆積する土地の面積	平方メートル
堆積物の高さ	メートル
堆積物の外周線から敷地境界線までの距離	道路に面する敷地境界線から　メートル その他の敷地境界線から　メートル
堆積の期間	
跡地の処理方法	
堆積物の遮蔽の方法等（遮蔽物の種類・高さ）	
備考	

秋田公立美術工芸短期大学条例施行規則および秋田公立美術工芸短期大学大学開放センター管理運営規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第65号

秋田公立美術工芸短期大学条例施行規則および秋田公立美術工芸短期大学大学開放センター管理運営規則を廃止する規則

秋田公立美術工芸短期大学条例施行規則（平成６年秋田市規則第32号）および秋田公立美術工芸短期大学大学開放センター管理運営規則（平成８年秋田市規則第12号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第66号

秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則

（秋田市職員給与条例施行規則の一部改正）

第１条　秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条の２第１項第１号中「教育職給料表」の次に「（秋田市立高等学校および秋田公立美術大学附属高等学院の教育職員の給与に関する条例（昭和58年秋田市条例第14号）に規定する教育職員に適用される給料表をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第３中

「

教育職給料表が適用される職員	秋田公立美術工芸短期大学	学長	月額　114,000円
		学長補佐	月額　93,500円
		学科長	月額　80,200円
	秋田市立高等学校	校長	月額　63,700円
		副校長	月額　59,200円
		教頭	月額52,000円（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）別表第４の１の表の備考の２に定める職員にあっては、52,900円）
	秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院	校長	月額　50,100円
		副校長	月額　41,000円
		教頭	月額　34,700円

」を

「

教育職給料表が適用される職員	秋田市立高等学校	校長	月額　63,700円
		副校長	月額　59,200円
		教頭	月額52,000円（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）別表第４の１の表の備考の２に定める職員にあっては、52,900円）
	秋田公立美術大学附属高等学院	校長	月額　50,100円
		副校長	月額　41,000円
		教頭	月額　34,700円

」に

改める。

別表第４教育職給料表(1)の項を削り、同表教育職給料表(2)の項中「教育職給料表(2)」を「教育職給料表」に改め、同表の備考を削る。

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第２条　初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第４号）の一部を次のように改正する。

第11条第１項第１号オを削る。

別表第５を次のように改める。

別表第５　削除

別表第10を次のように改める。

別表第10　削除

別表第11その他の期間の項その他の期間の項中「および教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合」を削る。

別表第17を次のように改める。

別表第17　削除

別表第18のオの表を削る。

（秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正）

第３条　秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和32年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第１教育職給料表(1)の欄を削り、同表教育職給料表(2)の欄中「教育職給料表(2)」を「教育職給料表」に改め、同表の備考の１中「教育職給料表(2)」とは、秋田市立高等学校および秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の教育職員の給与に関する条例」を「教育職給料表」とは、秋田市立高等学校および秋田公立美術大学附属高等学院の教育職員の給与に関する条例」に改める。

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第４条　給料表の適用範囲に関する規則（昭和34年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第６条を削る。

（秋田市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第５条　秋田市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成18年秋田市規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表のアの表第３号区分の項第６号中「教育職員（」の次に「秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院設置条例の一部を改正する規則（平成24年秋田市条例第96号）附則第３項の規定による改正前の」を加え、「）第２条」を「。以下「旧教育職員給与条例」という。）第２条」に、「同じ」を「この表において同じ」に改め、別表のイの表第１号区分の項第３号中「平成18年４月以後の給与条例の教育職給料表(1)」を「平成18年４月１日から平成25年３月31日までの間において適用されていた秋田市職員給与条例（以下「平成18年４月以後平成25年３月以前の給与条例」という。）の旧教育職給料表(1)（秋田市職員給与条

例の一部を改正する条例（平成24年秋田市条例第60号）による改正前の秋田市職員給与条例の教育職給料表⑴をいう。以下同じ。）」に改め、同表第３号区分の項第５号中「平成18年４月以後の給与条例の教育職給料表⑴」を「平成18年４月以後平成25年３月以前の給与条例の旧教育職給料表⑴」に改め、同項第６号中「教育職給料表⑵」を「教育職給料表⑴」に改め、「教育職員」の次に「（旧教育職員給与条例第２条に規定する教育職員および秋田市立高等学校および秋田公立美術大学附属高等学院の教育職員の給与に関する条例（昭和58年秋田市条例第14号）第２条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）」を加え、同表第４号区分の項第５号中「教育職給料表⑵」を「教育職給料表⑴」に改め、同表第５号区分の項第５号中「平成18年４月以後の給与条例の教育職給料表⑴」を「平成18年４月以後平成25年３月以前の給与条例の旧教育職給料表⑴」に改め、同項第６号中「教育職給料表⑵」を「教育職給料表⑴」に改め、同表第６号区分の項第５号中「平成18年４月以後の給与条例の教育職給料表⑴」を「平成18年４月以後平成25年３月以前の給与条例の旧教育職給料表⑴」に改め、同項第６号中「教育職給料表⑵」を「教育職給料表⑴」に改める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第67号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第４項の前の見出し中「平成24年１月１日」を「平成25年１月１日」に改め、同項中「平成24年１月１日」を「平成25年１月１日」に、「平成23年１月１日」を「平成24年１月１日」に改める。

附則第６項中「平成23年１月１日」を「平成24年１月１日」に改める。

附則第７項中「平成24年１月１日」を「平成25年１月１日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

秋田市告示第281号

介護保険法（平成９年法律第123号）第78条の２第１項および第115条の12第１項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成24年12月３日

秋田市長　穂　積　　志

事業者の名　称	事業所の名　称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種　類
企業組合秋田福祉サービス	大学病院前認知症デイサービス	秋田市広面字二階堤20番１号	平成24年12月１日	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

秋田市告示第282号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ平成24年12月９日から平成25年12月８日まで委託したので、同条第２項の規定により告示する。

平成24年12月４日

秋田市長　穂　積　　志

受託人の住所および氏名

東京都品川区大崎一丁目11番２号

株式会社ローソンＨＭＶエンタテイメント

ローソンチケット本部　本部長　佐々木　宏　司

秋田市告示第283号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年12月５日

秋田市長　穂　積　　志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名　称	所在地	更新年月日
第117号	アルヴェいわま薬局	秋田市東通仲町４番１号　秋田拠点センターアルヴェ１Ｆ	平成25年１月１日
第118号	登町薬局	秋田市楢山登町８番17号	

秋田市告示第284号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成４年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成24年12月７日

秋田市長　穂　積　　志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住　所	名　称
409	秋田市将軍野南三丁目１番７号	ローソン秋田将軍野南三丁目店

秋田市告示第285号

介護保険法（平成９年法律第123号）第70条第１項および第115条の２第１項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成24年12月７日

秋田市長　穂　積　　志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社サノ	株式会社サノ	秋田市卸町三丁目４番２号	平成24年12月１日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

秋田市告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項および同条第４項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の２の規定により告示する。

平成24年12月10日

秋田市長　穂　積　　志

１　指定

名称	所在地	指定年月日
大学病院前デイサービス（小規模型）	秋田市広面字二階堤20番地１	平成24年11月22日

２　変更

名称	変更事項（所在地）		変更年月日
	変更前	変更後	
ケアセンターあさひ	秋田市東通八丁目１番28号	秋田市牛島西一丁目１番１号	平成23年10月11日

３　廃止

名称	所在地	廃止年月日
千寿苑訪問看護ステーション	秋田市外旭川字大谷地163番地27	平成23年６月30日

秋田市告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の２の規定により告示する。

平成24年12月10日

秋田市長　穂　積　　志

１　指定

名称	所在地	指定年月日
あきた睡眠クリニック	秋田市手形新栄町７番３号	平成24年11月１日
医療法人社団本間医院	秋田市山王中園町３番14号	平成24年11月１日
医療法人信康会キャッスル歯科室	秋田市中通一丁目３番５号秋田キャッスルホテル２Ｆ	平成24年10月１日

２　廃止

名称	所在地	廃止年月日
あきた睡眠クリニック	秋田市手形新栄町７番３号	平成24年10月31日
医療法人豊盛会中交歯科クリニック	秋田市旭北錦町４番58号	平成24年11月９日
丘の上歯科クリニック	秋田市桜ガ丘一丁目15番８号	平成20年５月14日
Dental Art Office	秋田市将軍野向山13番46号	平成22年９月30日
キャッスル歯科室	秋田市中通一丁目３番５号　秋田キャッスルホテル２Ｆ	平成24年９月30日
秋田市立夜間休日応急診療所	秋田市千秋久保田町６番17号	平成24年９月１日
太平長谷山内科診療所	秋田市太平中関字寺中18番地	平成21年３月26日

秋田市告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の２の規定により告示する。

平成24年12月11日

秋田市長　穂　積　　志

指定

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
井川　健太郎	いがわ整骨院	南秋田郡八郎潟町字昼根下68番地66	平成24年８月１日

秋田市告示第289号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項および第２項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月11日

秋田市道路管理者

秋田市長　穂　積　　志

１　道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	新旧別	路線名	区域	延長（メートル）	幅員（メートル）
市道	旧	飯島大崩４号線	秋田市飯島字大崩79番地先 秋田市飯島字大崩120番地先	226.7	4.0 ～ 4.0
	新	飯島大崩４号線	秋田市飯島字大崩79番地先 秋田市飯島字大崩120番地先	226.7	4.0 ～ 6.0

２　供用開始の期日
　平成24年12月11日
３　縦覧期間
　平成24年12月11日から平成25年１月７日まで

秋田市告示第290号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第３号）第５条の規定により告示する。

平成24年12月12日

秋田市長　穂　積　　志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
守田　亮	秋田赤十字病院	呼吸器科	呼吸器機能障害
島田　俊亮	秋田大学医学部附属病院	小児科	心臓機能障害 呼吸器機能障害
荻野　大	秋田大学医学部附属病院	眼科	視覚障害
堀川　明	五十嵐記念病院	整形外科	肢体不自由

秋田市告示第291号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年12月14日

秋田市長　穂　積　　志

１　公示送達を受けるべき者の氏名および住所
　別紙（省略）のとおり
２　送達する書類
　平成22年度、平成23年度および平成24年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第292号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年12月14日

秋田市長　穂　積　　志

１　指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

⑴　担当する医療の種類：耳鼻咽喉科に関する医療

指定番号	名称	所在地	開設者名	更新年月日
第２号	小泉耳鼻咽喉科	秋田市中通二丁目１番41号	小泉　達朗	平成25年１月１日

⑵　担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	名称	所在地	開設者名	更新年月日
第３号	医療法人和光会秋田共立病院	秋田市南通亀の町14番23号	医療法人和光会理事長 小泉　春雄	平成25年１月１日
第６号	立木医院	秋田市保戸野鉄砲町11番28号	立木　裕	

⑶　担当する医療の種類：歯科矯正に関する医療

指定番号	名称	所在地	開設者名	更新年月日
第５号	あんどう矯正歯科クリニック	秋田市東通四丁目４番18号	医療法人Sacred Arts 理事長 安藤　葉介	平成25年１月１日
第８号	加藤歯科医院	秋田市中通六丁目４番33号	加藤　一郎	
第10号	いしかわ歯科・矯正歯科	秋田市広面字野添181番地	石川　承平	

⑷　担当する医療の種類：脳神経外科に関する医療

指定番号	名称	所在地	開設者名	更新年月日
第９号	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町６番10号	地方独立行政法人秋田県立病院機構	平成25年１月１日

２　指定自立支援医療機関（更生医療）

⑴　担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	名　称	所在地	開設者名	更　新年月日
第７号	いしやま内科腎クリニック	秋田市外旭川字中谷地67番地１	石山　　剛	平成25年１月１日

秋田市告示第293号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第１項および第３項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第１項の規定により告示する。

平成24年12月14日

秋田市長　穂　　積　　志

１　撤去し、保管した自転車等

⑴　放置されていた場所および台数

ア　秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域　13台

イ　秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域　１台

ウ　秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域　０台

⑵　撤去し、保管した年月日

平成24年11月４日から同月29日まで

⑶　返還を行う時間および場所

ア　時間　午前10時から午後７時まで

イ　場所　秋田市東通仲町４番３号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

⑷　返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成24年12月28日から平成25年６月28日まで

２　返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

３　所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後６か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第６条第４項の規定に基づき、本市に帰属する。

４　問合せ先

秋田市山王一丁目１番１号

秋田市都市整備部交通政策課　電話　866－2035

秋田市東通仲町４番３号

秋田市自転車等保管所　電話　834－6497

秋田市告示第294号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年12月18日

秋田市長　穂　　積　　志

１　公示送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

２　送達する書類

平成24年度市税督促状

秋田市告示第295号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年12月20日

秋田市長　穂　　積　　志

１　公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

２　送達する書類

平成24年度第４期国民健康保険税督促状

秋田市告示第296号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年12月21日

秋田市長　穂　　積　　志

１　公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

２　送達する書類

平成24年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第297号

平成24年11月30日の「平成24年11月秋田市議会定例会」において設定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成24年12月25日

秋田市長　穂　　積　　志

平成23年度一般会計歳入歳出決算書

歳　入　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 市税		43,066,170,000	47,241,923,493	43,316,552,243	392,536,156	3,534,037,541	250,382,243
	1 市民税	18,074,899,000	19,392,728,539	18,174,760,330	77,209,643	1,141,388,013	99,861,330
	2 固定資産税	20,902,231,000	23,586,727,656	20,974,443,589	291,571,256	2,321,223,611	72,212,589
	3 軽自動車税	490,947,000	538,103,530	491,767,663	4,391,600	42,006,467	820,663
	4 市たばこ税	2,143,711,000	2,216,541,311	2,216,541,311	0	0	72,830,311
	5 鉱産税	8,674,000	8,410,900	8,410,900	0	0	△263,100
	6 特別土地保有税	2,000	19,363,657	0	19,363,657	0	△2,000
	7 入湯税	29,435,000	29,396,550	29,396,550	0	0	△38,450
	8 事業所税	1,416,271,000	1,450,651,350	1,421,231,900	0	29,419,450	4,960,900
2 地方譲与税		1,056,262,000	1,044,765,045	1,044,765,045	0	0	△11,496,955
	1 地方揮発油譲与税	284,534,000	272,542,000	272,542,000	0	0	△11,992,000
	2 自動車重量譲与税	700,296,000	707,341,000	707,341,000	0	0	7,045,000
	3 特別とん譲与税	36,418,000	33,202,834	33,202,834	0	0	△3,215,166
	4 航空機燃料譲与税	35,014,000	31,678,000	31,678,000	0	0	△3,336,000
	5 地方道路譲与税	0	1,211	1,211	0	0	1,211
3 利子割交付金		112,709,000	105,066,000	105,066,000	0	0	△7,643,000
	1 利子割交付金	112,709,000	105,066,000	105,066,000	0	0	△7,643,000
4 配当割交付金		37,847,000	40,576,000	40,576,000	0	0	2,729,000
	1 配当割交付金	37,847,000	40,576,000	40,576,000	0	0	2,729,000
5 株式等譲渡所得割交付金		8,992,000	7,807,000	7,807,000	0	0	△1,185,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	8,992,000	7,807,000	7,807,000	0	0	△1,185,000
6 地方消費税交付金		3,260,615,000	3,269,861,000	3,269,861,000	0	0	9,246,000
	1 地方消費税交付金	3,260,615,000	3,269,861,000	3,269,861,000	0	0	9,246,000
7 ゴルフ場利用税交付金		64,058,000	62,496,070	62,496,070	0	0	△1,561,930

	1 ゴルフ場利用税交付金	64,058,000	62,496,070	62,496,070	0	0	△1,561,930
8 自動車取得税交付金		152,789,000	148,662,000	148,662,000	0	0	△4,127,000
	1 自動車取得税交付金	152,789,000	148,662,000	148,662,000	0	0	△4,127,000
9 国有提供施設等所在市助成交付金		8,910,000	8,021,000	8,021,000	0	0	△889,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	8,910,000	8,021,000	8,021,000	0	0	△889,000
10 地方特例交付金		439,897,000	439,897,000	439,897,000	0	0	0
	1 地方特例交付金	439,897,000	439,897,000	439,897,000	0	0	0
11 地方交付税		24,005,087,000	25,914,056,000	25,914,056,000	0	0	1,908,969,000
	1 地方交付税	24,005,087,000	25,914,056,000	25,914,056,000	0	0	1,908,969,000
12 交通安全対策特別交付金		106,000,000	80,852,000	80,852,000	0	0	△25,148,000
	1 交通安全対策特別交付金	106,000,000	80,852,000	80,852,000	0	0	△25,148,000
13 分担金及び負担金		1,173,413,000	1,278,065,618	1,179,861,535	2,455,372	95,748,711	6,448,535
	1 分担金	2,815,000	1,784,402	1,784,402	0	0	△1,030,598
	2 負担金	1,170,598,000	1,276,281,216	1,178,077,133	2,455,372	95,748,711	7,479,133
14 使用料及び手数料		2,133,790,000	2,183,907,812	2,052,725,587	0	131,182,225	△81,064,413
	1 使用料	1,292,571,000	1,386,329,208	1,255,146,983	0	131,182,225	△37,424,017
	2 手数料	841,219,000	797,578,604	797,578,604	0	0	△43,640,396
15 国庫支出金		22,112,271,000	22,024,725,610	20,230,884,610	0	1,793,841,000	△1,881,386,390
	1 国庫負担金	14,795,551,000	14,832,451,084	14,795,804,084	0	36,647,000	253,084
	2 国庫補助金	7,207,377,000	7,092,062,751	5,334,868,751	0	1,757,194,000	△1,872,508,249
	3 委託金	109,343,000	100,211,775	100,211,775	0	0	△9,131,225
16 県支出金		7,332,649,000	7,077,604,070	6,685,631,070	0	391,973,000	△647,017,930
	1 県負担金	2,768,297,000	2,734,523,715	2,734,523,715	0	0	△33,773,285
	2 県補助金	4,019,504,000	3,787,273,005	3,395,300,005	0	391,973,000	△624,203,995
	3 委託金	544,848,000	555,807,350	555,807,350	0	0	10,959,350
17 財産収入		247,702,000	505,291,305	501,143,112	1,028,061	3,120,132	253,441,112
	1 財産運用収入	200,509,000	229,693,909	225,545,716	1,028,061	3,120,132	25,036,716

	2 財産売払収入	47,193,000	275,597,396	275,597,396	0	0	228,404,396
18 寄附金		4,380,000	7,598,870	5,598,660	0	2,000,210	1,218,660
	1 寄附金	4,380,000	7,598,870	5,598,660	0	2,000,210	1,218,660
19 繰入金		4,746,992,000	1,115,311,373	1,115,311,373	0	0	△3,631,680,627
	1 特別会計繰入金	119,756,000	116,532,000	116,532,000	0	0	△3,224,000
	2 基金繰入金	4,627,236,000	998,779,373	998,779,373	0	0	△3,628,456,627
20 繰越金		1,727,850,000	1,727,850,255	1,727,850,255	0	0	255
	1 繰越金	1,727,850,000	1,727,850,255	1,727,850,255	0	0	255
21 諸収入		6,425,713,000	6,632,843,935	6,486,823,279	14,912,160	131,119,055	61,110,279
	1 延滞金、加算金及び過料	30,001,000	36,004,567	36,015,126	0	0	6,014,126
	2 市預金利子	4,532,000	6,835,894	6,835,894	0	0	2,303,894
	3 貸付金元利収入	5,363,101,000	5,302,910,999	5,290,948,477	242,074	11,720,448	△72,152,523
	4 受託事業収入	2,666,000	1,865,734	1,865,734	0	0	△800,266
	5 雑入	1,025,413,000	1,285,226,741	1,151,158,048	14,670,086	119,398,607	125,745,048
22 市債		17,575,500,000	13,726,600,000	13,726,600,000	0	0	△3,848,900,000
	1 市債	17,575,500,000	13,726,600,000	13,726,600,000	0	0	△3,848,900,000
歳入合計		135,799,596,000	134,643,781,456	128,151,040,839	410,931,749	6,083,021,874	△7,648,555,161

歳出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		890,970,000	876,846,524	0	14,123,476	14,123,476
	1 議会費	890,970,000	876,846,524	0	14,123,476	14,123,476
2 総務費		22,752,997,000	18,131,912,701	4,078,525,000	542,559,299	4,621,084,299
	1 総務管理費	20,686,611,000	16,325,036,871	3,916,426,000	445,148,129	4,361,574,129
	2 徴税費	1,143,238,000	1,081,376,814	0	61,861,186	61,861,186
	3 戸籍住民基本台帳費	550,789,000	371,755,470	162,099,000	16,934,530	179,033,530
	4 選挙費	212,872,000	206,866,842	0	6,005,158	6,005,158
	5 統計調査費	63,876,000	54,562,542	0	9,313,458	9,313,458

	6 監査委員費	95,611,000	92,314,162	0	3,296,838	3,296,838
3 民生費		41,113,887,000	40,022,416,422	126,838,000	964,632,578	1,091,470,578
	1 社会福祉費	18,390,457,000	17,925,679,044	0	464,777,956	464,777,956
	2 児童福祉費	13,176,552,000	12,762,666,107	126,838,000	287,047,893	413,885,893
	3 生活保護費	9,475,305,000	9,264,567,506	0	210,737,494	210,737,494
	4 国民年金費	64,223,000	62,553,765	0	1,669,235	1,669,235
	5 災害救助費	7,350,000	6,950,000	0	400,000	400,000
4 衛生費		12,252,903,000	11,808,895,621	39,222,000	404,785,379	444,007,379
	1 環境衛生費	1,726,372,000	1,639,660,152	39,222,000	47,489,848	86,711,848
	2 保健所費	2,490,136,000	2,317,741,116	0	172,394,884	172,394,884
	3 清掃費	6,456,218,000	6,273,198,084	0	183,019,916	183,019,916
	4 病院費	1,217,862,000	1,217,862,000	0	0	0
	5 上水道費	207,383,000	207,383,000	0	0	0
	6 食肉衛生検査所費	154,932,000	153,051,269	0	1,880,731	1,880,731
5 労働費		456,771,000	439,023,399	0	17,747,601	17,747,601
	1 労働諸費	456,771,000	439,023,399	0	17,747,601	17,747,601
6 農林水産業費		2,399,969,000	2,072,136,047	129,925,000	197,907,953	327,832,953
	1 農業費	1,358,119,000	1,082,330,362	129,925,000	145,863,638	275,788,638
	2 農業集落排水費	528,636,000	528,636,000	0	0	0
	3 林業費	513,214,000	461,169,685	0	52,044,315	52,044,315
7 商工費		6,389,098,000	6,232,449,824	0	156,648,176	156,648,176
	1 商工費	6,389,098,000	6,232,449,824	0	156,648,176	156,648,176
8 土木費		18,139,029,000	16,453,781,283	1,057,281,000	627,966,717	1,685,247,717
	1 土木管理費	367,289,000	338,359,277	7,080,000	21,849,723	28,929,723
	2 道路橋りょう費	6,522,706,000	5,674,991,585	380,285,000	467,429,415	847,714,415
	3 河川費	176,057,000	160,356,328	10,965,000	4,735,672	15,700,672
	4 港湾費	160,845,000	159,456,717	0	1,388,283	1,388,283

	5 都市計画費	5,398,953,000	4,654,178,527	658,951,000	85,823,473	744,774,473
	6 下水道費	4,970,286,000	4,970,286,000	0	0	0
	7 住宅費	542,893,000	496,152,849	0	46,740,151	46,740,151
9 消防費		3,756,546,000	3,639,843,418	64,196,000	52,506,582	116,702,582
	1 消防費	3,756,546,000	3,639,843,418	64,196,000	52,506,582	116,702,582
10 教育費		11,847,667,000	10,692,616,926	554,884,000	600,166,074	1,155,050,074
	1 教育総務費	2,034,988,000	1,933,615,402	0	101,372,598	101,372,598
	2 小学校費	2,891,160,000	2,457,588,747	263,170,000	170,401,253	433,571,253
	3 中学校費	2,432,559,000	1,994,644,477	288,937,000	148,977,523	437,914,523
	4 高等学校費	860,248,000	829,264,709	0	30,983,291	30,983,291
	5 社会教育費	2,173,748,000	2,099,054,551	2,777,000	71,916,449	74,693,449
	6 保健体育費	583,646,000	543,817,209	0	39,828,791	39,828,791
	7 専修学校費	104,726,000	103,065,481	0	1,660,519	1,660,519
	8 短期大学費	766,592,000	731,566,350	0	35,025,650	35,025,650
11 災害復旧費		225,278,000	97,662,422	90,361,000	37,254,578	127,615,578
	1 農林水産施設災害復旧費	110,354,000	45,122,595	37,722,000	27,509,405	65,231,405
	2 公共土木施設災害復旧費	114,922,000	52,539,827	52,639,000	9,743,173	62,382,173
	3 教育施設災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
12 公債費		15,517,113,000	15,489,258,829	0	27,854,171	27,854,171
	1 公債費	15,517,113,000	15,489,258,829	0	27,854,171	27,854,171
13 諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 雑支出	1,000	0	0	1,000	1,000
14 予備費		57,367,000	0	0	57,367,000	57,367,000
	1 予備費	57,367,000	0	0	57,367,000	57,367,000
歳出合計		135,799,596,000	125,956,843,416	6,141,232,000	3,701,520,584	9,842,752,584

歳入歳出差引残額　2,194,197,423円

平成23年度土地区画整理会計歳入歳出決算書

歳　入　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国庫支出金		479,601,000	479,601,000	427,836,000	0	51,765,000	△51,765,000
	1 国庫補助金	479,601,000	479,601,000	427,836,000	0	51,765,000	△51,765,000
2 換地清算金		1,000	3,189,929	358,380	0	2,831,549	357,380
	1 換地清算金	1,000	3,189,929	358,380	0	2,831,549	357,380
3 財産収入		2,491,000	9,388,495	9,050,868	0	337,627	6,559,868
	1 財産売払収入	2,491,000	9,388,495	9,050,868	0	337,627	6,559,868
4 繰入金		1,119,109,000	1,119,109,000	952,492,000	0	166,617,000	△166,617,000
	1 繰入金	1,119,109,000	1,119,109,000	952,492,000	0	166,617,000	△166,617,000
5 繰越金		0	99,088,862	99,088,862	0	0	99,088,862
	1 繰越金	0	99,088,862	99,088,862	0	0	99,088,862
歳入合計		1,601,202,000	1,710,377,286	1,488,826,110	0	221,551,176	△112,375,890

歳　出　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業費		1,598,702,000	1,375,741,286	218,382,000	4,578,714	222,960,714
	1 土地区画整理費	1,598,702,000	1,375,741,286	218,382,000	4,578,714	222,960,714
2 公債費		1,500,000	210,279	0	1,289,721	1,289,721
	1 公債費	1,500,000	210,279	0	1,289,721	1,289,721
3 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計		1,601,202,000	1,375,951,565	218,382,000	6,868,435	225,250,435

歳入歳出差引残額　112,874,545円

平成23年度市有林会計歳入歳出決算書

歳　入　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 県支出金		17,649,000	14,204,798	14,204,798	0	0	△3,444,202
	1 県補助金	17,649,000	14,204,798	14,204,798	0	0	△3,444,202
2 財産収入		3,865,000	5,675,536	5,675,536	0	0	1,810,536
	1 財産運用収入	2,977,000	2,966,142	2,966,142	0	0	△10,858
	2 財産売払収入	637,000	1,602,069	1,602,069	0	0	965,069
	3 分収林収入	251,000	1,107,325	1,107,325	0	0	856,325
3 繰入金		94,175,000	94,175,000	94,175,000	0	0	0
	1 繰入金	94,175,000	94,175,000	94,175,000	0	0	0
4 繰越金		16,500,000	40,629,657	40,629,657	0	0	24,129,657
	1 繰越金	16,500,000	40,629,657	40,629,657	0	0	24,129,657
5 諸収入		6,202,000	5,718,994	5,718,994	0	0	△483,006
	1 雑入	6,202,000	5,718,994	5,718,994	0	0	△483,006
6 市債		19,900,000	17,000,000	17,000,000	0	0	△2,900,000
	1 市債	19,900,000	17,000,000	17,000,000	0	0	△2,900,000
歳入合計		158,291,000	177,403,985	177,403,985	0	0	19,112,985

歳　出　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		28,572,000	28,117,883	0	454,117	454,117
	1 総務管理費	28,572,000	28,117,883	0	454,117	454,117
2 事業費		51,759,000	43,189,025	0	8,569,975	8,569,975
	1 造林事業費	51,759,000	43,189,025	0	8,569,975	8,569,975
3 公債費		75,842,000	75,215,144	0	626,856	626,856
	1 公債費	75,842,000	75,215,144	0	626,856	626,856
4 諸支出金		1,918,000	1,900,209	0	17,791	17,791

	1 分収交付金	1,918,000	1,900,209	0	17,791	17,791
5 予 備 費		200,000	0	0	200,000	200,000
	1 予 備 費	200,000	0	0	200,000	200,000
歳 出 合 計		158,291,000	148,422,261	0	9,868,739	9,868,739

歳入歳出差引残額　28,981,724円

平成23年度市営墓地会計歳入歳出決算書

歳　入　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 使用料及び手数料		70,225,000	70,272,795	70,239,006	0	33,789	14,006
	1 使 用 料	52,227,000	52,228,760	52,228,760	0	0	1,760
	2 手 数 料	17,998,000	18,044,035	18,010,246	0	33,789	12,246
2 繰 入 金		95,980,000	91,096,322	91,096,322	0	0	△4,883,678
	1 繰 入 金	95,980,000	91,096,322	91,096,322	0	0	△4,883,678
3 繰 越 金		10,535,000	10,535,029	10,535,029	0	0	29
	1 繰 越 金	10,535,000	10,535,029	10,535,029	0	0	29
4 諸 収 入		47,000	110,566	110,566	0	0	63,566
	1 雑 入	47,000	110,566	110,566	0	0	63,566
歳 入 合 計		176,787,000	172,014,712	171,980,923	0	33,789	△4,806,077

歳　出　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総 務 費		76,014,000	73,326,614	0	2,687,386	2,687,386
	1 総務管理費	40,221,000	37,533,614	0	2,687,386	2,687,386
	2 繰 出 金	35,793,000	35,793,000	0	0	0
2 事 業 費		99,673,000	93,405,272	0	6,267,728	6,267,728
	1 事 業 費	99,673,000	93,405,272	0	6,267,728	6,267,728
3 公 債 費		100,000	2,889	0	97,111	97,111
	1 公 債 費	100,000	2,889	0	97,111	97,111

4 予 備 費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		176,787,000	166,734,775	0	10,052,225	10,052,225

歳入歳出差引残額　5,246,148円

平成23年度中央卸売市場会計歳入歳出決算書

歳　入　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 使用料及び手数料		240,359,000	249,048,239	245,212,419	1,261,473	2,574,347	4,853,419
	1 使 用 料	240,358,000	249,045,239	245,209,419	1,261,473	2,574,347	4,851,419
	2 手 数 料	1,000	3,000	3,000	0	0	2,000
2 繰 入 金		137,142,000	137,142,000	137,142,000	0	0	0
	1 繰 入 金	137,142,000	137,142,000	137,142,000	0	0	0
3 繰 越 金		19,082,000	30,214,350	30,214,350	0	0	11,132,350
	1 繰 越 金	19,082,000	30,214,350	30,214,350	0	0	11,132,350
4 諸 収 入		174,737,000	181,035,633	176,402,426	735,291	3,897,916	1,665,426
	1 貸付金元利収入	80,160,000	80,023,933	80,023,933	0	0	△136,067
	2 雑 入	94,577,000	101,011,700	96,378,493	735,291	3,897,916	1,801,493
5 県支出金		174,300,000	209,445,000	0	0	209,445,000	△174,300,000
	1 県補助金	174,300,000	209,445,000	0	0	209,445,000	△174,300,000
6 市 債		540,300,000	0	0	0	0	△540,300,000
	1 市 債	540,300,000	0	0	0	0	△540,300,000
歳 入 合 計		1,285,920,000	806,885,222	588,971,195	1,996,764	215,917,263	△696,948,805

歳　出　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総 務 費		399,497,000	395,628,258	0	3,868,742	3,868,742
	1 総務管理費	399,497,000	395,628,258	0	3,868,742	3,868,742
2 公 債 費		170,956,000	170,016,527	0	939,473	939,473

	1 公債費	170,956,000	170,016,527	0	939,473	939,473
3 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
4 事業費		714,967,000	0	714,967,000	0	714,967,000
	1 中央卸売市場施設整備費	714,967,000	0	714,967,000	0	714,967,000
歳出合計		1,285,920,000	565,644,785	714,967,000	5,308,215	720,275,215

歳入歳出差引残額　23,326,410円

平成23年度大森山動物園会計歳入歳出決算書

歳　入　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 使用料及び手数料		69,743,000	70,233,391	70,233,391	0	0	490,391
	1 使用料	69,743,000	70,233,391	70,233,391	0	0	490,391
2 寄附金		1,000	120,000	120,000	0	0	119,000
	1 寄附金	1,000	120,000	120,000	0	0	119,000
3 繰入金		386,927,000	378,629,500	378,629,500	0	0	△8,297,500
	1 繰入金	386,927,000	378,629,500	378,629,500	0	0	△8,297,500
4 繰越金		1,000	1,402,250	1,402,250	0	0	1,401,250
	1 繰越金	1,000	1,402,250	1,402,250	0	0	1,401,250
5 諸収入		6,788,000	7,588,336	7,588,336	0	0	800,336
	1 雑入	6,788,000	7,588,336	7,588,336	0	0	800,336
歳入合計		463,460,000	457,973,477	457,973,477	0	0	△5,486,523

歳　出　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		362,256,000	355,066,412	0	7,189,588	7,189,588
	1 総務管理費	362,256,000	355,066,412	0	7,189,588	7,189,588
2 事業費		50,949,000	50,111,598	0	837,402	837,402
	1 動物園施設整備費	50,949,000	50,111,598	0	837,402	837,402

3 公 債 費		50,155,000	49,943,734	0	211,266	211,266
	1 公 債 費	50,155,000	49,943,734	0	211,266	211,266
4 予 備 費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 予 備 費	100,000	0	0	100,000	100,000
歳 出 合 計		463,460,000	455,121,744	0	8,338,256	8,338,256

歳入歳出差引残額　2,851,733円

平成23年度廃棄物発電会計歳入歳出決算書

歳　入　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 発電収入		192,360,000	186,993,733	186,993,733	0	0	△5,366,267
	1 発電収入	192,360,000	186,993,733	186,993,733	0	0	△5,366,267
2 繰越金		1,000	1,640	1,640	0	0	640
	1 繰越金	1,000	1,640	1,640	0	0	640
歳 入 合 計		192,361,000	186,995,373	186,995,373	0	0	△5,365,627

歳　出　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		41,446,000	39,890,750	0	1,555,250	1,555,250
	1 総務管理費	41,446,000	39,890,750	0	1,555,250	1,555,250
2 繰出金		83,963,000	80,739,000	0	3,224,000	3,224,000
	1 一般会計繰出金	83,963,000	80,739,000	0	3,224,000	3,224,000
3 公債費		66,952,000	66,364,423	0	587,577	587,577
	1 公債費	66,952,000	66,364,423	0	587,577	587,577
歳 出 合 計		192,361,000	186,994,173	0	5,366,827	5,366,827

歳入歳出差引残額　1,200円

平成23年度国民健康保険事業会計歳入歳出決算書

歳　入　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険税		5,931,775,000	10,717,743,413	6,031,135,985	639,955,496	4,048,473,632	99,360,985
	1 国民健康保険税	5,931,775,000	10,717,743,413	6,031,135,985	639,955,496	4,048,473,632	99,360,985
2 使用料及び手数料		1,000	900	900	0	0	△100
	1 手数料	1,000	900	900	0	0	△100
3 国庫支出金		7,089,981,000	7,260,217,808	7,260,217,808	0	0	170,236,808
	1 国庫負担金	5,078,824,000	5,311,673,908	5,311,673,908	0	0	232,849,908
	2 国庫補助金	2,011,157,000	1,948,543,900	1,948,543,900	0	0	△62,613,100
4 療養給付費交付金		1,652,681,000	1,616,900,709	1,616,900,709	0	0	△35,780,291
	1 療養給付費交付金	1,652,681,000	1,616,900,709	1,616,900,709	0	0	△35,780,291
5 前期高齢者交付金		8,423,032,000	8,423,032,447	8,423,032,447	0	0	447
	1 前期高齢者交付金	8,423,032,000	8,423,032,447	8,423,032,447	0	0	447
6 県支出金		1,449,139,000	1,359,652,081	1,359,652,081	0	0	△89,486,919
	1 県負担金	266,477,000	255,013,081	255,013,081	0	0	△11,463,919
	2 県補助金	1,182,662,000	1,104,639,000	1,104,639,000	0	0	△78,023,000
7 共同事業交付金		4,573,768,000	4,575,555,105	4,575,555,105	0	0	1,787,105
	1 共同事業交付金	4,573,768,000	4,575,555,105	4,575,555,105	0	0	1,787,105
8 財産収入		684,000	683,970	683,970	0	0	△30
	1 財産運用収入	684,000	683,970	683,970	0	0	△30
9 繰入金		2,156,751,000	2,142,796,060	2,142,796,060	0	0	△13,954,940
	1 一般会計繰入金	2,156,751,000	2,142,796,060	2,142,796,060	0	0	△13,954,940
10 繰越金		1,092,477,000	1,092,477,911	1,092,477,911	0	0	911
	1 繰越金	1,092,477,000	1,092,477,911	1,092,477,911	0	0	911
11 諸収入		12,433,000	21,463,059	21,048,991	53,214	360,854	8,615,991
	1 延滞金、加算金及び過料	2,380,000	1,176,500	1,176,500	0	0	△1,203,500

	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000
	3 雑　入	10,052,000	20,286,559	19,872,491	53,214	360,854	9,820,491
歳入合計		32,382,722,000	37,210,523,463	32,523,501,967	640,008,710	4,048,834,486	140,779,967

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		180,677,000	167,381,680	0	13,295,320	13,295,320
	1 総務管理費	77,707,000	75,764,705	0	1,942,295	1,942,295
	2 徴税費	100,303,000	89,588,928	0	10,714,072	10,714,072
	3 運営協議会費	335,000	187,560	0	147,440	147,440
	4 収納率向上特別対策事業費	2,332,000	1,840,487	0	491,513	491,513
2 保険給付費		21,759,005,000	21,456,795,704	0	302,209,296	302,209,296
	1 療養諸費	19,312,367,000	19,089,136,595	0	223,230,405	223,230,405
	2 高額療養費	2,327,833,000	2,251,800,524	0	76,032,476	76,032,476
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 出産育児諸費	91,603,000	89,508,585	0	2,094,415	2,094,415
	5 葬祭諸費	27,200,000	26,350,000	0	850,000	850,000
3 後期高齢者支援金等		3,235,715,000	3,235,691,163	0	23,837	23,837
	1 後期高齢者支援金等	3,235,715,000	3,235,691,163	0	23,837	23,837
4 前期高齢者納付金等		9,688,000	9,590,351	0	97,649	97,649
	1 前期高齢者納付金等	9,688,000	9,590,351	0	97,649	97,649
5 老人保健拠出金		237,000	210,589	0	26,411	26,411
	1 老人保健拠出金	237,000	210,589	0	26,411	26,411
6 介護納付金		1,487,522,000	1,487,521,942	0	58	58
	1 介護納付金	1,487,522,000	1,487,521,942	0	58	58
7 共同事業拠出金		4,768,204,000	4,681,553,529	0	86,650,471	86,650,471
	1 共同事業拠出金	4,768,204,000	4,681,553,529	0	86,650,471	86,650,471
8 保健事業費		238,319,000	230,738,810	0	7,580,190	7,580,190

	1 特定健康診査等事業費	149,744,000	143,904,544	0	5,839,456	5,839,456
	2 保健事業費	88,575,000	86,834,266	0	1,740,734	1,740,734
9 基金積立金		200,684,000	200,684,000	0	0	0
	1 基金積立金	200,684,000	200,684,000	0	0	0
10 公債費		10,000,000	238,307	0	9,761,693	9,761,693
	1 公債費	10,000,000	238,307	0	9,761,693	9,761,693
11 諸支出金		307,492,000	307,488,878	0	3,122	3,122
	1 償還金及び還付加算金	307,491,000	307,488,878	0	2,122	2,122
	2 一部負担金	1,000	0	0	1,000	1,000
12 予備費		185,179,000	0	0	185,179,000	185,179,000
	1 予備費	185,179,000	0	0	185,179,000	185,179,000
歳出合計		32,382,722,000	31,777,894,953	0	604,827,047	604,827,047

歳入歳出差引残額　745,607,014円

平成23年度母子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算書

歳　入　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 繰入金		1,870,000	1,201,440	1,201,440	0	0	△668,560
	1 繰入金	1,870,000	1,201,440	1,201,440	0	0	△668,560
2 繰越金		41,006,000	61,710,894	61,710,894	0	0	20,704,894
	1 繰越金	41,006,000	61,710,894	61,710,894	0	0	20,704,894
3 諸収入		43,191,000	92,062,493	43,895,724	0	48,166,769	704,724
	1 貸付金元利収入	43,190,000	88,748,793	43,625,724	0	45,123,069	435,724
	2 雑入	1,000	3,313,700	270,000	0	3,043,700	269,000
4 市債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 市債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		86,068,000	154,974,827	106,808,058	0	48,166,769	20,740,058

歳　出　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		81,519,000	60,121,762	0	21,397,238	21,397,238
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	81,519,000	60,121,762	0	21,397,238	21,397,238
2 公債費		4,549,000	4,048,844	0	500,156	500,156
	1 公債費	500,000	678	0	499,322	499,322
	2 母子寡婦福祉資金貸付事業償還金	4,049,000	4,048,166	0	834	834
歳出合計		86,068,000	64,170,606	0	21,897,394	21,897,394

歳入歳出差引残額　42,637,452円

平成23年度介護保険事業会計歳入歳出決算書
（保険事業勘定）

歳　入　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 保険料		3,851,787,000	4,029,031,136	3,860,424,147	50,595,213	121,228,232	8,637,147
	1 介護保険料	3,851,787,000	4,029,031,136	3,860,424,147	50,595,213	121,228,232	8,637,147
2 手数料		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 手数料	1,000	0	0	0	0	△1,000
3 国庫支出金		5,822,888,000	5,751,448,184	5,751,448,184	0	0	△71,439,816
	1 国庫負担金	4,320,164,000	4,239,295,984	4,239,295,984	0	0	△80,868,016
	2 国庫補助金	1,502,724,000	1,512,152,200	1,512,152,200	0	0	9,428,200
4 支払基金交付金		7,041,636,000	6,963,985,000	6,963,985,000	0	0	△77,651,000
	1 支払基金交付金	7,041,636,000	6,963,985,000	6,963,985,000	0	0	△77,651,000
5 県支出金		3,381,267,000	3,389,423,662	3,389,423,662	0	0	8,156,662
	1 県負担金	3,319,826,000	3,327,974,062	3,327,974,062	0	0	8,148,062
	2 県補助金	61,441,000	61,449,600	61,449,600	0	0	8,600
6 財産収入		1,070,000	1,069,121	1,069,121	0	0	△879
	1 基金運用収入	1,070,000	1,069,121	1,069,121	0	0	△879
7 繰入金		4,069,906,000	3,955,573,199	3,955,573,199	0	0	△114,332,801

	1 一般会計繰入金	3,385,528,000	3,271,195,199	3,271,195,199	0	0	△114,332,801
	2 基金繰入金	684,378,000	684,378,000	684,378,000	0	0	0
8 繰越金		162,533,000	162,533,833	162,533,833	0	0	833
	1 繰越金	162,533,000	162,533,833	162,533,833	0	0	833
9 諸収入		3,000	2,455,829	2,455,829	0	0	2,452,829
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000	203,100	203,100	0	0	202,100
	2 雑入	2,000	2,252,729	2,252,729	0	0	2,250,729
歳入合計		24,331,091,000	24,255,519,964	24,086,912,975	50,595,213	121,228,232	△244,178,025

歳出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		347,645,000	309,749,915	0	37,895,085	37,895,085
	1 総務管理費	347,645,000	309,749,915	0	37,895,085	37,895,085
2 保険給付費		23,395,145,000	23,263,060,906	0	132,084,094	132,084,094
	1 介護サービス等諸費	20,772,039,000	20,763,397,930	0	8,641,070	8,641,070
	2 介護予防サービス等諸費	968,154,000	952,503,201	0	15,650,799	15,650,799
	3 高額介護サービス等費	584,619,000	477,197,088	0	107,421,912	107,421,912
	4 特定入所者介護サービス等費	1,034,920,000	1,034,919,990	0	10	10
	5 その他諸費	35,413,000	35,042,697	0	370,303	370,303
3 財政安定化基金拠出金		0	0	0	0	0
	1 財政安定化基金拠出金	0	0	0	0	0
4 地域支援事業費		336,120,000	313,528,268	0	22,591,732	22,591,732
	1 介護予防事業費	76,992,000	63,632,491	0	13,359,509	13,359,509
	2 包括的支援事業・任意事業費	259,128,000	249,895,777	0	9,232,223	9,232,223
5 基金積立金		139,567,000	139,567,000	0	0	0
	1 基金積立金	139,567,000	139,567,000	0	0	0
6 公債費		2,000,000	355,392	0	1,644,608	1,644,608
	1 公債費	2,000,000	355,392	0	1,644,608	1,644,608

7 諸支出金		60,614,000	58,369,210	0	2,244,790	2,244,790
	1 償還金及び還付加算金	60,614,000	58,369,210	0	2,244,790	2,244,790
8 予備費		50,000,000	0	0	50,000,000	50,000,000
	1 予備費	50,000,000	0	0	50,000,000	50,000,000
歳出合計		24,331,091,000	24,084,630,691	0	246,460,309	246,460,309

歳入歳出差引残額　2,282,284円

平成23年度後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書

歳　入　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 後期高齢者医療保険料		2,324,430,000	2,345,265,200	2,315,241,200	3,068,100	30,120,900	△9,188,800
	1 後期高齢者医療保険料	2,324,430,000	2,345,265,200	2,315,241,200	3,068,100	30,120,900	△9,188,800
2 使用料及び手数料		1,000	300	300	0	0	△700
	1 手数料	1,000	300	300	0	0	△700
3 繰入金		587,287,000	587,287,000	587,287,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	587,287,000	587,287,000	587,287,000	0	0	0
4 繰越金		25,400,000	76,182,249	76,182,249	0	0	50,782,249
	1 繰越金	25,400,000	76,182,249	76,182,249	0	0	50,782,249
5 諸収入		10,260,000	4,549,600	4,549,600	0	0	△5,710,400
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000	253,600	253,600	0	0	252,600
	2 償還金及び還付加算金	10,257,000	4,296,000	4,296,000	0	0	△5,961,000
	3 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 雑入	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		2,947,378,000	3,013,284,349	2,983,260,349	3,068,100	30,120,900	35,882,349

歳　出　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		54,493,000	47,778,910	0	6,714,090	6,714,090
	1 総務管理費	19,663,000	17,491,194	0	2,171,806	2,171,806

	2 徴収費	34,830,000	30,287,716	0	4,542,284	4,542,284
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,872,428,000	2,865,116,491	0	7,311,509	7,311,509
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,872,428,000	2,865,116,491	0	7,311,509	7,311,509
3 公債費		200,000	27,648	0	172,352	172,352
	1 公債費	200,000	27,648	0	172,352	172,352
4 諸支出金		10,257,000	4,296,000	0	5,961,000	5,961,000
	1 償還金及び還付加算金	10,257,000	4,296,000	0	5,961,000	5,961,000
5 予備費		10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
	1 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
歳出合計		2,947,378,000	2,917,219,049	0	30,158,951	30,158,951

歳入歳出差引残額　66,041,300円

秋田市告示第298号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成24年12月25日

秋田市長　穂　積　　志

専決第60号

専決処分書

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第６号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき専決処分する。

平成24年11月21日

秋田市長　穂　積　　志

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第６号）

平成24年度秋田市の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105,713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,054,626千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		千円 6,081,976	千円 105,713	千円 6,187,689
	3 委託金	527,938	105,713	633,651
歳入合計		121,948,913	105,713	122,054,626

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 14,722,077	千円 105,713	千円 14,827,790
	4 選挙費	111,528	105,713	217,241
歳出合計		121,948,913	105,713	122,054,626

秋田市告示第299号

平成24年12月21日の「平成24年11月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成24年12月25日

秋田市長　穂　積　志

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第７号）

平成24年度秋田市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ672,649千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,727,275千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
15　国庫支出金		17,384,489	236,346	17,620,835
	1　国庫負担金	14,678,782	236,346	14,915,128
16　県支出金		6,187,689	142,591	6,330,280
	1　県負担金	2,912,988	116,188	3,029,176
	2　県補助金	2,641,050	26,403	2,667,453
20　繰　越　金		893,973	293,712	1,187,685
	1　繰越金	893,973	293,712	1,187,685
歳　入　合　計		122,054,626	672,649	122,727,275

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2　総　務　費		14,827,790	16,073	14,843,863
	1　総務管理費	12,932,477	13,900	12,946,377
	5　統計調査費	60,356	2,173	62,529
3　民　生　費		41,105,480	523,177	41,628,657
	1　社会福祉費	18,246,665	522,626	18,769,291
	2　児童福祉費	13,083,452	551	13,084,003
4　衛　生　費		9,071,216	38,184	9,109,400
	1　環境衛生費	550,964	12,029	562,993
	4　病院費	1,183,580	2,898	1,186,478

	7　母子衛生費	543,901	23,257	567,158
6　農林水産業費		2,142,329	28,447	2,170,776
	1　農業費	1,261,750	26,853	1,288,603
	3　林業費	316,072	1,594	317,666
7　商　工　費		7,319,527	19,401	7,338,928
	1　商工費	7,319,527	19,401	7,338,928
8　土　木　費		13,878,454	45,767	13,924,221
	3　河川費	144,206	1,541	145,747
	5　都市計画費	4,218,362	44,226	4,262,588
10　教　育　費		11,993,667	1,600	11,995,267
	7　専修学校費	108,673	1,600	110,273
歳　出　合　計		122,054,626	672,649	122,727,275

第２表　繰越明許費　（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
8　土　木　費	5　都市計画費	土地区画整理会計繰出金	476,300
		太平山リゾート公園等施設改修経費	44,226

第３表　債務負担行為補正

（追　加）　（単位：千円）

事　項	期　間	限　度　額
外部監査実施経費	平成24年度～平成25年度	10,418
後期高齢者健康診査事業委託経費等	平成24年度～平成25年度	3,261
障がい者福祉関連サービス委託経費等	平成24年度～平成25年度	90,036
老人福祉関連サービス委託経費等	平成24年度～平成25年度	13,197
子ども広場運営事業	平成24年度～平成25年度	14,876
施設設備管理費及び機器使用料等（平成24年度設定文書法制課分）	平成24年度～平成25年度	6,179
同上（平成24年度設定防災安全対策課分）	平成24年度～平成25年度	603
同上（平成24年度設定契約課分）	平成24年度～平成25年度	4,700

同上（平成24年度設定管財課分）	平成24年度～平成25年度	72,449
同上（平成24年度設定公共施設監査保全室分）	平成24年度～平成25年度	5,900
同上（平成24年度設定企画調整課分）	平成24年度～平成25年度	26,136
同上（平成24年度設定財政課分）	平成24年度～平成25年度	3,780
同上（平成24年度設定情報統計課分）	平成24年度～平成25年度	122,046
同上（平成24年度設定市民税課分）	平成24年度～平成25年度	12,504
同上（平成24年度設定東京事務所分）	平成24年度～平成25年度	12,645
同上（平成24年度設定生活総務課分）	平成24年度～平成25年度	56,426
同上（平成24年度設定市民課分）	平成24年度～平成25年度	12,909
同上（平成24年度設定国保年金課分）	平成24年度～平成25年度	693
同上（平成24年度設定西部市民サービスセンター分）	平成24年度～平成25年度	13,108
同上（平成24年度設定北部市民サービスセンター分）	平成24年度～平成25年度	27,362
同上（平成24年度設定河辺市民サービスセンター分）	平成24年度～平成25年度	10,696
同上（平成24年度設定雄和市民サービスセンター分）	平成24年度～平成25年度	9,677
同上（平成24年度設定市民相談センター分）	平成24年度～平成25年度	1,617
同上（平成24年度設定秋田市民交流プラザ管理室分）	平成24年度～平成25年度	104,358
同上（平成24年度設定福祉総務課分）	平成24年度～平成25年度	88,426
同上（平成24年度設定食肉衛生検査所分）	平成24年度～平成25年度	3,650
同上（平成24年度設定保健総務課分）	平成24年度～平成25年度	13,550
同上（平成24年度設定子ども総務課分）	平成24年度～平成25年度	2,891
同上（平成24年度設定子ども育成課分）	平成24年度～平成25年度	8,211
同上（平成24年度設定子ども健康課分）	平成24年度～平成25年度	2,359
同上（平成24年度設定環境総務課分）	平成24年度～平成25年度	1,835,848
同上（平成24年度設定商工労働課分）	平成24年度～平成25年度	338,282
同上（平成24年度設定大森山動物園分）	平成24年度～平成25年度	20,542
同上（平成24年度設定農林総務課分）	平成24年度～平成25年度	6,564
同上（平成24年度設定建設総務課分）	平成24年度～平成25年度	482,441

同上（平成24年度設定都市総務課分）	平成24年度～平成25年度	209,536
同上（平成24年度設定美短事務局管理課分）	平成24年度～平成25年度	1,029
同上（平成24年度設定会計課分）	平成24年度～平成25年度	129
同上（平成24年度設定議会事務局分）	平成24年度～平成25年度	3,586
同上（平成24年度設定選挙管理委員会事務局分）	平成24年度～平成25年度	7,388
同上（平成24年度設定教育委員会総務課分）	平成24年度～平成25年度	42,790
同上（平成24年度設定学事課分）	平成24年度～平成25年度	192,909
同上（平成24年度設定教育研究所分）	平成24年度～平成25年度	17,116
同上（平成24年度設定文化振興室分）	平成24年度～平成25年度	2,575
同上（平成24年度設定スポーツ振興課分）	平成24年度～平成25年度	84,418
同上（平成24年度設定中央公民館分）	平成24年度～平成25年度	565
同上（平成24年度設定東部公民館分）	平成24年度～平成25年度	185
同上（平成24年度設定南部公民館分）	平成24年度～平成25年度	150
同上（平成24年度設定北部公民館分）	平成24年度～平成25年度	72
同上（平成24年度設定太平山自然学習センター分）	平成24年度～平成25年度	9,143
同上（平成24年度設定自然科学学習館分）	平成24年度～平成25年度	8,093
同上（平成24年度設定中央図書館明徳館分）	平成24年度～平成25年度	4,440
同上（平成24年度設定土崎図書館分）	平成24年度～平成25年度	36
同上（平成24年度設定新屋図書館分）	平成24年度～平成25年度	809
同上（平成24年度設定雄和図書館分）	平成24年度～平成25年度	362
同上（平成24年度設定千秋美術館分）	平成24年度～平成25年度	75,870
同上（平成24年度設定民俗芸能伝承館分）	平成24年度～平成25年度	669
同上（平成24年度設定佐竹史料館分）	平成24年度～平成25年度	334
同上（平成24年度設定文化会館分）	平成24年度～平成25年度	48,990
同上（平成24年度設定商業高校分）	平成24年度～平成25年度	1,793
同上（平成24年度設定御所野学院高校分）	平成24年度～平成25年度	1,326
同上（平成24年度設定消防本部総務課分）	平成24年度～平成25年度	57,433

平成24年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第１号）

平成24年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表　繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

第１表　繰越明許費　（単位：千円）

款	項	事業名	金額
１　事業費	１　土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	605,000
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	24,000

第２表　債務負担行為　（単位：千円）

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等（平成24年度設定）	平成24年度～平成25年度	13,677

平成24年度秋田市市営墓地会計補正予算（第１号）

平成24年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

第１表　債務負担行為　（単位：千円）

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等（平成24年度設定）	平成24年度～平成25年度	2,562

平成24年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第１号）

平成24年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

第１表　債務負担行為　（単位：千円）

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等（平成24年度設定）	平成24年度～平成25年度	1,950

平成24年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第３号）

平成24年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

第１表　債務負担行為　（単位：千円）

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等（平成24年度設定）	平成24年度～平成25年度	72,483

平成24年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第１号）

平成24年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第１号）は、

次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

第１表　債務負担行為　（単位：千円）

事　項	期　間	限　度　額
施設設備管理費及び機器使用料等（平成24年度設定）	平成24年度～平成25年度	12,504

平成24年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第１号）

平成24年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表債務負担行為」による。

第１表　債務負担行為　（単位：千円）

事　項	期　間	限　度　額
施設設備管理費及び機器使用料等（平成24年度設定）	平成24年度～平成25年度	34,100

平成24年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第１号）

平成24年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

第１表　債務負担行為　（単位：千円）

事　項	期　間	限　度　額
施設設備管理費及び機器使用料等（平成24年度設定）	平成24年度～平成25年度	166,939

平成24年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第１号）

平成24年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

第１表　債務負担行為　（単位：千円）

事　項	期　間	限　度　額
介護保険関連サービス委託経費等	平成24年度～平成25年度	13,731
施設設備管理費及び機器使用料等（平成24年度設定福祉総務課分）	平成24年度～平成25年度	31,178

平成24年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第１号）

平成24年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,327千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,227,670千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
4　繰　越　金		23,800	1,264	25,064
	1　繰越金	23,800	1,264	25,064
5　諸　収　入		10,260	5,063	15,323
	4　雑入	1	5,063	5,064
歳　入　合　計		3,221,343	6,327	3,227,670

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1　総　務　費		62,013	6,327	68,340
	2　徴収費	42,595	6,327	48,922
歳　出　合　計		3,221,343	6,327	3,227,670

第2表　債務負担行為　（単位：千円）

事　項	期　間	限　度　額
施設設備管理費及び機器使用料等（平成24年度設定）	平成24年度～平成25年度	12,577

平成24年度秋田市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条　平成24年度秋田市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条　平成24年度秋田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　項	期　間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等	平成24年度から25年度まで	663,918千円
病衣等借上経費	平成24年度から27年度まで	63,960千円

平成24年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条　平成24年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条　平成24年度秋田市水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事　項	期　間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等	平成24年度から25年度まで	765,817千円
配水管整備事業	平成24年度から25年度まで	309,000千円
豊岩浄水場非常用発電機設備工事	平成24年度から25年度まで	300,000千円

平成24年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条　平成24年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条　平成24年度秋田市下水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事　項	期　間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等	平成24年度から25年度まで	480,440千円

平成24年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第１条　平成24年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第２条　平成24年度秋田市農業集落排水事業会計予算第５条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事　項	期　間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等	平成24年度から25年度まで	86,405千円

秋田市告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第８条第１項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第９条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月25日

秋田市長　穂　積　　志

１　認定路線

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
30861	八橋本町34号線	八橋本町三丁目212番６地先 八橋本町三丁目212番11地先	
41275	将軍野向山12号線	将軍野向山371番２地先 将軍野向山366番３地先	
41276	将軍野向山13号線	将軍野向山356番４地先 将軍野向山366番11地先	
51040	仁井田新中島21号線	仁井田字新中島1053番13地先 仁井田字新中島1053番17地先	

２　縦覧期間

平成24年12月25日から平成25年１月21日まで

秋田市告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項および第２項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月25日

秋田市道路管理者

秋田市長　穂　積　　志

１　道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起点 終点	延長（メートル）	幅員（メートル）
市道	八橋本町34号線	八橋本町三丁目212番６地先 八橋本町三丁目212番11地先	71.40	6.00
市道	将軍野向山12号線	将軍野向山371番２地先 将軍野向山366番３地先	66.80	6.00
市道	将軍野向山13号線	将軍野向山356番４地先 将軍野向山366番11地先	53.10	6.00
市道	仁井田新中島21号線	仁井田字新中島1053番13地先 仁井田字新中島1053番17地先	75.90	6.00

２　区域決定および供用開始の期日

平成24年12月25日

３　縦覧期間

平成24年12月25日から平成25年１月21日まで

秋田市告示第302号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成９年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年12月25日

秋田市長　穂　積　　志

１　公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

２　送達する書類

平成24年度介護保険料納入通知書

平成24年度介護保険料督促状

秋田市告示第303号

秋田市都市緑化の推進に関する条例（平成14年秋田市条例第27号）第９条第４項の規定に基づき、保存樹の指定の解除を別紙のとおりしたので、同条第３項の規定により告示する。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市指定保存樹の指定解除について

保存樹指定解除　一覧

No.	指定番号	指定別	樹　種	指定本数	指定年月日	所　在　地	育成箇所	所有者（管理者）	解除申請本　数	原　因
1	第15号	単独	クロマツ	1	昭和49年10月11日	秋田市南通亀の町６番40号	敷地内	㈱秋田県林業土木協会	１本	樹幹の著しい腐朽
2	第34号	単独	アカマツ	2	昭和49年10月11日	秋田市山内字田中187－３	山裾	松原町内会（管理者）	２本	松くい虫被害

教　委　告　示

秋田市教委告示第16号

平成24年12月27日午後３時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成24年12月21日

秋田市教育委員会
委員長　米　本　か お り

付議案件
秋田市指定文化財の指定解除に関する件

選　管　告　示

秋市選管告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１および３分の１の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第５項の規定により告示する。

平成24年12月２日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

1　50分の１の数　5,343人
2　３分の１の数　89,041人

秋市選管告示第37号

平成24年12月16日執行予定の衆議院議員総選挙における在外投票の期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の２第２項の規定により読み替えて適用される法第48条の２第１項の規定に基づき次のとおり指定したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第３項の規定により告示する。

平成24年12月２日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

1　所在地
秋田市山王一丁目２番34号
2　期日前投票所の名称
秋田市選挙管理委員会

秋市選管告示38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１および３分の１の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第５項の規定により告示する。

平成24年12月３日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

1　50分の１の数　5,346人
2　３分の１の数　89,088人

秋市選管告示第39号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第２号）第62条の２第１項の規定により告示する。

平成24年12月４日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

1　場所　秋田市山王一丁目２番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
2　日時　平成24年12月４日
午後６時

秋市選管告示第40号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の２第２項の規定において読み替えて準用する同法第37条第２項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の７の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成24年12月４日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

平成24年12月16日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職名	住　所	氏　名
平成24年12月５日	投票管理者	秋田市広面字野添78番地３	田村知子
	職務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二木正行
平成24年12月６日	投票管理者	秋田市飯島緑丘町12番１号	小野尊尚
	職務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二木正行

平成24年12月７日	投　票管理者	秋田市太平中関字寺中66番地	田　口　槇　子
	職　務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成24年12月８日	投　票管理者	秋田市土崎港南三丁目９番32号	佐　藤　信　利
	職　務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成24年12月９日	投　票管理者	秋田市高陽青柳町15番25号	根　田　貞　子
	職　務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成24年12月10日	投　票管理者	秋田市新屋大川町６番８号	赤根谷　光　昭
	職　務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成24年12月11日	投　票管理者	秋田市土崎港南三丁目９番32号	佐　藤　信　利
	職　務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成24年12月12日	投　票管理者	秋田市外旭川字野村51番地５	髙　橋　キ　ン
	職　務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成24年12月13日	投　票管理者	秋田市雄和左手子字清水下133番地	嘉　藤　一　司
	職　務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成24年12月14日	投　票管理者	秋田市山王七丁目11番20号	伊　藤　芳　高
	職　務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成24年12月15日	投　票管理者	秋田市土崎港南二丁目３番27号	藤　本　夫美雄
	職　務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行

平成24年12月16日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職名	住　所	氏　名
平成24年12月８日	投　票管理者	秋田市土崎港南二丁目３番27号	藤　本　夫美雄
	職　務代理者	秋田市横森一丁目７番21号	近　藤　　力
平成24年12月９日	投　票管理者	秋田市新屋元町２番34号	三　川　則　子
	職　務代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
	職　務代理者	秋田市飯島松根東町１番22号	奈　良　　毅
平成24年12月10日	投　票管理者	秋田市土崎港中央六丁目10番９号	加　藤　トヨ子
	職　務代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木　　聡
平成24年12月11日	投　票管理者	秋田市飯島緑丘町12番１号	小　野　尊　尚
	職　務代理者	秋田市楢山南中町３番13－301号	夏　井　　浩
	職　務代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
平成24年12月12日	投　票管理者	秋田市太平中関字寺中66番地	田　口　槇　子
	職　務代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木　　聡
	職　務代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
平成24年12月13日	投　票管理者	秋田市広面字野添78番地３	田　村　知　子
	職　務代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
	職　務代理者	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地32	斎　藤　　透
平成24年12月14日	投　票管理者	秋田市新屋大川町６番８号	赤根谷　光　昭
	職　務代理者	秋田市御野場新町二丁目７番13号	廣　田　和　則
平成24年12月15日	投　票管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長谷川　ミオ子
	職　務代理者	秋田市港北新町４番42号	加　藤　　治

平成24年12月16日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

イオンモール秋田			
	職名	住　所	氏　名
平成24年12月８日	投　票管理者	秋田市牛島東六丁目７番３号	福　岡　瑠美子
	職　務代理者	秋田市新屋勝平台６番34号	川　崎　義　則
平成24年12月９日	投　票管理者	秋田市河辺松渕字東沢70番地	小　林　信　子
	職　務代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木　　聡
平成24年12月10日	投　票管理者	秋田市雄和左手子字清水下133番地	嘉　藤　一　司
	職　務代理者	秋田市港北新町４番42号	加　藤　　治
平成24年12月11日	投　票管理者	秋田市河辺岩見字杉沢11番地１	石　塚　小枝子
	職　務代理者	秋田市御野場新町二丁目７番13号	廣　田　和　則

平成24年12月12日	投　票管理者	秋田市雄和碇田字梵天野103番地	那　須　新　一
	職　務代理者	秋田市飯島松根東町１番22号	奈　良　　毅
平成24年12月13日	投　票管理者	秋田市牛島西二丁目13番31号	石　塚　寿香子
	職　務代理者	秋田市飯島松根東町１番22号	奈　良　　毅
平成24年12月14日	投　票管理者	秋田市土崎港中央六丁目10番９号	加　藤　トヨ子
	職　務代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木　　聡
平成24年12月15日	投　票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台67番地	齊　藤　智　子
	職　務代理者	秋田市新屋勝平台６番34号	川　崎　義　則

平成24年12月16日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

北部市民サービスセンター

	職名	住　所	氏　名
平成24年12月８日	投　票管理者	秋田市土崎港中央五丁目８番17号	吉　田　幸　雄
	職　務代理者	秋田市土崎港南三丁目５番18号	熊　谷　恵　一
平成24年12月９日	投　票管理者	秋田市土崎港中央五丁目８番17号	吉　田　幸　雄
	職　務代理者	秋田市外旭川字松崎223番地１	鎌　田　信　一
平成24年12月10日	投　票管理者	秋田市土崎港中央五丁目８番17号	吉　田　幸　雄
	職　務代理者	秋田市飯島川端二丁目４番８号	筒　井　　弘
平成24年12月11日	投　票管理者	秋田市土崎港中央二丁目３番39号	三　浦　誠　一
	職　務代理者	秋田市下浜羽川字家ノ越33番地４	平　塚　久　訓
平成24年12月12日	投　票管理者	秋田市土崎港東二丁目９番34号	加賀谷　俊　雄
	職　務代理者	秋田市泉釜ノ町26番32号	千　田　綾　子
平成24年12月13日	投　票管理者	秋田市土崎港東二丁目９番34号	加賀谷　俊　雄
	職　務代理者	秋田市外旭川字神田46番地３	斉　藤　保　子
平成24年12月14日	投　票管理者	秋田市土崎港中央二丁目３番39号	三　浦　誠　一
	職　務代理者	秋田市土崎港南三丁目５番18号	熊　谷　恵　一
平成24年12月15日	投　票管理者	秋田市土崎港中央二丁目３番39号	三　浦　誠　一
	職　務代理者	秋田市外旭川字松崎223番地１	鎌　田　信　一

平成24年12月16日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

西部市民サービスセンター

	職名	住　所	氏　名
平成24年12月８日	投　票管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務代理者	秋田市牛島南二丁目９番17号	高　橋　英　利
平成24年12月９日	投　票管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務代理者	秋田市新屋扇町３番６号	三　嶌　るり子
平成24年12月10日	投　票管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務代理者	秋田市広面字大巻２番地６	長谷部　陽　子
平成24年12月11日	投　票管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務代理者	秋田市広面字大巻２番地６	長谷部　陽　子
平成24年12月12日	投　票管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務代理者	秋田市山王沼田町10番11－801号	髙　橋　淳　子
平成24年12月13日	投　票管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務代理者	秋田市豊岩石田坂字碇106番地１	佐　藤　清代隆
平成24年12月14日	投　票管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務代理者	秋田市飯島長野中町７番19－16号	北　島　千恵子
平成24年12月15日	投　票管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務代理者	秋田市河辺松渕字松渕３番地	伊　藤　秀　和

平成24年12月16日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

河辺市民サービスセンター

	職名	住　所	氏　名
平成24年12月８日	投　票管理者	秋田市河辺和田字式田82番地２	石　井　繁　男
	職　務代理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地	佐　藤　公　紀
平成24年12月９日	投　票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木　金　満
	職　務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下６番地	石　塚　　稔

平成24年12月10日	投　票 管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地１	石　井　　稔
	職　務 代理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地	佐　藤　公　紀
平成24年12月11日	投　票 管理者	秋田市河辺和田字坂本北540番地３	熊　谷　鉄　美
	職　務 代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下６番地	石　塚　　稔
平成24年12月12日	投　票 管理者	秋田市河辺和田字北条ケ崎146番地	豊　島　金　秀
	職　務 代理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地	佐　藤　公　紀
平成24年12月13日	投　票 管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地１	石　井　　稔
	職　務 代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下６番地	石　塚　　稔
平成24年12月14日	投　票 管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木　金　満
	職　務 代理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地	佐　藤　公　紀
平成24年12月15日	投　票 管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地１	熊　谷　文　雄
	職　務 代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下６番地	石　塚　　稔

平成24年12月16日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

岩見三内連絡所

	職名	住　所	氏　名
平成24年12月８日	投　票 管理者	秋田市河辺岩見字杉沢台３番地１	石　塚　　映
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆
平成24年12月９日	投　票 管理者	秋田市河辺三内字三内段74番地１	佐　藤　憲　一
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆
平成24年12月10日	投　票 管理者	秋田市河辺岩見字杉沢台３番地１	石　塚　　映
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆
平成24年12月11日	投　票 管理者	秋田市河辺岩見字鵜養27番地	佐　藤　昭　久
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆
平成24年12月12日	投　票 管理者	秋田市河辺三内字三内段74番地１	佐　藤　憲　一
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆
平成24年12月13日	投　票 管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地３	備　後　正　義
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆
平成24年12月14日	投　票 管理者	秋田市河辺岩見字鵜養27番地	佐　藤　昭　久
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆
平成24年12月15日	投　票 管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地３	備　後　正　義
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆

平成24年12月16日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

雄和市民サービスセンター

	職名	住　所	氏　名
平成24年12月８日	投　票 管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢１番地	石　井　房　雄
	職　務 代理者	秋田市土崎港西三丁目１番５号	大　和　良　志
平成24年12月９日	投　票 管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地１	鈴　木　靜　夫
	職　務 代理者	秋田市山王五丁目１番15号	藤　田　　靖
平成24年12月10日	投　票 管理者	秋田市雄和相川字高野109番地１	長谷部　久　夫
	職　務 代理者	秋田市雄和下黒瀬字野中７番地	七　尾　宗　弘
平成24年12月11日	投　票 管理者	秋田市雄和椿川字安養寺67番地２	佐　藤　助　久
	職　務 代理者	秋田市保戸野原の町12番11号	清　水　英　樹
平成24年12月12日	投　票 管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田21番地	鎌　田　嘉　一
	職　務 代理者	秋田市土崎港西三丁目１番５号	大　和　良　志
平成24年12月13日	投　票 管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地１	鈴　木　靜　夫
	職　務 代理者	秋田市雄和下黒瀬字野中７番地	七　尾　宗　弘
平成24年12月14日	投　票 管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地４	金　　千代司
	職　務 代理者	秋田市保戸野原の町12番11号	清　水　英　樹
平成24年12月15日	投　票 管理者	秋田市雄和種沢字山王堂143番地２	加　藤　志美雄
	職　務 代理者	秋田市山王五丁目１番15号	藤　田　　靖

平成24年12月16日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

大正寺連絡所			
	職名	住所	氏名
平成24年12月８日	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地３	佐々木　稔
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地１	渡邉和文
平成24年12月９日	投票管理者	秋田市雄和新波字本屋敷169番地	加藤文雄
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地１	渡邉和文
平成24年12月10日	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字真木屋11番地	齊藤良春
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地１	渡邉和文
平成24年12月11日	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字館ノ腰149番地	京極藤美
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地１	渡邉和文
平成24年12月12日	投票管理者	秋田市雄和神ケ村字上開183番地	福原昭夫
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地１	渡邉和文
平成24年12月13日	投票管理者	秋田市雄和繋字脇ノ沢88番地	工藤忠彦
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地１	渡邉和文
平成24年12月14日	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字土場30番地	工藤金也
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地１	渡邉和文
平成24年12月15日	投票管理者	秋田市雄和新波字本屋敷166番地	珍田　智
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字開野８番地２	鈴木　功

秋市選管告示第41号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の２第３項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の２第３項の規定において読み替えて準用する同法第41条第１項の規定により告示する。

平成24年12月４日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市選挙管理委員会	秋田市山王一丁目２番34号	平成24年12月５日から平成24年12月15日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市楢山字長沼27番地３	平成24年12月８日から平成24年12月15日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地蔵田一丁目１番１号	平成24年12月８日から平成24年12月15日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目３番１号	平成24年12月８日から平成24年12月15日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	平成24年12月８日から平成24年12月15日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地２	平成24年12月８日から平成24年12月15日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地１	平成24年12月８日から平成24年12月15日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地１	平成24年12月８日から平成24年12月15日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地２	平成24年12月８日から平成24年12月15日まで

秋市選管告示第42号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の２第３項の規定において読み替えて準用する同法第40条第１項ただし書きの規定に基づき次のとおり定めたので、同条第２項の規定により告示する。

平成24年12月４日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

期日前投票所名	開閉時刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後８時まで（１時間30分繰り下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後８時まで（１時間30分繰り下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市河辺市民サービスセンター	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）

秋市選管告示第43号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第２項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第１項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

平成24年12月４日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

平成24年12月16日執行　衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区（投票所）	職　名	住　所	氏　名
秋田市第１投票区	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目３番25号	片岡　強
（八橋地区コミュニティセンター）	職務代理者	秋田市八橋鯰沼町３番26号	服部芳久
秋田市第２投票区	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町７番15号	松木　仁
（保戸野小学校）	職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地２	八木橋久美
秋田市第３投票区	投票管理者	秋田市飯島松根東町４番18号	北島　学
（秋田北高等学校）	職務代理者	秋田市千秋北の丸５番82号	竹内　康
秋田市第４投票区	投票管理者	秋田市八橋本町三丁目９番８号	赤川孝則
（八橋小学校）	職務代理者	秋田市八橋三和町４番24号	菅井洋紀
秋田市第５投票区	投票管理者	秋田市大町五丁目５番２号	大井　晋
（旭北地区コミュニティセンター）	職務代理者	秋田市土崎港東一丁目６番８号	石井　實
秋田市第６投票区	投票管理者	秋田市川元むつみ町６番14号	廣嶋禮治
（旭南小学校）	職務代理者	秋田市横森五丁目22番12号	南波正志
秋田市第７投票区	投票管理者	秋田市川尻上野町２番14号	相場善治
（川尻小学校）	職務代理者	秋田市茨島六丁目５番36号	池端強志
秋田市第８投票区	投票管理者	秋田市茨島二丁目５番13号	相場文男
（のびのび幼稚園）	職務代理者	秋田市寺内大小路３番13号	前田秀樹
秋田市第９投票区	投票管理者	秋田市牛島東七丁目３番12号	清水川七五三
（南部公民館）	職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目５番52号	伊藤清弥
秋田市第10投票区	投票管理者	秋田市御所野元町六丁目17番22号	佐藤　修
（牛島児童館）	職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉田重人
秋田市第11投票区	投票管理者	秋田市楢山本町10番18号	小熊伸司
（秋田南中学校）	職務代理者	秋田市楢山城南町３番６号	大坂伸吉
秋田市第12投票区	投票管理者	秋田市大町一丁目５番39号	大高三雄
（楢山地区コミュニティセンター）	職務代理者	秋田市金足追分字海老穴72番地２	奈良　薫
秋田市第13投票区	投票管理者	秋田市東通五丁目４番32号	千葉克己
（東小学校）	職務代理者	秋田市外旭川字前谷地248番地２	松前克美
秋田市第14投票区	投票管理者	秋田市中通五丁目９番20－905号	今野　昇
（中通小学校）	職務代理者	秋田市楢山本町10番41号	永田誠一
秋田市第16投票区	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目12番28号	石川惣夫
（秋田東中学校）	職務代理者	秋田市手形字扇田28番地３	佐々木廣次
秋田市第17投票区	投票管理者	秋田市手形山北町８番３号	中田明朗
（広面小学校）	職務代理者	秋田市大平台四丁目６番地８	伊藤樹悦
秋田市第18投票区	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤原良治
（旭川小学校）	職務代理者	秋田市四ツ小屋字古川敷１番地15	加藤育広
秋田市第19投票区	投票管理者	秋田市泉三嶽根１番57号	石塚義太郎
（泉公民館）	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目５番91号	細川公一
秋田市第20投票区	投票管理者	秋田市濁川字蟹子沢106番地	船木重治
（添川地域交流センター）	職務代理者	秋田市新屋松美ガ丘東町１番32号	山本悦子
秋田市第21投票区	投票管理者	秋田市山内字丸木橋121番地５	髙橋重喜
（杉の木園）	職務代理者	秋田市広面字板橋添40番地14	伊藤功一
秋田市第22投票区	投票管理者	秋田市太平八田字八田188番地１	木村　昊
（太平八田公民館）	職務代理者	秋田市桜ガ丘三丁目13番地29	安田光明
秋田市第23投票区	投票管理者	秋田市太平目長崎字本町79番地	須藤孝倶
（太平地域センター）	職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長谷部亨
秋田市第24投票区	投票管理者	秋田市太平中関字平形20番地１	嵯峨敏廣
（太平中学校）	職務代理者	秋田市新屋元町13番３号	今野　工

秋田市第25投票区（太平舘越町内会館）	投票管理者	秋田市太平黒沢字館越50番地２	嵯峨　良憲
	職務代理者	秋田市太平黒沢字稲荷77番地３	加藤　幸人
秋田市第26投票区（(旧)山谷小学校）	投票管理者	秋田市太平山谷字中山谷173番地	鈴木　岩夫
	職務代理者	秋田市新屋天秤野６番31号	佐々木　修
秋田市第27投票区（こまどり幼稚園）	投票管理者	秋田市大住三丁目６番12号	吉川　英次
	職務代理者	秋田市山王中島町６番21号	楢岡　善治
秋田市第28投票区（下北手地域センター）	投票管理者	秋田市下北手松崎字家ノ前119番地	柴田　守
	職務代理者	秋田市下北手柳館字前田面120番地10	佐々木　俊一
秋田市第29投票区（下北手宝川公民館）	投票管理者	秋田市下北手宝川字堂ケ下101番地	川村　俊春
	職務代理者	秋田市下北手宝川字大西ケ沢21番地	川村　隆一
秋田市第30投票区（上北手地域センター）	投票管理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地２	今野　芳夫
	職務代理者	秋田市上北手猿田字二ツ寺83番地２	鎌田　裕
秋田市第31投票区（上北手大戸公民館）	投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸58番地	後藤　誠義
	職務代理者	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地４	須田　浩明
秋田市第32投票区（上北手古野公民館）	投票管理者	秋田市上北手古野字脇ノ田15番地	持主　清一
	職務代理者	秋田市上北手古野字脇ノ田43番地	堀野　茂
秋田市第33投票区（農業協同組合教育研修所）	投票管理者	秋田市仁井田新田一丁目11番54号	原田　隆三
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目17番２号	佐々木　毅
秋田市第34投票区（仁井田小学校）	投票管理者	秋田市仁井田本町六丁目８番77号	上村　隆策
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目４番23号	今野　三悦
秋田市第35投票区（四ツ小屋駅前公民館）	投票管理者	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林６番地２	佐藤　弘志
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地13	鈴木　正人
秋田市第36投票区（四ツ小屋幼稚園）	投票管理者	秋田市四ツ小屋字館野119番地	榎　昌範
	職務代理者	秋田市御所野元町二丁目７番４号	須磨　一郎
秋田市第37投票区（勝平保育園）	投票管理者	秋田市新屋松美ガ丘南町９番６号	菅原　由春
	職務代理者	秋田市泉一ノ坪15番１号	藤原　昭彦
秋田市第38投票区（栗田養護学校）	投票管理者	秋田市外旭川字前谷地１番地７	髙橋　明道
	職務代理者	秋田市大町五丁目６番12号	神田　清武
秋田市第39投票区（秋田西中学校）	投票管理者	秋田市新屋元町２番17号	横山　秀男
	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町２番10号	鈴木　直
秋田市第40投票区（西部市民サービスセンター）	投票管理者	秋田市新屋栗田町１番25号	小島　初男
	職務代理者	秋田市豊岩石田坂字碇106番地１	佐藤　喜代隆
秋田市第41投票区（浜田内浜田会館）	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐々木　俊春
	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町13番６号	佐々木　貴博
秋田市第42投票区（浜田地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市浜田字元中村91番地	相場　義信
	職務代理者	秋田市楢山金照町６番25－４号	赤上　智
秋田市第43投票区（豊岩石田坂公民館）	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字碇130番地	安田　正一
	職務代理者	秋田市御野場新町三丁目17番13号	長谷川　洋一
秋田市第44投票区（豊岩地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴木　時雄
	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字居使31番地	齋藤　ひかる
秋田市第45投票区（豊岩小山公民館）	投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐賀　定
	職務代理者	秋田市豊岩小山字狐森67番地	池田藤彦
秋田市第46投票区（下浜桂根公民館）	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川173番地７	佐藤　洋一
	職務代理者	秋田市下浜桂根字浜添34番地	小野　文彦
秋田市第47投票区（下浜長浜公民館）	投票管理者	秋田市下浜長浜字兜森108番地２	山岡　市男
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目５番４号	伊藤　弘
秋田市第48投票区（下浜羽川公民館）	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金釜　計悦
	職務代理者	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大友　徹
秋田市第49投票区（下浜名ケ沢公民館）	投票管理者	秋田市下浜名ケ沢字浦田87番地	遠藤　善弘
	職務代理者	秋田市桜一丁目16番23号	須田　志美男
秋田市第50投票区（(旧)八田小学校）	投票管理者	秋田市下浜八田字高徳谷地105番地	細部　芳雄
	職務代理者	秋田市下浜羽川字水垂92番地７	佐藤　誠晃
秋田市第51投票区（北部市民サービスセンター）	投票管理者	秋田市新屋扇町９番56－２号	佐々木　聡
	職務代理者	秋田市土崎港北一丁目11番45号	帆苅　博

秋田市第52投票区（土崎小学校）	投票管理者	秋田市飯島字堀川78番地	中島　修
	職務代理者	秋田市外旭川字三千刈21番地４	保坂源栄
秋田市第53投票区（港北小学校）	投票管理者	秋田市土崎港北五丁目３番５号	浅利信雄
	職務代理者	秋田市将軍野南五丁目３番８号	佐藤耕
秋田市第54投票区（土崎中学校）	投票管理者	秋田市土崎港東二丁目１番４号	浅野勲
	職務代理者	秋田市土崎港北四丁目５番59号	須磨良之
秋田市第55投票区（土崎南小学校）	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目11番20号	加賀谷敏春
	職務代理者	秋田市山王七丁目２番14号	山田直
秋田市第56投票区（将軍野中学校）	投票管理者	秋田市将軍野南一丁目14番33号	木村俊之
	職務代理者	秋田市将軍野南五丁目２番12号	鎌田尚
秋田市第57投票区（寺内児童センター）	投票管理者	秋田市寺内児桜一丁目５番19号	古井金壽
	職務代理者	秋田市高陽青柳町２番17号	佐藤曜
秋田市第58投票区（外旭川小学校）	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小野銀逸
	職務代理者	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐藤博幸
秋田市第59投票区（将軍野地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目５番７号	佐藤久
	職務代理者	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地２	佐藤重徳
秋田市第60投票区（市営住宅四ツ谷団地第一集会所）	投票管理者	秋田市将軍野青山町３番39号	小野勲夫
	職務代理者	秋田市外旭川字神田321番地	小野義郎
秋田市第61投票区（笹岡公民館）	投票管理者	秋田市外旭川字家ノ前７番地	関谷孝雅
	職務代理者	秋田市外旭川字家ノ前36番地	中村文清
秋田市第62投票区（飯島地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市飯島松根西町９番50号	千蒲久義
	職務代理者	秋田市飯島穀丁19番５号	池田誠
秋田市第63投票区（飯島小学校）	投票管理者	秋田市飯島鼠田四丁目２番19号	伊藤恵司
	職務代理者	秋田市飯島緑丘町16番29号	若松康博
秋田市第64投票区（北部公民館）	投票管理者	秋田市下新城中野字屋越２番地	小坂由太郎
	職務代理者	秋田市金足大清水字大清水台113番地４	安田忠市
秋田市第65投票区（下新城地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市下新城長岡字長岡25番地	安田巖
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目６番６号	水戸瀬敏之
秋田市第66投票区（下新城堰根公民館）	投票管理者	秋田市下新城岩城字下向199番地	佐藤多十郎
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目３番８号	伊藤隆
秋田市第67投票区（上新城地域センター）	投票管理者	秋田市上新城湯ノ里字家ノ前28番地	熊谷昭男
	職務代理者	秋田市東通一丁目８番28号	佐川誠樹
秋田市第68投票区（上新城道川公民館）	投票管理者	秋田市上新城道川字愛染27番地	大渕道雄
	職務代理者	秋田市上新城道川字脇ノ沢21番地２	白岩実
秋田市第69投票区（上新城小又公民館）	投票管理者	秋田市上新城小又字熊入沢２番地	齊藤貞義
	職務代理者	秋田市飯島長野中町７番19－11号	佐藤弘
秋田市第70投票区（金足農業高等学校）	投票管理者	秋田市金足小泉字潟向７番地19	奈良生八
	職務代理者	秋田市飯島鼠田三丁目８番24号	奈良孝一
秋田市第71投票区（金足西小学校）	投票管理者	秋田市金足下刈字北野57番地30	谷猛次
	職務代理者	秋田市金足小泉字上前15番地	奈良正右衛門
秋田市第72投票区（金足地区集会所）	投票管理者	秋田市金足高岡字稲荷林150番地	斉藤忠一
	職務代理者	秋田市金足浦山字浦山１番地	伊藤吉治
秋田市第73投票区（（旧）金足東小学校）	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千蒲隆
	職務代理者	秋田市土崎港相染町字中谷地９番地41	堀祐樹
秋田市第74投票区（東部公民館）	投票管理者	秋田市千秋中島町23番26号	森合政則
	職務代理者	秋田市広面字屋敷田７番地２	石川宏樹
秋田市第75投票区（泉中学校）	投票管理者	秋田市寺内焼山３番31号	村上實
	職務代理者	秋田市外旭川字山崎３番地１	清水幸代
秋田市第76投票区（勝平地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町２番７号	松下秀博
	職務代理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地98	伊藤武士
秋田市第77投票区（南浜地域活動支援センター）	投票管理者	秋田市千秋明徳町４番51号	秋山修次
	職務代理者	秋田市高陽青柳町16番38号	堀正悦
秋田市第78投票区（秋田市役所）	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内藤克幸
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目５番35号	藤原健一

秋田市第79投票区（大住児童館）	投票管理者	秋田市牛島東五丁目７番41号	松橋弘明
	職務代理者	秋田市御野場新町二丁目20番５号	井上正敏
秋田市第80投票区（御野場病院在宅ケアセンター）	投票管理者	秋田市御野場五丁目７番７号	神谷薫
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字中野104番地３	佐々木勉
秋田市第81投票区（金足岩瀬公民館）	投票管理者	秋田市金足岩瀬字長田10番地３	渡邉貞雄
	職務代理者	秋田市土崎港東四丁目４番17－19号	佐藤高司
秋田市第82投票区（金足黒川公民館）	投票管理者	秋田市金足黒川字黒川226番地	三浦正成
	職務代理者	秋田市金足黒川字黒川31番地	三浦初
秋田市第83投票区（城東中学校）	投票管理者	秋田市広面字長沼７番地29	大友武夫
	職務代理者	秋田市楢山南中町10番45－２号	工藤尚
秋田市第84投票区（桜小学校）	投票管理者	秋田市桜一丁目８番44号	福士啓三
	職務代理者	秋田市土崎港東二丁目２番17号	桜庭静男
秋田市第85投票区（外旭川地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市卸町四丁目５番10号	畠也志史
	職務代理者	秋田市土崎港中央三丁目５番27号	浜田宏
秋田市第86投票区（御所野小学校）	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目３番４号	髙橋博
	職務代理者	秋田市仁井田本町六丁目１番22号	古谷大助
秋田市第87投票区（飯島南小学校）	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番６号	石塚實
	職務代理者	秋田市飯島飯田一丁目３番55号	保坂重巳
秋田市第88投票区（御野場中学校）	投票管理者	秋田市仁井田字新中島1032番地６	佐藤寛次
	職務代理者	秋田市仁井田新田三丁目１番２号	池田伸次
秋田市第89投票区（ウェルビューいずみ）	投票管理者	秋田市泉菅野一丁目５番１号	鷲谷達夫
	職務代理者	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永田智
秋田市第90投票区（鵜養公民館）	投票管理者	秋田市河辺岩見字鵜養27番地	佐藤昭久
	職務代理者	秋田市河辺岩見字鵜養23番地	佐藤忠孝
秋田市第91投票区（新川公民館）	投票管理者	秋田市河辺岩見字小平岱７番地128	小林孝徳
	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢11番地１	石塚三和
秋田市第92投票区（岩見三内地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地３	備後正義
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二木文隆
秋田市第93投票区（砂子渕公民館）	投票管理者	秋田市河辺三内字岩谷袋６番地	佐藤定次
	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下６番地	石塚稔
秋田市第94投票区（萱森生活改善センター）	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸井田喜美雄
	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田口郁夫
秋田市第95投票区（田尻町内会館）	投票管理者	秋田市河辺三内字曽場台59番地１	髙橋義見
	職務代理者	秋田市河辺三内字曽場台152番地２	佐々木透
秋田市第96投票区（赤平ふれあい館）	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木金満
	職務代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石澤盛一
秋田市第97投票区（神内公民館）	投票管理者	秋田市河辺神内字太田面54番地	伊藤秋夫
	職務代理者	秋田市山王六丁目22番14号	名古屋晃
秋田市第98投票区（下諸井児童館）	投票管理者	秋田市河辺諸井字中道278番地２	境屋弘光
	職務代理者	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	髙橋孝一
秋田市第99投票区（三町内会公民館）	投票管理者	秋田市河辺和田字坂本北540番地３	熊谷鉄美
	職務代理者	秋田市河辺和田字坂本北575番地２	熊谷直正
秋田市第100投票区（式田公民館）	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地１	石井稔
	職務代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木聡
秋田市第101投票区（河辺総合福祉交流センター）	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地１	熊谷文雄
	職務代理者	秋田市河辺和田字下タ川原12番地３	金次男
秋田市第102投票区（黒沼多目的共同利用施設）	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上盤昌155番地	松田芳隆
	職務代理者	秋田市河辺松渕字松渕３番地	伊藤秀和
秋田市第103投票区（河辺戸島ふるさとセンター）	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町132番地	長谷川清正
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地２	鈴木仁
秋田市第104投票区（畑谷公民館）	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村55番地	尾形秀金
	職務代理者	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲垣和春

秋田市第105投票区（雄和基幹集落センター）	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地３	佐々木　稔
	職務代理者	秋田市雄和向野字築土手50番地１	那須誠子
秋田市第106投票区（神ケ村自治会館）	投票管理者	秋田市雄和神ケ村字上開183番地	福原昭夫
	職務代理者	秋田市雄和新波字新町54番地	藤原正人
秋田市第107投票区（萱ケ沢自治会館）	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字館ノ腰149番地	京極藤美
	職務代理者	秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢37番地	佐々木俊郎
秋田市第108投票区（中ノ沢自治会館）	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字土場30番地	工藤金也
	職務代理者	秋田市御所野地蔵田四丁目15番３号	池田義高
秋田市第109投票区（雄和左手子交流センター）	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下133番地	嘉藤一司
	職務代理者	秋田市雄和種沢字宮ノ前134番地	佐藤勇悦
秋田市第110投票区（種沢自治会館）	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地１	鈴木靜夫
	職務代理者	秋田市雄和平沢字田中35番地１	秋山勝
秋田市第111投票区（平尾鳥会館）	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田102番地	酒井善重郎
	職務代理者	秋田市雄和平尾鳥字中田22番地２	酒井志美雄
秋田市第112投票区（女米木自治会館）	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢１番地	石井房雄
	職務代理者	秋田市雄和繋字宿83番地	斎藤盛又
秋田市第113投票区（戸賀沢自治会館）	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地３	佐々木一範
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地１	渡邉和文
秋田市第114投票区（相川コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地４	金千代司
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋309番地	伊藤洋文
秋田市第115投票区（高野生活改善センター）	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地１	長谷部久夫
	職務代理者	秋田市雄和相川字高野147番地１	大宮浩樹
秋田市第116投票区（雄和市民サービスセンター）	投票管理者	秋田市雄和平沢字大部35番地	伊藤一敏
	職務代理者	秋田市八橋新川向14番18号	今川智仁
秋田市第117投票区（長者やま荘）	投票管理者	秋田市雄和椿川字袖ノ沢８番地	堀井弘昭
	職務代理者	秋田市御所野元町四丁目５番33号	浅野学
秋田市第118投票区（安養寺児童館）	投票管理者	秋田市雄和椿川字関田89番地	黒崎欽一
	職務代理者	秋田市雄和椿川字方福87番地２	黒崎隆一
秋田市第119投票区（本田自治会館）	投票管理者	秋田市雄和田草川字太田37番地	石井重一
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字中台65番地１	丸山春男
秋田市第120投票区（芝野自治会館）	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台15番地１	佐藤文博
	職務代理者	秋田市雄和椿川字長者屋敷50番地１	佐藤和也
秋田市第121投票区（下黒瀬自治会館）	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐藤常雄
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字湯野目178番地１	菊地義壽

秋市選管告示第44号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第１項の規定により告示する。

平成24年12月４日

秋田市選挙管理委員会

委員長　菅原弘夫

投票所一覧表

投票区	投票所名	住所
1	秋田市八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目２番27号
2	秋田市立保戸野小学校	保戸野すわ町９番60号
3	秋田県立秋田北高等学校	千秋中島町８番１号
4	秋田市立八橋小学校	八橋大沼町７番１号
5	秋田市旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目４番15号
6	秋田市立旭南小学校	旭南一丁目15番１号
7	秋田市立川尻小学校	川尻みよし町８番31号
8	のびのび幼稚園	茨島四丁目１番20号
9	秋田市南部公民館	牛島東六丁目４番５号
10	秋田市牛島児童館	牛島東一丁目２番７号
11	秋田市立秋田南中学校	南通宮田15番１号
12	秋田市楢山地区コミュニティセンター	楢山南中町１番９号
13	秋田市立東小学校	東通二丁目11番１号
14	秋田市立中通小学校	中通五丁目８番22号
16	秋田市立秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	秋田市広面小学校	広面字蟹沢29番地
18	秋田市立旭川小学校	手形字才ノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根１番６号
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地
21	杉の木園	山内字上台15番地２
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地の５

23	秋田市太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地
24	秋田市立太平中学校	太平中関字平形46番地
25	太平舘越町内会館	太平黒沢字砂子沢２番地１
26	（旧）秋田市立山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地
27	こまどり幼稚園	横森五丁目１番29号
28	秋田市下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地の１
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ケ下105番地
30	秋田市上北手地域センター	上北手猿田字四ツ小屋29番地の１
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田県農業協同組合教育研修所	仁井田字小中島185番地２
34	秋田市立仁井田小学校	仁井田本町四丁目７番１号
35	四ツ小屋駅前公民館	四ツ小屋小阿地字柳林33番地３
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場２番地４
37	勝平保育園	新屋松美ガ丘南町16番13号
38	秋田県立栗田養護学校	新屋栗田町10番10号
39	秋田市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号
40	秋田市西部市民サービスセンター	新屋扇町13番34号
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地の７
42	秋田市浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地６
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碇11番地の１
44	秋田市豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地１
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田４番地の１
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋70番地
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
49	下浜名ケ沢公民館	下浜名ケ沢字浦田123番地
50	（旧）秋田市立八田小学校	下浜八田字餅田42番地
51	秋田市北部市民サービスセンター	土崎港西五丁目３番１号
52	秋田市立土崎小学校	土崎港中央三丁目１番78号
53	秋田市立港北小学校	土崎港北四丁目６番１号
54	秋田市立土崎中学校	土崎港北一丁目３番１号
55	秋田市立土崎南小学校	土崎港東一丁目６番39号
56	秋田市立将軍野中学校	将軍野南一丁目12番１号
57	秋田市寺内児童センター	寺内堂ノ沢二丁目10番17号
58	秋田市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地２
59	秋田市将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目８番８号
60	秋田市営住宅四ツ谷団地第一集会所	将軍野堰越８番
61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地
62	秋田市飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町５番22号
63	秋田市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目２番１号
64	秋田市北部公民館	下新城中野字前谷地263番地
65	秋田市下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193番地４
66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地
67	秋田市上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地の５
68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下85番地
69	上新城小又公民館	上新城小又字落合７番地
70	秋田県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地の４
71	秋田市立金足西小学校	金足大清水字大清水台１番地
72	金足地区集会所	金足高岡字古館41番地
73	（旧）秋田市立金足東小学校	金足片田字待入109番地
74	秋田市東部公民館	広面字釣瓶町13番地の３
75	秋田市立泉中学校	泉北二丁目６番１号
76	秋田市勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号
77	南浜地域活動支援センター	新屋南浜町７番10号
78	秋田市役所	山王一丁目１番１号
79	秋田市大住児童館	仁井田字西潟敷33番地
80	御野場病院在宅ケアセンター	御野場四丁目３番４号
81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地の２
82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
83	秋田市立城東中学校	広面字鍋沼17番地
84	秋田市立桜小学校	桜四丁目12番１号
85	秋田市外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
86	秋田市立御所野小学校	御所野元町五丁目１番１号
87	秋田市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目１番２号
88	秋田市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地
89	ウェルビューいずみ	泉菅野二丁目17番27号
90	鵜養公民館	河辺岩見字鵜養50番地２
91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地１
92	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地１
93	砂子渕公民館	河辺三内字高畑内
94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地２
95	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番地１
96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地６
97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地２
98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地１
99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
100	式田公民館	河辺和田字式田107番地３
101	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地１
102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地

103	河辺戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町93番地
104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村74番地１
105	雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地２
106	神ケ村自治会館	雄和神ケ村字大橋248番地
107	萱ケ沢自治会館	雄和萱ケ沢字萱ケ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ケ沢字土橋45番地３
109	雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地３
110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂40番地３
111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地１
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢自治会館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセンター	雄和相川字上野111番地１
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内
116	秋田市雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48番地１
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地１
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地１
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地２
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地１

秋市選管告示第45号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第１項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第２項の規定により告示する。

平成24年12月４日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

１　投　票　区　秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
２　閉じる時刻　午後７時

秋市選管告示第46号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

平成24年12月４日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

１　場所　秋田市八橋本町六丁目12番20号
　　秋田市立体育館
２　日時　平成24年12月16日
　　午後９時15分

秋市選管告示第47号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者およびその職務を代理すべき者を次のように選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告示する。

平成24年12月４日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

１　開票管理者
　秋田市大住三丁目３番43号　菅　原　弘　夫
２　開票管理者の職務を代理すべき者
　秋田市新屋豊町10番30号　塚　田　勇

秋市選管告示第48号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第６項の規定により告示する。

平成24年12月４日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

１　場所　秋田市山王一丁目２番34号
　　秋田市選挙管理委員会事務局
２　日時　平成24年12月13日
　　午後５時30分

秋市選管告示第49号

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第20条の規定により行う、裁判官の氏名等の掲示場所を各投票所の入口又はその付近１箇所とし、次のとおり定めたので、最高裁判所裁判官国民審査執行規程（平成２年秋選管告示第10号）第２条第２項の規定により告示する。

平成24年12月４日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

秋市選管告示第50号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成24年12月14日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

秋田市第19投票区（泉公民館）
新　秋田市泉一ノ坪４番11号　三　浦　金　光
旧　秋田市泉三嶽根１番57号　石　塚　義太郎

農　委　告　示

秋田市農委告示第15号

平成24年12月19日午後２時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成24年12月12日

秋田市農業委員会会長　佐々木　吉　秋

案件
１　農地法第３条の規定による許可申請に関する件（12件）

2　農地法第５条の規定による許可申請に関する件（４件）
3　農用地利用集積計画（平成24年度第９号）に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第40号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第９条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一

1　供用および下水の処理を開始すべき年月日
平成25年１月７日
2　下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域
別紙（省略）のとおり
3　供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
4　供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別
分流式
5　終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
6　縦覧場所の住所
秋田市八橋本町六丁目12番15号
7　縦覧の期間
平成24年12月29日から平成25年１月６日まで（土曜日、日曜日および祝祭日を除く、午前８時30分から午後５時15分まで）

公　　告

秋田市公告

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第３条第１項第４号の規定に基づき、平成22年度および平成23年度に地籍調査を行った区域の土地について、地図および簿冊を作成したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条第１項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の閲覧に供する。

平成24年12月４日

秋田市長　穂　積　　志

1　調査を行った区域　秋田市河辺和田字上野、石川河原および宮崎の各一部
2　地図および簿冊の名称　地籍図原図・地籍簿（案）
3　閲覧期間　平成24年12月６日から同月25日までの土曜日、日曜日および国民の祝日を除く毎日。ただし、出張閲覧は同月９日㈰に行うこととする。
4　閲覧時間（出張閲覧を除く。）　午前９時から午後５時まで
5　閲覧場所　河辺市民サービスセンター　２階大会議室
6　出張閲覧場所　秋田市河辺和田字式田　式田公民館　平成24年12月９日㈰午前９時から午後３時まで
7　誤り等訂正の申出　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して、誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
8　地図は、平成22年度地籍調査分は平成22年10月測量および平成23年度地籍調査分は平成23年10月測量。簿冊は、平成24年11月８日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

次のとおり南部市民サービスセンター（仮称）電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成24年12月４日

秋田市長　穂　積　　志

1　入札に付する事項
⑴　本工事は共同企業体による工事である。
⑵　工事番号　他工　第41号
⑶　工事名　南部市民サービスセンター（仮称）電気設備工事
⑷　工事場所　秋田市御野場一丁目12番３ほか
⑸　工事概要　本体棟　ＲＣ造２階建（一部３階建）
2,229.44㎡
倉庫棟　Ｓ造平屋建　18.20㎡
受変電設備　幹線設備
発電設備　動力設備
電灯設備　換気空調電源設備
コンセント設備　時刻表示設備
拡声設備　誘導支援設備
テレビ共同受信設備　監視カメラ設備
構内交換設備　構内情報通信網設備
自動交付機設備　火災報知設備
雷保護設備　警備用配管設備
融雪設備　外構設備
⑹　工事期限　平成26年４月25日㈮
⑺　予定価格　129,930,000円（消費税別）
⑻　開札予定期日　平成25年１月９日㈬
⑼　契約予定期日　平成25年１月15日㈫
⑽　注意事項
ア　この入札は、電子入札により執行する。
イ　秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
ウ　本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
エ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
オ　入札執行回数は、１回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。
カ　各年度における請負代金の支払限度額および出来高予定額は次のとおりとする。
平成24年度　支払限度額　０円
出来高予定額　０円
平成25年度　支払限度額　出来高予定額と同額
出来高予定額　請負代金の80％
平成26年度　支払限度額　残額

出来高予定額　残額

2　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

⑴　共同企業体に関する事項

ア　共同企業体の結成は、⑵に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者２社による自主結成とする。

イ　各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

⑵　共同企業体の構成員に関する事項

ア　代表者要件

㋐　公告日時において、秋田市の電気工事Ａ級に等級格付されていること。

㋑　電気工事業における特定建設業の許可を有すること。

㋒　電気工事業の許可を有しての営業年数が６年以上であること。

㋓　電気工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

㋔　公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

イ　代表者以外の構成員要件

㋐　公告日時において、秋田市の電気工事Ａ級に等級格付されていること。

㋑　電気工事業の許可を有しての営業年数が６年以上であること。

㋒　電気工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

㋓　公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3　入札参加資格審査の申請に関する事項

⑴　入札に参加しようとする共同企業体は、平成24年12月10日㈪までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア　特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式１）

イ　特定建設工事共同企業体協定書（様式２）の写し

ウ　施工実績調書（電気工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式３）。）

エ　配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式４）。）

オ　誓約書（様式５）

⑵　申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

⑶　申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア　受付期間　平成24年12月４日㈫から同月10日㈪までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前９時から午後４時まで

イ　受付場所　秋田市総務部契約課工事契約担当

ウ　申請用紙　秋田市のホームページから入手すること。

4　指名に関する事項

⑴　市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。

⑵　提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。

⑶　指名通知および選定結果通知については、平成24年12月18日㈫に電子入札システムを使用して、３の⑴により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。

⑷　入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成24年12月18日㈫に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成25年１月10日㈭午後５時までに返却すること。

5　設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

⑴　設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。

⑵　販売店　財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目２番35号（市役所山王別館１階）
電　話　018－863－2581
ＦＡＸ　018－863－6556

⑶　販売期間　平成24年12月４日㈫から同月26日㈬までの販売店の営業時間内

⑷　設計図書の販売価格　１式　34,080円（設計書　1,080円、図面　33,000円）（税込み）（CD-ROM　有（１枚1,000円））

⑸　購入方法　設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成24年12月26日㈬までにＦＡＸで販売店へ申し込むこと。

⑹　設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取ること。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

⑺　設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。

⑻　閲覧期間　平成24年12月４日㈫から平成25年１月８日㈫午後３時までの販売店の営業時間内

⑼　閲覧方法　設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6　その他

⑴　申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。

⑵　提出された申請書等は、返却しない。

⑶　落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。

⑷　申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話　018－866－2165

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第３条第１項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年12月10日

秋田市長　穂　積　　志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
猪　股　茂　樹	工藤胃腸内科クリニック 秋田市中通一丁目３番５号 秋田キャッスルホテル２階

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第１項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第３項において準用する同法第９条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年12月12日

秋田市長　穂　積　　志

１　土地区画整理事業の名称
　キャンパスタウン自由が丘地区土地区画整理事業
２　施行地区
　秋田市下新城中野字街道端西の一部
３　施行者の氏名
　アイホームプラザ株式会社　代表取締役　渡部　久志
４　事務所の所在地
　潟上市飯田川飯塚字古開90番地７
５　施行認可の年月日
　平成12年12月６日
６　事業施行期間
　平成12年12月６日から平成25年11月30日まで
７　変更認可の年月日
　平成24年12月12日

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定により準用する同法第19条第１項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第２項の規定において準用する同法第17条第１項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成24年12月13日

秋田市長　穂　積　　志

１　都市計画の種類および名称
　河辺都市計画秋田市公共下水道（河辺地域）
２　都市計画を変更しようとする区域
　秋田市河辺北野田高屋字小高および河辺諸井字後野中島地内
３　縦覧場所
　秋田市山王一丁目１番１号　秋田市都市整備部都市計画課
４　縦覧期間
　平成24年12月14日から同月28日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定により準用する同法第19条第１項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第２項の規定において準用する同法第17条第１項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成24年12月13日

秋田市長　穂　積　　志

１　都市計画の種類および名称
　秋田都市計画秋田市公共下水道（秋田地域）
２　都市計画を変更しようとする区域
　秋田市金足岩瀬字岩瀬、字後田、字大表、字北田、字小鹿瀬、字才ノ浜、字佐戸沢、字山王田、字長田、字前山、金足浦山字岩崎、字浦山、字金ヶ崎、字松葉崎、金足大清水字家ノ下、字大清水台、金足片田字鴻坂、字苅又、字コフラケ、字駒込、字竹原、字野尻、字深田、字待入、字松ノ木、字山崎、字横関、金足黒川字内畑、字沖川端、字上ノ山、字黒川、字深田、金足下刈字北野、字財ノ浜、字館越、字林中、字深田、字前田、金足高岡字稲荷林、字古館、字狢沢、字八幡田、金足鳰崎字二ツ森、金足堀内字小栗、字神田、字堀内、金足吉田字イカリ、字羽中、字深田、字松ノ下、添川字添川、浜田字大森山および字潟端地内
３　縦覧場所
　秋田市山王一丁目１番１号　秋田市都市整備部都市計画課
４　縦覧期間
　平成24年12月14日から同月28日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定により準用する同法第19条第１項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第２項の規定において準用する同法第17条第１項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成24年12月13日

秋田市長　穂　積　　志

１　都市計画の種類および名称
　秋田都市計画道路　３・３・６号　下新城中野線
　秋田都市計画道路　３・４・10号　飯島相染線
　秋田都市計画道路　３・５・34号　土崎環状線
　秋田都市計画道路　３・６・43号　壱騎町御蔵町線
２　位置および区域
　秋田市下新城中野字琵琶沼、下新城長岡字毛無谷地、字琵琶沼、飯島道東三丁目、飯島川端二丁目、飯島字古道下川端、字古道、字砂田、土崎港東一丁目、土崎港南一丁目、土崎港南三丁目、将軍野南一丁目、将軍野南三丁目、将軍野南五丁目、寺内大畑、寺内焼山、寺内後城、土崎港中央一丁目、土崎港中央二丁目、土崎港中央三丁目、土崎港中央四丁目および土崎港中央六丁目地内
３　縦覧場所
　秋田市山王一丁目１番１号　秋田市都市整備部都市計画課
４　縦覧期間
　平成24年12月14日から同月28日まで

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成24年12月13日

秋田市長　穂　積　　志

1　撤去し、保管した自転車等
⑴　放置されていた場所および台数（158台）
追分駅東自転車等駐車場　１台
追分駅前自転車等駐車場　39台
上飯島駅自転車等駐車場　２台
土崎駅前自転車等駐車場　19台
土崎図書館前自転車等駐車場　13台
土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場　26台
新屋駅前自転車等駐車場　26台
秋田駅東自転車等駐車場　３台
四ツ小屋駅前自転車等駐車場　１台
牛島駅東自転車等駐車場　16台
牛島駅西自転車等駐車場　10台
下浜駅前自転車等駐車場　２台
⑵　撤去し、保管した年月日
平成24年12月５日および同月７日
⑶　返還を行う時間および場所
ア　時間　午前９時から午後５時まで
イ　場所　秋田市が指定する各自転車等駐車場
⑷　返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成24年12月27日から平成25年６月27日まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日および12月29日から１月３日を除く。）
2　返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
3　自転車等の処分
この公告に係る自転車等で、公告後６か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。
4　問合せ先
秋田市山王一丁目１番１号
秋田市都市整備部交通政策課
電話　866－2035

秋田市公告

都市公園の区域を変更するので、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）第13条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年12月14日

秋田市長　穂　積　　志

1　区域を変更する都市公園の名称、位置および区域変更の期日

都市公園の名称	位　置	区域変更の期日
千秋公園	秋田市千秋公園203番26、203番27	平成24年12月14日

2　都市公園の区域
別図（省略）のとおり

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成24年12月19日

秋田市長　穂　積　　志

1　公売財産の内容
⑴　公売財産　別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
⑵　公売保証金　　1,910,000円
⑶　見積価額　　19,100,000円
2　公売日時
⑴　参加申込期間
平成25年１月８日㈫午後１時から同月22日㈫午後11時まで
⑵　入札期間
平成25年１月29日㈫午後１時から同年２月５日㈫午後１時まで
⑶　開札
平成25年２月５日㈫午後１時
3　公売場所
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ
（http://koubai.auctions.yahoo.co.jp）
4　公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
5　売却決定日時
平成25年２月12日㈫午前10時
6　売却決定場所
秋田市山王一丁目１番１号　秋田市企画財政部特別滞納整理課
7　買受代金納付期限
平成25年２月12日㈫午後２時30分
8　買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
9　公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
10　権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
11　危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
12　権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
13　消費税等の取扱い
土地付建物は、「非課税財産」と「課税財産」が混在する「混在財産」のため、見積価額に既に消費税相当額を含んでいる。
14　公売保証金
入札に当たり、１の⑵の公売保証金の納付が必要となる。
15　その他
⑴　公売財産に入札しようとする者（以下「入札者」という。）は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続が必要である。
⑵　入札は、入札期間中に１回のみ可能である。なお、一度行った入札については、入札者の都合による取消しおよび変更はできない。
⑶　滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
⑷　買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
⑸　落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金

は市に帰属する。
⑹　公売財産の建物については、建築時期（昭和43年）、構造（鉄筋コンクリート）および用途（事務所）から吹付アスベスト等が使用されている可能性があり、アスベストの使用の詳細については、不明である。
⑺　公売財産内の動産類を撤去する場合は、買受人が行うものとする。
⑻　公売財産の建物に付随する屋上パラペット部の笠木と幕板（アルミ）に破損がある。さらに、建物の壁のタイルが浮いている状態で、モルタル部分を含め落下するおそれがある。

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成24年12月19日

秋田市長　穂　積　　志

1　公売財産の内容
別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
2　公売日時
⑴　参加申込期間
平成25年１月８日㈫午後１時から同月22日㈫午後11時まで
⑵　入札期間
平成25年１月29日㈫午後１時から同月31日㈭午後11時まで
⑶　開札
平成25年２月１日㈮午前10時
3　公売場所
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ
（http://koubai.auctions.yahoo.co.jp）
4　公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
5　売却決定日時
平成25年２月１日㈮午前10時
6　売却決定場所
秋田市山王一丁目１番１号　秋田市企画財政部特別滞納整理課
7　買受代金納付期限
平成25年２月８日㈮午後２時30分
8　買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
9　公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
10　権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
11　危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
12　権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
13　消費税等の取扱い
見積価額、最高価申込価額および落札価額には、消費税相当額を含む。
14　その他
⑴　滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
⑵　買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
⑶　いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。
⑷　洋服タンス、木置物については直接引取りが可能であること。
⑸　秋田市は、瑕疵（かし）担保責任を負わない。

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成24年12月19日

秋田市長　穂　積　　志

1　申請者の住所および氏名
秋田市新屋日吉町42番40号
有限会社リフォームキャップ
代表取締役　佐藤　文人
2　道路位置指定箇所
秋田市楢山本町215番８
3　道路幅員　4.50メートル
4　道路延長　34.01メートル
5　指定年月日および番号
平成24年12月19日　第５号

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第１項の規定により、農用地利用集積計画（平成24年度第９号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年12月21日

秋田市長　穂　積　　志

1　縦覧に供する書類　農用地利用集積計画書
2　縦覧時間　午前８時30分から午後５時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
3　縦覧場所　秋田市八橋本町六丁目12番１号
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容が秋田市手形字山崎44番３秋田駅東地区土地区画整理工事事務所の掲示板に掲示されている。

平成24年12月25日

秋田市長　穂　積　　志

記

秋田市手形字西谷地203番地２　野呂田　愛　子
秋田市手形字西谷地203番地２　野呂田　国　男

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて通知の内容が下記２の場所に掲示されていることを公告する。

平成24年12月25日

秋田都市計画事業
秋田駅東第三地区土地区画整理事業
施行者　秋田市
代表者　秋田市長　穂　積　志

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所および氏名
住所　秋田市手形字西谷地203番地２
氏名　野呂田　愛　子
住所　秋田市手形字西谷地203番地２
氏名　野呂田　国　男

２　掲示版の所在地
秋田市手形字山崎44番地３

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第４項において準用する同法第11条第１項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成25年１月25日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

平成24年12月27日

秋田市長　穂　積　志

１　農用地利用計画の案の縦覧期間
自　平成24年12月27日
至　平成25年１月25日

２　縦覧時間
午前８時30分から午後５時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日ならびに平成24年12月29日から平成25年１月３日までを除く。

３　農用地利用計画の案の縦覧場所
秋田市八橋本町六丁目12番１号
秋田市農林部農林総務課

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年12月14日

秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一

１　入札に付する事項

⑴　入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第34号 豊岩浄水場浄水池 №２水位計修繕	秋田市豊岩豊巻字上野164番地	平成25年３月15日	次の①および②の要件を満たしていること。 ①　電気工事Ａ級又はＢ級 ②　水道施設（浄水場・配水場他）において、計装設備の施工実績があること（元請、下請は問わない。）。 （基本的要件については、別に記載）

⑵　上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア　前項の入札参加要件で「電気工事Ａ級又はＢ級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事のＡ級又はＢ級に等級格付されている者をいう。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

ウ　建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ　秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ　銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ　電気工事について資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

キ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

２　入札に関する事項

⑴　入札の日時　平成24年12月25日㈫午前10時

⑵　入札の場所　秋田市川尻みよし町14番８号
秋田市上下水道局　別館二階　会議室（庁舎裏）

⑶　入札保証金　免除

⑷　契約予定日　平成24年12月28日㈮

⑸　注意事項

ア　秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第３号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

た額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　開札の結果、落札候補者がないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がないときは、再度の入札を１回に限り行う。

エ　落札候補者となるべき同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3　入札参加申込みに関する事項

⑴　入札に参加を希望する者は、平成24年12月21日㈮までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式１。以下「申請書」という。）を提出すること。

⑵　申請書の提出

申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

⑶　申請書の受付

申請書は、次のとおり受け付ける。

ア　受付期間　平成24年12月14日㈮から同月21日㈮までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前９時から午後４時まで

イ　受付場所　秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号　八橋下水道終末処理場内）

ウ　申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

4　設計書および設計図面の閲覧に関する事項

⑴　閲覧期間は、平成24年12月14日㈮から同月21日㈮までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前９時から午後４時までとする。

⑵　閲覧・貸出場所　秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号　八橋下水道終末処理場内）

⑶　設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5　事後審査に関する事項

⑴　落札候補者は、平成24年12月25日㈫から同月26日㈬までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア　事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式２）

イ　施工実績調書（様式４）および契約書等の写し

ウ　配置予定技術者の資格・ 工事経歴（様式５）および資格者証の写し

⑵　事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にもその旨を通知する。

⑶　落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6　その他

⑴　申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

⑵　提出された申請書は、返却しない。

⑶　申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話　018－823－8434